

## 東京外濠・神田川の水辺空間に関する研究： 明治期の土手改変と周辺地域の変容過程を中心

高道, 昌志 / TAKAMICHI, Masashi

---

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

225

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第379号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(工学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013073>

法政大学審査学位論文

東京外濠・神田川の水辺空間に関する研究  
～明治期の土手改変と周辺地域の変容過程を中心に～

2015 年度

法政大学大学院デザイン工学研究科

建築学専攻博士後期課程

高道昌志



第1章 序論	P.5
1-1 背景と目的	P.7
都市にとっての水辺とは / 都市空間における水辺の様相 /	
二面性を備えた外濠・神田川の水辺としての特質 /	
方法論としての外濠・神田川 / 問題の所在 / 本論分の目的	
1-2 先行研究と本論文の位置づけ	P.18
近代都市史研究の道程 / 水辺という視点の創出 / 水都学の提唱へ /	
水辺の土地権利関係から都市空間へ	
1-3 研究方法と本論の構成	P.25
分析方法 / 用語の定義 / 分析にあたっての視座 / 資料について /	
河岸地台帳を用いた先行研究と本論文の位置づけ / 論文の構成	
第2章 制度・管理体制から見る近代における外濠・神田川の土手空間	P.39
2-1 はじめに	P.41
本章の目的 / 研究方法	
2-2 近世の外濠・神田川―幕府による管理と土手空間の多様性	P.43
各濠・土手の特性 / 純然な堀としての牛込濠 /	
水路機能を兼ねる神田川 / 舟運基地としての神楽河岸 /	
近世の土手空間とその管理状況 / 営為を受容する土手	
2-3 都市計画のなかの外濠・神田川	P.50
「東京防火令」に基づく水路の新規開鑿 /	
「東京市区改正計画」における東京の水路網構想 /	
外濠・神田川への影響 / 土地処理問題から近代河岸地の成立へ /	
河岸地編入の進行 / 河岸地規則のひずみ / 制度から見た明治期の河岸地	
2-4 まとめ	P.60
第3章 周辺地域に取り込まれた土手	
―明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程―	P.67
3-1 はじめに	P.69
本章の目的 / 方法と資料 / 対象地について	
3-2 河岸地編入に至るまでの制度的経緯 - 「河岸地規則」の制定	P.72
3-3 河岸地編入期 - 区画の復元と形成過程の考察	P.73
神楽土手 / 市兵衛土手	
3-4 河岸地編入以降の変容過程について	P.79

---

河岸地の更新頻度 / 拝借人・用途の変化から見る各河岸の変容過程 / 拝借人所在地から見た河岸地の構造	
3-5 まとめ	P.85
第4章 独自に展開する土手空間	P.91
—明治期における飯田河岸の成立とその変容過程—	
4-1 はじめに	P.93
本章の目的 / 方法と資料 / 対象地の幕末期の状況について	
4-2 制度的な背景から見た飯田土手の河岸地編入	P.96
4-3 河岸地編入期—復元作業と形成過程の考察	P.97
飯田河岸成立時の区画の復元 / 飯田河岸成立時の空間構造 / 河岸地編入 (明治 22 年) までの動向 / 河岸地編入 (明治 22 年) から成立 (明治 23 年) までの動向	
4-4 河岸地編入以降の動向と変容過程について	P.103
拝借人の変化により分割される初期構造 / 拝借人から見た飯田河岸の変容とその特質	
4-5 まとめ	P.110
第5章 市ヶ谷濠・牛込濠の変容	
—甲武鉄道の敷設事業から見る近代外濠空間の成立—	P.117
5-1 はじめに	P.119
本章の目的 / 方法と資料 / 対象地について	
5-2 都市の空地としての土手 - 甲武鉄道路線決定の経緯	P.123
甲部鉄道の市内への延伸決定 / 市区改正委員会での議論 / 陸軍の意向 / 市区改正委員会の意向	
5-3 都市の要害から開かれた土手空間へ	P.131
開放された土手 / 風致という観点からの鉄道工事への制約 / 近代の土手空間の成立 / 周辺住民による土手空間の改変	
5-4 まとめ	P.143
第6章 河岸地から見た周辺地域の変容	P.149
6-1 はじめに	P.151

---

---

本章の目的 / 方法と資料	
6-2 河岸地の成立過程に見る周辺武家地の変容	P.155
神楽・市兵衛河岸の成立 / 三崎河岸の成立 /	
拝借人の所在地の性質 / 河岸地拝借人による地域開発	
6-3 河岸地拝借人の存在形態	P.168
河岸地周辺所有者による土手空間への関与 / 周辺型拝借人から見た地域変容 /	
地主層としての周辺型拝借人 / 地域無縁の拝借人	
6-4 まとめ	P.176
第7章 水辺から見た都市組織と都市風景の変容	P.183
7-1 はじめに	P.185
本章の目的 / 方法と資料	
7-2 明治期における土地所有の動態と屋敷街の構造	P.187
明治初期から中期にかけての土地の状況 /	
明治後期までの土地所有と屋敷地の開発 / 内外郭による開発主体の相違 /	
盛り場の形成 / 土地運用に基づく街区規模の花街開発	
7-3 外濠界隈の土地利用と水辺から見た場の特性	P.198
外濠周辺の屋敷街としての資質 / 屋敷街としての土地利用 /	
水辺に開いた生活空間 / 眺望としての外濠景観 /	
象徴的にそびえる内郭側の近代施設 / 都市交通としての河岸地の舟宿	
7-4 まとめ	P.211
第8章 結章	P.215
8-1 結論	P.217
土手ごとに見られた営為の受容過程と近代水辺空間の形成 /	
近代水辺利用者の都市的な展開 / 外濠・神田川から見た近代東京 /	
都市にとっての水辺とは / 外濠・神田川地区の再生に向けて	
8-2 論文初出	P.223
8-3 謝辞	P.224

---



# 第 1 章

## 序論



## 1-1 背景と目的

### 都市にとっての水辺とは

都市における水辺の意味を問うことは、都市そのものの解明に関わる重要な問題である。生産力や輸送力、生命力を潜在的に内包させた水辺は、都市の発展に欠くことのできない根源的な存在であり、都市ひいてはそこに含まれる地域の存在形態を強く規定してきた。環境や機能、空間といった様々なレベルで人々の生活に関わり、まさに血脈として都市・地域のかたちを長い時間をかけながら築きあげてきた存在であるといえよう。

ところで、成熟社会へ向かいつつある我が国においては、既存の都市空間の在り方が問われ、これまでのような経済成長に伴う過度な開発行為を前提とした枠組みが大きく見直されようとしている。様々な都市問題の呼び水となった急速な近代化と開発行為への反省も踏まえながら、地域が育んだ場所の歴史や特性を丁寧に紡ぎ、再生に結び付けていく柔らかな視線が求められている。このとき、都市にとって根源的な存在であったはずの水辺の存在をいまいちど再評価し、その意味と空間変容の仕組みを丁寧に紐解いていくことが、これからの都市像を描いていくうえでの重要な手がかりとなるのではないか。現在、東京では水辺空間に対する再評価の機運が高まり、人々の生活のなかに水辺を取り戻そうという動きが各所で見られるようになった。隅田川沿いでは、休日ともなると多くの観光客で賑わうばかりか、観光船の往来や東京スカイツリーの建設、浅草界隈の賑わいもあって、水辺としての空間利用、風景の再構築はここ数年のうちに大いに進展した。こうした現状も見据えながら、水辺という場所から都市の成立や変容、発展過程を読み解き、単なる表層的な評価に陥ることなく、より本質的な都市再生に結び付けていくための足掛かりを得たい。

一口に水辺といっても、その様態は様々である。水辺がまず直接的に都市空間に影響を及ぼすのがその立地であろう。河川や海、湖や沼といった自然条件を巧みに利用し、また一部では改変を加えることで様々な都市類型を生み出してきた。近年、陣内秀信氏が提唱している「水都学」においても、立地と形態の条件から水辺に寄り添い発展してきた都市を分類して、次のような整理<sup>(注1)</sup>を提示している。

(1) 海の入江 地中海・瀬戸内海の古い港町に多い。

a 背後に丘／山:ナポリ、アマルフィ、ジェノバ、マルセイユ、ギリシャのヴェネツィア  
ア殖民都市 (ナウパクトゥス、ハニア)、鞆

b 平野:バルセロナ

(2) 大きな湾の内面

入口が大きな湾:外洋の近く リオデジャネイロ

奥の方 沖積平野 江戸東京、横浜、大阪、名古屋

入口が狭い湾:サンフランシスコ

変化に富んだ湾の内部:ニューヨーク 複雑に入り組んだ湾の少し内側で川の河口

シドニー 複雑な湾内部で川の河口

ボストン 河口の湾に出るあたり

シアトル 氷河地形的な湾の内奥

- (3) 海に直面
  - a 背後に丘／山：トリエステ、尾道（海峡）
  - b 平野：サン・マロ（英仏海峡のフランスの港、掘り込みで安定水域）
- (4) ラグーナ：ヴェネツィア
- (5) 河口のデルタ（埋め立てで形成）
  - a 背後に丘／山：東京（同時に後に登場する水路網）
  - b 平野：大阪（同時に水路網、上町台地はあるが）
  - c ニューオリンズ型：ミシシッピ河口の堆積した土地
- (6) 河口を少し上った位置
  - a 背後に丘／山：三国、酒田、竹原
  - b 平野：オステリア、リヴァプール（運河、閘門、ドッグもつ）、ダブリン（運河、閘門、ドッグもつ）
- (7) 川港
  - a 背後に丘／山：ローマ、フィレンツェ、大石田
  - b 平野：ピサ、パリ、ナント、ロンドン（運河、閘門、ドッグもつ）、ブリストル、ニューキャッスル、ハンブルク、ビルバオ、オールバニ（NYからハドソン川上る、外洋船で遡上できる限界）、バンコク、上海、佐原
- (8) 低地の水路網 ミラノ（環状運河、閘門）、プリュージュ、アムステルダム（閘門）、バンコク、蘇州、水郷鎮、柳川（水門で調整）
- (9) ループ型 リューベック、サンアントニオ、富山
- (10) 二重ループ型 バドヴァ（閘門）、日本の城下町（内堀、外堀）、東京、高知
- (11) 高台の運河網型 バーミンガム（連続する閘門で運河を上がる）
- (12) 岬または半島 バーリ、イスタンブル
- (13) 島 内陸部：マントヴァ、徳島  
海上の海：ガッリーポリ、シラクーザ、ドゥブロヴニク（海峡が埋められ岬状に）
- (14) 水上集落 ブルネイ
- (15) 湖
  - a 背後に丘／山：コモ
  - b 平野：シカゴ、デトロイト
- (16) イスラーム世界のオアシス都市 モロッコのカスバ街道（内陸部、水の確保）
- (17) 水網農村地域 日野、府中、国立

世界にこれだけ多くの水都が築かれてきたことは大変な驚きであり、同時に都市にとっての水がいかに根源的な存在であったかを伺い知ることができる。それぞれの要素が重複した複合的な水都の存在や、都市内部の河川や水路を規模や形態によってより細かく見ていくことができることを考えれば、こうした水との関係性による都市の分類は、実に多彩な広がりを持った捉え方であるように思われる。また、海に囲まれ多くの河川が縦横にめぐる日本においては、そもそも水都が成立しやすい状況にあつたため、多くの都市が上記の分類に該当していることが理

解される。さらに、近世以降においては、土木技術の飛躍的な発展に伴い、こうした水辺の立地条件を大きく改変しながら成立し、発展した都市類型の存在を見出すことができる。

とりわけ、近世城下町はそうした事例における最も特徴的な都市類型であるといえる。河川の氾濫原を大規模な土木工事によって造成された近世城下町の多くは、豊富な水路ネットワークを背景に、その恩恵を受けながら大いに発展してきた。特に都市内部に毛細血管のようにめぐらされた幾つもの河川や掘割、さらにはその水際に設置された物揚場や河岸地といった水辺の機能は、都市全体へと資源を供給し、それぞれの地域を潤す重要な拠点であった。また、こうした都市内部河川は、輸送力や生産力を担うと同時に、地区やその地域を分節する境界装置としても働き、ときに防衛や防火といった近世城下町の重要な機能をも担う総合的な都市インフラであったといえよう。

一方で、こうした実利的な機能のみではなく、近世城下町においては、江戸の隅田川での花火に象徴されるように、行楽や遊興、さらには祝祭の場となることもしばしば見受けられる。寛永期の江戸木挽町が描かれた江戸名所図屏風には、水辺に連なる劇場の様子や、海に張り出した栈敷席から芝居を楽しむ人々、さらには見物客を乗せた舟で覆われた海上の様子が見事に描かれ、水陸が一体となった遊興空間の趣を伝えている<sup>(注2)</sup>。江戸に限らず、大阪の道頓堀や、京都の四条河原など、水辺に芝居町のような非日常的な享乐的な場が形成された事例は枚挙にいとまがない。水辺はなにも機能的な側面のみで都市との関係を育むわけではなく、より身体的なレベルから人々の生活に関わる、まさにハレを演出する存在でもあったようだ。

しかしここで留意しておかなくてはいけないのが、そもそも水は本来的には都市にとって災害をも招きえる危険性も同時に備え、一方的に恩恵のみを人々に授ける存在とはいえないという点である。その流動的な性質から、大地と水際の境界は曖昧となり、それまでの営みがともすれば解除されかねない不安定な場でもあることが、水辺の本来的な有り様であるといえよう。人間にとって制御することができない自然の脅威、つまり畏怖の対象でもあったことが、水辺という場所の特殊性を育んだ。だからこそ、とくに生活の拠点となり、ときに畏敬の念から信仰の対象となり、またときにその脆さゆえに非日常的な享楽の場へと変貌する多義的な場を築いてきた。近づけばその恩恵を享受し豊かになる一方で、近すぎれば危険であるというぎりぎりの両義性を備えた姿こそ、都市の水辺の本質として据えておくべきであろう。

水を享受しようとする動きと、制御しようとする力、双方の営みは水辺空間の輪郭をかたちづくるうえでの重要な因子であり、相互の圧力はつねに繰り返し作用する。それは都市全体の輪郭に関わる一方で、個々人の生活レベルにおいても見出される総合的な問題でもある。とすれば、都市内部をめぐる河川や掘割、こうした小規模な水辺とそこに作用する人々の営みにも焦点をあて、都市活動の主要な舞台としての評価しながらその研究対象として位置づけていくことも、都市を読み解くうえでの重要な視点となりえる。

このような視点に立ちながら水辺を見てみると、水辺は一般的に氾濫の危険性や火除の目的、さらには防衛といった都市環境を制御するうえでの重要な用途を担うため、その活用にあたっては一定の制限が設けられることが多いことに気がつく。それぞれの時代の社会的な背景に即して、厳格な管理の基に置かれることが、ある意味では水辺の都市空間における様態を規定しているともいえよう。こうした「管理された場」としての側面を備える一方で、水辺はその潜

在的な資質によって、実際にそこで生活を営む人々や、またある場合にはそれを管理する側の立場にとっても、積極的に活用できる「営為の場」としての側面も同時に備えている。異なる側面からの都市的な意向を相互に受けながら、あるときは厳格な管理下に置かれ、またあるときには人々の生活の拠点として盛んに活用される、こうした両者の狭間のなかで水辺という場を常に揺れ動き、その挙動のなかで周辺地域を含んだ一体的な水辺空間は生成されていく。とすれば、水辺空間の環境形成をめぐる動向やその様態から、都市空間の変容やその構造を探る回路を見出すこともまた可能であろう。

### 都市空間における水辺の様相

水辺からの視点に立ったとき、東京という都市は実に多様な様相を示す対象としてみることができる。東京の骨格は、太田道灌による中世江戸城の建設に始まり、家康の江戸城とその城下町の建設によって全体の基層が築かれている。広大な関東平野の突端という立地は、江戸前島に囲まれた天然の入り江である日比谷入江と、江戸湊を眼前に抱え、舟運による物流の拠点としての良好な条件を備えた地域であった。また、江戸湊はそもそも、中世期までに海洋交易によって独自の発展を遂げた地域でもあったようだ<sup>(注3)</sup>。道灌にしても家康にしても、江戸の造成はこうした水辺としての土地の資質が十分に考慮され、それを根拠としながら都市的な発展を遂げていくことになる。

家康の建設した近世江戸城に関して言えば、城下の建設のために真っ先に手を加えられたのが、日比谷入り江の埋め立てと土地の造成である。日比谷入江の埋め立ては、関ヶ原で勝利を収めた家康が、政治的中心地として江戸の建設を本格的に進めるうえでの、最初の大規模な都市改変事業であり、これを経て、水運と街道による陸運が交錯する物流拠点としての日本橋、さらには江戸湊に面した商業地という性質が、江戸の沿岸部に生成される<sup>(注4)</sup>。江戸城石垣の搬入口となった江戸前島を南北に貫く外濠に加え、日比谷入江の埋め立てに先立って開削されていた道産堀や小名木川、さらには大小幾つかの水路によって、最初期の江戸の骨格は築かれている。その後も、江戸湊、本所深川地区といった低湿地帯の埋め立てや開発が随時執り行われ、水に寄り添いながら、同時に水を制御することで、この巨大な近世城下町は建設された。

水辺との親和な関係によって成立した江戸は、その後も水路や河川といった水資源による恩恵を大いに享受しながら、さらなる成長を遂げていく。江戸の水辺の様相として特徴的なのは、なんといっても下町に縦横無尽に張り巡らされた水路網と、その流域ネットワークによる交易であろう。こうした緻密な水路網の存在は、日本橋や神田地区のような隆盛な市場社会の発生に関わっていくばかりか、木挽町の芝居小屋や岡場所の発生など、遊興の場の生成にも深くかかわっていく。こうして築かれた土地の磁場は、そのまま近代へと受け継がれ、深川の工業地帯や、日本橋地区の一層の発展の根拠ともなっていく<sup>(注5)</sup>。江戸を引き継いだ東京もまた、水路網に依拠しながら大規模に発展を遂げた都市として位置づけることができる。

ところで、都市史の分野において、江戸東京が水辺という視点から捉えられる場合、上記のような見立ては決して特殊なものではなく、むしろよく周知されたとく一般的なものである<sup>(注6)</sup>。要するに、ここまで取り上げた江戸東京の水辺の様態は、交易や流通などといった水辺の実利的な側面に依拠したものであり、これらが都市史研究における江戸東京の水辺のイメージ

として一般化され、これまでに固定化されてきた。そして、このような枠組みから外れた水辺に関しては、あまり関心が向けられずその解明もほとんど進んでいないのが現状であるといえよう。しかし、都市空間をかたちづくる水辺の様相は、何もこうした実利に直結する存在形態のみによらず、より多義的で、例えば土手に付与された意味の違いによっては、ただ物揚場として活用されるのみならず、都市の境界装置としての側面や、景観や風景といった意識的な問題にも関わり、こうした観点からも十分に都市の形態を規定しうる存在として捉えることができるのではないか。これまで実利的な側面に寄りがちであった都市の水辺という枠組みを、より広義な視点から捉えなおし、従来とは異なる水辺の意味を見出すことで江戸東京の新たな姿を描き出す、本論文が東京の外濠・神田川に焦点を当てるのは、こうした経緯によるものである。

## 二面性を備えた外濠・神田川の水辺としての特質

本論分を対象とする外濠・神田川は、江戸城の惣構えを構成する広大な掘割である。組板橋からはじまり、常盤橋、数寄屋橋を経て、虎ノ門から溜池に至り、そこから四谷御門を大きく迂回して飯田橋で神田川と合流、その後隅田川まで流れ込む「の」の字状の流路を描く。流路といっても水の流れは一樣ではなく、四谷御門を頂点としながら、市ヶ谷方面へと向かう流れと、赤坂方面へと流れるふたつの流路があるといえる。また、ひとえに外濠にいても、区域ごとにその特徴は大きく異なっており、積極的な水路利用がなされる場所から、防衛に特化した巨大な池のような純然な堀まで、水の状態は様々である。本論文が対象としているのは、江戸城の最北部である四谷御門から牛込御門を経由して水道橋に至るまでの区間で、ちょうど四谷御門を頂点とした流路の最上流部にあたる（図 1-1）。

当区間は、牛込御門より下流で水路としての機能は備えているものの、基本的には江戸城を構成する城郭であり、物揚場や河岸地といった実利的な活用は、その流域の多くの部分でなされていない<sup>(注7)</sup>。舟運利用ができない牛込御門より上流はもとより、下流においても土手の利用に関しては制限が設けられている箇所が多く、特に郭内に面する土手に関しては物揚場のような利用は皆無である。そのため、これまでの都市史研究においては、当区間を水辺として位置づけながら、空間構造や生成のメカニズムについての解明が試みられることはなかった。こうした状況は、流域の大部分が旧武家地に属していたという性質上、周辺地域と結び付いた隆盛な市場社会を築くに至らず、都市と水辺の相互の関係性が希薄であるかのように見えてしまうところに、その要因があるといえよう。

しかし、江戸東京の都市構造を考えたとき、当区間は水辺と積極的に結びついた日本橋や神田といった下町地域から、神田川を遡上して山ノ手の武家地へと、地域の性格が転換していくちょうど中間点に位置していることが分かる。つまり、水辺の論理からみたとき、水路機能を備えた都市内部河川としては最深部の限界点でありながら、陸の視点に立ってみれば、江戸西部に広がる広大な武家地にとって実利的な水辺利用が可能な玄関口でもあるという側面も同時に持ち合わせている。実際に、牛込御門傍の神楽河岸は、牛込地区の武家方への物資と供給する重要な物流拠点であったことが知られており<sup>(注8)</sup>、当地区における唯一の物揚場として重宝されていたようだ。

湊としての顔を持ちながら、一方で武家地を中心とした山ノ手の居住空間でもあるという二

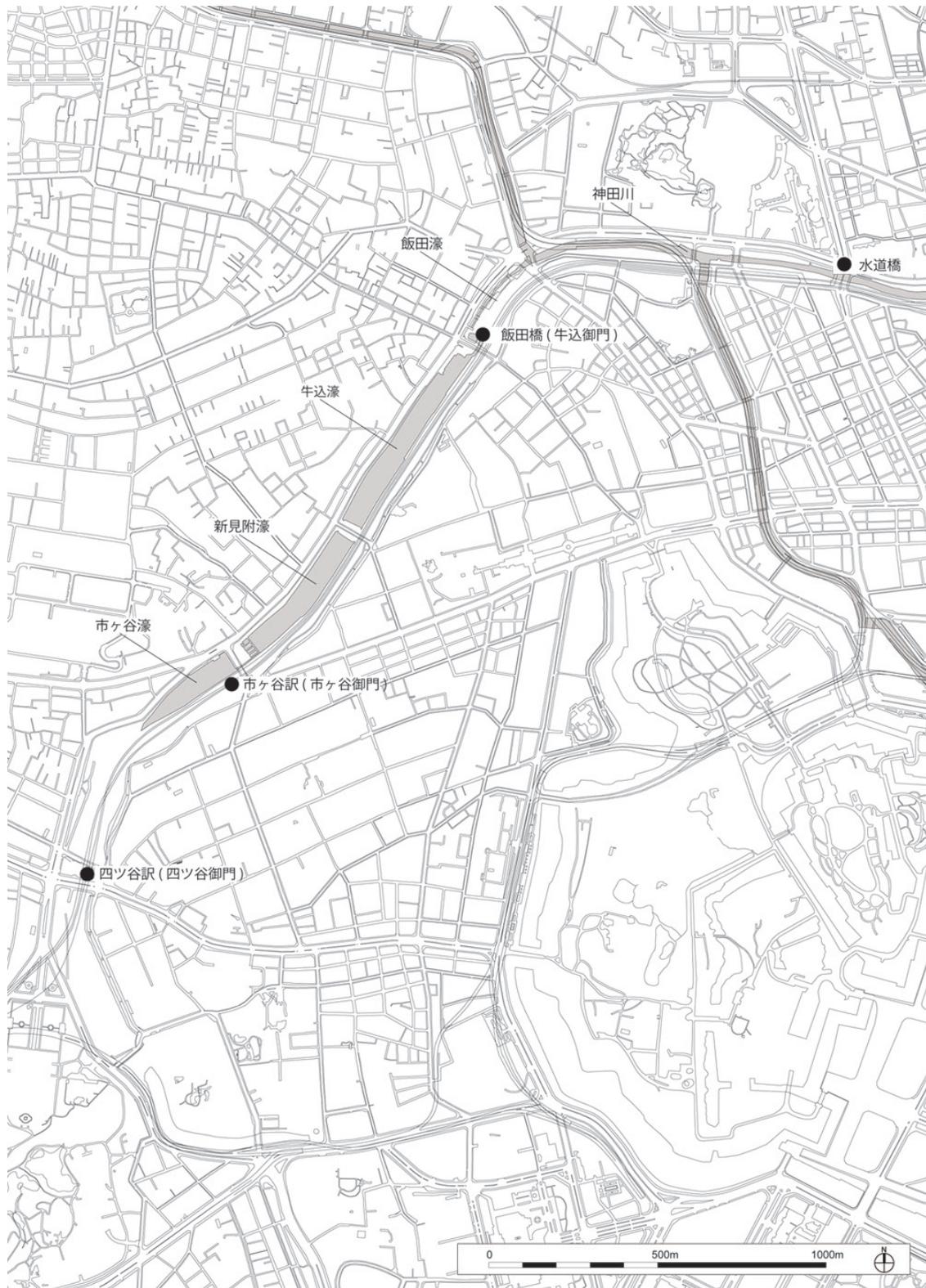


図 1-1 本論文で対象とする外濠・神田川の範囲を示す

面性は、そのまま水辺の構造自体を多様なものになっている。地形との関連から対象地を見たとき、切り立った崖のような土手形状や未活用の広漠な空地、さらには物揚場としての護岸の構成など、水陸の結節点の状況は場所ごとに多様である。また、城郭として市域を隔てる分節機能を備えることで、内外での水辺利用の顕著な違いも生み出している。さらに、江戸城の西北部を大規模に横断することから、隣接する町々は一様な構造を持たず、異なる性格の町が段階的に連なる構成を持っている。こうした水辺自体の多様性に加え、周辺地域も複雑であるという点に、外濠・神田川の水辺としての特質を見出すことができよう。

### 方法論としての外濠・神田川

多様で複合的な表情を持つ外濠・神田川であるが、これを都市史研究の対象地として積極的に位置づけ、そこから水辺の意味をより広い枠組みから捉えなおしていくためには、特に近代に注目することが有効である。近代の東京においては、それまでの水辺の意味が大胆に読み替えられ、より多様な性質が付加されることで、都市構造の変容に関わる様々な問題が水辺を舞台に展開することになる。近代東京を読み解いていくうえで、水からの視点が有効な方法であることを、先行研究を取り上げながらここでは確認しておきたい。

まず、これまでの近代東京に関する都市史的な研究に注目してみると、それらはもっぱら陸の論理で捉えられることが一般的であることに気が付く。具体的な視点として、明治期の市区改正事業、防火政策、あるいは都市スラムの改善事業といった近代事業を取り上げながら、土地と制度の問題に焦点が当てられているケースが多い。これらの先行研究についての詳しい整理は次節に譲ることとするが、石田頼房氏による近代都市制度史に関する研究や<sup>(注9)</sup>、藤森照信氏の都市事業史に関する研究は<sup>(注10)</sup>、こうした成果の代表であるといえよう。ここでは西洋の技術なり制度の導入過程とその構造化に目が向けられ、基本的に近代は西洋から押し寄せ、上から被せられるものとして、近世との二項対立の関係のもとで理解されている。そうしたなかで、松山恵氏による研究は、近世から近代への移行期に焦点をあて、むしろ近世からの連続性に光を当てることで、近代を一方的に押し寄せたものではなく、諸要素の人的あるいは物的な継承とその影響関係のもとで進行するものとして描きだした<sup>(注11)</sup>。

こうした一連の近代東京の都市史研究のなかでとりわけ重要なことは、分析のひとつの着眼点として土地権利関係の問題に焦点が当てられているということである。近代東京にとって、近世期までの身分制にもとづくゾーニングの放棄と、武家地の土地処理をめぐっての動向は大きなインパクトを持ち、その後に展開する都市事業の前提となっていく。こうした明治初期の動向を受けて、明治6年には地租改正が実施され、それ以降土地は不動産として扱われることとなるが、土地の集積過程や細分化の様子などを、地主や開発主体の動静に検討を加え、地域社会や空間構造の変容といった都市史的な問題に切り込もうとする姿勢が、これまでの近代東京の分析手法として一般的に用いられてきた。ようするに、制度や都市計画によって構造化されていく近代都市のなかで、むしろ民衆が自発的に場を読み替え改変していく際の、具体的な動きとして不動産化した土地の動向が観測され、そこから東京の近代性の一端が示されてきた。鈴木博之による場所論などは、土地所有の問題に軸足を置きながら、土地の来歴とそれをめぐる人々の動静に焦点を当て、土地を持つもの・使うものの眼差しから近代東京を描き出すこと

が試みられており、こうした手法の先鋭的な取り組みであるといえよう<sup>(注12)</sup>。

しかし、近代の、特にその黎明期における動向を見ていくと、土地所有をはじめとした陸上の市街地の状況変化にとって、河川や水路といった水の存在がそうした変化の駆動力として重要な役割を果たしていたという状況も同時に見えてくる。例えば、鈴木理生氏は近代初期の明治10年代頃までは、東京の流通がほとんど舟運に頼っている状況であったことを示したうえで、神田川や石神井川などでは、工場制工業のための水車要地として河川沿いの土地が積極的に活用されていたことを指摘している<sup>(注13)</sup>。同様の理由で、下町の深川地区などが工業地化していったことはよく知られた事実であろう。つまりこうした近代における地域構造の変化には、水辺の存在が大きく関わっているケースが多分に存在すると考えられ、陸上での開発行為のみならず、個人や民間による水辺利用とその動向を連関して捉えていくという立場をとることが、近代東京の都市構造を読み解いていくうえで求められるのではないか。このとき、一連の動向を水辺ごとに検討を加えたうえで、東京の全体構造のなかでその特質を把握していくことも必要であろう。そのためには、水辺自体の変化を俯瞰的に捉えるのみならず、対象となる地区の性質を読み込み、そこに作用した都市的な行為や開発を、人々の属性や活動からさらにはその意向にまで視野を広げ、近代の水辺に対する理念を多方面から読み解いていく必要がある。近代においてなぜ水辺が求められたのか、またその主体とは何者なのか、そしてそれによって都市はいかに変容したのか、こうした水辺をめぐる人々の動静に目を向けたい。

ここでもう一度外濠・神田川に視線を移してみる。水辺としての外濠・神田川が、二面性を備えた複雑な場であることは既に確認したとおりであるが、近代においては、こうした性質は人々の意向によって読み替えられていく。城郭であるために管理された場としての側面が強かった近世期に比べ、湊機能の拡張や河岸地・物揚場の新設、さらには鉄道用地や近代工場の生産地となるなど、積極的な都市活動の舞台へと変質していく。濠沿いの市街地の大部分が武家地で構成されていたことを考えると、隣接地域の変容も大規模に進行していったであろう。水辺をめぐる人々の動静に目を向けるということは、即ちこうした都市構造の変化を、それを牽引した主体の存在と、彼らによって再構成される水陸の有機的な結びつきから読み解いていくということである。

水辺に従事する人々の存在構造の把握という試み自体は、吉田伸之氏による江戸の河岸地に関する研究が既に試みられている<sup>(注14)</sup>。河岸地を舞台に、舟運・荷役を担う人々の分節的な社会構造と、その空間構造を一体的に描き出すことで近世都市江戸の特質に迫るものである。流域都市として江戸をみたとき、そこに運ばれる物資のみならず、それを都市内部へと供給する人々の社会的な構造に関心が向けられた先駆的な試みであり、その問題設定の意義に関しては、本論文もおおいに参照するところである。しかし、本論分では水辺の人々の社会的構造というよりは、むしろ地域の改変・再編を促進する駆動力となっていく人々の動向から、既存の地域なり空間の構造が次代へ展開していく様子を描き出すことを企図している。したがって、近世的な構造から解き放たれた近代の水辺が、法制度のなかで再び構造化されながらも、一方でそうした枠組みに縛られることなく、自発的に水辺へと乗り出し、地域のかたちを変えていった人々の動きと、それに伴う空間変容に近代の水辺の特質を見出したい。そして、外濠・神田川という場においてこそ、こうした変化の一端は特徴的に垣間見えるはずである。もともとは

江戸城の城郭でありながら、近代においては個人の地主やデベロッパーの意向を受け止める営為の場でもあるという両義的な意味を持ち、近世以来の舟運利用から生産や遊興といった近代のアクティビティまで、異なる要素が混在しながらも、それらを統合させながら全体を築いていく、その流動的かつダイナミックな変容過程に、近代の水辺に特有の展開を見出すことができると思われるのである。

また、東京の全体構造のなかで近代の外濠・神田川を見ていくと、武家地の解体と水辺の改変という水陸の変化が、近代化の諸事業と関連しながら最も特徴的に展開した地区でもあることが分かってくる。水道橋の水戸藩下屋敷跡への陸軍砲兵工廠の設置から、土手への甲武鉄道の敷設、さらには鉄道と舟運が結節するターミナルとして計画された飯田町駐車場の開発まで、当地区における近代化事業は多い。そればかりか、周辺の旧武家地の屋敷地としての開発から、それと連動しながら展開した明治期の盛り場としての神楽坂の生成など、近代における生活空間としての側面も強く表れている。これらの背景には、舟運機能はもとより、空地としての土手があったことや、風致的に優れるという意識的な側面など、重層的な水辺の意味が含まれている。明治期の東京が、水運に依存しながら発展を遂げたことは既に確認したとおりであるが、その基盤を近世の水路網に求め、その強化・拡張という筋書きで近代の水辺は理解されがちである。そのため、明治期の水辺や河岸地・物揚場に関する研究は、近世期から引き継がれた下町の日本橋地域か、あるいはより広域に利根川水系の変化などに偏りがちである<sup>(注15)</sup>。これ自体、水辺からみた近代東京の姿として重要な側面ではあるものの、武家地、町人地の住み分けという骨格を失った東京が、再度その構造を構築する際に、それを後押しした新興の水辺、河岸地・物揚場の意味を問うことも同時に必要であろう。

こうした明治期東京の変化は、ある意味で下町的で実利的な水辺の論理の拡大とも見て取れるわけであるが、外濠・神田川の場合、ここに生活空間としての側面、即ち近代の山ノ手としての陸の論理の生成と展開という問題も同様に関わってくる。先にみたとおり、外濠地区の屋敷街の生成は旧武家地の再編過程ではあるものの、その要因となった要素として、水運の存在とそれに伴う盛り場の形成、水辺の景観の問題などが深く関わってくる。こうした諸要素の有機的な影響関係のもとで、外濠地区の生活空間は輪郭を帯びていく。かつて長谷川堯氏は、明治期の東京に、近代化という絶対的な流れに抗う伏流としての文化的活動が展開したことを描き出したが、このとき下町の水辺が失われゆく江戸を表徴したのに対して、川と運河を持たない陸の東京、すなわち鉄道や道路に象徴される山ノ手をはじめとした地区は、もっぱら近代の象徴であるという二項対立の構図が当てはめられた<sup>(注16)</sup>。ところが、外濠・神田川はこうした見立てのどちらにも当てはまらないし、場合によってはそのどちらも備えているともいえる。個人による地先の物揚場のような江戸的なものから、鉄道や工場といった公的な近代事業まで、連続性と新規性を同時に内包しながらひとつの構造をなしていく、その多面的な全体性に、単純な二分法を越えた近代東京のひとつの側面を見ることができるのではないか。

江戸が解体され、徐々にかたちづくられていく不安定な明治期の東京にあって、外濠・神田川という場所を検証する意義を、単に水辺をめぐる個別解を読み込むのみならず、近代東京の都市像を水辺から再考するための、より広義なものとして捉えたい。そのために本論文では、陸上の土地から、水辺としての外濠・神田川へと視点を移し、その成立や変容、発展過程を読

み解くことで、近代東京の一局面を描き出すことを目指していく。

### 本論文の目的

では実際に、外濠・神田川を対象としながら近代東京の解明に迫るという構想に対して、どのような視角が設定できるか、外濠・神田川の性質を考慮しながら考えてみたい。

水辺空間を、堀端や土手といった水際の場合と、それに隣接する町や施設といった周辺地域を含んだ一体的な空間として定義すると、前節で示したとおり、そこには「管理される場」、「営為の場」という相互の関係のもとで揺れ動く、不安定な性質を見て取ることができる。水際の場合は、基本的には様々な生産活動や経済活動の舞台ではあるものの、ひとたび「管理の場」という側面が強調されれば、一気にそれまでの状況が解除されかねない不安定な土地でもある。天保の改革期に、江戸の河岸端の床店や物揚場などが一気に排除された例などに、こうした性質を顕著に見出すことができるであろう<sup>(注17)</sup>。そのため、水際の場合は多くの場合、一般的な市街地のような独立したひとつの敷地というよりは、一時的で仮設的な利用がなされる、基本的には空地としての側面が強い場であるといえる。この空白地に対して土地利用が求められることで、例えば物揚場や物置場、蔵地や納屋地といった場の性質が付与される。そのため、水際は周辺地域や社会の意向が表出する空間、つまり周辺地域の都市活動によって取り込まれ、相互に結びつきを築いていく場として捉えることができる。

しかし、この水際の都市活動もまた、決して恒久的なものではなく、具体的な構築物や土地利用に至るまで、その空間の基盤は流動的である。空間のかたちが固定的でなく、揺れ動く状態をひとつの運動体として見れば、その輪郭を築いていく過程、あるいは崩れていく一連の動向から、都市空間の変容や発展過程を見出すことができるのではないかとすれば、水辺から都市を読み解くにあたっては、まず空間のみならず時間という視点を設定することが有効である。異なる主体による意向と、その相互関係のなかで生成される空間の輪郭を、時間軸を挿入し、一連の変化を動的に観察することが求められよう。

本論文で取り扱う外濠・神田川は、水辺空間の動態を観察するにあたって、有効な対象地となり得る。上述のとおり、外濠・神田川は城郭であるために、一般的な水路とは異なる重層的な意味を帯びた場であり、土手ごとによって状況が異なるという前提が存在する。例えば、一部の物揚場が備えられた外郭面の土手に対して、厳格な管理の基に置かれた内郭面の土手とでは、その性質は大きく異なっている。こうした性質は城郭であることを前提にしたものであるが、ひとたびその条件が変化すれば、土手の状態はいとも簡単に変質する。外濠・神田川は、近世から近代にかけて、その都市的な意味をドラスティックに転換させて水辺である。つまり、それまでの城郭としての条件が解除されることで、そこには再び管理と営為の相互作用が生まれ、空間の再構築が進行する。この一連の過程を動的に観察することで、水辺空間の変容を鮮明に捉えることが可能となり、こうした経緯から、本論文では、幕末期から明治初年にかけての、外濠・神田川の変容に焦点を当て、時代の転換期における動向から、水辺空間の変容を描き出すことを企図している。

さらに、水辺空間の変容が、陸上の都市空間との相互関係の基で成立しているという見方も求められる。これまで、近代の水辺をめぐる研究は、主に水路の開削や改修などをあつか

う事業史や制度史からの論考が中心となっており<sup>(注18)</sup>、河川や掘割といった水辺と都市空間の変容を連動する動きとして、その変遷のメカニズムを検討するような試みは決して多くはない。特に、旧武家地や都市周縁部など、もともと水辺との関係が密接ではなかったと思われるがちな地域に関しては、あまり注目されていないのが現状である。しかし、近代の都市空間においては、近世期を骨格としながらも、部分では大規模に地域構造を転換させており、その変化に河川や堀といった水辺の存在が重要な役割を果たしてきた。流域の多くを旧武家地が占める外濠・神田川においては、なおさらこうした視点は重要となる。水辺を改変する主体が、むしろ陸上の都市空間に対して一定の影響力を発揮しているとするれば、水辺の土地とその周囲の土地がどのように結びついているのか、その構成原理を探ることが求められるといえよう。時間軸を挿入しての動的な分析、近世から近代への転換期での検討、そして水陸の事象を一体的に捉えるということ、本論文の視角として据えておく。

以上の視角から、本論文では外濠・神田川を、人々の営為を受け止め、周辺地域の空間構成に影響を及ぼしていく存在として、また都市空間の存在形態を根底で既定していく場所として位置づけていく。このとき水辺空間は、交通や流通といった実利的な性質と、境界や象徴といった意識的な性質を媒介することで空間を変質・変容させていく力点として作用し、これらを動的に観察することで都市空間の生成と変容のプロセスを解析することが可能となる。近世から近代への転換期において、土手の都市的な意味が転換され、周辺地域も含めた一体的な水辺空間の輪郭が再構築されていく過程を、水辺をめぐる様々な動向と、それらによってもたらされる地域の空間構成の変容を観察することで、都市空間の生成と変容過程を明らかにしていくことを本論文の目的とする。

## 1-2 先行研究と本論文の位置づけ

ここまで、水辺から都市空間を読み解くにあたっての問題の視角を確認してきた。これを踏まえながら、ここではさらに現在までの近代都市史の研究動向や、社会的な背景を整理し、本論文の立ち位置とその意義を示していく。

これまで、近代都市史に関する研究には、極めて厚い蓄積が存在する。しかしながら、本論文で企図するような、河川や水路といった水辺の関係から近代の都市像に迫ろうという試みは決して多くはない。東京が水の都であるという都市像は、今や多くの人が知るところであるが、都市史研究においてこうした視点が自覚的に標榜されるのは、1980年代以降の展開を待たなくてはならない。

そもそも、都市史研究の対象として、水辺という枠組みが創出されてきた背景には、都市の裏側へと追いやられていた水辺を再評価し、新たな都市像を描き出そうという、近代化に対する反省と見直しという意識が強く働いている。前節で示したとおり、水が都市にとって根源的な存在であるとすれば、ここから都市の姿を読み直す行為は、近代化によって否定され、失われてしまった都市の魅力をもう一度取り戻そうという意識と同義である。特に、高度成長とオリンピックを経て、既存の河川や掘割の多くが埋め立てられていた東京においては、こうした問題はより現実的な意味を持っていた。つまり都市の水辺研究に対する眼差しは、主に東京の近代都市史研究のなかで生まれ、発展してきた枠組みであるといえよう。ここではまず、「水の都江戸東京」という視点の創出に先立って展開した近代都市史研究の道程に、ごく一部ではあるが、本論文と関係するものを中心に触れていきたい。

### 近代都市史研究の道程

近代の都市空間に関する研究には、主に都市計画や都市政策といった都市を管理・コントロールする側からのアプローチと、民衆生活やスラムといった実際にそこで生活を営む人々からの視点、とりわけそこで表出する都市問題に焦点を当てながら近代の都市象にアプローチするという大まかなふたつの道筋を見出すことができる<sup>(注19)</sup>。大まかな見立てではあるが、建築史をはじめとした、工学系分野からの近代都市史研究は、概ね前者の視点から始められる。特に、空間のかたちや構造に関心が寄せられている建築史からの取り組みは、社会的な構造や関係から空間を見る視点はあまりなく、むしろ建築単体を都市的な文脈で捉えていくにあたって、それを作る側、あるいは管理する側の、公的主体の視点に立った論述であることが多い。代表的な研究として、石田頼房氏や渡辺俊一氏による制度史としての都市計画研究や<sup>(注20)</sup>、藤森照信氏による明治期の都市計画研究が重要な功績として挙げられる<sup>(注21)</sup>。

石田氏の研究は、それまでの都市制度史が、それぞれの研究者によって散発的に示される個々の制度や事業の事例紹介に留まっていたものを、時代を横断して対象も地方都市にまで広げながら、明治から現在に至るまでの都市計画の実情を、通史としてまとめ挙げたもので、工学分野からの都市計画史研究の重要な功績として位置づけられる。渡辺氏の「都市計画」の成立過程に関する研究は、特に欧米の都市計画制度の起源と展開に関心を寄せつつ、それらが日本にいかに移殖され定位していったのかその過程を明らかにする試みであり、基本的には都市構造を制御する側からの視点で語られている。これに対して藤森氏の研究は、明治期の都市計画に

焦点をしぼり、それらが事業化されるまでの一連の動向を、政治家や実業家、さらには学者といった多様な人々の間で交錯する意向にまで注意を向け、その全体像を高い解像度で描き出した。銀座煉瓦街、明治期の防火計画、官庁集中計画など、それまで詳しくは明らかとされていなかった明治初期の都市計画の実態を明らかとし、工学系分野のみならず他分野も含めた都市計画史の進展に大きく寄与した。

上に示した工学系分野からの都市史研究は、先述のように都市を管理あるいはコントロールする側からの視点であり、これらが事業化された際の、実際の都市空間における受容過程や、変化の実態については触れられていない。特に藤森氏の研究に関しては、近代都市計画の表裏の関係ともいえる負の部分が示されていないとして、他分野からの批判が向けられる。石塚裕道氏は、明治東京の都市計画が、都市民衆のかでも下層民を疎外あるいは排除するかたちで促進される強制的なまちづくりの特質を備えているとしながら、藤森氏の研究がこうした事実には触れていないことを指摘し、国民と民衆の緊張・対立関係のなかで位置づけられる必要があることを説いた<sup>(注22)</sup>。

これに対して他分野からアプローチは、そこで生活を営む人々、特に下層民に焦点を当てた研究、例えば宮本憲一氏や、上記の石塚裕道氏による、公害やスラムなどの都市問題を題材とした研究などがいくつか見られる<sup>(注23)</sup>。特に代表的なものが、石塚氏による一連の都市史研究である。石塚氏は、藤森氏への批判に見られるように、近代の都市計画や都市政策に内在する歪みを拾い上げ、現出する様々な都市問題から、近代の都市像を描き出すことを試みている。都市スラムや伝染病、工業地帯と労働者の劣悪な環境など、資本主義がもたらした都市の歪を、民衆の視線から描こうという立場は、先の工学系のアプローチとはその方向性を異にする。都市の領域を、空間的なかたちとして、計画側とその管理の手法から把握しようとしたのが工学系からの歩みとすれば、都市を舞台に展開する人々の世界から近代を観察し、歴史学的方法論的な発展を試みたのがこれらの研究であるといえよう。

また、工学系分野の意識が、上記のように都市空間のかたちに向けられていたのは、それまでの近代化が抱えて様々な問題に対する反省を踏まえ、それらを改善し乗り越えていくための、新たな都市計画の手法を創出しようという時代的な要求があったことが深く関わっている。世界的建築家である丹下健三氏を中心とした都市研究や<sup>(注24)</sup>、デザインサーヴェイといった試みは<sup>(注25)</sup>、端的にいつて歴史のなかに都市計画における新たなデザインソースの発見を目指す取り組みであったといえよう。

80年代には、こうした別々のアプローチが、次第に接近する兆候も見られるようになる。例えば、工学系の分野からは初田享などが、都市空間のかたちのみならず、それを成立させた社会的な背景にも焦点を当てながら、実際にそこで生活する市井の人々から、建築や都市空間の実像を描こうとする試みが見られる<sup>(注26)</sup>。また、歴史学の分野においては、成田龍一氏が、近代都市における均質な空間と、その下での民衆による重層的で多様な空間を描こうという、都市空間に対する接近が図られている<sup>(注27)</sup>。別々の位置にあったそれぞれの都市史研究は、80年代を契機に徐々に共通の回路を見いだせるようになっていった。異なる分野における研究が、都市を抛り所として、相互に乗り入れ可能な土壌が徐々に切り開かれ、その後の展開にとっての重要な足掛かりを築いていった。

建築史と文系分野に結ばれた、都市史研究についての共通の回路は、現在に至ってはより強固なものになっている。共同研究をはじめ、工学系と文系による双方からの取り組みは、空間史、社会史を横断しながら、都市史研究の深化に大きく貢献しているといえよう。しかし、建築史がそれまで培ってきた空間自体の意味を問う研究の在り方や、その意義に関しては、その存在感を弱めているという問題も一方では存在する。都市解読において、社会構造の把握が重要であることは間違いないが、それだけでは理解できない、空間自体の論理も同時に存在するはずである。80年代以降に展開する水辺研究は、空間史としての側面が強い傾向があるが、これは都市を動かし、空間を規定していく主体として、水辺自体を位置づけるという方法がとられているためである。ここで示された立場、即ち、水辺は人々を惹きつけ、様々な営為を誘発することで、それ自体が都市空間を変容させていく影響力を持った存在であるということ、本論文の立ち位置として確認しておく。

### 水辺という視点の創出

では具体的に、水辺研究が立ち現れてきた経緯を見ていきたい。これまでの近代都市史研究の背景のもとで、80年代から提唱されたのが江戸東京学である。「およそ江戸東京に関する学問分野がよりそっておこなう学際的総合研究」を目指した江戸東京学は<sup>(注28)</sup>、それまでの別々の問題として扱われがちであった、都市を管理・コントロールする側からの視点と、実際にそこで生活を営む人々からの視点を、相互に関連づけながら体系づけることを可能にした点で、画期的な試みといえる。江戸を理想的に評価しながら、江戸東京の連続性を強調し、現代都市のなかにそうした重層的な空間を見出すことが積極的に試みられた。こうした動きは、日本が経験した高度経済成長に伴う都市空間の破壊や、様々な都市問題に対する批判と反省という意識を前提としたものであり、特に都市生活史を足掛かりとしながら<sup>(注29)</sup>、都市空間で執り行われる諸活動の総体として江戸東京を捉えようという試みでもあった。一方では、諸々の研究テーマに関する事象のみを断片的に抽出するという手法に陥ってしまい、都市一般的な動向に対して動態的な分析が十分には伴わないという指摘もあるものの<sup>(注30)</sup>、それまで西洋からの技術移植を前提とした都市化や工業化、あるいは資本集積を軸に分析されることが多かった近代都市史研究のそれまでの現況を、新たに乗り越える視座を与えたという点においては、江戸東京学の果たした意義は大きいといえよう。水の都としての江戸東京という見方も、このときから本格的に試みられるようになる。

こうした動きのなかで、とりわけ水の都としての江戸東京を強調していたのは、江戸東京学の主要メンバーでもある陣内秀信氏であった。陣内氏は、近代を陸の発想に立った時代であるとして、学術的にも水の側から都市や社会を捉える発想が完全に忘れられてきたことを説き、自身のヴェネツィアでの体験と二重写しになりながら、東京の都市空間のなかに積極的に水の都としての特質を見出していった<sup>(注31)</sup>。その方法には、特に空間人類学的なアプローチが試みられている<sup>(注32)</sup>。具体的な地形や土地の性質を手がかりに、様々な活動が立ち現れる総体として都市空間を見ていこうという眼差しは、そのまま水辺空間の解読手法として実践された。多彩な役割を担う水辺の様態を、ひとつの空間的なタイポロジーとして抽出する方法は、江戸東京学の目指すところと共通項も多く、80年代の都市研究のなかにおいて確かな存在感を示

した。陣内氏による取り組みは、研究者個人の独創的な発想によって着想され、近代都市史研究のなかではある種独特な立ち位置を築いているが、都市研究のなかに水辺という枠組みを位置づけた功績は大きく、本論文もこうした潮流のなかのひとつに位置づけることができる。

また、水辺から江戸東京を読むという試みが、同時代に他の研究者からも提唱されていることは注目される。鈴木理生氏は、自然条件としての河川が、その流域の社会的背景に即して改変、管理されていくことで立ち現れてくる場を都市として位置づけ、大小河川の存在が江戸東京の基層をなしていることを精緻に描き出した<sup>(注33)</sup>。都市空間の存在形態を根底で規定していく存在として、河川ないし水辺を評価するという姿勢は、都市史研究における水辺という枠組みの発展に大きく寄与するものであったといえよう。

江戸東京学をひとつの触媒としながら醸成された水辺という視点は、80年代後半以降においては、ひとつひとつが散発的ではあるものの、様々な分野からの接近が見られるようになる。川名登氏による近世水運史に関する研究は、利根川水系という江戸の後背地の存在を浮き彫りにし、都市空間と水辺の領域的な広がりとその結びつきを示す方向へと転換を見せた<sup>(注34)</sup>。さらに、都市内部の河川に関しては、伊藤好一氏が江戸の河岸地について詳しい研究を行っており、河岸地が公儀地でありながら、町方によって専有的に活用されていた実態など、それまであまり知られていなかった都市内の水辺空間に焦点を当て、その社会構造を描き出した<sup>(注35)</sup>。具体的な土地利用や、河岸地拝借人の性質について詳しい言及されていないものの、水辺を舞台とした都市内における場の特質を示した嚆矢と呼べる研究である。

さらに、建築史の分野からは、波多野純氏が近世城下町における水系に関する研究を行っている<sup>(注36)</sup>。それまでの建築史からの近世城下町に関する成果には、内藤昌氏による江戸の都市設計に関する研究や<sup>(注37)</sup>、玉井哲雄氏による江戸町屋敷の空間構造に関する研究を挙げることができるが<sup>(注38)</sup>、波多野氏の一連の成果は、こうした都市のフィジカルな形態や計画の理念を読み解こうという姿勢の延長に位置づけられる仕事であろう。近世城下町における水の存在形態を精緻に描き出し、都市史研究における新たな方法的な展開が示された。

### 水都学の提唱へ

このように、80年代の研究動向は、水の都としての江戸東京の都市像の創出と、具体的な対象としての水辺という場の発見によって大きな展開を見せた。しかしながら、それぞれの研究がそれぞれの枠組みのなかで完結してしまっているきらいもあり、ひとつの研究領域として確立されるまでに至ってはいないように見受けられる。こうした多方向的な展開は、90年代以降も進行するものの、同時にこれらを都市史におけるひとつの研究領域としてより深化し、相互に関連付けながら体系づけていく動きも出てくる。

まず、陣内氏による空間人類学的な水辺研究の展開として、岡本哲志氏や高村雅彦氏の研究を挙げることができる。まず岡本氏は、海運史や水上の交通史などの知見を取り入れながら、港町全体の歴史的な形成の論理を明らかとした<sup>(注39)</sup>。それまでの都市史研究の領域として、あまり関心が向けられていなかった港町に、水辺という角度から光を当てることで、むしろその重要な都市類型として位置づけられることを示したといえよう。また、高村氏の研究は、中国江南地方の水郷都市を対象に、水と密接に結びついて成立する都市と建築の空間がどのよう

な背景のもとに構成されているかを明らかとした<sup>(注40)</sup>。その手法を、「地域全体から都市、地区、街区、敷地、建物へと、異なる次元を結んで有機的に成立する空間構造を動的に捉えること」と説いているように、周辺環境との関わりのなかで、都市のフィジカルな形態をコンテキストとして読み解くという、水辺研究の新たな方法論的な展開を打ち出した。こうした動きは、80年代に芽吹いた水辺と都市という枠組みに、対象となる領域の広がり、分析手法の進展という新たな局面を生み出し、その存立を都市史研究のなかに定位させていった。

さらに、対象や方法的な広がりに加えて、水系と結び付いた江戸東京近郊の地域構造にも関心が向けられていく。難波匡甫氏による利根川水系を利用した内川廻しに関する一連の研究は<sup>(注41)</sup>、江戸東京を支えた後背地としての都市近郊地域の側面が強調され、都市の存立基盤としての水系と、それに拠って立つ川湊＝河岸の存在という構図が明解に示された。研究対象としての都市領域を、行政区や土地利用のみによって定めず、河川や水路といった環境的条件による有機的な広がり、なかで再定義しようという試みは、近年ではテリトリーオという概念を用いて積極的に試みられている。

単独のまち、もしくは、役割分担をした複数のまちと田園、その受け皿となる自然の有機的な関係を読み解いていくテリトリーオは、イタリア人建築史家であるサヴェリオ・ムラトリーによって、1960年代頃から体系化されてきた都市分析の手法である<sup>(注42)</sup>。都市的な範囲を、異なるスケールで読み込みながら調和させ、広がりを持った領域として評価することを可能にしたこの手法では、特に分水流や河川流域といった都市を支える水系を、ひとつの重要な評価軸として据えている。都市的な領域を、水系とそれぞれの地域構造との関わりから把握するという見方は、都市と水の関係を考察するうえで大変に重要な視点であるといえるが、一方では、水がより直接的に人々の生活に影響を及ぼす都市内部での水辺の意義に関しては、見落としがちな問題も孕んでいる。東京のように、都市的な領域に明確な区分がなく、また都市内部河川の充実した空間構造を前提とすれば、都市内での領域的な広がり、その相互の結びつきに関しても、十分に注意が払われるべきであろう。外濠・神田川に関しては、こうした水を介しての都市内部での領域的な広がりや、その相互の結びつきにも関心を寄せていきたい。

加えて、水辺という視点から都市空間に迫ろうという動きは、もうひとつの学際的な展開としても現れくる。日本近世史と日本建築史との長期に及ぶ学際的な研究交流によって、1990年に創出された都市史研究会では、その会報誌である「年報都市史研究」の別冊として、「水辺と都市」と題した企画を立ち上げ2005年に出版した<sup>(注43)</sup>。水辺とその流域が、都市の存在形態を規定しながら、またそれらを制御あるいは活用していく際に表出する、様々な都市史的問題を具体的な事例を通じて検討することが試みられている。水辺をある一定の広がりを持った流動的な領域として捉え、建築と都市が拠って立つ大地自体の自明性を問うという、長大な射程が想定されたものであった。

この他にも、水辺の特に河岸地に関して、重要な個別研究が幾つか現れてくる。伊藤裕久氏が日本橋の河岸地を対象に行った研究では、明治以降に出現した河岸地拝借人という新たな社会層が、隣接街区の開発に積極的に関与していったことを、河岸地－街区空間の復元作業を通じて明らかとしており、都市史的な問題が表出する場として、水辺の河岸地の特質を明らかと

した<sup>(注44)</sup>。小林信也氏の研究では、近世後期における河岸地に展開する床店葎簀張営業者を中心とした民衆世界と都市行政を精緻に読み解き、近代胎動期の河岸の社会と空間を高い精度で描き出している<sup>(注45)</sup>。河岸地の床店に焦点を当てた同様の研究に、南和男氏による天保期における河岸地の床店を対象とした研究や、横山百合子氏による柳原河岸の床店に関する研究を挙げることができる<sup>(注46)</sup>。

さらに、鹿内京子氏らを中心とした近代以降の河岸地空間に関する研究では、明治期から現代にいたるまで、河岸地が公共空間として、いかなる土地利用が行われきたのか、その一連の動向を実証的に検討している<sup>(注47)</sup>。これらの研究の狙いは、水辺空間のフィジカルな部分を空間的に読み解くことに注力してきた陣内氏らの展開とは、いささかその問題の位相は異なっているものの、水辺という枠組みが都市史研究の様々な分野で試みられ、相互の回路が築かれてきたという点においては、大いに意義があるといえよう。

以上のように、都市の水辺研究は、陣内による取り組みを嚆矢に、その後多角的な展開をみせ、都市史研究のひとつの領域として確立されてきたわけであるが、近年の動きとして、こうした状況を次の水準へと押し上げる「水都学」の提唱を見ることが出来る<sup>(注48)</sup>。ここでは、これまでの水辺研究の成果を踏まえながら、歴史とエコロジーの視点を挿入し、多様な文化や風景を育んできた水辺空間の様態を探ることで、その再生への視座を得ることが標榜されている。そのため、水辺空間の分析に対しては、生態学や環境学など、様々な角度から多様なアプローチが試みられており、水辺ないし水そのものとの関わりを問題にした、まさに都市と水の総合学問といった趣がある。相互にばらばらに展開しがちであった個々の水辺研究を、水という抛り所を基軸に据えながら集約することで、ひとつの学問体系としての容態が前面に打ち出された。

本論文も、こうした水辺研究の潮流のなかに位置づけらものであるが、対象となる時代的な振幅も長大で、かつ都市の領域も広域に設定されがちなこれらの研究に対して、具体的な事例を取り上げながら、より詳細な都市空間と水辺との相互の影響関係について検討を試みたい。水辺は確かにその流動的な性質から、管理やコントロールといった営為を伴って、都市全体の存在形態そのものを根底で規定する根源的な要素として位置づけることができるが、実際の都市空間の内部では、敷地と建築、権利と所有を伴う生産活動の場として、様々な都市的な問題が表出してくる場としても見る事が出来る。特に、都市内部をめぐる河川や水路、なかでも実利的な機能を持たない堀などに関しては、研究対象として関心が向けられること自体が少なく、都市空間を内側から紡ぎだしていくひとつの力点としての側面が強調されることほとんどなかったといってよい。こうした都市空間のミクロな地点からマクロな都市空間への影響を、外濠・神田川を対象に、具体的な事例を取り上げ検討し、水辺空間の解読手法を打ち出していくことを本論文の意義としたい。

### 水辺の土地権利関係から都市空間へ

またこうした問題と関連して、近代東京の都市史研究においては、水辺研究とは異なる位相で、土地所有の問題に軸足を置きながら、都市空間の変容に迫る試みがいくつか見られる。例えば鈴木博之氏の場所論は、それぞれの土地に込められた固有の来歴や性質が、地主層による

開発や土地の集積過程に少なからず影響を与え、近代東京の都市空間をそうした一種の土地の物語として描き出した<sup>(注49)</sup>。土地相互の結びつきによる空間的なひろがりはそれほど見いだせないものの、土地という場から縦に時間軸を貫き、新たな角度から都市空間を描いたことは、土地所有という分析手法を明確に示したといえよう。

また、松山恵による近代移行期の東京に関する研究では、桑茶令や市区改正計画といった明治初期の東京に関する諸問題を、土地権利関係の問題から再検討を加え、それが家守制度に見られるような近世期からの地域構造の変質を促したこと、さらには三井の日本橋地区開発に見られる近代事業の根拠として土地集積が行われていたことなど明らかとした<sup>(注50)</sup>。制度や都市計画といった近代事業がいかに都市空間へと受容されていくのかという問題に迫る切り口として、土地所有の問題が有効な分析手法であることが理解されよう。

こうした研究は、本論文を対象となる時代や、また土地権利関係に焦点を当てているという点において、共通の回路を見出すことができる。しかし本論文では、一般の市街地のみならず、水辺の都市、即ち土手や河岸地といった場も分析対象に含めている。こうした場所は、明治5年の地検発行に伴い一元化されていた市街地の土地とは異なる処理がなされているため、新たに検討を加える必要がある。その上で、水陸の結節点としての水辺の土地、そして都市空間の土地を一体的に捉え、そこにある種の連続的な結びつきを見出すことで、都市空間の変容を水辺から解明することを目指したい。土地の一体的な所有といった機能的な結合のみならず、例えば土手の景観や境界性といった点にも留意し、出来る限り多面的な水辺の意味を描き出していくことも本論文の重要な作業となるであろう。

### 1-3 研究方法と本論の構成

#### 分析方法

水辺から都市空間の生成と変容過程を解明するにあたって、本論文では水と陸の結節点である「土手」という場をめぐる様々な動向に焦点をあてていく。本稿で対象とするような都市内部河川においては、水の持つ資質を享受しようとするとき、その営為の主要な舞台となるのが「土手」である。1-1で示したとおり、水際である「土手」は、時代や社会的な背景に即して様々な意味付けがなされる。管理の強度によっては、ときに手つかずの状態が維持されることもあるものの、基本的に人々は都市活動のなかに積極的に取り込もうと、水際には都市的な力がつねに作用する。その際、最も顕著な動きとして表出してくるのが、「土手」の利用や借地の要請といった権利の取得過程であろう。

近世期まで、隣接町人地の地先として発展してきた「河岸地」に特徴的であるように、水際は一般の市街地とは異なる性質が付与された特別な土地である。これは、水際の土地がそもそも流動的で、その輪郭も定常的でなく、都市の管理主体側から見て、一般市街地とは異なる都市機能が期待された場であるからに他ならない。しかし、水辺の空間的な輪郭をかたちづくるのは、こうした「管理された場」としての側面のみならず、それを「営為の場」として享受しようとする人々の動きが、なによりも重要な要素となっている。とすれば、近代においても水際を管理しようとする明治政府なり東京府なりの態度とは異なる次元で、民間の人々がいかにその権利を手に入れ、どのような目的・理念のもとでこれを開発・活用してきたかという一連の動向が、水辺空間の生成と展開を紐解くうえでの重要な手がかりとなる。本論文が、外濠・神田川の「土手」の改変に焦点を当てているのは、こうした前提によるものである。

「土手」といっても、その様態は様々で、同時に明治以降に担う都市機能や意味付けも場所ごとに異なっているが、それぞれ培ってきた歴史的な背景や地勢的な条件に左右しながら、個別の展開を示していく。特に、水路として利用可能な地区においては、「河岸地」へと変質していく動きが顕著で、こうした動きは明治初頭から段階的に進められた、民間からの利用や借地の要請といった動向が根幹をなしている。ここでいう「河岸地」とは、近世期までに成立した河岸地とは異なるもので、明治期の水際に対する土地処理の政策を経て生成された、近代の制度下における「河岸地」である。民間からの要請と、制度の狭間で揺れ動きながら生成される土手ごとの水辺空間を、近代「河岸地」の成立過程から読み解いていくことが、本論文な主要な分析作業となる。

同時に、水路利用ができない区間も、本論文では分析の対象としている。これは、水路機能のみによらず、例えば景観や風致といったより意識的な側面からも、水辺と都市の諸関係について、触れていきたいためである。この場合、「土手」に表出してくる動きは「河岸地」化ではなく、土手の植栽や風景という観点から、周辺地域の都市組織へと波及する、濠と生活空間の影響関係であろう。これを踏まえながら、都市における水辺の意味を、より多義的に捉えていきたい。

#### 用語の定義

分析を進めるにあたっての言葉の用法についての整理を試みる。ここまでの本文中でも既に

使用されているが、以下の用語については、広がりを持った語彙を含んでいるため、ここで改めて本論文中での定義を明確にしたい。

(1) 「河岸」と「河岸地」

本論文では、明治期における外濠・神田川とその周辺地域の変容を、土手の改変過程から検討を試みている。そのなかで、特に焦点を当てているのが河岸地の成立過程である。この河岸という言葉が持つ意味はひろく、一般的には川沿いの荷揚場や船着場のような場所が連想されるが、ときには川の湊、あるいはそれに付随する市場も含めた一体的な場としても捉えられることも多い。日本橋魚河岸のようによく知られた市場のような用法から、中央区などの水運が発達した地区で見られる古い町名、さらには「河岸を変える」のような言葉の比喻など、様々な場面で用いられている言葉であるにも関わらず、明確な意味付けはなく、場所と機能については曖昧であるといえよう。

元来、「河岸」という言葉は、中世期まで用いられていた「津」と同義で、近世以降に幕府の権力下にある関東で盛んに用いられるようになった言葉であるという<sup>(注51)</sup>。その語義は、単に物揚場や船着場を指すものではなく、「一般的には河岸問屋などの運輸機構をも含め、またその集落を含めての呼び名」であったようだ<sup>(注52)</sup>。つまり、「河岸」とは、単一の機能や場を指すものではなく、湊機能に関わる様々な諸活動と、周辺の地域社会をも含めた多面的で領域的な広がりを持った場であったことが理解される。こうした定義は、江戸市中の河岸が、隣接する町人地の地先として、一体的に活用され発展してきたという歴史的な経緯と見事に合致する。「河岸」という言葉の本意は、こうした川沿い独自に展開する、湊町の領域的な場を指し示しているといえよう。

これに対して、「河岸地」はより限定的に、川沿いの荷揚場・船着場自体を指していたようで、「河岸」に付随し、川と陸の直接の結節点に付与された湊機能とその場を指して用いられていた。しかし、実態としてはこのふたつの言葉は厳密に使い分けられていたわけではなく、物揚場のような単一の湊機能を備えた場も総じて「河岸」と呼ばれていた。近世期の幕府による河岸地の呼称を参照してみても、例えば本論文でも取り扱う牛込御門脇の物揚場（神楽河岸）を指して、「揚場町地先河岸」と呼んでいるように、領域的な場というよりは、直接的に湊機能を担った川岸の区画自体を指していることが理解される<sup>(注53)</sup>。ここではひとまず、上述のような定義に準じて、湊機能を伴う領域的な場を「河岸」、荷揚場や船着場といった直接的な機能とその区画を「河岸地」としておく。

(2) 「河岸地」と「物揚場」

ここで問題となるのが、「河岸地」と「物揚場」の違いである。近世期の荷揚場や船着場を参照すると、「物揚場」と呼称されている場所も幾つか存在していることが確認できる。この両者の言葉の相違については、鈴木理生氏による整理が参考になる。鈴木氏によれば、「河岸地」と「物揚場」は機能としては同質で、その利用主体の違いが両者の呼称の違いに他ならないという<sup>(注54)</sup>。町人地によって専有的に利用される場を「河岸地」、武家方によって活用される場が「物揚場」と、明解な定義がなされている。

しかし、「河岸地」の実態としては、町人が専有しながらも武家方との強い関係が見られるケースや、それとは逆に、武家方の「物揚場」に町人が入り込み、活発に活用しているケースも存在している。特に、外濠・神田川の場合は、その周辺の大部分が武家地で構成され、神楽河岸の尾張徳川家の物揚場には多数の町人が入り込み、複合的な利用がなされている様子が明らかとなっている<sup>(注55)</sup>。さらに、日本橋のように隆盛な市場社会と結び付き、蔵や納屋地による高度な土地利用がなされた「河岸地」と、神楽河岸のようにあくまで物揚場・船着場であった「河岸地」などでは、その実情は大きく異なり、地区ごとによって多様な表情を見せている。とすれば、一概に上記のような利用主体によって呼称を区別することは、本論文対象地においてはあまり適切でなはない。よって、本稿では利用主体によらず、水際の土地として市街地とは異なる管理のもとに置かれ、明確な区域が指定された範囲を「河岸地」とし、またその文言通りに単なるひとつの機能とその場を指す用語として「物揚場」を定義したい。

また、ここでは「河岸地」がかならずしも「物揚場・船着場」といった湊機能を伴う区画を指すわけではないことに留意したい。というのも、本論文で対象とする明治期の河岸地は、それまでの近世的な地先の物揚場・船着場といった機能によらず、例えば居宅地や商店などのように、一般市街地と同様の土地利用がなされるケースも見られるようになる。こうした点は、近代の河岸地の特質を考えるうえでの重要な問題であるため、明治以降の実情を鑑みて、明治政府をはじめとした管理主体によって指定された水際の土地を、機能によらず「河岸地」と呼ぶことにしたい。しかし、注意が必要なのが、幕府や政府関係の文書のなかで、固有名詞として地先の河岸地のことを「物揚場」と呼称しているケースである。この場合は、文献内で使用された呼称に準じて、「河岸地」と同等の意味で「物揚場」を使うケースがあることもここで確認しておく。

### (3) 「河岸地」と「土手」

幕府や明治政府といった、行政機関による管理下に置かれた水際の区画を河岸地としたとき、それが立地する水際の土地自体を、本論文では「土手」と定義したい。河岸地があくまでも行政的な制度を基盤とし、管理下に置かれる場である一方で、こうした社会的な要素を一切排除し、単に物理的な大地として存立する場を「土手」とする。

とすると、すべての「河岸地」は「土手」に立地することになるが、東京全体の河岸地をみたとき、その立地する土地を「土手」と呼ぶには違和感が生じる場も幾つか存在する。日本橋魚河岸などのように、高度な土地利用がなされた河岸地でこうした傾向は強いが、その成立時期まで遡ってその様態を見れば、町人地の地先の空地であり<sup>(注56)</sup>、成立段階においてはやはり水際の「土手」のような場であったといえよう。また、外濠・神田川の場合はその多くの部分で未使用の場が多いために、こうした呼称は、「河岸地」の区画との差別化を計るうえでも有効である。外濠・神田川の「土手」の場合、近世期においては「御郭ノ土手」や「御濠端」といった呼称が用いられる場面が多いが、地区ごとに状況も異なるため、ここでは便宜的に水際の土地はすべて「土手」とすることで、そこに作用する営為を観察するという分析手法を明確にしていきたい。なお、土手ごとの個別の呼称については、その立地や存在する「河岸地」の名称から、「～土手」とする（詳しくは各章の冒頭を参照）。

### 分析にあたっての視座

本論文では、近代東京の外濠・神田川とその周辺地域を対象に、都市空間の成立や変容、並びにその発展過程を読み解いていくことを目指している。分析にあたっては、水陸の結節点である水際の土地と、その周辺の市街地という場を設定し、おもに土地権利関係の問題から、それぞれにその変遷を明らかとしていく（詳しくは次節参照）。本節ではまず、分析を進めるうえでの留意点を以下のように設定し、問題の視座を確認していきたい。

#### (1) 水辺と周辺地域の空間構成の解明

水辺とその周辺地域の空間構成を解明するために、水辺の土地とその周囲の土地がどのように結びついているのか、その構成原理を探っていく。その際、土地所有や、河岸地の借地権、あるいは利用権などが重要な手掛かりとなる。近世期まで先行する利用があまり多くない対象地の土手では、水陸の空間構成の再編過程が、河岸地の借地権の取得や、周辺の土地取得といった、土地の利用権の問題として顕著に表出してくる。これらの土地の所有関係を前提としながら、建築から敷地へ、さらには隣接する町から街区、そして都市空間へと連続していく空間の構造を、時間軸をいれて動的に捉えていく。

#### (2) 水辺の開発主体の解明

明治以降に再編されていく地域にあつて、その動きと連動しながら水辺の開発や権利の取得を進めていった主体の存在を確認していく。対象となる外濠・神田川周辺においては、大部分が旧武家地であるため、水辺の開発主体の多くは、明治以降に出現した新たな住人であり、その稼業も工場や料理屋といった近世期までとは異なる種類のものであることが想定される。彼らの所在地や職業から、いかなる力がどのような場所から水辺に作用したのかを確認し、水辺の開発主体の性質を解明していく。また、その開発手法や水辺の利用形態を復元的に描き出し、空間構造を解明していくことにも注力したい。

#### (3) 水辺の開発主体の地域への影響

水辺の開発主体が、その周辺地域に及ぼした影響を、土地の取得や具体的な開発を事例に検討していく。対象とする外濠・神田川の大部分が旧武家地であることから、こうした開発行為は、水辺の開発や土地取得と連動しながら、より顕著に進行するものとみられる。面的な開発の動向を、個々の敷地の土地所有の変化を観察しながら解明していく。また、開発主体のなかには地域を越えて流域沿いの土地を取得、開発していくケース、さらには水路のネットワークを通じて、遠隔地での開発行為と連動しているケースも想定される。あるひとつの地域での面的な開発に加え、より広範な地域で開発にも注目し、その変容過程を見ていく。

#### (4) 地勢的・歴史的な条件による空間の差異

開発が行われた水辺の地勢的な条件や隣接する町の性質によって、生成される空間の特質は異なってくる。そこで、地勢的な条件、並びに歴史的な条件を考慮し、それらの関係によって生じる空間的な違いを検証していく。特に、地形的な条件が崖地や荒地など、そこを利用しよう

とする開発主体にとって、土地の造成や整地といった土木的なアプローチが求められるようなケースは、水辺空間の基盤を根幹から改変していく動きできるため重要である。また、隣接する町の問題は、地先の土手が改変されていく際に、その開発主体の性質に直接的に影響を及ぼすばかりか、周辺地域の再編過程にも関わる問題であるために重要である。

#### (5) 景観や風致といった側面から見た水辺とそれに対応する動き

景観や風致といった観点からも水辺空間の特質に迫りたい。水辺は必ずしも実利的な面のみで空間がかたち作られてはおらず、その見た目や美観という意識的な側面も多分に関わってくる。風景が維持されるような状況や、改善されていく背景には当然ながら様々なレベルでの人為が作用している。特に、土地が不動産化し、自発的に空間の改変を開発主体側が担うことになる、近代東京の都市に関する前提を考慮したとき、景観や風致といった観点は、土地開発の過程におけるより直接的な問題として表出し、江戸城の城郭でもあるという外濠・神田川の特徴が、こうした性質をより強調していくものとみられる。景観や風致といった側面からも、水辺と周辺地域との相互関係の問題に迫っていききたい。

#### (6) 多様性・複合性を備えた水辺の意味

1-1でも触れたように、水ないし水場は都市にとって根源的な存在であり、様々な営為を誘発する都市活動の主要な舞台であった。こうした水辺の性質の根底には、水がそもそも人々の生活に欠かすことのできない資源であるという前提と同時に、時に災厄をも招く畏怖の対象としての側面も備えていることが大きく関わっている。そのため、都市の水辺は古来より、物流や交通のみならず、遊興や祝祭の場として特別な意味が込められ、多様な行為を誘発してきた。(5)で示した風致や景観といった観点が近代的ともいえる視点であるとすれば、こうした多様で複合的な意味は、プレ近代から脈々と引き継がれ、より深層で人々の行為を誘発する、情緒的で身体的な水辺の側面であるといえる。水辺が特殊な意味を内在させた場であり、そしてそれを享受する人々の行為が様々な活動を生み出してきたことを、分析を進めるうえでの重要な視座として据えておきたい。

### 資料について

分析にあたっては、おもに土地の権利関係とその主体に焦点を当てていくことになるが、特に河岸地の成立と展開をめぐっては、「河岸地台帳」と呼ばれる東京府発行の公文書を、主資料として活用する。「河岸地台帳」には、河岸地の拝借人、地坪、用途、拝借期間などが記されており、明治以降の河岸地の状態を見ていくうえでの大変有効な資料である。明治15年に最初の台帳が発行され、その後数年おきに戦前期にわたって発行が続けられている。

それぞれの「河岸地」は、所在する区ごとにまとめられ、1筆ごとの情報が各頁に記載されている。ここで掲載される「河岸地」は、明治9年の「河岸地規則」（詳しくは第2章参照）に基づいて、正式に処理された河岸地を示しているため、各年代の台帳を見ることで、その時代においてどの河岸地が「河岸地規則」に準じた正式な河岸地として存立していたかを把握することができる。

本論文では、明治15年発行のものと、明治22年発行の台帳をおもに利用することとしたい。明治15年版は、上述のとおり最初の河岸地台帳であるため、近代河岸地の最初期の状態を確認することができる有効な資料である。また、明治22年版のものは、公有地であった河岸地を東京府の基本財産として下付することを定めた「区部共有河岸地規則」（詳しくは第2章参照）が制定された直後の状態が記され、管理主体側からみた河岸地の意味付けが大きく転換していく過程において、拝借人や規模、用途など、河岸地の利用実態が変容していく様子が記されている。明治以降の土手の変容を河岸地の成立過程から検討を進めるために、このふたつの台帳を主に利用し、明治30年頃までの変化を動的に分析していく。

なお、本論文で対象とする河岸地は、神楽河岸、市兵衛河岸、飯田河岸、三崎河岸の四つであり、それぞれの所在地は順に牛込区、小石川区、麴町区、神田区となる。明治15年版に記載があるのは神楽河岸と市兵衛河岸のみで、あとのふたつは明治22年版が初出となる。また、三崎河岸に関しては所在が神田区であるために、他の区とは別の綴りに掲載されている。よって、本論文では以下の3つの台帳を主に利用することとしたい。

#### 【明治15年版】

- ・東京都公文書館所蔵：河岸地免許証台帳・麴町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・全明治十五年、東京都租税課、1882年、請求番号633.A5.10。

#### 【明治22年版】

- ・東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・麴町区、芝区、麻布区、牛込区、小石川区・全16冊の内全1冊、東京都地理課、1889年、請求番号601.B4.13。
- ・東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・神田区・全1冊、東京都地理課、1889、請求番号601.B4.14 および、東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・日本橋・16冊の内4冊の4、東京都地理課、1889年、請求番号601.B5.02。

#### 河岸地台帳を用いた先行研究と本論文の位置づけ

明治以降の「河岸地」を対象としながら、その分析に「河岸地台帳」を用いる研究には、以下のふたつの先行する事例が存在する。これらを参照しながら、本論文での台帳の扱い方と、その意義について整理を試みたい。

まず、「河岸地台帳」を用いた最初期の研究として、鹿内京子氏による一連の河岸地研究を挙げることができる<sup>(注57)</sup>。鹿内氏の研究は、日本橋周辺と東京の古川に設置された河岸地を対象としながら、明治から現代にいたるまで、水際のオープンスペースとしての河岸地がいかに維持され、また衰退したのか、即ち「公儀地」であった河岸地が、公的な目的に供されることのない普通財産として処理されていくまでの過程を、「河岸地台帳」に記載された具体的な用途や所有といった情報を基に分析を行っている。明治初期から戦前期までの台帳を利用し、定量的に河岸地の実情を把握する目的で「河岸地台帳」が用いられ、特に拝借主体の公私が重

要な問題として扱われている。東京の水辺研究のなかで、河岸地拝借人とその用途に着眼した、最初期の成果である。

もうひとつ、河岸地の分析のために台帳を活用した事例として、岡本哲志氏による明治期日本橋の研究が挙げられる<sup>(注58)</sup>。先の鹿内氏と同様に、日本橋の河岸地を対象としているが、本研究の主眼は、地域構造のなかでの河岸地の位置づけに向けられているため、台帳の扱われかたは異なっている。本研究では、台帳記載の情報のうち、拝借人の公私だけでなくその所在地にまで検討を加え、隣接する町の土地所有を照査し、河岸地拝借人の動向から、河岸地の空間利用や市街地の結びつきを明らかにしている。このとき、河岸地拝借人は地域の空間変容を担う主要な主体として位置づけられ、その根拠として河岸地台帳の拝借人所在地と用途といった情報が扱われている。同時に、他の土地所有関係資料との相互検討が加えられており、こうした点に河岸地台帳利用上の特徴があるといえよう。しかし、その解析手法は先の鹿内氏と同様に、定量的な観測と統計が中心となっている。

以上のふたつの先行研究に対して、本論文で「河岸地台帳」を活用する意義を、以下のように設定したい。これまでの河岸地研究は、主に「河岸地台帳」の情報の定量化と、その統計的な分析に比重が置かれていた。こうした前例に対して本研究では、個々の河岸地拝借人の性質をより高い解像度で描き出すため、河岸地拝借に至る経緯やその動き、さらには可視化されないような水辺の開発主体の意向にまで踏み込んで分析を行う。そのため、個々の河岸地拝借人の所在地や土地利用はもちろん、拝借時期にも留意しながら、各河岸地間での拝借人の推移、規模の拡大や縮小、さらには土地利用の発展・展開なども通時的に観察する。

さらに、河岸地拝借に至るまでの前段階として提出される、「河岸地拝借申請」も参照していく。当申請には、河岸地拝借の利用や経緯のみならず、なかには計画図や土手の現況図なども添付され、河岸地拝借人による水辺利用の意図と理念から、空間利用の実態をより鮮明に描き出すことができる。このとき、東京府によって却下された申請も参照することで、当該地区にとっての河岸地の実像や、管理者側の河岸地に対する意向もまた読み取ることが可能となる。申請書に記載される保証人の素性からも、河岸地を介した地域構造のかたちに迫ることができよう。

以上のような位置づけのもと、本論文では「河岸地台帳」を主資料として活用する。河岸地拝借人の動向を、河岸地の成立以前までさかのぼりその動向に留意しながら、河岸地の区画、敷地、通路、建築といった空間的なコンテキストの成立過程をできる限り高い解像度で復元し、動態的に水辺空間の仕組みを解明していく。

## 論文の構成

以上を踏まえたうえで、本論文は、2章、3・4・5章、6章の3部構成をとり、それぞれに以下の視点から考察を行う。

まず2章では、明治期の外濠・神田川が、明治政府によっていかに処理されたのか、その制度的な構成を確認する。もともと江戸城の城郭をなしていた外濠・神田川は、近世においては幕府による厳密な管理下に置かれていたものの、明治期にはこうした存立基盤を失うことで、都市の空白地として取り残されていく。こうした水際の特異な場所が、明治政府による法的な

網掛けによって管理されていく一方で、土手空間が持つ歴史や地形的特徴にも左右されながら、地区ごとに固有の変遷を辿ることになる。明治政府という新たな管理主体による意味づけと、現場での実態とを相互に観察しながら、近代の外濠・神田川としての存立基盤が確立されていく様子を明らかとする。

3・4・5章では、2章で明らかとなった管理主体による近代における意味づけを前提としながら、外濠・神田川の土手を対象とし、そこにいかなる営為が作用し空間が生成されていったのかを見ていく。ここで意識されるのは、先述の「分析にあたっての視座」のうちの(2)・(4)の視点であり、近代の新たな開発主体によって、いかに土手空間が読み替えられ、空間的な輪郭を帯びていくのかを見ていく。それぞれの土手は、前提となる歴史的・環境的な条件が異なっているものの、ここではあえて営為を受容する場として一律に土手を見ることで、そこに作用する都市的な動向を鮮明に描き出したい。隣接する町の性質や、土手の近世期までの利用状況を踏まえながら、近代の営為を異なるかたちで受容し、それぞれに独自の水辺空間を生成させていく過程を、動的に把握していく。具体的に3章では、神田川の外郭に立地した土手を対象とし、近世期までの部分的な利用を拠点としながら河岸地機能を拡幅し、土手全体に展開していく過程を見ていく。4章では対岸の内郭側に立地した土手を対象とし、近世期までは手付かずの空地であった土手が、隣接町のみならず、周辺地域も含めた広範な範囲の主体に求められ、近代の河岸地として自発的に開発されていく動向を見ていく。なお、3、4章では、おもに河岸地の成立過程とその後の展開に焦点をあて、分析を行っていく。最後に5章では、先述の「分析にあたっての視座」のうちの(5)の視点から、純然な堀である市ヶ谷濠・牛込濠の土手を対象に、甲武鉄道による鉄道敷設事業を通じて、鉄道会社、市区改正委員、陸軍といった異なる主体の意向が交錯するなかで、土手の機能や意味、そして空間的な輪郭が定まってくる様子を見ていく。先の3、4章とは異なり、舟運機能を持たない濠であることから、水辺の実利的な利用というよりは、濠の持つ景観や風致、歴史性といった性質が、土手改変事業に与えた影響から分析を試みる。

6、7章では、外濠・神田川の周辺地域に視線を移し、明治以降に見られる空間構造の変容を、水辺との関連から分析を行う。6章では、外濠・神田川の周辺地域に目を向け、5章までで明らかとなった、近代における土手空間の改変が、こうした地区の空間変容と相互に関連する問題であったことを指摘していく。ここでは特に、先述の「分析にあたっての視座」のうちの(1)・(3)の視点が深く関わってくる。近代の土手空間に出現した水辺の利用者が、周辺市街地の空間変容をも担う主体であったことを、市街地の土地所有と水辺の土地の借地構造から明らかとする。水際の河岸地から隣接地、さらには街区からより広範な地域へと、異なるスケールで見られる水陸の有機的な結びつきを抽出し、新たな地域構造の骨格と成立の仕組みから、近代東京の変容過程を水辺という視点から描き出していく。最後に7章では、市ヶ谷濠・牛込濠の周辺地域に視点を移し、水辺の持つ風致や境界性といった歴史的特性や、地勢的な観点から、土地所有を前提とした都市組織の変容に水辺が与えた影響を見ていく。河岸地などを通じた直接的な結びつきとは異なる次元で、都市空間に対して作用する水辺の意味を解明し、水陸が一体となった空間利用を抽出することで、近代における東京の空間変容のひとつの局面を描き出していく。近代の河岸地拝借人や周辺の土地所有者など、彼らが水辺のみで完結しない地域変容

の担い手でもあったという仮説を前提に、その一連の動向を復元的に見ていくことが重要な分析作業となる。

注釈

- (注 1) 陣内秀信「『水都学』をめざして」、陣内秀信・高村雅彦編『水都学 I 特集：水都ヴェネツィアの再考察』法政大学出版局、2013年、pp. 150-152。
- (注 2) 近世期の木挽町に様子については、常山真央『水辺と劇場 江戸名所図屏風に描かれた芝居町木挽町の復元的考察』（2009年度法政大学修士論文）に詳しい。
- (注 3) 鈴木理生『江戸の川 東京の川』井上書院、1989年、pp. 83-84。
- (注 4) 前掲 3)、pp. 108。
- (注 5) 深川や日本橋地区は、近代以降も近世期に築かれた水路網を活用、場合によって強化し、東京のなかで特に水辺のイメージを備えた一帯となっていた。陣内秀信「東京に映し出されたヴェネツィアのイメージ」前掲 (1) の pp. 59。
- (注 6) 都市史の分野から江戸東京の水辺を取り上げている研究の主な対象地は、町人地と結びついた地域、特に日本橋地区その対象が偏っている傾向が強い。例えば、伊藤裕久「日本橋魚市場の空間構造—近世から近代へ」『都市史小委員会二〇〇六年度シンポジウム「都市と建築—内と外」梗概集』（日本建築学会、2007年）、並びに岡本哲志「明治期における日本橋の河岸地構造の変容に関する研究 明治初期と明治末期との比較」法政大学エコ地域デザイン研究所編『水辺都市再生に向けた地域デザインの構図 Vol14』（法政大学エコ地域デザイン研究所、2007年）など。
- (注 7) 本稿で対象とする外濠・神田川とは、本文のとおり、四ツ谷御門から牛込御門を経由して水道橋に至るまでの区間を指している。以後、論文中で外濠・神田川と表記する場合は、特に説明がない限り、本定義の区間を示すこととする。
- (注 8) 近世期における神楽河岸の発達については、吉田伸之『シリーズ日本近世史④ 都市 江戸に生きる』（岩波書店、2015年）を参照した。
- (注 9) 石田頼房『日本近現代都市計画の展開：1868-2003』自治体研究社、2004年。
- (注 10) 藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、1982年。
- (注 11) 上から被せられる近代ではなく、むしろ近世からの連続性に注目することの意義については、松山恵「近代移行期の江戸・東京に関する都市史的研究」（2005年度東京大学学位請求論文）の序論に詳しい。
- (注 12) 鈴木博之『日本の近代 10 都市へ』（中央公論新社、1999年、pp. 98-179）では、幕末から明治にかけて江戸東京の土地がいかに処理され、どのような人々に扱われていったのかを、具体的な人物に焦点を当てながら描き出している。
- (注 13) 前掲 3)、pp. 189-192。
- (注 14) 吉田伸之「流域都市・江戸」伊藤毅・吉田伸之（編）『別冊都市史研究 水辺と都市』山川出版社、2005年、pp. 13-27。
- (注 15) 日本橋を対象としたものに、前掲 6) の伊藤氏と岡本氏の研を、利根川水系を対象としたものに、川名登『ものと人間の文化史 139 河岸』（法政大学出版会、2007年）が挙げられる。
- (注 16) 長谷川堯『都市廻廊—あるいは建築の中世主義』（相模書房、1975年）では、江戸の郷愁を表徴する対象として下町の水辺や路地が取り上げられ、「パンの会」をはじめとした文学や美術による、伏流としての文化的活動が展開したことが描かれている。

- (注17) 例えば、天保の改革によって河岸地の物置場が撤去される様子は、東京大学史料編纂室編『大日本近世史料 市中取締類集 13 河岸地調之部 3』（東京大学出版会、1978年、pp. 308-352）に詳しい。
- (注18) 近代以降の東京の水辺の事業や制度を扱った研究として、昌子佳江「東京の都市計画と河川運河に関する史的 연구」（1990年度東京大学学位請求論文）を挙げることができる。東京の市区改正計画や、関東大震災後の帝都復興事業における水路の改修や開削のみならず、明治政府による河岸地政策に関しても触れられており、近代の水辺に関する事業・政策を網羅的に検証した取り組みである。しかし、こうした水辺の事業が実際の現場においてどのような受容されたのかという、実態レベルでの空間生成に関しては触れられておらず、本論文とは狙い異なる。
- (注19) 「<対談>都市史のフロンティア 近代都市をめぐって」『建築雑誌 Vol. 112 No. 1406』（日本建築学会、1997年）を参照した。
- (注20) 石田氏の研究に石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究社、1978年）や前掲9）がある。渡辺氏の研究に渡辺俊一『「都市計画」の誕生：国際比較からみた日本近代都市計画』（柏書房、1993年）が挙げられる。
- (注21) 前掲10）。
- (注22) 石塚裕道『日本近代都市論：東京：1868-1923』（東京大学出版会、1991年）に収められた、「書評—藤森照信『明治の東京計画』について—」を参照した。
- (注23) 宮本氏の研究に宮本憲一『公害と住民運動』（自治体研究社、1970年）、石塚氏の研究に前掲22）が挙げられる。
- (注24) 東京都立大学都市研究会編『都市構造と都市計画』（東京大学出版会、1968年）や、都市デザイン研究体『日本の都市空間』（彰国社、1968年）をその主要な成果として挙げることができる。
- (注25) デザイン・サーベイは、単なるニュートラルな記録でしかないという指摘もあるものの、新たなデザインの可能性を見出すという目的においては、その後、建築単体ではなく、広がりを持った町や集落の空間のかたちを捉えようという見方が一般化された点で、多くの成果を残したといえよう。デザイン・サーベイの記録としては、1968年から主に『建築文化』で掲載されたものをまとめた、明治大学工学部建築学科神代研究室『日本のコミュニティ その1：コミュニティとその結合』（鹿島出版会、1977年）や、法政大学宮脇ゼミナール（編集）『日本の伝統的都市空間—デザイン・サーベイの記録』（中央公論美術出版、2003年）を挙げることができる。
- (注26) 初田亨『都市の明治：路上からの建築史』（筑摩書房、1981年）、初田亨『繁華街にみる都市の近代—東京』（中央公論美術出版、2001年）。初田亨『繁華街の近代—都市・東京の消費空間』（東京大学出版会、2004年）。
- (注27) 成田龍一「近代都市と民衆」（成田編『近代日本の軌跡9 都市と民衆』吉川弘文館、1993年）。
- (注28) 江戸東京学の要旨については、小木新造（編）『江戸東京学事典』（三省堂、1987年）を参照した。
- (注29) 都市生活史の視点から取り組まれたものとして、小木新造『東京庶民生活史研究』（日本放送出版協会、1979年）や、小木新造『東京時代—江戸と東京の間で（NHK ブックス 371）』（日本放送出版協会、1980年）などが挙げられる。
- (注30) 前掲11）、pp. 13-14。
- (注31) 陣内秀信「建築類型学から空間人類学、エコヒストリーへ」（『2010年度日本建築学会（北陸）

建築歴史・意匠部門 パネルディスカッション資料 都市と建築—その歴史的結合の解釈と方法的展開の可能性を巡って—』日本建築学会、2010年）を参照した。

- (注32) 陣内秀信『東京の空間人類学』筑摩書房、1985年。
- (注33) 鈴木理生『江戸の川 東京の川』日本放送出版協会、1978年。
- (注34) 川名登『河岸に生きる人びと—利根川水運の社会史』（平凡社、1982年）や、前掲15）などがある。
- (注35) 伊藤好一『江戸の町かど』平凡社、1987年。
- (注36) 波多野純「水道（用水）」『講座日本技術の社会史 第六巻 土木』（日本評論社、1984年）、波多野純「甲州甲府城下町における甲府上水について：都市施設としての用水を通して見た城下町設計方法の研究10」『日本建築学会 学術講演梗概集・E, 建築計画, 農村計画1985号』（1985年）。
- (注37) 内藤昌『江戸と江戸城』鹿島出版会、1966年。
- (注38) 玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』（近世風俗研究会、1977年）、玉井哲雄『江戸 失われた都市空間を読む』（平凡社、1986年）。
- (注39) 陣内秀信・岡本哲志（編）『水辺から都市を読む 舟運で栄えた港町』法政大学出版局、2002年。
- (注40) 高村雅彦『中国江南の都市とくらし—水のまちなかの環境形成』山川出版社、2000年。なお、本文中の方法論についての言説は、本書より引用した。
- (注41) 難波匡甫「江戸東京と内川廻し—河川舟運からみた市域形成」陣内秀信・高村雅彦編『水都学Ⅲ』（法政大学出版局、2015年、pp.59-78）、難波匡甫『江戸東京を支えた舟運の路—内川廻しの記憶を探る』（法政大学出版会、2010年）。
- (注42) ムラトリーによる方法論としてのテリトリーオの展開過程については、植田暁「イタリアにおける都市・地域研究の変遷史」前掲41）のpp.167-209を参照。
- (注43) 前掲14）。
- (注44) 前掲6）『都市史小委員会二〇〇六年度シンポジウム「都市と建築—内と外」梗概集』並びに、伊藤裕久「都市空間の分節把握」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市4 分節構造』（東京大学出版会、2010年）。
- (注45) 小林信也「近世江戸町方の河岸地について—新肴場河岸地を事例に—」『史学雑誌』第一〇三編第八号（1994年）、小林信也「江戸東京の床店と市場」都市史研究会編『年報都市史研究4 市と場』（山川出版社、1996年）、小林信也『江戸の民衆世界と近代化』（山川出版社、2002年）、小林信也「江戸の民衆と床店葺簀張営業地」吉田伸之・長島弘明・伊藤毅編『江戸の広場』（東京大学出版会、2005年）。
- (注46) 南和男「江戸の床店—天保期の改革を中心として—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第14集（1987年）、横山百合子「江戸町人地社会の構造と床商人地代上納運動—幕末維新时期神田柳原土手通り床店地の事例から—」都市史研究会編『年報都市史研究7 首都性』（山川出版社、2005年）。
- (注47) 鹿内京子・石川幹子「明治以降の日本橋における魚河岸の歴史の変遷に関する研究」『平成15年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集（21）』（2003年）、鹿内京子・石川幹子「明治以降の日本橋における三河岸の歴史の変遷に関する研究」『平成16年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集（22）』（2004年）、鹿内京子・古澤博隆・石川幹子「明治以降の古川における三河岸の歴史の変遷に関する研究」『平成17年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集（23）』

(2005年)、鹿内京子・石川幹子「明治以降の東京下町における亀島河岸の歴史の変遷に関する研究」『都市計画論文集 第40巻』(日本都市計画学会、2011年)。

- (注48)「水都学」の狙いについては、前掲1)に所収の、陣内秀信「「水都学」をめざして」(pp.139-184)を参照した。
- (注49)鈴木博之『東京の「地霊」』(文藝春秋、1990年)や、鈴木博之『日本の近代10 都市へ』(中央公論新社、1999年)を挙げる事ができる。
- (注50)前掲11)や、松山恵「近代東京における広場の行方—新開町の簇生と変容」吉田伸之・長島弘明・伊藤毅編『江戸の広場』、松山恵『江戸・東京の都市史：近代移行期の都市・建築・社会』(東京大学出版会、2014年)を挙げる事ができる。
- (注51)前掲15)のpp.7によれば、「河岸」は幕府の影響力の大きな最上川や阿武隈川、幕府代官の派遣される場所などで盛んに使われた、近世初期に生まれた新しい言葉であるとされている。また、中世においては同じような場所を指して、「津」と読んでいたことも述べられている。
- (注52)前掲15)、pp.5。
- (注53)天保期の河岸地取調掛の上申書に見られる、「神楽河岸」に対する表記として、「牛込揚場町地先河岸」という表現が見られる。これらは、「河岸」という言葉が厳密に領域的な場として使われていたわけではなく、川沿いの物揚場などの区画を指す言葉としても用いられていたことを示している。前掲17)のpp.311。
- (注54)前掲3)、pp.142。
- (注55)前掲8)のpp.216-217によれば、牛込揚場町の河岸(神楽河岸)は、尾張藩屋敷に納入する土・瓦を扱う町人が、揚場の管理を担いながら自身の「売荷物」も扱うなど、尾張藩の揚場部分も含めて、その大部分が民間の利用に供されていたことが指摘されている。
- (注56)前掲35)のpp.77では、江戸の河岸地は、空けておかなければならない水際の空地=土手が、地先の町人などに取り込まれながら、公儀地としての側面が有名無実化し、成立した場であることが指摘されている。
- (注57)鹿内氏の河岸地に関する成果に関しては、前掲47)の論文一覧を参照。
- (注58)前掲6)の岡本氏の論文。



## 第 2 章

制度・管理体制から見る近代における  
外濠・神田川の土手空間



## 2-1 はじめに

### 本章の目的

本論文では、外濠・神田川の土手が、近世から近代にかけて、それぞれの政治的権力下においてどのように管理されてきたのか、また制度や法令という網掛けのなかで、都市的な場としていかなる意味を帯びてきたのかを明らかとしていきたい。

外濠・神田川の土手空間は、近世においては幕府による管理、近代においては明治政府による制度的な位置づけを背景に、周辺地域の営為とのせめぎあいのなかで、その利用や空間といった実態をつねに変異させてきた。こうした変化は、江戸城の城郭であるという性格を根拠に、外濠・神田川が純然な水路ではなく、より複雑な意味を帯びた水辺として位置づけられてきたことに関わる問題であり、こうした外濠・神田川に付加された特殊な意味を考慮しながら、一連の動向を読み解いていく。

城郭であるという性質は、例えば地形的な特徴や、さらには利用の制限といった点で、その空間形成に影響を及ぼす。本章では、こうした条件を背景とし、実際にみられた土手の空間利用にも触れながら、場所に与えられた意味を探っていくことを試みたい。実際に表出してくる空間が、いかなる前提のもとに成立したのが重要な留意点となろう。また、上記のような管理主体側から見た特殊な土地の見立てが、近代以降においても引き継がれていったのか、あるいは否定されていったのか、さらにはそうした前提が近代以降の土手空間にいかに影響を及ぼしていったのかについても触れていきたい。

なお、上記のように、土地の意味が社会的要因によって容易に変異していく様子は、本論文の上位目的である都市空間における水辺の意味を探るうえで、重要な問題を孕んでいる。水陸の結節点である土手空間を、場所の存立自体が確定的でなく、容易に変更可能は流動的な場として見たとき、その場所の意味は近世から近代という社会的な転換期に応じて読み替えられていく。こうした一連の過程から、周辺市街地と連動しながら変異していく、都市にとっての水辺の意義に迫ることができるのではないか。本論文では、3～5章で近代以降の土手空間の変容過程を、6章で周辺市街地の変容に焦点を当てることになるが、本章の考察はこうした分析を進めていくうえでの前提となる作業として位置づけられる。

### 研究方法

近世期における幕府による土手の管理から、近代において都市機能が転換され、近代都市計画や政策を通じて場所の定義が再構築されていく過程を概観し、外濠・神田川の意味的・空間的な位置づけを確認していく。

2節では、土手という場所が、江戸の都市内において、一般の市街地とは異なる特殊な存在であったことを確認していく。幕府の厳格な管理下におかれた外濠・神田川の土手は、隣接する町の性質や、江戸城の内外郭という違いによって、全く異なる状態を見出すことができる。ある場所では、物揚場を介して湊機能を備えた土手として、またある場所では利用が制限された純然な土手として管理されており、他の水路とは異なる空間的な意味づけが行われていた。幕府の「御堀端」として厳格に管理しようという意向と、一方では周囲の町の要請によって物資の物置場のようにも利用されるなど、官民両者の異なる意向との狭間で推移する土手の様子

を示していく。また、管理主体である幕府にとっても、土手の所轄が明確ではなく、土地の存立自体が不明瞭な状態であったことも確認していく。

3節では、近代への転換期に、都市計画や法制度のなかで、土手がどのように扱われていったのかを確認していく。市区改正計画下における水路としての神田川の位置づけと、甲武鉄道による土手への鉄道敷設計画、さらに明治政府ならびに東京府による河岸地政策における土手の扱いという3つ視点から、不明瞭となっていた土手の存在が、近代都市計画を通じて再定義されていく過程を見ていく。

## 2-2 近世の外濠・神田川—幕府による管理と土手空間の多様性

### 各濠・土手の特性

外濠・神田川の成立は、江戸時代の初期にまで遡る。江戸城の外郭である外濠が開削されたのは、寛永十二年(1663)のことである。外濠は、自然の谷地を利用しながら開削されているため、兩岸を高台に挟まれた形状をしており、特に江戸城内郭に面する土手は、高さ20メートル近い切り立った崖のような地形をしているのが特徴的である。この外濠は、ちょうど牛込御門東側の船河原橋で神田川と合流している。神田川は、かつて幕府の蔵地があった和田倉門方向へ抜けていた平川を、元和六年(1620)に蔵地を洪水被害から守るという目的に加えて、小川町一帯への宅地造成の目的で、現在の船河原橋で流路を東に直角に曲げ、御茶ノ水の溪谷を切り通し、直接隅田川に繋げることで築かれた流路である<sup>(注1)</sup>。はじめは排水路のみの機能であったようであるが、万治三年(1660)年に伊達綱宗が幕府から「牛込、和泉橋間の舟入堀」のために神田川の拡幅を命ぜられ、それ以降牛込御門までの舟運利用が可能な水路としての機能が備わった<sup>(注2)</sup>。牛込や小石川といった地域が市街地化したのはちょうどこのころからであり、江戸の拡大と神田川の水路としての機能は密接な関係にあったといえる。

### 純然な堀としての牛込濠

さて、こうして全体の輪郭を築いた外濠・神田川であるが、その管理や利用の実態は、幕府による土手の位置づけや、隣接する町の性質によって全く異なっている。市ヶ谷御門から牛込御門に囲まれた牛込濠を見てみると、他所から舟の乗り入れが出来ない水たまりのような濠であることに気が付く(図2-1、図2-2)。これは、それぞれの御門に架けられた土橋が堰堤のような役割を果たし、接続する前後の濠と水位差が生じていることに起因する。また、土手の形状を見てみると、上述のとおり江戸城の内郭側では、切り立った崖が築かれ、一切の都市的な活動を寄せ付けない、都市の障壁としてそびえ立っている。こうした地形は、もとの自然地形を引き継いだものではあるが、外濠開削の際に発生した土砂を積み上げて土堤を築くなど、一部人為的な改変も加えられことで、より城壁としての機能が強化されている。江



図2-1 牛込濠と牛込見附橋



図2-2 新見附濠(手前)と市ヶ谷見附橋

戸城防衛の重要な施設であることから、その管理も徹底したものであったのであろう、土手の法面には一切植樹などはされず、また立ち入り自体も厳しく取り締まられていたと見られる。

こうした城壁としての側面が色濃い内郭側の土手に対して、外郭側の土手は異なる様相を示す。外郭側の土手は、内郭ほど切り立った形状ではなく、濠に添って通された往還（現在の外濠通り）沿いには、町人地の町家が連なっていた。詳しくは後述するが、こちら側の土手は、隣接する町家等の一時的な物置場などとしても利用されるなど、内郭側の土手とは異なり、隣接地からの営為によって取り込まれていくような性質も孕んだ土地であった。

### 水路機能を兼ねる神田川

次に、牛込御門より下流を見てみたい。この流域が上記の牛込濠と決定的に異なるのは、船河原橋で神田川と合流するために、舟運利用が可能な水路としての機能を兼ねているということである（図2-3）。その状況を知るには、寛政年間の「神田川通絵図」（国立国会図書館所蔵）が有効な資料となる。本図は、神田川の牛込御門から大川（隅田川）までの区間に接地された、揚場や船着場が書き込まれたものであるが、利用が制限されていたと見られる請負人場が多くを占めるなかで、外郭側の土手には幾つかの武家方、町方それぞれの揚場が設置されていることが読み取れる（図2-4）。外濠の一部として利用が制限されるなかで、尾張殿揚場や水戸殿揚場をはじめとした武家方の専有的に利用が目立つのは、武家地一帯を貫く神田川の側面として特徴である。また、御茶ノ水以西の内郭面の土手の全域が、すべて請負人場とされていることも、城郭としての神田川の特性をよく示している。



図2-3 牛込御門下流の神田川（飯田橋から見る）



図2-5 安藤広重「絵本江戸土産」に描かれた揚場町の様子

### 舟運基地としての神楽河岸

こうした管理と利用の状況を前提としたとき、とりわけ重要な地区として、牛込の揚場町地先の物揚場の存在が浮かび上がる。牛込御門の外側の外郭側に立地した物揚場である当地は、隣接する町人地である揚場町の地先として活用されてきた場所にあたり、「神田川通絵図」でも、町揚場、武士町揚場というように、町方の利用も顕著である。さらに、幕末の段階でも<sup>(注3)</sup>、尾張藩の物揚場である「尾州様物揚場」と、町方の揚場である「惣物揚場」が確認できることから、江戸時代のほぼ全期間にわたって、武家方、町方の混在する場が築かれてきた。牛込地区唯一の物揚場として、この揚場町地先が「山の手諸色物騒」の拠点として重要な役割を担ってきたといえよう<sup>(注4)</sup>。幾つもの舟が係留されている図2-5からも、近世期から物揚場として積極的に活用されてきた様子を伺い知ることができる。

以上のように、外濠・神田川では、濠の性質の違い、内外郭の違い、さらには隣接する町の性質によって、異なる管理体制のもとに置かれ、それぞれに独自の空間利用が行われていたことが確認できた。また、水路として外濠・神田川をみた場合においては、揚場町地先がとりわけ重要な拠点である状況が見えてきた。次節では、幕府の土手に対する意向と管理実態、さらには実際の利用状況から、外濠・神田川の都市空間における場所的な意味を探っていく。

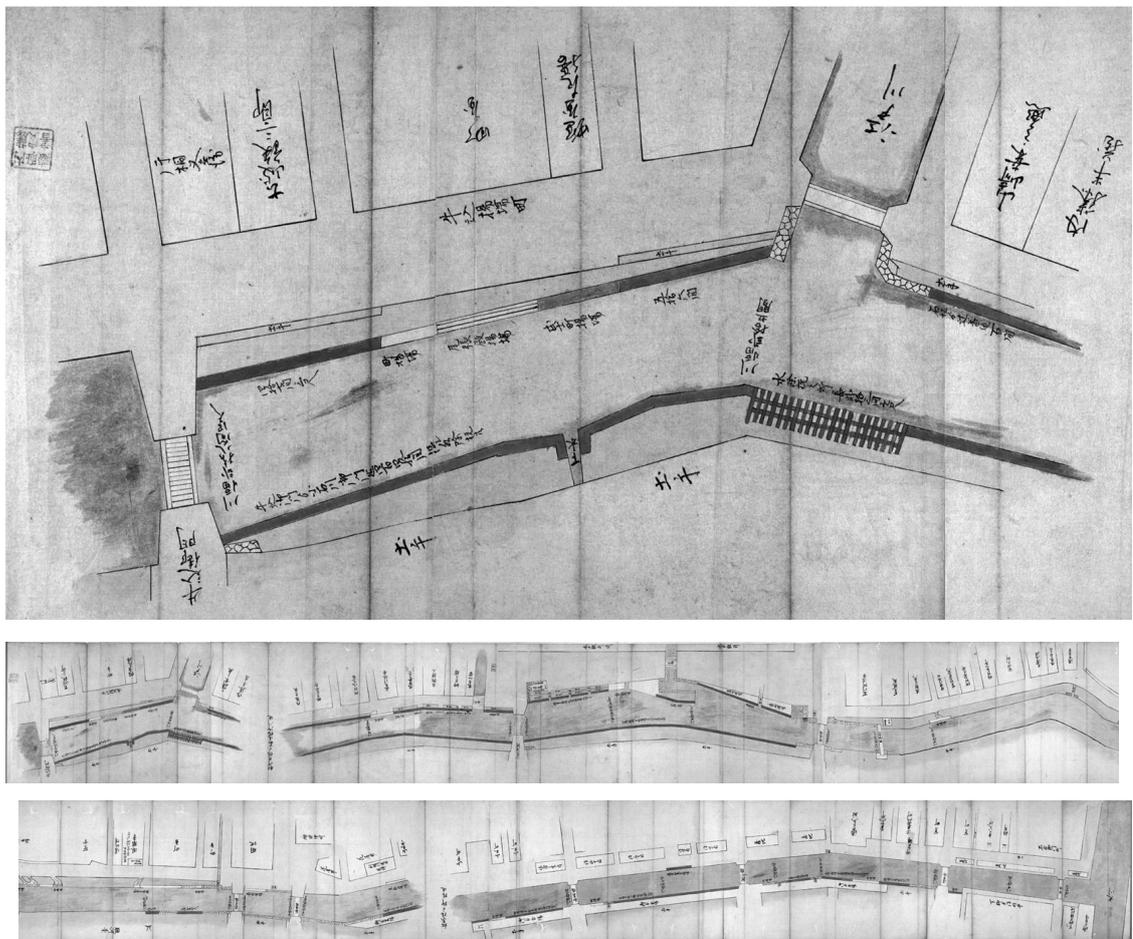


図2-4 寛政年間神田川における土手利用の状況（下）と揚場町周辺の拡大（上）

### 近世の土手空間とその管理状況—堀端・水路としての外濠・神田川

幕府が外濠・神田川の土手をいかに管理していたのか、ここでは具体的な事例を挙げながら検討していきたい。

江戸の河岸地は、もともと公儀地として厳密に管理されていたものが、江戸中期以降に町人が物置場や蔵地として地先の河岸端を利用していったことで成立したことが知られている<sup>(注5)</sup>。江戸の後期までこうした水辺利用は隆盛を極めたと見られが、天保年間の河岸端の規制によってこのような状況は大きく転換する。天保の改革によって、江戸内の河岸端の納屋地や蔵地は取り払われたと見られるが、その直後にはこうした施設の再建を願い出る動きが早速確認できる。揚場町地先の物揚場も、改革を受けて従前の施設の多くは取締の対象となったようだが、その直後の再建の願い出からは、当地の特殊な管理状況が浮き彫りとなる。

揚場町地先の「尾州様物揚場」内には、尾張家屋敷内に入出りの者も含めた、薪商人達の薪置場や火焚所等が接地されていたが、天保の改革に伴いこれらの施設は撤去されてしまう。これに対して、天保十五年には早くも尾張家から南町奉行所鳥居甲斐守に対して、町人による揚場内の一部借用を認めるよう問い合わせが実施されている<sup>(注6)</sup>。本件は、町人による河岸地利用に関する問い合わせのため、町奉行所に判断を委ねられたものであったが、揚場町地先が江戸城の曲輪である堀端の一部でもあるという理由から、普請奉行にも照会が必要だと、町奉行所はその判断を決めかねている状況を確認することができる<sup>(注7)</sup>。こうした事実は、外濠・神田川が水路でありながら、城郭でもあるという二重の意味を内包していたことを示しているといえよう。

さて、神田川において堀端として定義される区間は、この頃まで特に明確な規定はなかったようである。というのも、本件をめぐっての河岸地取調掛による上申書によれば、禁漁令や火焚所の有無といった過去の状況から、牛込御門から昌平橋までを堀とし、それより下流を神田川とする判断が下されていることが確認できる<sup>(注8)</sup>。原則的には堀であった本論文で対象としている外濠・神田川の区間は、上述のような一件を通じて、堀端であるという場所の性質が再確認されてきたといえよう。一方で、堀であるはずの当該地の水路としての側面は、もっぱら揚場町の存在によってもたらされていることも理解できる。武家地への物資供給地として町方に利用されてきた揚場町が拠点となり、神田川最深部の水路としての性質を担保してきたといえよう。こうした二重の意味が与えられた外濠・神田川の特徴は、近代以降の制度的な背景下においてはむしろ否定され、水路としての側面のみが強調されていくことになるが、「お郭ノ土手」であるという認識自体は残り、近代の制度化における河岸地の成立に影響を与えていく。その過程については、次節で詳しく検討を加えていく。

### 営為を受容する土手

ここまで、外濠・神田川が堀端・水路として、幕府の管理下に置かれていることを見てきたが、実際の土手の利用に関しては、揚場町地先の土手に物揚場が設けられている以外に、どのような状況が見られたのであろうか。本節の最後に、堀端としての制限下において、実際にそこで行われていた土地利用を概観し、実態としての外濠・神田川の土手空間の実像に迫ってみたい。まず、牛込濠の土手に注目してみる。内郭面の土手に関しては、その地形的な条件もあって具

体的な活用はほとんど見られない。これに対して、対岸の外郭面側には天保年間頃に、以下のように複数の利用を確認することができる<sup>(注9)</sup>。

【市ヶ谷田町四丁目地先堀端】

自身番所、材木置場、幟棹置場、床番屋、石置場、商ひ番屋

【市ヶ谷八幡町地先御堀端】

葦簾張茶見世×5、幟棹置場、自身番屋、懸ヶ床

【市ヶ谷田町壱丁目地先御堀端】

床番屋、たたみ床×6、商ひ番屋、たたみ床×5。葦簾張床店×2、たたみ床×2、紺物干場竹もかり、自身番屋、たたみ床×3、床番屋、火之見建梯子

【市ヶ谷田町上貳丁目地先御堀端】

自身番屋、石置場

【市ヶ谷田町下貳丁目地先御堀端】

木戸番屋、幟棹置場、自身番屋、車置場、車置場、石置場

【市ヶ谷田町三丁目地先御堀端】

木戸番屋、材木置場、車置場、幟棹置場、自身番屋

【市ヶ谷船河原町地先御堀端】

自身番屋

【牛込御門外同所牡丹屋敷】

掛床、同断



図2-6 牛込濠に隣接する町人地（「尾張屋版江戸切絵図」より作成）



図 2-7 現在の牛込濠沿いの町人地の様子



図 2-8 市ヶ谷八幡前の門前町の様子（明治初期）

こうした状況からも理解されるように、牛込濠の土手は、仮設的な建物や物置場によって、一時的な利用は許容されるような状況にあったことが伺える。こうした利用の多くは、図 2-6 や図 2-7 から分かるように、隣接する町人地や社寺等によって、地先として利用されているケースが多い。例えば、市ヶ谷田町四丁目の材木置場は、同町の材木屋伊兵衛によって利用されているものであるし、市ヶ谷八幡町地先の床店は、市ヶ谷八幡の門前町として営まれたものである（図 2-8）<sup>(注10)</sup>。牛込濠では舟運が使えないものの、こうした隣接町の営為を受け止めるかたちで、土手の地先はある一定の利用が行われていたことが理解できた。

牛込御門より下流の地区ではどうであろうか。揚場町の地先では、上述の「尾州様物揚場」と「惣物揚場」に以外にも、個人借用の物置場を散見することができる（第3章の図3-5を参照）。例えば、牛込若宮町の清五郎は、南西側の「惣物揚場」に隣接して、間口三間奥行十間の土置場を個人借用していることが確認できる<sup>(注11)</sup>。こうした個人借用の物置場が、いつ、どのようにして成立したかは不明であるものの、先の清五郎の土置場に関しては、寛延年間からの借用であると述べられていることから、長い期間にわたって因習的に利用されてきたのであろう。また、明治初年ごろにも、土手に隣接して通り沿いに、複数の床店や葦簾張りを確認することができる<sup>(注12)</sup>。こうした建物は、必ずしも神田川の舟運と結びついたものではないと見られ

るが、空地としての土手空間の側面を強く特徴づけている。さらに下流に下った水道橋の土手にも、水茶屋があったように<sup>(注13)</sup>、こうした利用は堀端では一般的に見られたのであろう(図2-9)<sup>(注14)</sup>。

以上、外濠・神田川の土手に見られる、実際の土地利用の状況を全体的に概観し、当地が堀端としての管理下におかれてはいたものの、比較的多くの土地利用が成されている状況を確認することができた。周囲の町の要請によって物資の物置場のようにも利用される状況は、幕府の管理と周辺住民の営為という、異なる意向との狭間で推移する土手の様子が映し出されている。しかし、こうした状況は当地の性質上、ひとたび取り締りが強化されればすぐに否定されかねない、不安定な場であったことも想像できる。近代以降の土地政策ではこうした場所の性質を、都市空間における個別の土地として位置づけていくことから始められていくことになる。

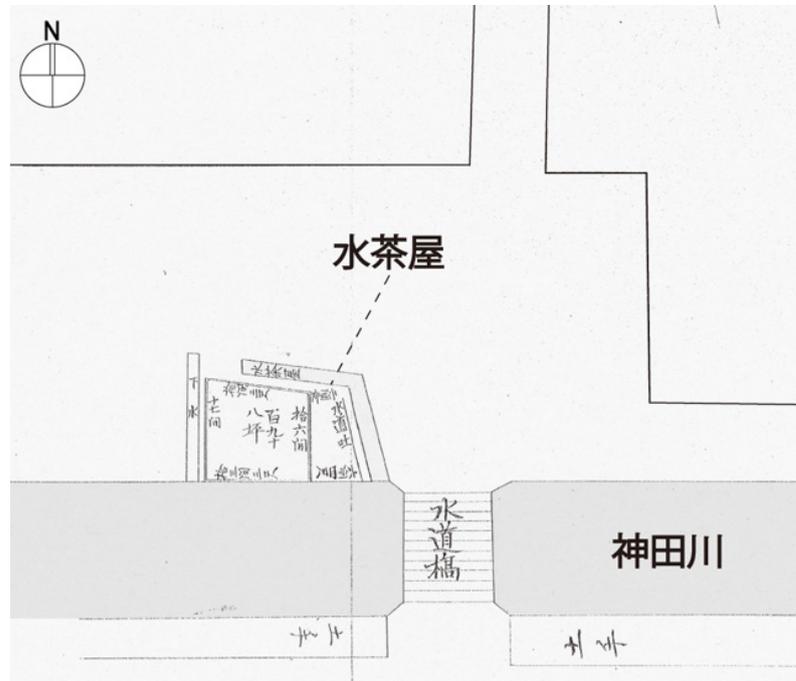


図2-9 水道橋袂の水茶屋の図(明治9年)

### 2-3 都市計画のなかの外濠・神田川

明治という新しい時代を迎えたことで、外濠・神田川はその管理主体を喪失する。再び、都市の空白となった土手空間に対して、周囲のまちや人々が反応することで、外濠・神田川周辺の都市空間は大きく変容していく。その動向に関しては次章以降で詳しく検討することとし、本節では主に明治政府による東京の水路計画のなかで、外濠・神田川、またはその土手がどのように扱われ、東京の都市機能としてのいかに再定義されていったのかを考察していく。

#### 「東京防火令」に基づく水路の新規開鑿

まずは、明治初年から中期にかけての、東京の水路に関する明治政府、あるいは東京府の政策を時系列に沿って概観する。最初の大きな動きとしては、「東京防火令」に基づく、明治14年(1881)の東京府による新川開鑿の布達が挙げられる<sup>(注15)</sup>。本計画は、1. 通塩町の緑橋で止まる濱町川を延伸して神田川まで繋げる新川、2. 龍閑橋から旧今川橋の川筋を延伸し1に繋げる新川、3. 八丁堀より新富町の間の大下水に沿い軽子橋の西へ開通する新川、といった3つの水路の新規開鑿を実施するものであった。これらは「東京防火令」に基づいて、あくまで府下に対する「防火線」の設置を主眼においたものではあったが、副次的に流通の便としての水路の機能にも留意しており<sup>(注16)</sup>、明治期における水路網改造の嚆矢といえるものであった。このことは、上記の3つの水路がともに日本橋・神田地区に集中していることから窺い知ることができる。またこれらは、その後の市区改正によって実現する、神田川と日本橋川を循環する水路網の地下となっている点も見逃せない。近世期まで、単線での他の水路とは一切連絡しなかった神田川が、その後水路としての重要性を増していく背景に、こうした明治初期からの水路網の改造が前提として存在していたことを、ここではまず確認しておく。

#### 「東京市区改正計画」における東京の水路網構想

こうして部分的な改善から始まった東京の水路網改造は、その後の市区改正計画に引き継がれていく。東京の市区改正計画は、当時の東京府知事であった芳川顕正の明治17年(1884)「市区改正意見書」を端緒とし、内務省のなかに設置された東京市区改正審査会を経て、その後明治21年(1888)に芳川顕正を委員長とした東京市区改正委員会の設置に至り、事業化されていく。最初期、芳川顕正の描いた構想は、用途地域性の導入から道路・鉄道・橋梁・運河の整備に至るまで、多岐にわたる壮大なものであったことがよく知られている<sup>(注17)</sup>。特に、道路・橋梁・河川が重要され、概要としては概ね「交通中心主義」ともいえるもので<sup>(注18)</sup>、そのなかで河川水路計画も、新川開鑿から既存河川の改修まで、案件は44件にも登っている。その全容はまさに江戸以来引き継がれてきた水路網を、首都東京へと抜本的に改造していこうという狙いを持った計画であったといえよう。

さて、このような河川水路計画からは、以下のふたつのことが外濠・神田川をめぐる問題として注目される。まず、飯田町堀留より北神田川に達する路線に対する新川開鑿案や、神田川牛込神楽河岸より隅田川に至る路線拡幅による改修など、神田川を起点とした水運の充実が企図されていること。そしてもうひとつが、汐留川筋より新橋難波橋を経て直に虎ノ門に達し又幸橋より北上して数寄屋橋に通じる水路を開くなど、外濠の水路化が積極的に提案されている

ことである。芳川顕正によるこの初期案は、運河水路を重要な交通基盤と位置づけ、東京全体の水路網のより充実したネットワーク化が考慮されていた。しかしそれは、それまで各水路が担っていたそれぞれの事情や都市的機能を顧みず、一緒くたにすることで水路の持つ場所ごとの性質を画一的に捉えようとした計画であるようにも映る。

さて、ここで構想された水路に関する案件のほとんどは、先述の市区改正審査会とその後に続く市区改正委員会での検討を経て、その多くが見送られ実現せずに終わることになる。徐々に規模を縮小した市区改正計画は、最終的に迅速に実施することを目指した、明治36年(1903)のいわゆる「新設計」によってようやく全体の構想が確定することになるが、このときまで残存していた水路計画はわずか7件であった。もちろんこのときまでに、既に着手されていた水路計画も幾つか存在してはいるものの、以下に示す通りその数は最初の構想から見れば著しく規模を減衰したものとなっていた。

#### 明治36年までに着手された水路計画<sup>(注19)</sup>

1. 合引橋より亀井橋に至る築地川改修(明治28年4月)
2. 本所横綱町河岸整理
3. 小石川橋より飯田町堀留に至る新川開鑿
4. 本所区千歳町より万年橋に至る河岸整理
5. 浅草区南元町河岸整理
6. 本所区押上河岸整理
7. 浅草区代地河岸整理(明治33年5月)
8. 浅草区瓦町より御蔵前片町に至る河岸整理(同年7月)

一覧を見ても分かるとおり、1と3以外は河岸地の整理となっており、結局は市区改正計画において、水路の新規開鑿や改修の多くは実現することなく、東京の水路網の抜本的な改造は見送られることになった<sup>(注20)</sup>。

#### 外濠・神田川への影響

芳川顕正による初期の構想から見て、その多くが実現することなく終わった市区改正の水路計画ではあったが、部分的にはあるものの、ささやかに東京の水路網の再編を成し遂げた箇所も存在していた。そのひとつが、先述の3. 小石川橋より飯田町堀留に至る新川開鑿であろう(図2-10)。この新鑿河川の開通の意義は、それまでどん詰まりであった神田川の水運が、日本橋川を通じてネットワークを築いたという点にある。この地域における水路機能の充実化は、神田川の河岸地の発展や、鉄道開通による陸運と水運の結節するターミナルの形成という事象によって表出してくる。例えば、新川開鑿と時期を同じくして開業した飯田町停車場(明治28年)の立地には、神田川と日本橋川が結びつくという地勢的な条件が大きく影響していたという<sup>(注21)</sup>。

しかし、この新鑿の水路には、市区改正委員会において度々の反対を受けながら、ようやく実現したという経緯がある。明治21年11月の委員会において、反対派の急先鋒である益田孝は、

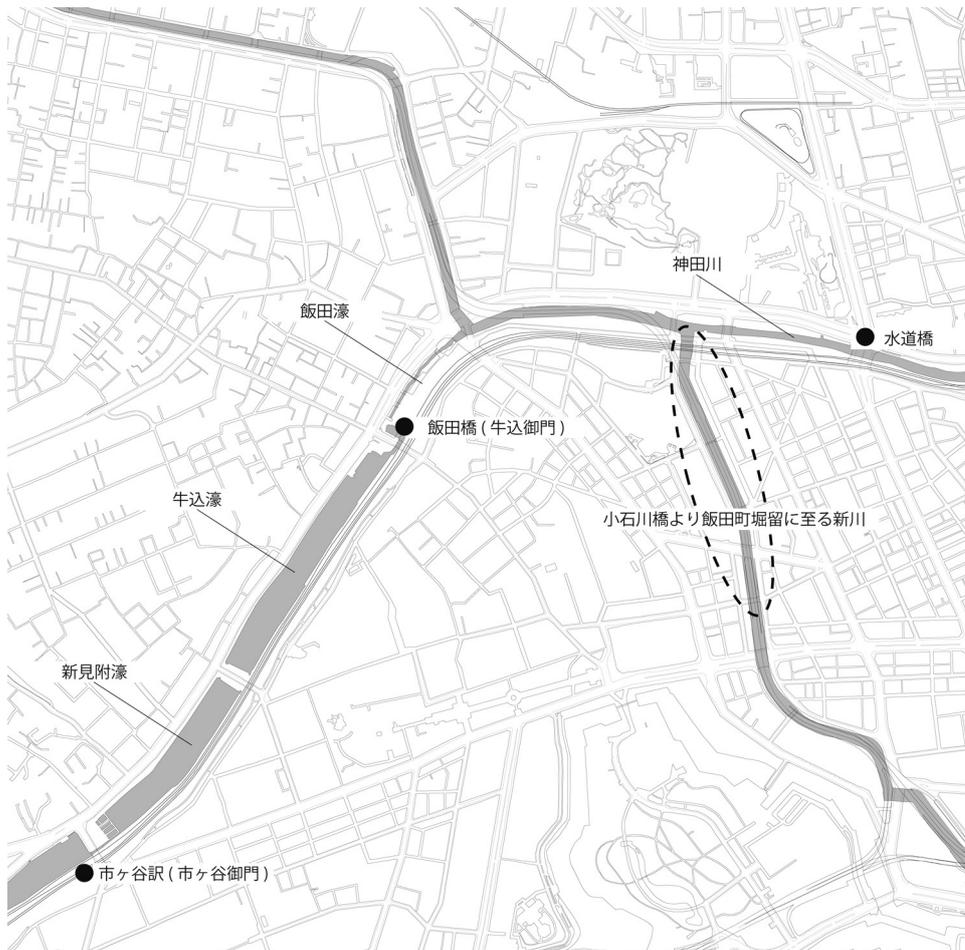


図 2-10 小石川橋より飯田町堀留に至る新川開鑿（明治 30 年頃）

「築港成り船渠モ亦落成ヲ告ケ汽車ノ便開ケ道路ノ改正成ルノ後誰レカ迂遠ノ水運ヲ望ムモノアランヤ」<sup>(注 22)</sup> と、計画の中止を求めた。これに対して、小石川や牛込地域への物資の搬入や、特に駿河台等の排水という観点から、結局は多数決によって採決され、幅員十五間、西側に河岸地を設けるというかたちで、計画が実施されることが決定する。

こうした一連の議論のなかで注目されるのは、河岸地があくまで付属的な機能として扱われていることである。「河岸地ヲ設クレハ其土地ノ繁昌スルヤ疑ナシ」<sup>(注 23)</sup> とはいっても、計画の主眼はやはり神田川の代替としての役目、特に排水といった衛生的な観点に依るところ大きい。こうして計画された水路とそれに付随する河岸地は、地域構造のなかに唐突に表れた新たな構成要素であった。

制度的な背景については後述するが、河岸地は明治初年頃から水路とは別の次元で、段階的にその整備が進められており、市区改正計画における河岸地の整備の本質は、その財源の確保にあるといつてよい<sup>(注 24)</sup>。つまり、水路と河岸地は異なる問題として扱われ、この場所における水路計画は、排水や運搬といった表面的な機能にのみ固執し、地域、河岸地、後背地といった有機的な繋がりを考慮することのない、「通せば使えるだろう」といった大掴みな計画であっ

たことが指摘できる。

実際には、この計画を通じて神田川の重要性は増し、財源確保を視野に入れて明治22年に新設された神田川南岸の飯田河岸と、そこに関与していく主体の存在によって（詳しくは4章参照）、地域の構造は大きく転換していくことになる。しかしながら、隣接する地域の特性や場所性を鑑みることなく、みな同一の「水路」に仕立てて、それまでの地域構造とは異なる要素を唐突に成立させようとする性質を孕んでいたのが、この官主導によって進められた水路計画の特質であったといえよう。

また、水路網という点で見れば、東京全体で抜本的な改造が実現しなかったことによって、近代東京に近世以来の水路・河川がそのまま引き継がれたことも重要である。本論文の対象地である神田川が、それまでの流路を引き継ぎながら、水路としての性質がより強化されたことは、その流域周辺の町の変質過程を見ていくうえでも重要な事実である。町と川の結節点にあたる土手が河岸地として変容して様子は、こうした周辺地域の変容過程と切り離すことのできない問題である。こうした水陸相互の関係について、第6章で詳しく見ていきたい。

#### 土地処理問題から近代河岸地の成立へ

本節では、明治初期において、外濠・神田川の水際が政府によっていかに処理されていたのかを確認したい。時代が明治になったとはいえ、天皇の居城が旧江戸城である以上、外濠・神田川が城郭であることに違いはない。こうした他とは由来が異なる水際が、明治政府によって施行される河川や水路といった水際に対する制度的な位置づけのなかで、いかに推移しながらその存立を確定していったのであろうか。

まず、東京の水際に対して最初に実施された明治政府による処置としては、明治5年の「河岸地其地取締」<sup>(注25)</sup>を挙げることができる。本法令で企図されているのは、主に河岸地に建てられた床店や葦簾張りの撤去であり、このさき控える地検発行に向けて、違法な土地利用等をクリアランスすることが意識されていると見られる。この取締を通じて注目されるのは、「御郭周」と「濠端」に関して、「一、御郭廻り堀端ノ儀ハ、無税ノ官地ニ付、是迄許可ヲ請相立候番屋ノ外、總テ建物日數三十日限り取拂可申、尤置場ノ分ハ追テ相達候事。」とあるように、他の河岸地とは別枠でその処置についての言及が見られることである<sup>(注26)</sup>。この段階では明治政府においても、外濠・神田川のような堀端が他とは異なる場所であることが意識されているといえよう。しかしながら、近世期以来引き継がれてきたこうした特殊な場所性は、この先の制度的な位置づけの過程で徐々に希釈されていく。

東京の河川や水路の水際に対する制度的な位置づけは、明治初年頃の土地処理問題として表出し、その後の河岸地政策によって確立されていく<sup>(注27)</sup>。概略を示すと、まず明治5年の地租改正に向けて、それぞれの土地の種別を確定する目的で「地所名称区別」が実施される。この過程で、「河川ノ沿岸ニシテ物貨陸揚舟積ノ用ニ供スル地」として定義された「河岸地物揚場」<sup>(注28)</sup>と呼ばれる地目が確定し、その後明治9年に最初の河岸地に対する包括的な制度であった「河岸地規則」<sup>(注29)</sup>によって、府下の水際は制度的な影響下に取り込まれていく。

ここで注目されるのは、「河岸地規則」による河岸地の定義が、「地所名称区別細目」による「河岸地物揚場」の定義に準じ、「舟楫ノ通スル水部ニ沿イタル地」が河岸地と位置づけられて

いることである。文言通りに受け取れば、府内のあらゆる河川や水路の水際は等しく河岸地であることになる。つまり、制度的な網掛けの下では、「御郭周」と「濠端」もなく、すべての水際が河岸地となり、一元的に管理されていくことを示唆している。明治政府の河岸地に対する見方は、隣接町の地先であるという特性や、場所ごとの地勢的な条件、さらには物揚場としての機能などの既存の性質を考慮せず、あくまで一律に水際の個別の土地でしかないという認識に留まっていたといえよう。しかし実態としては「河岸地規則」制定以降も、河岸地編入が府下のすべての水路・河川の水際で同時に一斉に実施されることはなく、その場所ごとの状況に応じて順次執り行われていく。

### 河岸地編入の進行

明治9年の「河岸地規則」以降に、府下に点在した多種多様な水際は、如何にして河岸地へと編入されていくのだろうか、その過程を概観したい。

「河岸地規則」以降、河岸地の実際の管理を担っていたのは東京府である<sup>(注30)</sup>。この東京府によって早急に対処された、最初期の河岸地を特定することは資料的な制約から難しいものの、明治期の河岸地として、段階的に取り込まれていく過程は、東京府による河岸地命名の様子から読み取ることができる。明治9年以降に段階的に実施される河岸地命名は、近世期から継続してきたような主要な河岸地から、それまで俗称や通称としてしか知られていなかったような河岸地・物揚場まで、その名称を明確にし、管理の徹底化を狙って順に実施されていく。それと同時に、名称が確定した段階で河岸地への編入も実施されていると見られ<sup>(注31)</sup>、その過程から明治9年以降に編入されていった河岸地を推定していく。

明治9年の11月から実施されていった河岸地命名の動きは、そのほとんどが明治13年の12月までに集中しており、この4年間で河岸地規則を受けての最初の河岸地編入の動きであったことが分かる。以下に、その一覧を示す<sup>(注32)</sup>。

- 【明治9年11月】俎河岸、浅草河岸
- 【明治9年12月】芝口河岸、小出河岸、鞍地河岸
- 【明治10年1月】竹河岸、北櫻河岸、佐久間河岸、駒形河岸
- 【明治10年3月】本材木河岸
- 【明治10年4月】昌平河岸、昌平河岸、浅草河岸、浅草河岸
- 【明治10年5月】日比谷河岸、将監河岸、南新河岸、北新河岸
- 【明治10年6月】南堅河岸、北堅河岸
- 【明治10年7月】濱町河岸、濱邊河岸、菊河岸
- 【明治10年8月】西河岸、大根河岸、南新堀河岸、北新堀河岸
- 【明治10年9月】鎌倉河岸、南鹽河岸、北鹽河岸、末廣河岸、鎧河岸
- 【明治10年10月】米河岸、行徳河岸、鳥越河岸
- 【明治10年12月】裏河岸、東萬河岸、西萬河岸、神楽河岸
- 【明治11年1月】市兵衛河岸

- 【明治11年2月】東緑河岸、西緑河岸、稲荷河岸
- 【明治11年3月】菖蒲河岸、東萬河岸
- 【明治11年5月】西萬河岸
- 【明治11年6月】白魚河岸、小舟河岸、本多河岸
- 【明治11年9月】城邊河岸、楓河岸
- 【明治11年10月】竈河岸、靈巖河岸、永久河岸、船松河岸、壽福河岸
- 【明治11年11月】西豊玉河岸、南櫻河岸、東豊玉河岸、新門前河岸
- 【明治11年12月】湊河岸
- 【明治12年3月】魚河岸、紅海河岸
- 【明治12年6月】芝翫河岸
- 【明治12年11月】小田原河岸
- 【明治13年1月】共同物揚場（佐久間町地先）
- 【明治13年3月】共同物揚場（本多河岸内）
- 【明治13年4月】共同物揚場（芝金杉一丁目）
- 【明治13年5月】南金杉河岸、北金杉河岸、将監河岸地共同物揚場変更、萬年河岸
- 【明治13年10月】源森河岸、西横川河岸
- 【明治13年11月】巽河岸、伊達河岸、千歳河岸、埋堀河岸
- 【明治13年12月】小田原河岸（共同物揚場設定）、蛸河岸、新柳河岸、東六間河岸、西六間河岸、一色河岸、松村河岸、黒江河岸、南五間河岸、大島河岸、近江屋河岸、尾上河岸、北五間堀河岸、南堅河岸内共同物揚場設定、東六間堀内共同物揚場設定、北堅河岸内共同物揚場設定

神田や日本橋といった商業の中心地である第一大区や第五大区に対して、深川や本所といったエリアの命名が遅れる傾向にあるなど、多少の偏りは見られるものの、総じてみれば明治9年以降順次に河岸地命名が実施されていったことが分かる。これらの河岸地のほとんどは、近世期以来の河岸や物揚場などであり、明治期の河岸地の構成は概ね江戸を基層として成立していったことが明らかである。

しかし、より詳細な河岸地の区画まで焦点を合わせていくと、幾つかの河岸地は近世期の揚場等の区画を越えて範囲が指定されていることが見えてくる。例えば、第三大区五小区（後の牛込区）の神楽河岸の範囲は「船河原橋ヨリ牛込橋迄」<sup>(注33)</sup>とされているが、近世期までこの場所に存在した物揚場は、明治期に指定された範囲のほんの一部にしか過ぎない<sup>(注34)</sup>。つまり、このときの東京の河岸地の構成は、江戸を基層としながらも、明治9年の河岸地規則に準じてその場所の水路・掘割に面する区間、即ち水際をすべて河岸地とすることで成立していったことが分かる。

### 河岸地規則のひずみ

明治政府によって実施された、地所名称区別から河岸地規則、そして河岸地命名にいたるまでのこれらの動向は、主に近世期以来の河岸や揚場を、東京のなかに河岸地として定着させ、

一元的に管理することを目指す過程であったことが窺える。江戸の河岸・揚場の構成を基層とすることで、江戸の水際の処理は円滑に進んだかに見えるが、その一方で東京には近世期に存在しなかった河岸地、つまり明治期に新設された河岸地も幾つか存在している。これらはもともと地勢的な条件から河岸・揚場を有さなかった場所や、水路の新設によって設置されるものなど幾つかのケースに分けられる。河岸地規則によればすべての水際は河岸地であるとされているものの、実態としてはこのような河岸地の新規設置をめぐる、場所ごとの特性によって幾つかの問題が生じている。ここでは、以下のふたつの事例からその動向を検討したい。

まず、明治22年に新設された飯田河岸についてみていく。飯田河岸が立地する牛込見附橋から神田川の小石川橋までの区間の南岸は、近世期までは純然な土手として、河岸・揚場としての積極的な利用は行われてこなかった一帯である（図2-11）。この土手の河岸地の編入に対して、管理主体であった東京府はその利用に懐疑的な姿勢を示していた。とはいえ、河岸地規則に則れば当地も河岸地に変わりなく、民間からはこの土手の拝借を希望して拝借申請が幾つか提出されることになる（図2-12）<sup>(注35)</sup>。そのなかのひとつの申請に対しての東京府の返答には、同地が「お郭ノ土手」であることから陸軍の所管であるはずだがまだ定まっていない状態であること、さらに当地が「市ヶ谷牛込ヨリ相連ナル一帯ノ壘壁ト接シ」、「愛スヘキ風致」を備えているために、土手を崩すべきでないという理由から、その申請を却下している<sup>(注36)</sup>。こうしたやり取りからも、東京府が濠端である当地の利用に対して、消極的な態度であったことが読み取れる。結局は、明治22年に官有地が区部共有財産となったことを受けて、当地は河岸地へと編入されるものの、こうした場所の特性が、河岸地の形成に時間的なギャップを生じさせ、同時にその形成の仕組みに影響を与えていくことになる（詳しくは4章を参照）。

この他のケースとして、御茶ノ水の土手をめぐっての動向が挙げられる<sup>(注37)</sup>。御茶ノ水の土手は、高さ20メートル以上もある切り立った断崖であるが（図2-13）、これも河岸地規則によれば河岸地であるとして、民間からの拝借申請が幾つか提出される。河岸地といっても、

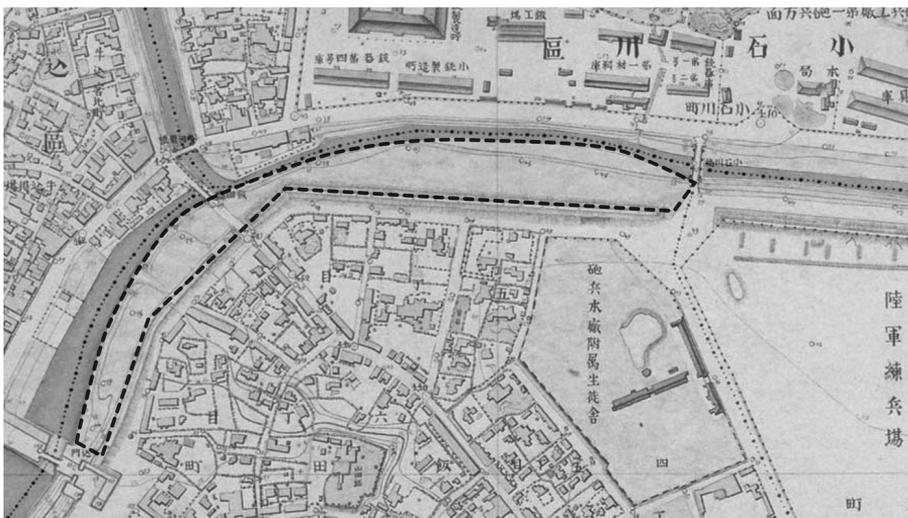


図2-11 河岸地・物揚場がなかった牛込御門下流部の土手の様子（明治17年頃）



物揚場として使うにはあまりに険しい地形であるため、その申請内容は特殊なものである。明治11年に鮫島稲吉によって出された申請は<sup>(注38)</sup>、御茶ノ水北岸の崖に湧水を利用した灌とそこまでの新道を設置し、そこに葭簀張りを建てて商売を行いたいというものであった(図2-14)。この申請は棄却されているものの、河岸地規則によって一元的な管理に向かう過程で、場所ごとでその処置に違いが生じていることが分かる。また、このような事態は東京の他の水際でも発生していたものと推察できる。

明治期の水際は、制度的な網掛けによって一律に河岸地として処理されていく一方で、こうしたある種のひずみも抱えている。それらは場所ごとの異なる特性に起因するかたちで引き起こされ、異なる生成過程と多様な展開を水際において示していくことになる。なお、3,4,5章では具体的なケースからこうした動向を参照し、明治期の水辺が東京の都市機能として定着し空間化していく過程を明らかとしていく。



図 2-13 現在の御茶ノ水溪谷の様子

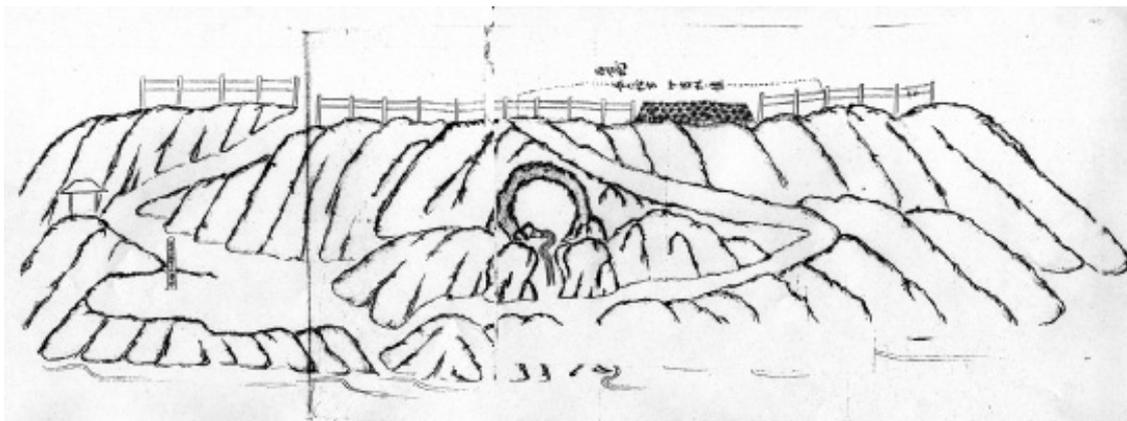


図 2-14 御茶ノ水北岸の崖を商売地として利用したいという申請に添付された絵図(明治11年)

### 制度から見た明治期の河岸地

これらの明治政府による水際に東京の水際に対する対処からは、以下の2点をその後の水辺空間形成を見ていくうえでの重要な視点として指摘することができる。

まず、明治初期から段階的に進んだ河岸地の政策において、河岸地が町地と切り離された個別の単独の土地として扱われていったという点である。河岸地は本来的には江戸の町地の地先として成立してきたものである。明治政府の「地所名称区別」から「河岸地規則」にいたるまでの過程はこれらを考慮しておらず、この段階において河岸地は隣接する町とは異なる次元で展開する場所として、制度的に位置づけられたことになる。実態としては、隣接地と河岸地の結び付きは明治以降も引き継がれることになるものの、こうした事実は水際がその存立において、揺らぎやすく変更を受けやすい場所であったという性質を示している。

そしてもう一点が、明治政府による政策によって、河岸地がすべて一元的に管理されていく一方で、近世以来の場所性や地勢的な条件など、場所ごとの特性が影響することによって、水辺が均質な変遷過程を経るわけではないということである。これによって、明治以降の東京の水辺は多様な展開を見せていく。水辺空間の生成における多様な動向に迫るため、これらを丁寧に検討することが必要であるといえよう。

以上、こうした制度的な網掛けのなかで、東京の水際は個々の場所の特質を表出し、多様な表情を示しながら、それぞれの存立を築き上げていった。

#### 2-4 まとめ

本章では、江戸と明治という異なる時代において、外濠・神田川とその土手空間が帯びる都市的な意味づけが推移してきたことを、それぞれの管理主体による意向と、実際の土地利用の状況を通じて概観してきた。幕府と明治政府という異なる主体による土手空間に対する見立ては、それぞれの時代的な背景を反映しながら、異なる様相を示す。

幕府による外濠・神田川とその土手に対する位置づけは、基本的には城郭としての御堀端であるという立場からの見方で一貫している。内郭側に面した土手の制限をはじめ、外郭面にも一部の物揚場を除いて、土手面全域を専有するような大規模な河岸地が発達しなかったことは、こうした幕府による意向が強く関わっているとえよう。

しかし、揚場町とその地先の物揚場を拠点とする水路としての側面が強調されたとき、より複雑な意味を内在した場としてその存在が浮かび上がる。「尾州様物揚場」、「惣物揚場」を中心とする土手の湊機能は、武家方、町方を含みながら、より実利的な場として活用されていた土手の姿を示しており、町奉行、普請奉行という異なる主体に管理が委ねられた複雑な状況を生み出していく。

さらに、隣接する町の町人等によって、物置場や資材置場として土手の一部が取り込まれていく様子は、土手が都市空間における空地でもあったという性質を強く特徴づけている。御堀端として幕府による管理下におかれながらも、実際の現場においては周辺の人々から営為を收容する場として位置づけられ、空間利用が成されてきた。外濠・神田川とその土手空間が、御堀端である以上に、多様な意味を帯びてきた場であることが理解されよう。

こうした城郭としての水辺は、明治政府にとっては単なる水路として、一律に処理されていくことになる。明治初年から段階的に進められ、市区改正によって事業化された明治政府による水路計画は、府内の河川を物資の運搬や排水といった実利的な側面からのみ位置づけたものであり、場所ごとの特殊性を考慮するものではなかった。また、これに関連して、水辺の土手空間に対する処置も、府内の水際をすべて一緒に河岸地として、市街地とは切り離された個別の土地として定義していくことで進められ、それまでの多様な意味を帯びた外濠・神田川とその土手空間の場所性は否定されていくことになる。しかし、実際の現場においては、地形的な条件や場所の持つ由来に基づいて、どの場所も一律に「河岸地」として位置づけられていくことは無かった。明治期において、実際に河岸地の管理を担った東京府が、周辺の人物から出された土手の拝借申請を、「お郭ノ土手」である等の利用から断っている様子は、外濠・神田川の帯びる場所性が近代初期においても存続し、空間形成に影響を与えていったことをよく示している。

以上のように本項では、管理主体による意向と、実際の現場における動向から、外濠・神田川が内在させる多様な意味と、そうした背景が空間生成の前提となっていく様子を明らかにした。こうした一連の動向のなかでも特に注目されるが、上記のように近代におい単一化されたかに見える外濠・神田川の性質が、意識的な面で存続してきたという点である。近世から近代という転換期において、制度的な背景から一度は否定された水辺の場所性が、実際の現場において再構築されていく過程で再び表出し、全体の空間形成に影響を与えていったという事実は、都市空間における水辺の意味に迫るうえで重要な視座を与えてくれる。つまり、水辺空間

の成立過程を読み解いていく際には、地区ごとにそれぞれの場所が持つ固有の背景や条件、外濠・神田川に即して考えれば、内外郭の違い、既存の物揚場の有無、さらには地勢的な条件を考慮しながら分析を進めることが、まず求められるということが理解されよう。本論文の以降の章では、こうした水辺が内在する場所性を考慮しながら、土手空間、さらには周辺地域の変容過程を読み解いていきたい。

注釈

- (注 1) 鈴木理生『江戸の川 東京の川』井上書院、1989年、pp.114-123。
- (注 2) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第7冊』東京都編、1930年、pp.925-936。
- (注 3) 揚場町地先の物揚場の利用状況は、幕末期、さらには近代にまで引き継がれていくことが、拙稿において明らかとなっている。高道昌志「明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程」『日本建築学会計画系論文集』第712号、2015年6月。
- (注 4) 伊藤好一『江戸のまちかど』（平凡社、1987年、pp.105）によれば、「惣物揚場」は享保十七年（1732）に町奉行に出願し、揚場町の物揚場になったものである。
- (注 5) 前掲4)のpp.77では、江戸の幾つかの河岸地は、もともと空けておかなければならなかった河岸端が、物置場や蔵地として地先の人々に利用されることで成立していったことが指摘されている。
- (注 6) 本件は、天保十五年に早くも復旧された、「尾州様物揚場」のうち幅十五間程度の矢来内に設置された町人による薪置場に対して、尾張家が町奉行所にその借用を許諾するよう問い合わせを行ったものである。東京大学史料編纂室編『大日本近世史料 市中取締類集 13 河岸地調之部 3』東京大学出版会、1978年、pp.308-352。
- (注 7) 本件に関して、町奉行所から老中牧野忠雄に対して出された上申には、「併右ハ御堀端之儀故私共おみて計差極難申上候間、御普請奉行にも御尋御座候方奉存候」とあり、普請奉行への照会を求める姿勢を見ることができる。前掲6)、pp.319。
- (注 8) 前掲6)、pp.313-316。
- (注 9) 東京大学史料編纂室編『大日本近世史料 市中取締類集 11 河岸地調之部 1』東京大学出版会、1974年、pp.223-235。
- (注 10) 石黒敬章編『明治・大正・昭和 東京写真大集成』（新潮社、2001年）に収められた「市谷門橋より尾張上屋敷を望む」（pp.110）。
- (注 11) 前掲6)のpp.338によれば、この土置場が寛延四に地渡となり、当上申書が出された弘化三年までのおよそ140年にわたって借用されてきたことが記されている。
- (注 12) 明治初年頃における揚場町地先の床店等の様子については、吉田伸之『都市 江戸に生きる』（岩波書店、2015年、pp.216-217）を参照した。
- (注 13) 前掲6)のpp.351-352。
- (注 14) 東京都公文書館所蔵：明治9年往復録・官庁所用之河岸地絵図、河岸地取調懸、請求番号607.C7.13。
- (注 15) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第64冊』東京都編、1973年、pp.613-614。
- (注 16) 例えば、当時の東京府知事松田道之が示した東京防火令に基づく計画書によれば、「濱町川ハ通油町緑橋ノ北二止り、之ヲ神田川ヘ開通スル」路線に対する新川開鑿の便益を、「川敷二當ル民有地ヲ買上ケ、地方税ヲ持テ開鑿致度、尤竣工ノ上ハ買上ケ地ノ内河岸地ニ存在スヘキ場所ヘ建物ノ制ヲ施シ候筈ニ付、運河防火ノ両得ト存事」としており、副次的であるにせよ、水運による便益が期待されていることが読み取れる。東京都編『東京市史稿 市街篇 第58冊』東京都編、1966年、pp.695-703。
-

- (注17) 昌子佳江「東京の都市計画と河川運河に関する史的研究」(1990年度東京大学学位請求論文、pp. 27)では、芳川顕正の計画の主眼は、道路・橋梁・鉄道・河川等の交通計画にあると指摘されている。
- (注18) 石塚裕道『日本近代都市論 東京：1868-1923』(東京大学出版会、1991年、pp. 238)によれば、芳川顕正の「市区改正意見書」の概要は、都市交通体系の改革・整備を目指した「交通中心主義」であるとしている。
- (注19) 前掲17)、pp. 42。
- (注20) 新設計において、河川改善の計画案の数が大幅に減衰したのは、水運と排水の両方を兼ねていた旧設計の河川計画とは異なり、排水が下水改良事業に委ねられたことに起因する。前掲17)、pp. 42。
- (注21) 甲武鉄道の飯田町停車場は、神田川・日本橋川の水運と結びつけることを目指し計画されている。その後、物資の流通センターとして機能していくことが知られている。鈴木理生『明治生まれの町 神田三崎町』青蛙房、1978年、pp. 116-118。
- (注22) 藤森照信監『東京都市計画資料集成(明治・大正編)第1巻』本の友社、1987年、pp. 271
- (注23) 前掲22)、pp. 266。
- (注24) 市区改正委員の議事録によれば、外郭の土堤を崩して新設した河岸地を区部の財産とすることで、当該河川新設のための費用を捻出しようという発言が見て取れ、河岸地を計画遂行のための重要な財源として位置づけていたことが分かる。前掲8)、pp. 267。また、藤森照信『明治の東京計画』(岩波書店、1982年、pp. 195)には、官有河岸地売却費が、計画遂行の主要な財源となったことが述べられている。
- (注25) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第53冊』東京都編、1962年、pp. 614-616。
- (注26) 河岸地其他取締のなかでは、外国人居留地区内河岸地、御郭廻り堀端、府下往還并下水上川中等の三つについて、一般の河岸地とは別に言及がなされている。前掲25)。
- (注27) 明治初年頃の土地制度改革から河岸地制度までの流れは、前掲17)のpp. 14に詳しい。
- (注28) 手塚五郎編『近代土地所有権—法令・論説・判例—』日本加除出版、1984年、pp. 38。
- (注29) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第58冊』東京都編、1966年、pp. 695-703。
- (注30) 明治9年の「河岸地規則」以降、河岸地の実際の管理を担っていたのは東京府であった。そのため、河岸地に対する拝借申請等は、当該地の各区役所に提出された後に、東京府長が承認するという手順をとっていた。
- (注31) 例えば、明治21年の新設された飯田河岸では、河岸地の設置と命名が同時に実施されており、河岸地命名という行為が河岸地の編入、即ち区部の共有財産として指定されることと同義であったことが分かる。東京都編『東京市史稿 市街篇 第76冊』東京都、1983年、pp. 926-928。本文で示す河岸地命名された箇所が多くは、近世期から利用が継続されたものであるから、命名という行為は、それまでの河岸地を東京の河岸地として再定義していく過程であったと見ることができる。

- (注32) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第58冊』東京都編、1966年、pp. 758-767、東京都編『東京市史稿 市街篇 第59冊』東京都編、1967年、pp. 70-390、東京都編『東京市史稿 市街篇 第60冊』東京都編、1969年、pp. 873-877、東京都編『東京市史稿 市街篇 第62冊』東京都編、1970年、pp. 163-164、東京都編『東京市史稿 市街篇 第63冊』東京都編、1971年、pp. 245-249、及び東京都編『東京市史稿 市街篇 第71冊』東京都編、1971年、pp. 245-249の、「河岸地命名」に関する記載から一覧を作成。
- (注33) 前掲29)、pp. 767。
- (注34) 国立国会図書館所蔵『文政年間町方書上』の「牛込町方書上揚場町」によれば、近世期の神楽河岸はふたつの「惣物揚場」と、「尾州様物揚場」によって構成されていることが分かる。この三つの揚場の範囲は、河岸地命名によって指定された「船河原橋ヨリ牛込橋迄」までの区間の、半分にも満たない程度の範囲である。
- (注35) 上の図は明治12年に出された水車場設置の申請に添付されたもの(東京都公文書館所蔵:明治12年 官地拝借・官地私下願書類、麹町区役所、第十七 稲葉源次郎より牛込橋下にて水車新築借地願の件、請求番号610.B5.07)、下の図は明治13年に射的場設置の申請に添付されたもの(東京都公文書館所蔵:明治13年回議録・市街地理・改7、租税課、第七 国友某より牛込門続土堀外へ射的銃猟銃修理所建設并射的場築立度旨出願の件、請求番号610.A8.09)である。
- (注36) 本申請は、明治15年に岩崎忠照によって提出されたもので、水車場の設置のために当地の拝借と利用を求める内容となっている。同申請書には、岩崎忠照の申し出に対する東京府の返答も収められており、本文中の引用はその一部を抜粋したものである。東京都公文書館所蔵:明治15年願回議録・人民願ノ部、租税課、第十一 岩崎忠照より牛込門より飯田橋まで土手願伺之部、地理課、第十一 牛込門外堀端水車取設の為拝借地願 大森義、請求番号613.B2.04。
- (注37) 同地の河岸地への編入を巡っての、東京府と内務卿とのやり取りに関しては、前掲1)のpp. 205-206に詳しい。本稿では、民間からの拝借申請からその動向を示す。
- (注38) 東京都公文書館所蔵:明治11年願回議録・願伺之部・第1ヨリ六大区迄く河岸地取調懸、東京府、第二十四 共同物揚場の内拝借願 鮫島稻吉、請求番号609.C3.05。なお図2-14は、本申請に掲載されていた絵図である。





## 第3章

周辺地域に取り込まれた土手空間

—明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程—



### 3-1 はじめに

#### 本章の目的

神田川<sup>(注1)</sup>は江戸の城郭である外濠の一部を構成し、江戸城の北西から北東を貫く都市河川である。その流域の多くは武家地によって構成され、河岸地としての利用は部分的であるという特徴を備えている。本稿の対象地は神田川最上流部の左岸に位置し、明治期に河岸地への編入を受け神楽河岸・市兵衛河岸と命名される一帯である。

また、神田川は明治以降に舟運利用がより活発になっていった河川のひとつであり<sup>(注2)</sup>、その過程で旧来の河岸地・物揚場は近代の利用に向けて再編を受けている。特に物揚場としての利用が部分的であった対象地においてその変化は顕著で、旧来の土手の利用域を大幅に拡張することで河岸地が成立していった。このとき河岸地を実際に拝借し利用したのは隣接する町の商人や近代の工場であった。彼らの水辺に対する積極的な関与を受けて河岸地は形成されていく。

これまで、江戸東京の河岸地に関する研究には多くの蓄積が存在するが、上記のような近代において再編される河岸地の動向に関しての考察はほとんど行われていない<sup>(注3)</sup>。また、江戸市中の興隆な市場社会と結び付いた日本橋や神田などの河岸地や、利根川水系を中心とした江戸東京郊外の川湊としての河岸などにその対象は集中し、都市内部において主に武家方に利用されていた河岸地の近代における動向を検討する試みはほとんど行われていない<sup>(注4)</sup>。

さらに、江戸期以前の河岸地が区画・機能をそのまま引き継ぎ、明治期の河岸地へ編入されたのに対し、旧土手であった対象地では区画・機能は新規に生成されていく。そのため、他の土地では見られない得意な形成過程や土地利用を見出すことができる。また、河岸地が隣接する町屋敷の地先として借家人によって利用されていた日本橋では、後述の明治9年河岸地規則によって河岸地が公有地として定められ、借家人がそのまま河岸地拝借人となることで町地と河岸地が分節されていくのに対して、対象地では先行する借家人や借地人が存在しないために、むしろ隣接する主体によって地先とみなされことで一体的に借用されていく。このような状況は、対象地が明確な区画や利用が見られない旧土手であることに起因している。

以上の背景から、明治期において対象地の土手が、利用や権利を再編しながら近代の都市機能を担っていく過程を、神楽・市兵衛河岸の成立と変容から把握していくことを本稿の目的とする。

#### 方法と資料

本稿では、対象地の河岸地成立時における区画と拝借人から空間構造を復元し、その成立までの動向とその後の変容を順次分析していく。河岸地の復元にあたっては、東京府が発行した明治15年の『河岸地台帳』<sup>(注5)</sup>と、明治18年の『河岸地沿革図面』<sup>(注6)</sup>を用いる(図3-1)。『河岸地台帳』には主に、坪数、借地人、借地人住所、借地期間、用途が各河岸の一筆ごとに記載され、『河岸地沿革図面』には一筆ごとの区画が図によって示されているため、それぞれを照合することで復原作業が可能となる。また、『河岸地沿革図面』には神楽河岸の記載しかないため、市兵衛河岸では台帳記載の情報に加え、土手の拝借申請等に添付される図を照合して復原作業を行う。

成立までの動向に関しては、東京府に提出される民間からの拝借申請と、土手の利用状況が知れる明治6年『沽券地図』を用いて分析を行う。このときの利用状況が、その後の河岸地の構造を大きく規定してくため、この期間の動向は重要である。

この河岸地成立以前の動向は、異なる利用形態をそれぞれの河岸に成立させ、その後の変容に影響を与えていく。その様子は、明治22年から明治33年頃までの神楽河岸・市兵衛河岸の状態が記載された明治22年版『河岸地台帳』<sup>(注7)</sup>を用いて、拝借人と利用状況の変化を、台帳記載の約10年間にわたって分析することで把握していく。

なお、各章で復元図を作成するにあたっては、明治初期の市街地の状態を示した白地図を下地として利用している。当地図は、全体の輪郭を明治16年の陸軍実測図<sup>(注8)</sup>からトレースし、周辺市街地の敷地割りを明治20年の東京実測図<sup>(注9)</sup>を参照して描いている。河岸地の輪郭から個々の敷地の復元は、この下図の寸法を基に行う。

### 対象地について

明治期に河岸地へと編入される以前の対象地を、それぞれ神楽土手・市兵衛土手と命名し(図3-2)、幕末期における状態を確認する。一般的に河岸地は、江戸の中期ごろから町人による専有傾向がみられ<sup>(注10)</sup>、また日本橋をはじめとする町人地に設けられた大規模な河岸地では、土蔵造りをはじめとした恒久的な建物が立ち並んでいくことが知られている。しかし、主に武家方の物揚場であった対象地の土手にはそのような傾向はほとんどなく、土手の利用はごく一部に限られていた。寛政年間の「神田川通絵図」(国立国会図書館所蔵)には、神楽土手に「町揚場」と「尾張殿揚場」が、市兵衛土手には「水戸殿揚場」といった町方・武家方の揚場を数ヶ所確認することができるが、その利用は部分的である。神楽土手においては文政年間においても「惣物揚場」と「尾州様物揚場」が確認できることから<sup>(注11)</sup>、部分的な利用は幕末期まで継続していたと見られる。また、幕末期における市兵衛土手の正確な利用実態は不詳であるが、図3-3のように明治初期の段階で既に物揚場として利用されていたことを勘案すると<sup>(注12)</sup>、上記のような部分的な利用は幕末期まで継続していたと見られる。

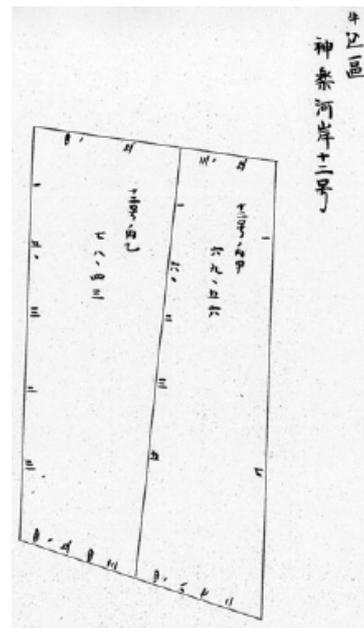


図3-1 河岸地沿革図面

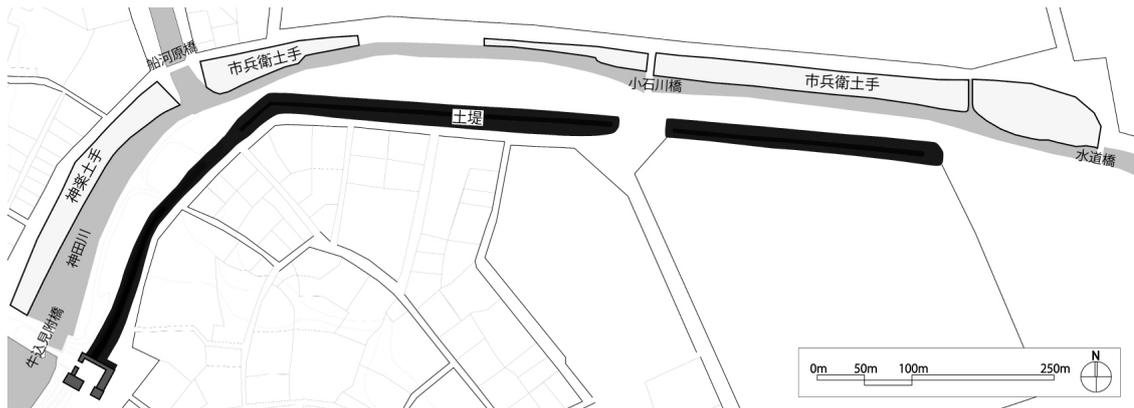


図 3-2 明治初年頃の対象地（船河原橋を境に西側を神楽土手、東側を市兵衛土手とする）

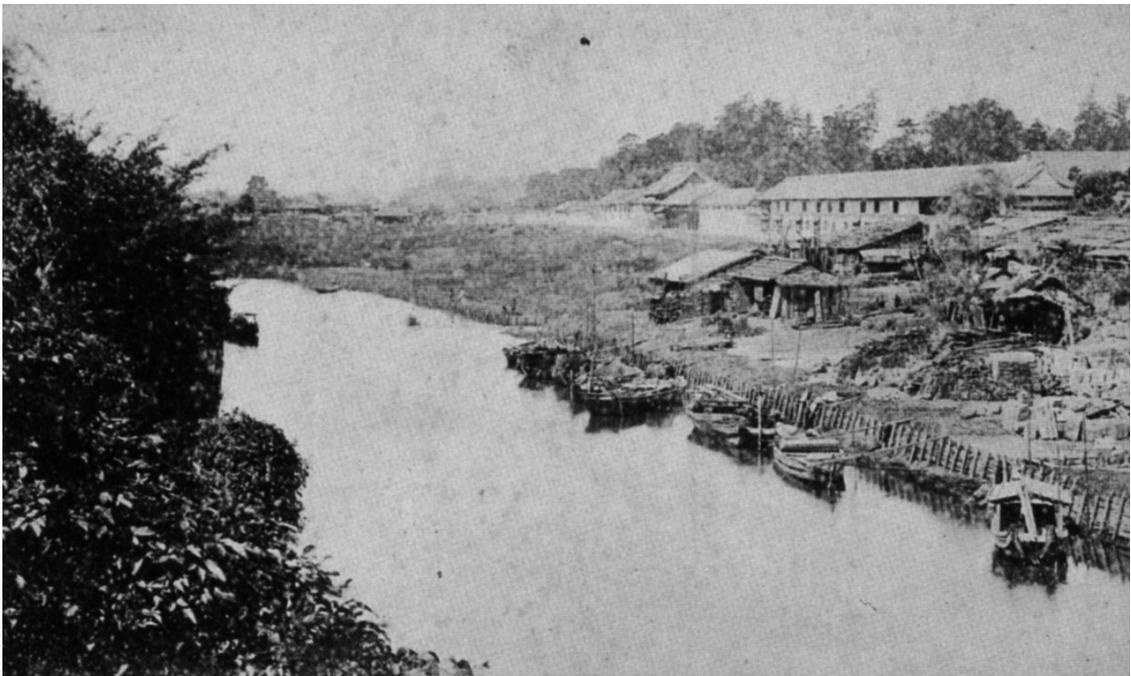


図 3-3 明治初年頃の市兵衛土手の様子

### 3-2 河岸地編入に至るまでの制度的経緯 - 「河岸地規則」の制定

明治政府の市内河岸地に対する包括的な制度としては、まず明治9年の「河岸地規則」<sup>(注13)</sup>が挙げられる。これによって「河川ノ沿岸ニシテ物貨陸揚舟積ノ用ニ供スル地」が河岸地として定義され、府下に存在していた幾つかの河岸がこれに編入された。具体的にどの河岸が編入されたのかを詳細に確認することは資料的な制約から困難であるが、少なくとも河岸地規則以降で最初の「河岸地台帳」にあたる明治15年発行のものから、早期に編入された河岸地は明らかとなる。対象地の神楽土手・市兵衛土手がそれぞれ明治15年までに編入されていることが確認できる一方で、幕末期まで全く利用が行われていなかった対岸の飯田河岸などはこの段階では河岸地に編入されておらず、河岸地規則を受けて河岸地に編入されたのは近世期以来の河岸、あるいは荷揚場であった。

また、両土手がそれぞれ編入された範囲を見てみると、先述の幕末期における部分的な利用域を大きく越えて指定されており<sup>(注14)</sup>、未使用であった土手部分を河岸地に取り込むことで区画の設定が行われている。本稿では、この新規に河岸地として設定された区域が、如何に生成し変容したのかについて焦点を当てていく。

### 3-3 河岸地編入期 - 区画の復元と形成過程の考察

本章では、各土手の河岸地編入時の復元と、その成立までの動向について分析する。復元作業に関しては『河岸地台帳』の拝借人とその所在地の情報を基に行い、成立過程に関しては土手に対する周辺からの利用申請と、周辺地域に注目し考察を進めていく。

#### 神楽土手（編入前）

##### (1) 河岸地台帳に見る河岸地の構造

神楽土手の河岸地への編入時期は、明治15年の台帳に明治12年からの借地人の記載があることから、「河岸地規則」制定の直後数年の内であることが分かる。この台帳の情報から河岸地編入直後の状態を図表化すると表3-1、図3-4のようになる。ここからは、以下の二点を神楽河岸の構造として指摘することができる。

まず、河岸の区域が幕末期の揚場の両側に新たに拡大され、南西側を主に官有地、北東側を主に民間として明瞭に区分し利用されている状態が見て取れること、そしてもう一点は、個人に借用されている全11筆中9筆までが近隣の居住者で、そのほとんどが揚場町と下宮比町の人物による借用に集中していることである。つまり、北東側に拡大された民間利用の区域は、隣接する町の人物が主体となり河岸地が形成されていった。その形成過程を次節で検討していく。

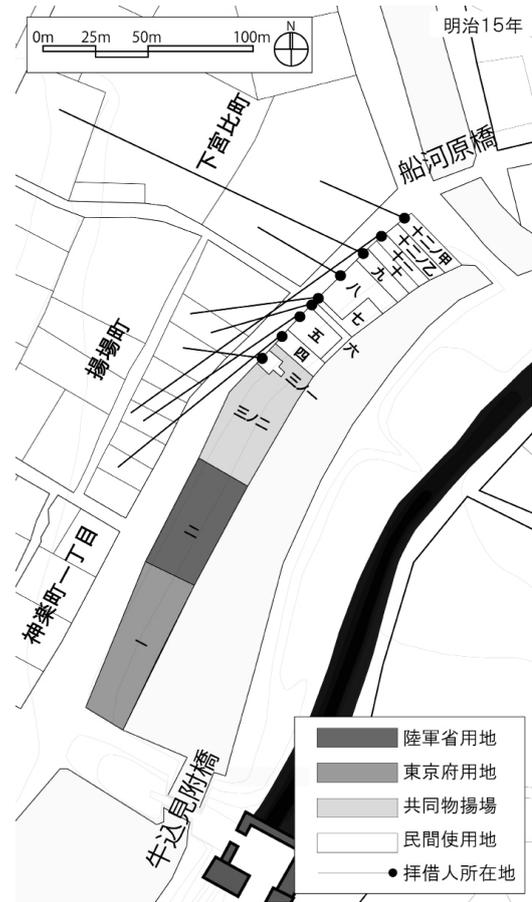


図3-4 明治15年頃の神楽河岸の利用状況

表3-1 神楽河岸の河岸地編入時（明治15年頃）の拝借人とその所在地

号	用途	借地人	借地人住所	拝借期間	坪数
一		本府使用地			453.04
二		陸軍省用地			452.49
三ノ一	居宅地	○清水 岩太郎	牛込区揚場町七番地	明治十五年二月廿八日～明治十七年十二月	28
三ノ二		共同物置場			545.81
四	薪炭置場	○野寄 治兵衛	牛込区揚場町貳番地	明治十四年五月二七日～明治十八年十二月十五日	64.5
五	納屋地+居宅地	○升本 喜兵衛	牛込区揚場町四番地	明治十二年六月二日～明治十六年十二月十五日	98.8
六	納屋地	○平戸 長兵衛	牛込区揚場町八番地	明治十四年五月二七日～明治十八年十二月十五日	47.05
七	納屋地	○大塚 吉兵衛	牛込区揚場町八番地	明治十四年十二月二七日～明治十八年十二月十五日	42.07
八	居宅地+薪炭置場	○鍋田 清次郎	牛込区牛込下宮比町壹番地	明治十四年五月二七日～明治十八年十二月十五日	108.41
九	居宅地+納屋地+薪炭置場	○野寄 重兵衛	牛込区牛込下宮比町四番地	明治十二年四月～明治十六年十二月十五日	64.33
十	土蔵地+納屋地	大塚 藤八	北豊嶋郡高田村三百三番地	明治十二年十一月四日～明治十六年十二月十五日	74.58
十一	納屋地	○升本 喜十郎	牛込区揚場町四番地	明治十三年一月十五日～明治十七年十二月十五日	68.77
十二	居宅地+納屋地+薪炭置場	○三好 八十吉	牛込区神楽河岸	明治十三年一月十五日～明治十五年七月一日	147.99
十二ノ乙	居宅地	○三好 八十吉	牛込区神楽河岸	明治十五年七月一日～明治十九年十二月十五日	78.43
十二ノ甲	居宅地	○菊池 栄造	牛込区下宮比町一番地	明治十五年七月一日～明治十九年十二月十五日	69.56

○は隣接町の拝借人

## (2) 河岸地編入までの動向

明治6年の『沽券地図』<sup>(注15)</sup>から神楽土手を確認すると、幕末期の利用状況をほぼ留めていることが読み取れる(図3-5)。揚場町地先の「町方揚場」と、その両側の小規模な個人借用の土置場は、近世以来の利用域をそのまま踏襲しているものである。「町方揚場」は、揚場町の町方に利用されていた幕末期の「惣物揚場」をそのまま引き継いだものであり、個人借用の土置場も同様に幕末期からの利用が引き続き行われている<sup>(注16)</sup>。また、「尾州様物揚場」であった箇所は空白となっているが、これは明治4年に尾張家の市ヶ谷屋敷が召し上げられたために空地化していたものと見られる。さて、これらに神楽河岸の状況を重ねてみると、揚場町の地先から利用域を両側に拡大していったことが明らかである。特に、北東側には「小金牧場御林炭薪会所」が設置され、変化が著しい。この両区域の河岸地編入までの変遷をそれぞれ見ていく。

まず、南西側部分は武家方揚場と個人借用の土置場があるが、明治9年にはこれを囲う形で434.8坪が東京府の砂利置場として指定されている<sup>(注17)</sup>。「個人借用土置場」が寛延年間以来の利用であるのに対して、「武家方揚場」は幕末から明治初期にかけて設置された新設の揚場で<sup>(注18)</sup>、その名称から幕末期の「尾州様物揚場」のように特定の人物によって利用されるものであったと推察できる。つまり南西側の区域は、明治6年頃までの個人による部分的な利用状況を囲うように東京府の利用地が確定し、土手の利用域が拡大されていった。この官有の揚場は、ほぼそのままの区画で神楽河岸一号地へと編入され、その輪郭を保ったまま以後も公的な河岸地として推移していく。

北東側の拡大域には明治6年の段階で「小金牧場御林炭薪会所」が確認できる。小金牧は明治政府が引き継いだ幕府の直轄放で、馬の放牧地であると同時に江戸に送られる薪炭の生産地でもあった。「小金牧場御林炭薪会所」は小金牧から舟で運び込まれた薪炭を積置する揚場で、明治初年に設置されている<sup>(注19)</sup>。ここは武家方の地先に位置した土手で、幕末まで個人による利用はなく<sup>(注20)</sup>、区画の設定は土手一帯に対して行われている。その後、河岸地編入までに区画は細分化され、主に隣接する町の住人からの拝借を受けていく。

ここで、河岸地拝借人が集中的に所在する揚場町と下宮比町に注目する。まず、揚場町は地先の「惣物揚場」を利用した商人が住まう町であったことが知られ<sup>(注21)</sup>、また下宮比町も明治2年に市ヶ谷田町四丁目が移転したことで開かれた新開町であり<sup>(注22)</sup>、両町とも明治期において商人層の多く住まう町であった。河岸地を借用する人物はこの二町の地主である傾向が強いが、特に五号地拝借人で揚場町四番地所在の升本喜兵衛は、周辺に複数の土地を所有する地主層であり、神楽坂や周辺の町の土地を取得し開発を積極的に行った人物でもあった。明治初年に本拠を揚場町に移し酒屋で財を成すと同時に、土地経営も積極的に行い、明治11年の段階で揚場町内だけでも5筆の土地を所有していた<sup>(注23)</sup>。地先の河岸地の借用はこれらの土地取得の動きと時期的に連動しており、地域の開発と稼業のために神楽土手の北東区画を取得していった。また、十二号ノ甲地拝借人で下宮比町一番地所在の菊池栄造は、明治14年の船河原橋の袂に対する砂利置場設置の申請において、「当今居住ノ地ニ於テ薪炭営業罷仕候得供表地無之営業ノ物品揚下ニ差間難渋仕候間」<sup>(注24)</sup>という理由を述べており、河岸地を求める動きを確認することができる。菊池の十二号ノ甲地の借用はこの直後であるが、上記のような

物揚場の不足という状況のなかで、積極的に地先の土手を借用していったのは、彼らのような明治以降の新規の住人であった。

以上のように神楽河岸の民間地は、土手に隣接する町の主体によって地先の河岸地が求められ、借用されることで成立していったことが明らかとなった。

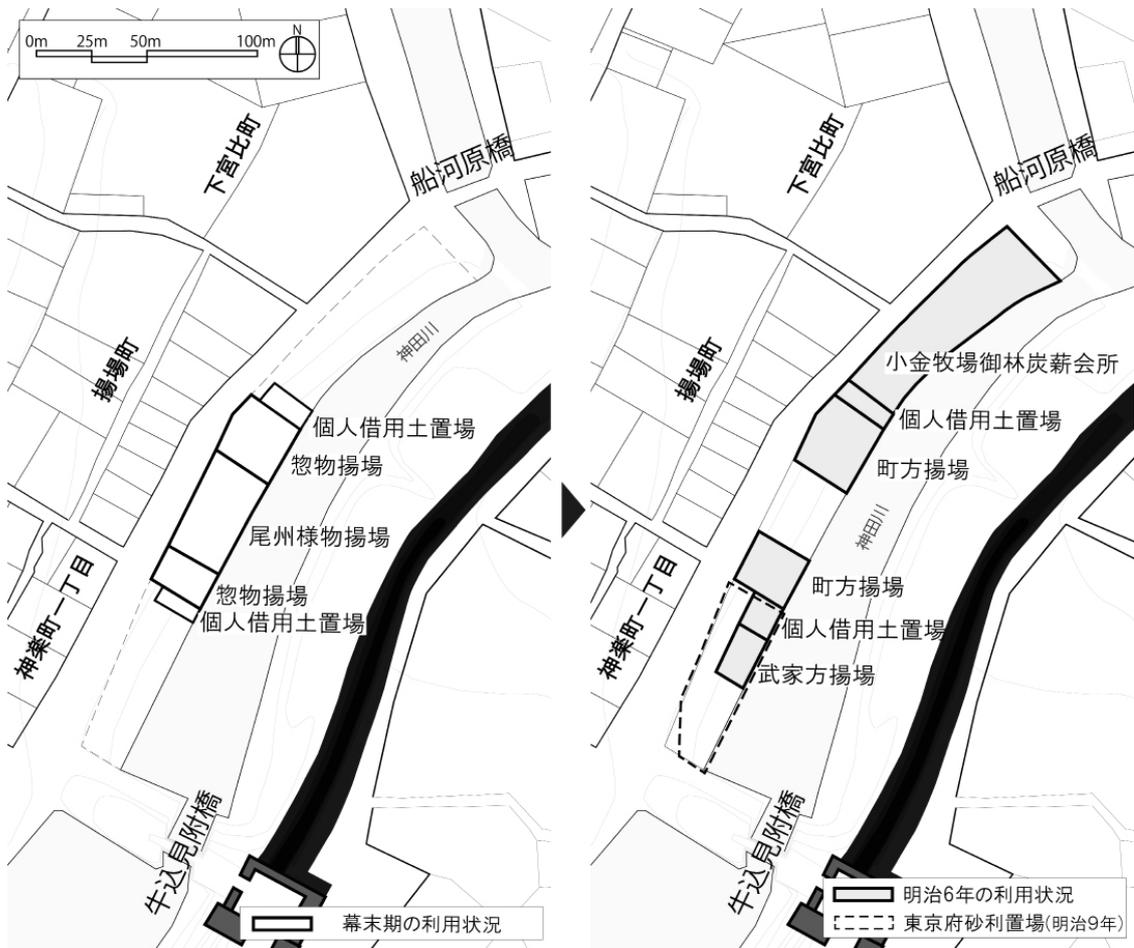


図3-5 幕末期（左）から明治6年（右）にかけての神楽河岸の利用状況の変化

## 市兵衛土手（編入前）

### (1) 河岸地構造の復元

市兵衛土手の河岸地への編入時期は、明治15年の「河岸地台帳」に明治13年からの借地人を確認できることから（表3-2）、神楽河岸と同様に「河岸地規則」制定の直後数年の内である。「市兵衛河岸」という名称が布達されるのが明治11年のことであるから<sup>(注25)</sup>、その頃に処置されたのであろう。

さて、この市兵衛河岸は『河岸地沿革図面』に記載がないため、まずは編入直後の輪郭を文献資料・絵図と台帳記載の坪数から勘案して復元作業を行う。全体の範囲は前述の河岸地命名の際の設定範囲から、水道橋を東端とする船河原橋までの土手部分であることが判明し、これを基準に台帳に記載された全12筆の区割りを特定していく。

まず、範囲内で最も大きな土地に区割りされたのが九号地の2763坪である。ここは明治10年に陸軍砲兵工廠へ提出された、神田川への架橋申請書の絵図<sup>(注26)</sup>に記載されている「砲兵本廠物揚場」と規模が概ね一致することから、九号地を小石川橋から水道橋西側の水路までの区割りとして特定する。その隣の八号地は、明治16年の砂利置場としての利用申請書に添付された絵図<sup>(注27)</sup>を用いて、さらに一から五号地までに関しては、明治11年に提出された河岸地拝借申請書に添付の絵図<sup>(注28)</sup>から区割りが知れる。十号、十一号、十二号（明治18年に十一号に編入）は、明治9年の「官庁所用之河岸地絵図」に記載の区割りから特定し<sup>(注29)</sup>、残りを台帳記載の坪数を勘案し境界線を挿入することで復元を行った。

### (2) 河岸地台帳に見る河岸地の構造

以上の作業を通じて復元された市兵衛河岸の輪郭に、台帳記載の情報を加えると図3-6のようになる。ここから、以下の二点を市兵衛河岸の特徴として指摘する。

まず、幕末期には部分的な利用であった土手のほぼ全域が河岸地に編入され規模が拡大していること、そして河岸地の大半が陸軍省と陸軍砲兵工廠によって借用されていることである。全体の61.5%もの土地が軍関係の河岸地によって構成され、民間借用の河岸は西側の一部に限定されている。これは、主体の属性に相違はあるものの、河岸地に隣接する主体によって地先の土手が拝借されており、神楽河岸と相似した構造を持つものとして位置づけられる。

### (3) 河岸地編入までの動向

それでは、その形成過程を順次考察していく。市兵衛土手では先の神楽土手とは異なり、沽券地図に土手部分の地目が表記されていないため、ここでは河岸地編入までに提出された土手の拝借申請等の資料から、利用状況を復元的に観察しその動向を検討していく。編入前に確認できた市兵衛土手の利用状況を図化すると図3-7<sup>(注30)</sup>のようになり、その傾向から全体を3つのブロックに分割してみることができる。

まず小石川橋の両側一帯。ここは陸軍や東京府など官による利用が集中している。特に小石川橋東隣の土手には、陸軍砲兵工廠の最初期の大規模な荷揚場である「砲兵工廠揚場」が明治4年に設置されている。この土手が砲兵工廠とその関連業者によって積極的に利用されていた様子は、明治10年に提出された「砲兵本廠用弾薬箱製造」を担う清水十郎兵の神田川への架

表 3-2 市兵衛河岸の河岸地編入時（明治15年頃）の拝借人とその所在地

号	用途	借地人	借地人住所	拝借期間	坪数
一		共同物揚場			219.07
二	居宅地	南部 廣矛	牛込区弁天町六十七番地	明治十三年十月八日～明治十七年十二月十五日	174.37
三	居宅地	○椎名 藤兵衛	小石川区新諏訪町二三番地	明治十三年十月八日～明治十七年十二月十五日	176.9
四	居宅地	村田 氏壽	神田区駿河台鈴木町九番地	明治十三年十月八日～明治十七年十二月十五日	178.52
五		陸軍省用地			161.25
六		共同物揚場			321.67
七		陸軍省用地			212.5
八	砂利置場	当府使用地			373.53
九		陸軍省用地			2763.7
十		砲兵工廠			905.95
十一		共同物揚場			1092.1

○は隣接町の拝借人

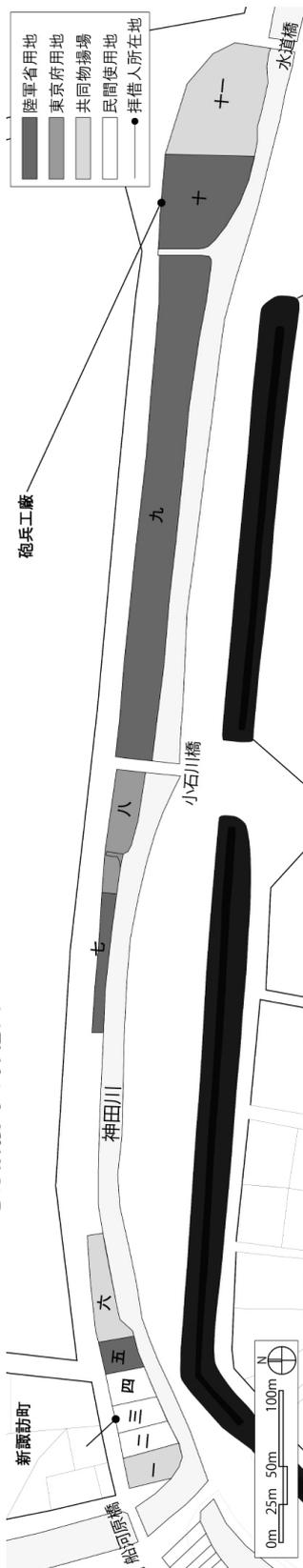


図 3-6 明治15年頃の市兵衛河岸の利用状況

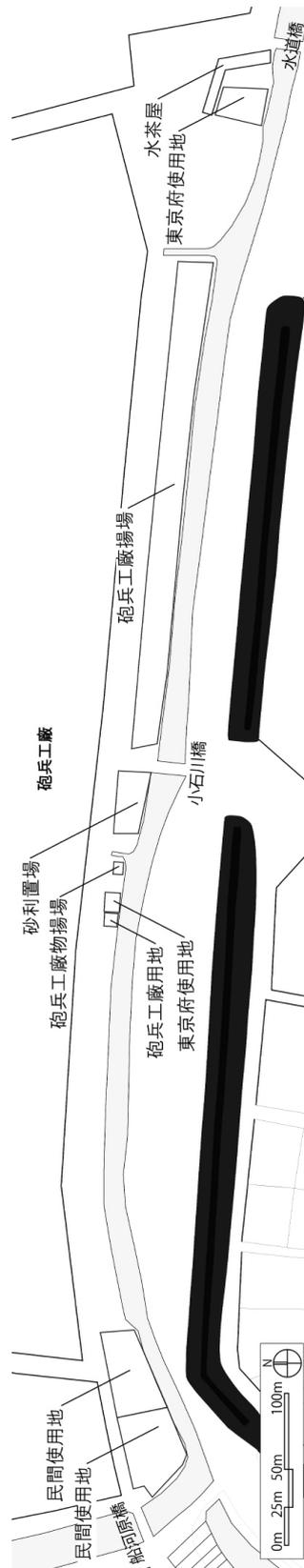


図 3-7 河岸地編入前（明治10年頃）の市兵衛河岸の利用状況

橋申請<sup>(注31)</sup>からも知ることができる。さらに小石川橋西際に関しても、小規模ながら「砲兵工廠物揚場」や「東京府使用地」といった官有の揚場が集中しており、この時の利用状況が下地となって河岸地は形成されていく。

次に、市兵衛土手の最西端である船河原橋の袂であるが、ここは主に民間による利用が集中している。明治11年には当該地に対して複数の拝借申請が提出されており、例えば牛込通り寺町八番地の加藤治兵衛の申請によれば、道具・石・材木等の荷出しといった稼業での利用を目的に、土手の利用が求められている（本申請は棄却されている）<sup>(注32)</sup>。また、この敷地は上記の申請以前から水車地として利用されており<sup>(注33)</sup>、その規模は700坪で、これは河岸地編入後の一～四号地に相当している。この水車地は明治11年8月～明治13年まで、四谷区所在の山岡次郎によって西陣染の工場地として利用された後<sup>(注34)</sup>、河岸地編入とともに細分化され、一号地が共同物揚場、二・四号地がそれぞれ南部廣矛と村田巖彦、三号地が隣接する新諏訪町所在の椎名藤兵衛によって借用されていく。このとき、二・三・四号地の地坪はほぼ均等であることに気づくが、この三人の拝借人は、それぞれが相互に保証人となる関係を持っており、山岡次郎の工場跡地に対して同時に結託して拝借申請を提出している<sup>(注35)</sup>。つまり、三つの敷地の拝借は連動し一体性を持った計画であった。市兵衛河岸最西端部の区画は、このような周辺や隣接地からの段階的な関与によって定まっていく。

最後に水道橋の西側にあたる部分である。ここは幕末期には水茶屋などの営業地となっていた箇所<sup>(注36)</sup>、明治9年の段階においても東京府使用地の周囲に水茶屋が存続しており<sup>(注37)</sup>、これらを取り込むかたちで河岸地の区画は設定されている。また、共同物揚場となった河岸地編入以後も警視庁の調査によって多数の床店が確認されていることから<sup>(注38)</sup>、河岸地編入時にこれらの水茶屋等の撤去は実施されていない。市兵衛河岸の十一号地の区画は、この水茶屋・床店と東京府使用地をひとまとめに設定され、先行する利用が全体の輪郭に影響を与えている。なお、隣接地である十号地は、「砲兵工廠揚場」と上記の水茶屋地の間に区画され、河岸地編入以降は砲兵工廠によって借用されていく。

以上、市兵衛土手の河岸地の形成過程は、土手に面する主体の影響力と、先行する土地の条件によって異なる経過を辿ったと整理することができる。特に陸軍砲兵工廠の存在は大きく、地先の土手に対して強い影響力を発揮し、全体の輪郭とその利用を規定していった。また、最西端の民間借用地では、明治初期の産業利用地を基底に、周辺地域や隣接地からの段階的な関与を経て河岸地が形成され、東端部においては幕末期以来の土地利用の状況が区画に影響を与えたことで全体の輪郭が決定されていった。

### 3-4 河岸地編入以降の変容過程について

本稿対象地は河岸地編入によって区画が確定され、以降の変化はそれぞれの敷地の拝借人の更新を通じて執り行われていく。借地期限は河岸地規則によれば5年と設定されているが、実際にはもっと短い間隔で頻繁に更新が行われている。本章では、明治22年～33年頃までの拝借人が知れる、明治23年の河岸地台帳<sup>(注39)</sup>を用いてその変化を動的に考察していく。

#### 河岸地の更新頻度

表3-3、3-4は、明治22年～33年頃までの各河岸の拝借人の一覧を示したものである。なお、同一の人物が前後の期間に連続で借用し、用途変更が行われていない場合は、同一期間の借用として表記している。また、本台帳では陸軍省関連の借用に関して記載がなく該当箇所が省略されていることと、神楽河岸の民間借用地が明治26年8月に市区改正実施に伴い河岸地から削除されていることをはじめに確認しておく<sup>(注40)</sup>。

それでは表からその傾向を読み取っていききたい。最初に注目されるのは、両河岸で拝借人の更新頻度の差異が見て取れることである。市兵衛河岸では、およそ10年の間に3回前後の更新が行われているのに対して、神楽河岸ではほぼすべての敷地で拝借人の更新は見られない。神楽河岸は明治26年までの記載しかないために単純に比較は難しいが、明治15年台帳の拝借人と照らし合わせると、四～九号と十ノ甲号は同一の人物による借用で、少なくとも10年以上は更新が行われていないことが明らかである。

#### 拝借人・用途の変化から見る各河岸の変容過程

##### (1) 市兵衛河岸

これらの拝借人の変化を、動的に観察することで各河岸の変容過程を整理していく。まずは市兵衛河岸である。ここは、東京府や陸軍省関連の河岸地が全体の大部分を占めているが、この官有の敷地と民間借用の敷地においてそれぞれ異なった変容過程が観察される。まず、河岸地編入時からの民間借用地である二・三・四号地は、共通して高い頻度で更新が行われている。四ノ二号地の28坪を除いて、敷地の細分化は行われず、個々の敷地における拝借人の更新のみで推移していくが、表を見るとそれらの人物に重複が多く、最終的にすべて南部廣矛と村田巖彦の連名による拝借に帰着していく。この2名は河岸編入時からの拝借人であるから、市兵衛河岸の民間借用地の変容は新規の拝借人を多数受け入れることで推移したわけではなく、元々の拝借人によって集約されていく動きであったことが明らかである。

また、このとき新諏訪町二十三番地所在の椎名藤兵衛が拝借人からはずれたため、隣接町からの借地人は見られなくなっている。さらに、河岸地編入時に陸軍省用地と共同物揚場であった十・十一号地では、敷地の細分化を伴って多数の民間からの拝借人を受け入れており、官有から民間借用地への転換が起こっている。

一方で、官有の河岸地では敷地の一部が公的な都市機能を担う場所として利用されていく。一号地は共同物揚場219.07坪の一部を塵芥積出場で水道改良事業地へ、六号地は共同物揚場321.67坪を塵芥積出場で汚物取扱場として一部を使用していくことになる。市兵衛河岸が位置する小石川区では、他に物揚場がないために、これらの芥や糞尿の処理は大きな問題となっ

表 3-3 明治 22 年～明治 33 年までの拝借人の変化（神楽河岸）

号	用途	借地人 當府使用地	借地人所在地	拝借期間	坪数
一	砂利置場 居宅地	升本 喜榮	牛込区牛込揚場町四番地	明治二二年四月一日～明治三一年一月一日	187.29
				明治二二年四月一日～明治三一年一月一日	28
三	共同物揚場 煉瓦石造 木造居宅地+物置場 木造居宅地+物置場 木造居宅地+物品置場	鈴木 周治 辻 音吉 (米穀倉庫会社支配人) 國川 鉄之助 (米穀倉庫会社支配人) 篠原 惣藏 (米穀倉庫会社支配人)	牛込区神楽河岸第五号 深川区黒江町三一番地 深川区黒江町三一番地 深川区黒江町三一番地	明治二三年一月一日～明治二四年四月十日	486.95
				明治二四年四月十日～明治二五年二月二日	
				明治二五年二月二日～明治二六年一月一日	
				明治二六年一月一日～明治二六年一月一日	
				明治二六年一月一日～明治二六年一月一日	
四	木造納屋地+薪炭置場 居宅地 木造瓦葺平屋 納屋地 居宅地+薪炭置場	野善 治之助 升本 喜兵衛 平戸 長兵衛 大塚 吉兵衛 鍋田 トク 野善 重兵衛 鈴木 芳次郎	牛込区揚場町二番地 牛込区牛込揚場町七番地 牛込区牛込揚場町七番地 牛込区牛込揚場町八番地 牛込区下宮比町一番地 牛込区牛込揚場町一番地 小石川区西江戸川町七番地	明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	77
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	98.8
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	47.05
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	42.07
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	108.41
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	64.33
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	
				明治二四年一月一日～明治二六年一月一日	
十	土蔵地+木造居宅地 土蔵地+木造居宅地 土蔵地+居宅地	白根 秀次郎 槍垣 栄三郎 白根 秀次郎	牛込区通寺町四十八番地 牛込区神楽河岸十号 牛込区通寺町四十八番地	明治二五年三月二日～明治二六年一月一日	74.58
				明治二五年三月二日～明治二六年一月一日	
				明治二五年三月二日～明治二六年一月一日	
十一	居宅地	升本 喜十郎	牛込区揚場町四番地	明治二三年一月一日～明治二六年一月一日	68.77
				明治二三年一月一日～明治二六年一月一日	78.43
十二	木造+物置場	升本 喜榮	牛込区牛込揚場町四番地	明治二二年四月一日～明治三一年一月一日	69.56
				明治二二年四月一日～明治三一年一月一日	

※明治26年、市区改正実施につき河河岸から削除

表 3-4 明治 22 年～明治 33 年までの拝借人の変化（市兵衛河岸）

号	用途	借地人	借地人所在地	拝借期間	坪数
一	共同物揚場内	中村 正直、外一名 吉田 平七、外三名	小石川区小石川江戸町十八番地 小石川区新諏訪町二番地	明治二三年一月一日～明治二四年八月二七日 明治二四年八月二七日～明治二六年一月一日	219.07
	共同物揚場				
二	平厩十二階建+物置+物揚場	南部 廣茅 南部 廣茅 南部 廣茅 村田 蕙彦	牛込区弁天町六十七番地 牛込区弁天町六十七番地 牛込区弁天町六十七番地 神田区駿河台鈴木町九番地	明治二三年一月一日～明治二六年一月一日 明治二七年一月一日～明治二七年二月三日 明治二八年一月一日～	223.3
	物揚場				
三	木造居宅地+土蔵地	椎名 藤兵衛 椎名 藤兵衛	小石川区新諏訪町二三番地 小石川区新諏訪町二三番地	明治二三年一月一日～明治二三年二月三日 明治二四年一月一日～明治二七年八月七日	207.7
	土蔵地+木造居宅地+物揚場				
四	土蔵地+木造地+物揚場	南部 廣茅 村田 蕙彦	牛込区弁天町六十七番地 神田区駿河台鈴木町九番地	明治二七年一月一日～明治二七年三月一日 明治二七年三月一日～明治二七年二月三日	187.89
	土蔵地+木造地+物揚場				
六	木造居宅地	岩洲 常吉	小石川区市兵衛河岸第四号	明治二八年一月一日～	28
	共同物揚場				
八	共同物揚場内	吉田 平蔵、外三名 小倉 良則 小倉 良則 （東京市内衛生株式会社取締役社長） 當廳使用地	小石川区新諏訪町二番地七 京橋区大工町一番地	明治二六年一月一日～明治三三年六月十一日 明治三三年九月十九日～	28
	共同物揚場				
十 (内三)	砂利置場	酒井 八右衛門 酒井 八右衛門	本郷区駒込肴町七番地 本郷区駒込肴町七番地	明治二三年一月一日～明治二三年二月三日 明治二四年一月一日～	377.53
	共同物揚場				
十 (内二)	共同物揚場	警視廳	本郷区駒込肴町七番地 本郷区駒込肴町七番地	明治二三年一月一日～明治二三年二月三日 明治二四年一月一日～	473.59
	石地+石置場				
十 (内一)	分遣所	保科 録太郎 保科 録太郎 保科 録太郎 神宮々言伯爵附冷有地	小石川区市兵衛河岸十号ノ一 小石川区市兵衛河岸十号ノ一 小石川区市兵衛河岸十号ノ二	明治二九年十月十二日～明治三一年五月二四日 明治三一年五月二四日～ 明治二九年十月十二日～明治三一年五月二四日 明治三一年六月三十日～	14
	木造地+土蔵地+木石置場				
十 (内一)	木造居宅地	保科 和吉 保科 和吉	小石川区小石川春日町一番地 小石川区春日町一番地	明治二二年二月二日～明治二六年四月十五日 明治二四年二月十四日～明治二六年四月十五日	237.58
	木造地+石材置場				
十 (内一)	居宅地+土蔵地	安田 定吉 高島 新吉	小石川区市兵衛河岸十号 神田区運雀町十一番地	明治二六年四月十五日～明治二八年九月四日 明治二九年九月十二日	341.81
	木造居宅地+土蔵地+石置場				
十一	土蔵地+木造地+石置場	梅浦 精一 森野 松三郎	京橋区木挽町九丁目十一番地 小石川区市兵衛河岸十一号ノ二	明治二四年一月一日～明治二四年二月十四日 明治二四年一月一日～明治二四年二月十四日 ※十一号の一部が十ノ内一号と合併	660.37
	石置場				
二	木造居宅地+石置場			明治二四年二月十四日～	337.07

ていた。また、明治22年に隣の神楽河岸に出された塵芥積出地の設置申請によれば、塵芥の積出が共同物揚場内で一般の荷物と一緒に扱われ、境界が区切られていないため衛生的に問題であることが指摘されている<sup>(注41)</sup>。市兵衛河岸においても、共同物揚場内で不法に糞桶を設置する者がいるなど似たような状況であった<sup>(注42)</sup>。つまり、市兵衛河岸の共同物揚場内の一部が塵芥積出所等に借用されていく動きは、揚場内の雑然とした利用を区画し整理する狙いをもったものであった。また、都市機能を受け止める場として官有の共同物揚場が利用されていた背景には、河岸地の大部分が陸軍の用地であり、民間借用部分の利用も固定的で新規の利用が困難であるという性質が大きく関わっていたといえよう。

## (2) 神楽河岸

次に神楽河岸であるが、ここは拝借人の変化はほとんど起きていない。十号地のように頻繁に更新されるのはむしろ例外的で、それ以外のほぼすべての敷地は、編入時以来の拝借人によって借用が継続されている。

このような状態から、神楽河岸は明治26年に市区改正事業によって、土地の区分としての「河岸地」から一端削除されていく。同地における事業は、道路の拡幅と下宮比町を貫く新道の設置、加えて飯田橋の架け替えで、これに伴い道路側の敷地の大部分が削られ、九～十二号地は水道用資材置場のための空地とされ敷地を失う<sup>(注43)</sup>。その後、同区画内の土地区分は再編され、一部を隣接する揚場町に編入し、残りを神楽坂警察署用地と水道局神楽河岸出張所、さらにその残りが神楽河岸一・二号地として分配され<sup>(注44)</sup>（図3-8）、これまで地先の町人によって利用されてきた神楽河岸の構造は崩れていく。

本来河岸地は、明治9年の「河岸地規則」によって、公有地であることが明確に定められていたが、これは裏を返せば市区改正という大規模な事業下においては、東京府の要請によって容易にその権利が解除されてしまうという性質を備えていたことを示している。

しかし、突然の河岸地削除で地先の揚場を失ってしまった揚場町や下宮比町の町人は、このよ



図3-8 明治22年～明治33年までの拝借人の変化（市兵衛河岸）

うな事態に対して柔軟な姿勢を示していく。六号地の平戸長兵衛、十二号ノ内甲の菊池栄造は、神楽河岸削除の直前、明治26年に対岸の飯田河岸（明治22年に新設）を新規に借用し<sup>（注45）</sup>、また揚場町の地主で多くの河岸を借用していた升本家も、旧神楽河岸から揚場町に編入された敷地（揚場町二一ノ一、同二一ノ二）の新規所有者となっていく。

つまり神楽河岸の変容は、公議地という性質上、市区改正のような公的事業用地として利用されながらも、それ以前までの拝借が存続し続け、場合によっては周辺の河岸地利用者へと変化することで進行していった。

### 拝借人所在地からみた河岸地の構造

最後に、拝借人の所在からふたつの河岸の構造について検討していく。拝借人の所在地は、借用している河岸に隣接する町と隣接しない町、そして借用河岸地内という三つのケースに大別される。この所在地の違いからは、周辺地域との関係性や、それに伴う河岸の利用形態の違いが想定され、そこから各河岸の空間構造をそれぞれ特徴づけることが出来る。

#### (1) 河岸地に隣接する町の拝借人

まず、拝借人の所在地が隣接する町に多く確認できるのは神楽河岸である。河岸地編入以降、隣接する町の住人によって地先の河岸が借用されている状態が維持されてきた。また、この拝借人はそれぞれの所在地の地主でもあり、町地の営業者と河岸の利用者が一致した利用形態が浮かび上がる。例えば、五号地拝借の升本喜兵衛は明治初年に開業した酒問屋であり、物資の運搬や貯蔵の目的で地先の河岸を借用していた。明治22年までに升本名義の神楽河岸借用地は、明治15年の段階の2筆から4筆まで拡大しており、河岸地機能の充実化が計られている。神楽河岸ではこのような構造が河岸地編入後に構築され、拝借人が更新されないことで強固に維持されてきた。そのため、他の地域から新規に拝借人を受け入れる余地を持ち得ない河岸でもあった。三号地に見られる米穀倉庫会社による借用など、近代以降の神田川に増加する新たな流通を担ったのが、共同物揚場内の一部に限定されていることも<sup>（注46）</sup>、その性質を示しているといえよう。

市兵衛河岸においても、五・七号地に広大な陸軍省関連の借用地（表に記載はなし）が存在することと、二・三・四号地の民間借用地が隣接町の人物をふくんだ連名で河岸地を構成したことを考慮すれば、地先の河岸地を借地する構造を見て取ることが出来る。しかし、神楽河岸とはその利用形態が異なり、明治22年以降その違いが表面化していく。

#### (2) 河岸地内所在者

市兵衛河岸の東端区画には、河岸地内所在の拝借人が複数存在している。明治15年の段階で、十（内一）号地と十一号地の拝借人はそれぞれ陸軍砲兵工廠借用地と共同物揚場となっていたが、これらは明治29年までに個人借用の河岸地となり、保科録太郎や森野松三郎といった河岸地内所在の人物が複数を占めるようになっていく。

森野松三郎は明治14年まで同地で不法に「石ヲ数多貯蓄シ売場ト為シ及梁行凡五間程ノ家屋ヲ作り車置場及番小屋ニ使用スル者」<sup>（注47）</sup>であったことが分かっている。また、十（内一）号地を明治22年から借地している山科和吉も、明治14年に東京府に対して同地での床店・葎

簀営業の利用申請を行った人物であり、先の森野松三郎と同様に河岸地内で営業を営む人物であった。なおこの申請は、十一号地内の床店・葎簀張業者 20 名による連名で行われており<sup>(注 48)</sup>、その中には保科和吉と親類関係にあると見られる保科惣兵衛も名を連ねている。これに加えて、明治 29 年から十(内一)号地の拝借人となる保科録太郎も同様の関係にあることから<sup>(注 49)</sup>、市兵衛河岸の河岸地内所在者のその多くは、個人借用が始まる以前からの床店・葎簀張業者であったことが明らかとなる。

明治 15 年から明治 22 年の状況については不詳な点が多いため、床店・葎簀張業者が河岸地の拝借人へと移行する詳細を把握することは難しいが、上記の保科家などは同時代に周辺の河岸地に対しても拝借申請を行い<sup>(注 50)</sup>、さらには他の申請者の保証人になるなど積極的な姿勢が伺え<sup>(注 51)</sup>、河岸地への関与を行っている。おそらくその過程で十号地の拝借人へと至ったのであろう。

これらの河岸地内所在者による河岸地利用は、明らかに神楽河岸のような地先の町人によって専有されるような構造とは異なっている。比較的近隣に所在していた保科録太郎や森野松三郎が、河岸地内へと所在を移している点からみても、その利用形態は河岸地内で完結したものであった。

### (3) 河岸地に隣接しない町の拝借人

さらに、市兵衛河岸二・三・四号地では、隣接しない町に所在する人物によって借地が行われるようになっていく。同地では、少なくとも明治 26 年頃まで水車が運用されているが、これは神楽河岸のように、町地－河岸－川が一体的に利用される状況とは異なっている。例えば、明治 11～13 年に西陣染の工場地として同地を利用した山岡次郎の所在地が四谷区であったように、同地の拝借人となった南部廣矛と村田巖彦の所在地も河岸地とは離れた地域であった。つまり市兵衛河岸は、河岸地成立時においては隣接する拝借人によって借地される構造を築いていたが、明治 22 年以降に場所ごとの特殊な利用形態が表面化し、その構造を部分的に転換させていった。

### 3-5 まとめ

以上、明治期の神田川の土手が再編され、新たな都市機能として定着していく様子を、河岸地の成立とその変容過程から観察してきた。河岸地をめぐる都市的な動向として、本論考では以下の二点が確認された。

まず、隣接する町とそこを本拠とする主体の存在が河岸地の形成に強く作用し影響を与えたことである。神楽河岸では隣接する町の主体による土手の利用が顕著であったし、市兵衛河岸では陸軍砲兵工廠による地先の土手に対する積極的な関与が見いだされた。いずれも隣接する町に、土手の利用を積極的に求める主体が存在し、町地と河岸地が一体的に借用される構造であったことを示している。

そしてもう一点が、各河岸の区画や利用状況は、先行する土地の条件に影響を受け変化していくということである。神楽河岸では、「小金牧場御林炭薪会所」用地が細分化されることで区画が確定し、その後隣接地からの借地を受ける構造が成立していく。市兵衛河岸においては、最西端部の水車用地や東端部の床店経営地という性質が、拝借人とその利用形態として徐々に表出し、その後の河岸地の構造に影響を与えていった。つまり、神楽・市兵衛の両河岸は、形成段階においては、隣接地からの拝借を受ける類似した構造を築いたが、場所ごとの特殊な利用形態が表面化し、市兵衛河岸ではその構造を部分的に転換させていった。

対象の河岸地は上記の要因から異なる利用形態が顕在化し、新規の河岸地機能を近代の都市のなかに取り込んでいった。また、このような多様な表情を獲得し得たのは、対象地が近世期に明確な利用を持たない土手であったことに起因する。市兵衛河岸の水車地や床店地のような利用や、あるいは陸軍省による大規模な区画による利用などは、日本橋のような近世期以前からの河岸地では見られない傾向である<sup>(注52)</sup>。また、明治期において、隣接する主体によって河岸地が地先とみなされることで一体的に借用されていく動きも、旧土手に成立した対象地において得意な動向であるという。

以上のように、本章では明治期にその意味と機能を転換させた対象地、即ち地域と水辺の結節点である土手が、近代の都市機能を担っていく過程を、そこに作用する人為に注目しながら明らかとした。

注釈

- (注 1) 本稿では「神田川」を牛込見附橋から、隅田川との合流地点までの流路と定義する。
- (注 2) 大正 12 年の東京市の調査によれば、流路の三点での定点観測から得られた二日間での神田川の通船数は 1009 隻にのぼる。これは調査が実施された東京市内全 59 流路のうち上から 10 番目に多い数値であり、神田川が上流部でどん詰まりになることも考慮すれば、かなり高い数値であるといえる。東京市役所編『東京市内外河川航通調査報告書』東京市、1923 年、pp. 70-77。
- (注 3) 明治期に新設あるいは拡張される河岸を扱ったものとして、鹿内京子氏を中心とした古川に関する研究があるが、その論点はあくまで公共空間としての河岸地の持続性に向けられており、また成立の過程を幕末期の利用状況から動的に把握するというものではない。鹿内京子・古澤博隆・石川幹子 (2005) 「明治以降の古川における三河岸の歴史の変遷に関する研究」『平成 17 年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集 (23)』。また、小林信也氏の研究は、近世後期における河岸地の民衆世界と都市行政を精緻に読み解き、近代胎動期の河岸の社会と空間を高い精度で描き出したものであるが、明治以降の河岸地の区域や拝借人の変容に焦点を当てたものではなく、本項とは狙いを異にする。小林信也 (2002) 『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社。
- (注 4) 日本橋を対象としたものに伊藤裕久氏や岡本哲志氏の研究が挙げられる。伊藤裕久「日本橋魚市場の空間構造—近世から近代へ」『都市史小委員会二〇〇六年度シンポジウム「都市と建築—内と外」梗概集』日本建築学会、2007 年、並びに岡本哲志「明治期における日本橋の河岸地構造の変容に関する研究—明治初期と明治末期との比較」法政大学エコ地域デザイン研究所編『水辺都市再生に向けた地域デザインの構図 Vol14』法政大学エコ地域デザイン研究所。また、神田の蜜柑河岸を対象としたものに吉田伸之氏の研究が挙げられる。吉田伸之「流域都市・江戸」伊藤毅・吉田伸之編『別冊 都市史研究 水辺と都市』山川出版社、2005 年。郊外を対象としたものには川名登氏の研究が挙げられる。川名登『ものと人間の文化史 139 河岸』法政大学出版会、2007 年。
- (注 5) 東京都公文書館所蔵：河岸地免許証台帳・麴町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・全 明治十五年、東京都租税課、1882 年、請求番号 633. A5. 10。
- (注 6) 東京都公文書館所蔵：河岸地沿革図面・芝区、麻生区、牛込小石川区〈地理課〉明治 18 年、地理課、1985 年、請求番号 633. A4. 13。
- (注 7) 東京都公文書館所蔵：第 1 種・河岸地台帳・麴町区、芝区、麻布区、牛込区、小石川区・全 16 冊の内全 1 冊』東京都地理課、1889 年、請求番号 601. B4. 13。
- (注 8) 参謀本部陸軍部測量局『五千分一東京図測量図』日本地図センター、1984 年（明治 16～17 年作成のもの複製）。
- (注 9) 地図資料編纂会編『明治前期 内務省地理局作成地図集成』（柏書房、1999 年）に所収された、内務省地理局作成の『東京実測全図』（明治 18～20 年作成のもの複製）。
- (注 10) もともと河岸地は公議地であったが、十七世紀後半までに町屋敷の地主と表店による市場空間の支配システムが優先され、専有的に利用されていった。伊藤裕久「都市空間の分節把握」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市 4 分節構造』東京大学出版会、2010 年、pp. 11。
- (注 11) 国立国会図書館所蔵『文政年間町方書上』の「牛込町方書上揚場町」の項に、神楽土手の「惣物揚場」

と「尾州様物揚場」を確認できる。「尾州様物揚場」は前出の寛政年間の「尾張殿揚場」と同所であり、名称こそ異なるが同一のものであると考えられる。本稿では幕末期の当該地を指す名称として「尾州様物揚場」を用いる。

- (注12) 図2の写真は石黒敬章編『明治・大正・昭和 東京写真大集成』(新潮社、2001年)に収められた「水道橋から造兵司を望む」(pp. 117)。
- (注13) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第58冊』東京都編、1966年、pp. 695-703。
- (注14) 神楽河岸の設定範囲は、前掲5)の河岸地台帳と、前掲6)の河岸地沿革図面を用いて特定した。この沿革図面は、河岸地台帳とは作成主が異なり、作成年代も3年ほど後になっているが、記述された各敷地の坪数が台帳記載のものとはほぼ一致することから、河岸地台帳作成時、つまり河岸地編入時の状態を示す図として利用した。市兵衛河岸に関しては、台帳記載の総坪数が、土手の広範囲に及ぶ数値であることから、利用域が拡大していると判断した。
- (注15) 東京都公文書館所蔵：第三大区沽券地図(第三大区五小区)、東京府地券課、1873年、請求番号ZH-656。
- (注16) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第50冊』(東京都編、1961年、pp. 289-291)には、北東側の土置場に関して「舊幕府普請方掛り二而願濟渡世仕来候」とあり、近世期以来の利用地であることが分かる。また、東京大学史料編算所編『市中取締類集十三 河岸地調之部三』(東京大学出版会、1978年、pp. 338)には、南西側の土置場に関して「寛延四末年四月御地渡二相成」とあり、その借地人も前掲13)の明治6年沽券地図に記載された拝借人、牛込若宮町家主清五郎と一致する。
- (注17) 東京都公文書館所蔵：明治9年往復録・官庁所用之河岸地絵図、河岸地取調懸、請求番号607.C7.13。
- (注18) 東京大学史料編算所編『市中取締類集十三 河岸地調之部三』(東京大学出版会、1978年、pp. 433)に所収された絵図から、弘化3年の段階で当該地の土手には武家方の揚場が設置されていないことが確認できる。
- (注19) 幕府の直轄地である小金牧は、明治2年の廃止の際に地元の農民等へ払い下げられるか、あるいは明治政府に上地されることで処理されていく。このとき上地されたのは、幕府の影響力が強い御用地であり、「御林」もこれに該当する(宮本万理子「下総台地における牧景観の特徴とその変容過程」博士論文、東京大学、2012年、pp. 63-64)。一方、神楽土手の揚場には「御会所」とよばれる建物が一棟と、土手の大部分を占める「小金炭薪置場」が設置されている(東京都編『東京市史稿 市街篇 第50冊』東京都編、1961年、pp. 289-291)。つまり「小金牧場御林炭薪会所」は、幕府直轄牧であった小金牧の旧「御林」の権利を明治政府が引き継ぎ、そこで生産された薪炭をあつかう荷揚場であり、東京府によって設置されたものと考えられる。
- (注20) 「小金牧場御林炭薪会所」を借地する区画を示した図には(東京都編『東京市史稿 市街篇 第50冊』東京都編、1961年、pp. 289-291)、隣接する個人借用の土置場と、区画内に辻番だけが記されているが、その他の場所には何も記されておらず、明治初年の段階で当該地の土手の利用はなかったものと判断できる。
- (注21) 伊藤好一「江戸のまちかど」平凡社、1987年、pp. 105。

- (注22) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第50冊』東京都編、1961年、pp.815-823。
- (注23) 東京都公文書館所蔵：明治11年 区分町鑑 東京地主按内 全 山本忠兵衛輯、揚場町の頁、請求番号なし(資料 ID000101786)。
- (注24) 東京都公文書館所蔵：明治14年 回議録・第一号、租税課、第五四 菊池栄造ヨリ牛込区舟河原橋上流沼地営業物品置場ニ拝借願ノ件、請求番号 611.D2.01。
- (注25) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第60冊』東京都編、1969年、pp.873-878。
- (注26) 東京都公文書館所蔵：明治10年回議録・架橋、土木課、第二十 表神保町清水平十郎ヨリ砲兵本廠用弾薬箱製造中神田川へ架橋願、請求番号 608.C8.08。
- (注27) 東京都公文書館所蔵：明治16年回議録・願伺之部、地理課、第二六 小石川区市兵衛河岸砂利置場取設ノ儀区長へ通知、請求番号 613.B2.04。
- (注28) 東京都公文書館所蔵：明治11年回議録・第2類・願伺之部・第1ヨリ六大区迄、河岸地取調懸、第十五 小石川市兵衛河岸の内小学校敷地に下附願、請求番号 609.C3.05。
- (注29) 前掲17)。
- (注30) 前掲17)、26)、27)、28)に添付された絵図から作成。
- (注31) 前掲26)。
- (注32) 前掲28)の「第六 河岸地拝借願 加藤治兵衛 大塚吉兵衛 山岡次郎」によれば、土手拝借の理由を「私商業之義八年未古道具大道具石類并二新キ財木迄売買商業仕居候所荷出物揚場二差支候二付」としおり、稼業の目的で土手を求めていく様子を確認できる。
- (注33) 前掲32)には当該地を指して「船河原橋側二水車建有之候所今般右水車取拂二相成候二付而ハ水車跡御地所私物揚場二致度ト奉存候間」とある。
- (注34) 東京都公文書館所蔵：明治13年回議録、麴町区、牛込区、小石川区、芝区(河岸地)、租税課、第八 小石川区市兵衛河岸地内返地願 山岡次郎、請求番号 611.A2.03。
- (注35) 前掲34)の返地願には、南部廣矛、椎名藤兵衛、村田巖彦の拝借申請が一緒に収められている。
- (注36) 東京大学史料編纂所編『市中取締類集十三 河岸地調之部三』(東京大学出版会、1978年、pp.351-352)から、天保の改革期に当該地の水茶屋が取り払われず存続していたことが確認できる。
- (注37) 前掲17)。
- (注38) 市兵衛河岸に確認される床店の総数に相当する16件が当該地に立地している。東京都公文書館所蔵：明治14年回議録・河岸地二係ル、地理課、請求番号 611.D2.07。
- (注39) 前掲7)。
- (注40) 神楽河岸は市区改正事業によって削除された後も、地目は再編されるが場所自体は存続し利用が続けられていく。詳しくは3章4節(2)を参照。
- (注41) 塵芥積出所の設置申請には、以下の理由が述べられている。
- 牛込区内塵芥取捨方之儀元来共同物揚場壱ヶ所ニテ他ノ貨物ト相混シ使用致シ来候処同区内ノ廣キ各町ヨリ塵芥ヲ積出候儀ニ有之通船ノ利縦横ナラサルヲ以テ運搬方亦甚便ナラス常ニ共同物揚場内へ塵芥不潔物ヲ取散シ自然衛生上ノ利害ニモ相関スル次第ニ可有之就テハ公衆ノ便ヲ欠カサル様注意シ別紙絵図面ノ通り区画ヲ定メ塵芥積出地ニ相当地代金ヲ以テ拝借仕度然ル上ハ周囲煉瓦石ヲ以テ高九尺ノ高塀ヲ作り都テ不体裁無之様構造方阿仕候何卒特別ノ御詮議ヲ

以テ前頭御様用被成下度此段奉願候也

芝区愛宕下町壱丁目貳番地

東京後得会社々主

明治二十二年七月十一日 名倉信行

東京都公文書館所蔵：明治22年願伺届録・河岸地麴町区、芝区、麻布区、牛込区、小石川区、本郷区、庶務課、第五九 神楽河岸共同物揚場借用願ノ件、請求番号617.C8.03。

- (注42) 前掲38)に記載の警視庁による明治14年の調査によれば、新諏訪町二番地前(市兵衛河岸一号地)の共同物揚場内に、違法で「糞桶ヲ埋置キ溜ニ使用スル者」が確認されている。
- (注43) 藤森照信監『東京都市計画資料集成(明治・大正編) 第6巻』本の友社、1987年、第九十七号。
- (注44) 地図資料編算会編『地籍台帳・地籍地図〔東京〕 第6巻』柏書房、1989年、牛込区第十七図。
- (注45) 前掲7)。
- (注46) 明治以降、関東一円の地回り米は神田川ルートへ大量に流入した、明治14年の秋葉原停車場設置に伴い東北米も本ルートへと流入したことで、神田川は明治以降に米流通の拠点のひとつとして機能していった。神田川米穀市場編『神田川米穀市場概況』神田川米穀市場、1923年、pp.1-2。
- (注47) 前掲38)。
- (注48) 本申請は当該地の床店・葎簀張業者20名の連名によって行われており、前掲38)の警視庁による調査の際に確認された業者が9名含まれている。東京都公文書館所蔵：明治14年願伺回議録、地理課、第五十六 小石川区市兵衛河岸の内拝借願、請求番号611.D3.07。
- (注49) 保科和吉の所在地である小石川春日町一番地の土地所有者は、前掲23)によれば明治11年の段階では保科惣兵衛となっている。また、保科録太郎が市兵衛河岸十号に住所を移す以前の所在地は本郷区元町二丁目七十三番地となっており、これは明治14年以降の保科惣兵衛の所在と一致する。このように、上記の3名はその所在地や姓名から見て類似する点が多く、親類関係にあったものと考えられる。
- (注50) 例えば保科惣兵衛は、明治18年に市兵衛河岸の対岸に位置する三崎河岸に対して拝借申請を行っている。東京都公文書館所蔵：明治18年回議録(河岸地)神田区、地理課、第四十一 三崎河岸拝借願 保科惣兵衛、請求番号614.A4.02。
- (注51) 例えば保科和吉は、小石川橋西側に位置する対岸の飯田河岸が明治22年に新設された際、大規模な区画を拝借した吉村吉衛門と平田貞次郎の保証人となっている。前掲7)。
- (注52) 明治以降の日本橋の河岸地の土地利用を扱ったものとして、前掲4)の岡本氏の研究や、鹿内京子・石川幹子(2004)「明治以降の日本橋における三河岸の歴史の変遷に関する研究」(『平成16年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集(22)』)が挙げられるが、いずれも本稿対象地のように陸軍省が大規模に河岸地を利用していき様子や、水車地や床店地といった部分的な利用域が河岸地として取り込まれ、河岸地の構造に影響を及ぼしていくといった動きは確認されていない。



## 第 4 章

独自に展開する土手空間

—明治期における飯田河岸の成立とその変容過程—



#### 4-1 はじめに

##### 本章の目的

神田川<sup>(注1)</sup>は、近代において東京の流通機能を担った重要な都市河川のひとつである。川沿いに設けられた河岸地や物揚場がそれらの機能を受け止め、積極的な利用がなされてきた。これらの河岸地の多くは近世期に成立したものであるが、その一方で明治期に新設された河岸地も幾つか存在している。本稿で注目するのはこの近代に創出された河岸地である。

神田川の南岸に立地する飯田河岸は、明治20年代に新設された明治期を起源とする河岸地である。近世期までは、外濠の一部を担う神田川の郭内側に面したため、利用が制限され、その全域は河岸地や揚場を持たない土手によって構成されていた。この空地が明治以降のわずかな期間のうちに急速に開発され、河岸地として近代東京の都市空間のなかに取り込まれていく。

明治28年には甲武鉄道の飯田町停車場が開業し、飯田河岸は鉄道と舟運の結節する物流拠点として隆盛していくことがよく知られている<sup>(注2)</sup>。しかし、その前段階として主に民間が主導するかたちで土手が河岸地化し、周辺の空間構造に決定的な影響を与えていった事実は注目されておらず、その形成過程を検討する試みもほとんど行われていない。そこで本稿では、明治初期から中期にかけての河岸地の動向に焦点をあてていく。

これまで明治期の河岸地を対象とした研究には、近世期以来の河岸地の再編過程をあつかったものが幾つか存在するが、本稿のように明治期に新規に成立した河岸地を対象としたものはほとんど見当たらない。本稿対象地は、従来の研究対象と異なり、河岸地利用を想定していない土手に成立しているため、日本橋の河岸地のように近世期から連続的に利用されるケースや<sup>(注3)</sup>、対岸の神楽河岸や市兵衛河岸のように明治初期から段階的に利用域を拡大していくようなケースとは、その成立過程が大きく異なっている<sup>(注4)</sup>。また、土堤によって周辺地域から隔たれる特殊な地勢条件が、近世期の河岸地の特徴のひとつである地先利用<sup>(注5)</sup>を拒み、その利用形態や空間を特徴的なものにしていく。近世期から連続的に成立したと捉えられがちな近代の河岸地のなかで、飯田河岸はむしろ明治期に新設され、上記のような条件のもとで空間的な基盤を築いていった。こうした動向に、近代へ向けて東京の水辺空間が再編されてゆく局面の一端を見出し、そこから江戸の都市構造が近代東京へと転換していく様子を、水辺という視点から描き出すことを目指したい。

以上の背景から本稿では、明治初期から中期にかけて旧土手である対象地に、飯田河岸が成立し変容していく過程を復元的に考察し、その空間的な特質を明らかにすることを目的とする。

##### 方法と資料

飯田河岸の成立と変容を考察するには、「河岸地台帳」が有効な資料となる。明治22年発行の「河岸地台帳」には<sup>(注6)</sup>、拝借人とその所在地、地坪、用途などの情報が、およそ10年間にわたって更新の度に追記されており、飯田河岸の空間構造を動的に把握することができる。本稿では、この明治22年「河岸地台帳」を主資料とし、以下の方法で分析を進めていく。

まず、河岸地の地坪や拝借人の情報から、飯田河岸の成立時の空間構造を復元したい。ここでは特に、河岸地全体の区画と一筆ごとの敷地割り、加えてそれぞれの敷地の拝借人の所在を正確に描きだし、旧土手に対して設定された河岸地空間の輪郭を把握していく。そもそも「河

岸地台帳」には、図面等の空間的な情報が未掲載のため、上記のような復元は河岸地の成立と変容をみていくうえでの基本的な作業となる。

次に、こうして復元された飯田河岸の空間がどのように築かれたのかについて、土地利用やその拝借人の動向に注目し検討していく。周辺の住人から提出される土手の拝借申請等の資料をもとに、河岸地成立に先行するかたちで実施された土手の利用や改変といった状況が、全体の区画から個々の敷地割り、さらには拝借人の傾向にいたるまで、全体の基盤となっていたことを示していく。

最後に、河岸地成立以降の変容を拝借人と用途の変化から確認する。飯田河岸は、明治22年に「河岸地」へと編入され、その後は個々の敷地における拝借人と、用途の更新によって推移していくことになる。このとき、全体の空間が初期構造や地勢的な条件によっていかに規定され、その一方で新たな機能や用途がどのように生成されていったのか、その変化を約10年間にわたって動的に把握し、飯田河岸の特質を見出していきたい。

なお、各章で復元図を作成するにあたっては、明治初期の市街地の状態を示した白地図を下地として利用している。当地図は、全体の輪郭を明治16年の陸軍実測図<sup>(注7)</sup>からトレースし、周辺市街地の敷地割りを明治20年の東京実測図<sup>(注8)</sup>を参照して描いている。河岸地の輪郭から個々の敷地の復元は、この下図の寸法を基に行う。

#### 対象地の幕末期の状況について

本稿対象地は、明治22年の河岸地編入まで具体的な名称が存在しない<sup>(注9)</sup>。そこで、当該地をここでは飯田土手と命名し、以下で幕末期の状況を確認していく。

飯田土手が立地するのは、神田川南岸の牛込見附橋から小石川橋までの区間であるが(図4-1)、神田川は外濠の一部として江戸城の城郭を兼ねていることから、内郭である南岸と外郭である北岸とでその利用の実態が大きく異なっている。例えば、寛政年間の「神田川通絵図」(国立国会図書館所蔵)を見ると、複数の揚場が設けられた北岸の土手に対し、飯田土手はほぼ全域が「請負人場」となっており、幕府の管理のもとで土手の利用が制限されていたことが読み取れる。また、明治初期に飯田土手の東側から撮られた図4-2の写真<sup>(注10)</sup>からは(右上に見えるのが小石川橋)、手前の土手や右奥の飯田土手にも構築物や物資がなく、揚場として積極的な利用が行われていない状況を確認することができる。飯田土手では、幕末期を経て明治初期の段階まで、このような未活用の状態が維持されてきた。

地勢的な状況についても確認しておきたい。図4-2からは、飯田土手の南側に土堤が築かれている様子を見て取ることができる。これは、神田川の水害から郭内を守るために設置されたもので<sup>(注11)</sup>、これによって飯田土手は周囲地域から空間的に切り離された状態となっている。したがって、近接地から地先利用を行う事も困難である。

以上のように、飯田河岸はある種特殊な条件のもとに成立してきた河岸地であることが知れる。それ以前の土手の状態を、連続的に引き継ぐことはなく、むしろ従来の河岸地とは異なった利用が想定されなくてはならない状況にあった。本稿では、このような状態を改変し利用していく人々の動向から、当該地における河岸地生成のプロセスを検討することを企図している。

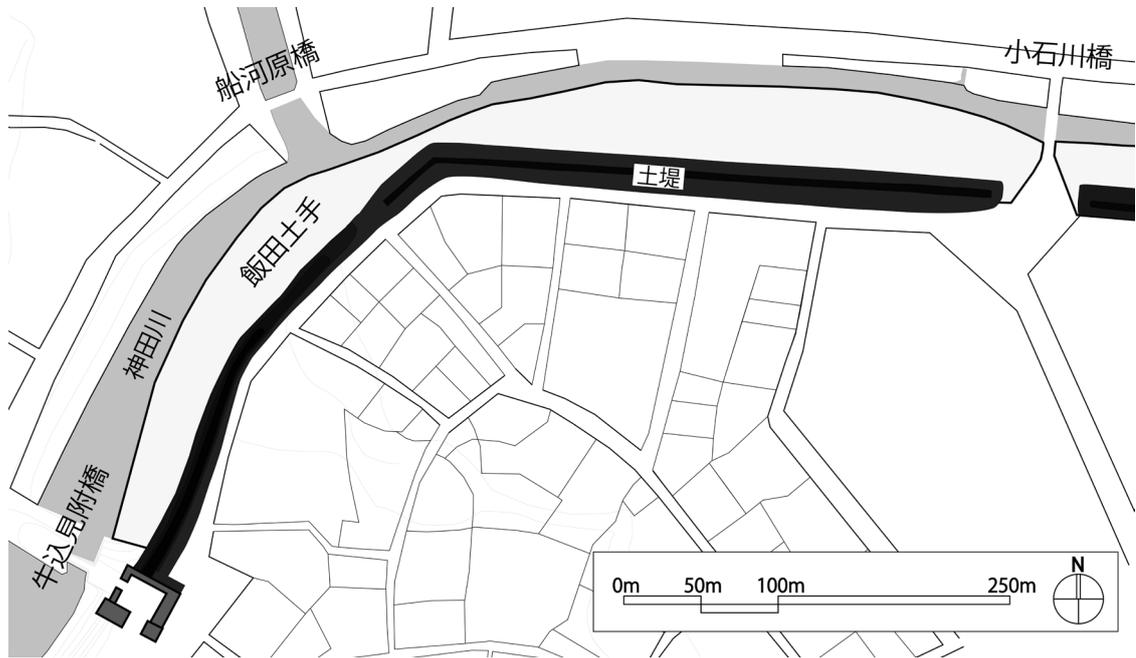


図4-1 明治初年頃の対象地（土堤によって囲われている）

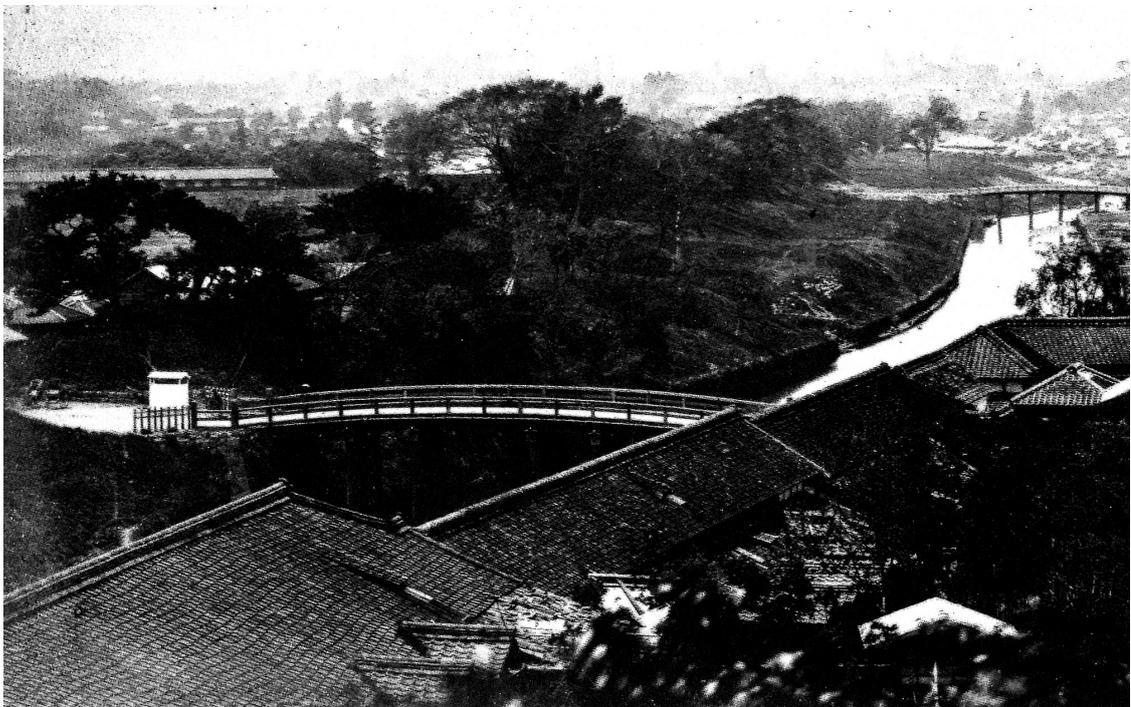


図4-2 明治初年頃の飯田土手周辺を東側から見る（右上奥が小石川橋）

## 4-2 制度的な背景からみた飯田土手の河岸地編入

### 明治政府による河岸地制度の整備

明治期における東京の河岸地の設定は、明治政府による法制度の整備と並行して、段階的に実施されていく。まず明治9年に、土地の種別を確定する目的で「地所名称区別細目」<sup>(注12)</sup>が当時の内務省によって定められ、これにより「河岸地物揚場」と称する地目が確定する。これを受けて、同年には最初の河岸地に対する包括的な制度である「河岸地規則」<sup>(注13)</sup>が制定され、明治22年には「区部共有河岸地規則」<sup>(注14)</sup>が整えられていく。

「河岸地規則」では、「地所名称区別細目」による「河川ノ沿岸ニシテ物貨陸揚舟積ノ用ニ供スル地」という定義に準じ、「舟楫ノ通スル水部ニ沿イタル地」が河岸地と位置づけられ、これに伴い府下の幾つかの水際が河岸地として編入された。このとき、編入を受けた河岸地の多くは、近世期以来の河岸地や荷揚場であり、飯田土手の編入はその後、明治22年3月の「区部共有河岸地規則」の制定を受けて実施されていく<sup>(注15)</sup>。

さて、「河岸地規則」において示された「河岸地」の定義とは、それが単に水路や河川の両側の岸であるということの意味している。さらに、個人や民間に貸し与えられる一般的な河岸地を、「宅地其他ノ用ニ供スル地」として位置づけていることから<sup>(注16)</sup>、明治政府の河岸地に対する見方は、隣接町の地先であるという特性や、場所ごとの地勢的な条件、さらには物揚場としての機能など既存の性質を考慮せず、あくまで水際の個別の土地でしかないという認識に留まっていたことが読み取れる。こうした単純な見方は、その後の「区部共有河岸地規則」にも共通している。当規則は、官有地として管理されていた府下の河岸地を区部基本財産として東京府に下付することを定めたものであり、その狙いは河岸地の売却費による市区改正の財源確保という意図もあって<sup>(注17)</sup>、あくまで空地の有効利用といった意識が強く働いている。

### 管理規則の推移

「区部共有河岸地規則」によって、河岸地を直接の管轄下においた東京府では、河岸地の管理体制見直しへ向けて「河岸地規則」の一部改正にあたる。個人借用の河岸地に関する規則を定めていた、「河岸地規則」の第四章<sup>(注18)</sup>を書き換えるかたちで、明治23年9月に「河岸地貸渡規則」が定められる<sup>(注19)</sup>。借地期限、借地料、常居の禁止といった程度の記載しかなかった「河岸地規則」に比べて、本規則では河岸地の転貸の禁止、煉瓦造や石造といった恒久的な建物の建築許可、さらには借地期限の延長や<sup>(注20)</sup>、常居を禁ずるといった項目の削除など、その要件は多岐にわたり、河岸地を厳密に管理していこうという東京府の意向が読み取れる。

こうした管理規則の変更は、以下の2点で飯田河岸の空間変容に影響を与える。まず転貸の禁止によって、1筆の敷地内に複数の住戸を建て他に貸し出すような、大規模な土地利用ができなくなったこと。そしてもう一点は、常居が可能になったことで、河岸地内を自身の専用住居とすることが容易になったことである。こうした影響は、第3章で詳しく述べるが、大規模区画の細分化と、河岸地内所在者の増加という動きとして実態化する。飯田河岸の空間変容には、こうした東京府による管理規則の見直しが大きく関わっていく。

### 4-3 河岸地編入期—復元作業と形成過程の考察

本章では、飯田河岸成立時における空間構造の復元と、それがどのように築かれていったのかを、土地利用やその拝借人の動向に注目し検討していく。復元作業に関しては、明治22年「河岸地台帳」をもとに行い、成立過程に関しては土手に対する拝借申請等の資料を用いて分析を進める。

#### 飯田河岸成立時の区画の復元

飯田土手の河岸地への編入は、明治22年の3月に「区部共有河岸地規則」の制定を受けて実施されている。このとき設定された範囲は、牛込見附橋から小石川橋までの土手およそ4000坪とされるが、その設定区域と個々の区割りに関しては、図面等の情報がないためその詳細を把握することが難しい。そこで、まずは飯田河岸の成立直後の輪郭を復元する作業を行いたい。

ここで、明治22年「河岸地台帳」を見てみると、河岸地へ編入直後の飯田河岸は、総面積4040.88坪を一〜八号地という大規模な敷地によって区分される構成をとっていることがわかる。しかし、明治23年にはその大規模区画が複数の敷地に細分化され、その後はこの状態が維持されていることから、ここでは明治23年を飯田河岸の成立時と設定し、復元作業を進めていく。

まず、台帳記載の河岸地番号の表記は、一ノ一号や二ノ三号などのように、細分化直前の河岸地番号が前に記され、その坪数も記載されていることから、旧五・六号地が一号地に、旧七号地が二号地に、そして旧八号地が三号地にそれぞれ統合され、これらを分割することで個々の敷地が成立していったことを知れる。加えて、台帳には各敷地の通し番号も記載されているため、上流から四、一、二、三号地の順で配置され、さらに一号地の拝借人である山嶋久光による五・六号地の拝借申請に添付された絵図<sup>(注21)</sup>を参照することで、一号地が飯田橋以西に配置されていることが明らかとなる。

こうして浮かび上がった全体の輪郭に、台帳に記載された各敷地の地坪に応じて、一〜四号地を分割するように境界線を敷き、区画の復元作業を行った。

#### 飯田河岸成立時の空間構造

こうして描かれた区画に、明治23年段階での拝借人とその所在地を示したものが、図4-3・表4-1にあたる。ここからは、以下の2点をその特徴として指摘したい。まず、全体が一〜四号地という大規模な区画によって構成され、その内部に地坪の異なる小規模な敷地が複数内包される構造を持つということ。そしてもう一点が、隣接しない町の人物からの借地が多くを占めるということである。

このような特徴は、河岸地が地先として隣接する町の人物から一体的に借地された、対岸の神楽河岸等の状況とは大きく異なっている。飯田河岸はその成立時において、隣接地との結びつきがあまり強くなく、対岸も含めた広範な地域から借用される河岸地であった。

### 河岸地編入（明治22年）までの動向

前述のとおり飯田土手は、近世期から明治初期にかけて荷揚場のような先行する利用がほとんどなく、土堤によって市域と物理的に隔絶されている。これらの性質を踏まえながら、上記のような飯田河岸の構造が築かれていった過程を、明治初期から河岸地編入（明治22年）までの期間における動向から検討していく。

明治9年の「河岸地規則」以降、定義上は河岸地であるとして、飯田土手には民間から多数の拝借申請が提出されるが、外濠の土手を貸渡すことに消極的な東京府の態度もあり、そのほとんどは棄却されていく<sup>(注22)</sup>。しかし、明治16年に大森義によって提出された牛込橋から飯田橋間への水車場設置の申請<sup>(注23)</sup>によれば、その理由を「斯カル最良ナル場所ヲ放棄シテ顧ミザルハ実ニ遺憾ノ至リニ御座候」としており、土手を留めておきたい東京府の意向に反して、その利用を望む民間からの声は高まっていた。

この頃に提出された他の申請の利用目的を見てみると、銃の射的場や馬場といった、特殊な利用を想定していることが特徴的である<sup>(注24)</sup>。また、その区画も大きいことから、飯田土手は河岸地というよりは広大な空地という認識を持たれていたことを指摘できる。こうした傾向は、先行する利用がないために区画設定の自由度が高く、加えて地先利用が困難な土堤の内側という地勢的な条件によってもたらされる。なお、土堤に関しては、明治9年に実施された飯田橋の架橋によって一部が開削され<sup>(注25)</sup>、それ以降部分的にはあるが周辺地域と空間的に接続されるようになっていた。

こうした状況のなか、飯田土手が最初に民間へと貸渡されるのが、管見によれば明治21年3月からの山嶋久光による馬場としての利用（図4-4の一号地）<sup>(注26)</sup>で、飯田橋南西側の513坪を借用している。その他に、正確な時期は不詳だが、平田貞次郎による飯田橋東側の利用（図4-4の二号地）と、吉村吉右衛門による小石川橋西側の利用（図4-4の三号地）が、河岸地編入に先行する事例として確認できる<sup>(注27)</sup>。この二つの区割りは、飯田橋～小石川橋間の土手をほぼ均等に分割するように設定されているため、同時期に互いに結託して実施された申請であったとことが分かる。

以上のような、河岸地成立以前の民間による大規模な区画は、河岸地成立以後の飯田河岸の空間的な基盤となっていく。

### 河岸地編入（明治22年）から成立（明治23年）までの動向

次に、細分化（明治23年）にいたるまでの、約1年間の動向を検討していく。

明治22年3月に飯田土手は、「区部共有河岸地規則」を受けて、河岸地へと正式に編入となるが、この段階で具体的な区割りは、先述の山嶋の一号地と平田の二号地、そして吉村の三号地以外は明確に定まっていなかった。というのも、四号地の最初の借用は明治22年5月であり、さらに五～八号地に関しても明治22年3月によりやく東京府によって地坪と地料の設定が行われ<sup>(注28)</sup>、実際の借用もそれ以降に実施されている。つまり、編入直後の飯田河岸は、全体の範囲が設定された後、先行した利用状況を基準に一・二・三号地を設定し、その後の申請にもとづいて新規に四～八号地の区割りと所有を確定していった。こうして築かれた編入直後の飯田河岸の利用状況を示すと図4-4のようになり、まずはこのような状態にいたるまでの過程

表 4-1 明治 23 年時における飯田河岸の拝借人

号	用途	借地人	借地人住所	坪数	拝借期間
四ノ三	木造居宅地	熊澤 崑吉	麴町区飯田河岸第一号ノ一	200.39	明治二三年十二月～明治二四年一月二一日
四ノ二	木造居宅地	青柳 庄五郎	小石川区飯訪町四十一番地	130	明治二三年十二月～明治二四年一月一五日
四ノ一	木造居宅地	由比 総八郎	麴町区飯田河岸第四号地	39	明治二三年十二月一九日～明治二九年三月二日
一ノ五	木造地+煉瓦地	山島 久光	麴町区飯田町四丁目三十一番地	511.59	明治二三年十月二三日～明治三二年七月八日
一ノ四	居宅地	坪川 由太郎	麴町区飯田町六丁目	74.92	明治二三年十二月二三日～明治二四年六月四日
一ノ三	居宅地	富山 豊甫	牛込区牛込揚場町五番地	34.67	明治二三年十月二三日～
一ノ二	居宅地+物置場	山島 久光	麴町区飯田町四丁目三十一番地	97.4	明治二三年十月二三日～明治三三年十二月五日
一ノ一	居宅地+物置場	熊澤 崑吉	麴町区飯田河岸第一号ノ一	228.65	明治二三年十月二三日～
二ノ一	木造居宅地	小山 長造	本所区錦糸町壹番地	321.45	明治二三年七月二八日～
二ノ二	木造居宅地	中村 嘉七	牛込区下宮比町壹番地	61.8	明治二三年七月二八日～明治三十年一月二九日
二ノ三	渡船通行地+木造居宅地	田中 伊三郎	牛込区築土前町十五番地	58.76	明治二三年七月二八日～明治二六年六月九日
二ノ四	木造居宅地	遠藤 長八	牛込区揚場町七番地	46.49	明治二三年七月二八日～明治三十年八月十六日
二ノ五	木造居宅地	矢島 伊之助	本郷区西竹町十六番地	66.8	明治二三年七月二八日～明治二六年十月二四日
二ノ六	木造居宅地	田邊 又兵衛	牛込区市ヶ谷町二丁目十三番地	110.2	明治二三年七月二八日～
二ノ七	木造居宅地	平田 貞次郎	南豊島郡淀橋町角筈村百二四番地	394.53	明治二三年七月二八日～明治二四年一月十九日
二ノ八	木造居宅地	水野 利三郎	神田区錦町一丁目一番地	110.23	明治二三年七月二八日～明治三三年十二月十二日
二ノ九	木造居宅地	平田 貞次郎	南葛飾郡柏木村百九十九番地	95.75	明治二三年七月～
二ノ十	木造居宅地	近田 半兵衛	南葛飾郡東船堀村千七百九番地	83.62	明治二三年七月二八日～
三ノ一	木造居宅地	近田 半兵衛	南葛飾郡東船堀村千七百九番地	172.81	明治二三年七月二八日～明治二八年四月三十日
三ノ二	木造居宅地	林 栄次郎	神田区仲町一丁目九番地	129.61	明治二三年七月二八日～明治二八年二月十四日
三ノ三	木造居宅地	近田 半兵衛	南葛飾郡東船堀村千七百九番地	80.55	明治二三年七月二八日～明治二七年一月二六日
三ノ四	木造居宅地	石川 小三郎	麴町区飯田町五丁目河岸三号	86.9	明治二三年七月二八日～明治二七年八月十四日
三ノ五	木造居宅地	水野 利三郎	神田区錦町一丁目一番地	59.3	明治二三年七月二八日～明治三十年十月十八日
三ノ六	木造居宅地	水野 利三郎	神田区錦町一丁目一番地	104.14	明治二三年七月二八日～明治二五年三月三日
三ノ七	木造居宅地	金原 彌三郎	神田区猿樂町五番地	100.5	明治二三年七月二八日～明治二九年七月三十日
三ノ八	木造居宅地	岡田 又一郎	四谷区伊賀町四番地	130.19	明治二三年七月二八日～
三ノ九	木造居宅地	田中 吉五郎	小石川区新諏訪町二番地	131.02	明治二三年七月二八日～明治二六年九月二日
三ノ十	木造居宅地	大野 利兵衛	麴町区飯田河岸第三号ノ十	168.8	明治二三年七月二八日～明治二四年三月十八日
三ノ十一	木造許宅地	吉村吉右衛門	麴町区飯田町六丁目十七番地	209.94	明治二三年一月二六日～明治二六年九月二一日

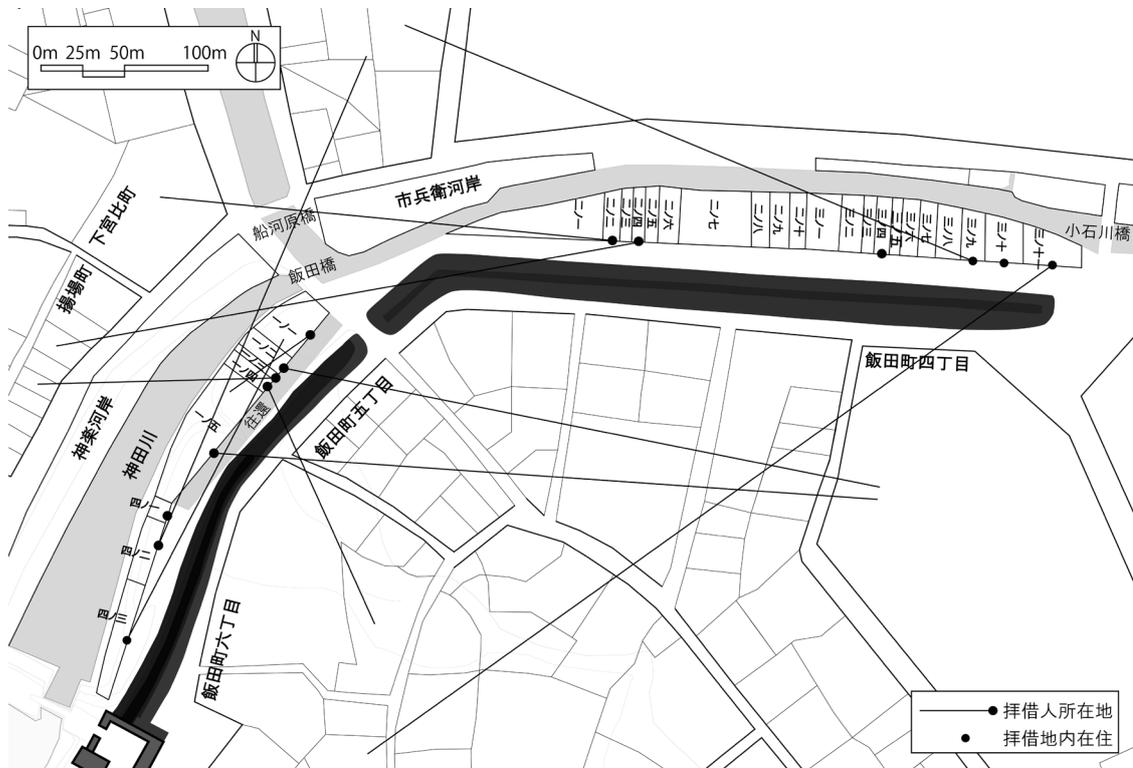


図 4-3 明治 23 年における飯田河岸の利用状況（直線は拝借人の所在地を示す）

を確認していきたい。

### ①初期拝借人による借用地の規模拡大

四号地は、先述のとおり明治22年5月に、牛込橋～飯田橋間から一号地を除いた範囲に対して、杉坂喜共から拝借申請が出されている<sup>(注29)</sup>。本申請は、一号地の拝借人である山嶋久光を保証人としているもので、この両者が河岸地の借用を通じての関係者であったことが伺える。さらに、五・六号地も同年4月に山嶋久光によって借用が実施されていることから<sup>(注30)</sup>、この四・五・六号地の借地は連動した計画であったことが明らかである。区割りを見てみると、一号地を取り囲むようにそれぞれ範囲が指定されており、これらの河岸地借用は、一号地を核とする利用域の拡充を狙ったものであったと判断できる。なお、四号地の拝借人は、明治23年3月には山嶋久光の一号地内を所在地とする熊沢岨吉へと移されている。

次に、七・八号地であるが、こちらも同様に二号地の平田貞次郎と三号地の吉村吉右衛門がそれぞれの敷地を南側に拡充するように、七・八号地の拝借申請を明治22年2月に提出し、5月に借地を実施している<sup>(注31)</sup>（図4-4の七、八号地）。なお、この申請も平田・吉村の連名で提出されており、二・三・七・八号地の開発は連動した計画であったことが知れる。

このように、飯田河岸の区割りは、編入前の拝借人による大規模な利用区域を基準として、それを補填するように全体の輪郭が決定されていった。このとき、敷地境界は川に並行して敷かれており、水路に沿って敷地が連なる他の河岸地のような構成をとらず、その規模も巨大であることに飯田河岸の特徴がある。近世期の土手であった飯田河岸では、その成立過程から水辺としての利用に対する要求が希薄で、河岸地としてというよりはむしろ広大な空地として借用されることで成立していった。こうした彼らの動向に、近代の水辺としての新たな土地利用と空間への意識を見出せる。

### ②土手の改変とその利用形態

このような動きと並行して、一号地では拝借人側によって土手の環境が改変されていく様子を確認することができる。明治22年7月に、山嶋久光から神田川に接する五号地内の凸凹と傾斜を整えたいという申請<sup>(注32)</sup>、さらに同年7月には、土堤際に幅6間の道を新設したいという申請が山嶋久光と杉坂喜共との連名で出され、実際に執り行われている（図4-3の飯田橋袂の往還）<sup>(注33)</sup>。河岸地としての利用が想定されてこなかった飯田土手においては、拝借人が全体の区画からその内部環境の整備にいたるまで、主導的な役割を果たしていくことが読み取れる。

また、土堤の存在によって、地先の河岸を稼業の用地として利用していくような利用形態をとらない点も重要である。例えば、山嶋久光は馬場として利用申請を行っているように、町地—揚場—川という利用形態はとらない。同様に、吉村吉右衛門に関しても、下流の佐久間河岸等の拝借を同時に行っていることから<sup>(注34)</sup>、稼業の用地として地先を拝借したというよりは、複数の河岸地を管理・運営する土地経営者としての様相がよりつよく浮かび上がる。おそらく、上記のような土手の改変や敷地規模の拡大は、転貸を目的とした宅地開発、あるいは事業用地など河岸地内を一体的に利用することを想定したものであったと見られる。実際に、山嶋久光

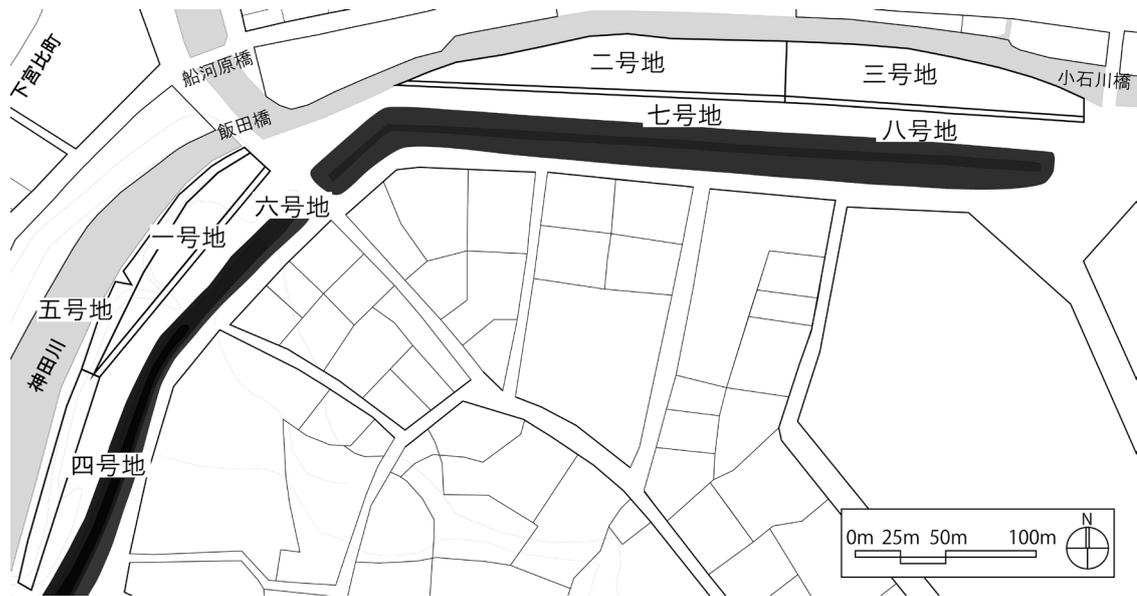


図4-4 明治22年（編入直後）における飯田河岸の利用状況

の一号地の土地利用も、明治22年2月には馬場から居宅地へと改められている。このように飯田河岸では、周辺の町からは切り離されるかたちで、拝借人による独自の空間が河岸地内に展開していく。

### ③大規模区画の細分化へ

以上のような経過を経て、飯田河岸の輪郭は形成され、明治23年以降に小規模な敷地へと細分化されていく。各敷地は、山嶋の一・五・六号地、熊沢の四号地、平田の二・七号地、吉村の三・八号地というように、拝借人ごとの敷地群をひとつのブロックとして、その内部を分割することで実施されている。各敷地の形状も、短冊状の敷地が均等に並ぶ構成へと改められている。このような敷地境界の再編に関して、以下をその要因として指摘したい。

まず、図4-4の五・六号地のような特殊な形状の敷地は、宅地や事業用地の造成に向けて規模の拡充を計ったものであり、その区割り自体は便宜的なものでしかなかったということが挙げられる<sup>(注35)</sup>。それには、「河岸地貸渡規則」が明治23年に制定されたことが大きく関わっており、河岸地の転貸を原則禁止とする本規則によって、徐々にそれまでのような規模で一体的な土地利用を、河岸地内で行うことが困難な状況となっていたことが指摘できる。そしてもうひとつが、「河岸地規則」によって、河岸地の立地がそもそも「舟楫ノ通スル水部ニ沿イタル地」として定義されているということである。河岸地の編入に伴って、規則が厳密に適用された結果、水辺に沿わない特殊な敷地が改められていったと見られる。

以上の要因から、飯田河岸の敷地は大規模なものから小規模なものへ振り分けられていった。こうした動きは、水際の広大な空地として土地利用がはじめられた飯田土手の空間構成が、制度的な影響下のもとで、河岸地として平準化されていく過程として見ることができる。しかし、細分化実施後も初期拝借人である4人は、他と比較して大規模な敷地の借用を保持しており、

同時にこのとき生成された小規模な敷地によって、図4-3、表4-1に見られる多様な拝借人を受け入れていった。こうした特徴的な成立過程は、初期拝借人によって想定された最初の空間利用が、それまでの河岸地とは異なり、地先利用を前提としない大規模区画の一体的な利用であったことにその要因を見出すことができる。こうした性質は、河岸地成立時の空間構造を強く規定しただけでなく、その後の空間変容にも影響を及ぼしていくことになる。

#### 4-4 河岸地編入以降の動向と変容過程について

飯田土手は、河岸地編入によって全体の輪郭が設定された後、それらを細分化することで全体の構造を確定していった。以降の変化は、これを基準としながら、敷地ごとの拝借人の更新と、それに伴う敷地規模の増減によって推移していく。本章では、明治22年～33年頃までの拝借人が知れる、明治22年「河岸地台帳」を用いて、その変化を動的に考察する。飯田河岸が地域のなかで如何に変容し、如何なる空間を形成したのか、初期構造を考慮しながらその特質を復元的に考察していく。

#### 拝借人の変化により分割される初期構造

表4-2は、明治23年～33年頃までの拝借人の一覧を示したものである。各敷地の拝借人を見ると、10年の間に3人前後、多いところでは7人ももの拝借人が存在しており、高い更新頻度を見て取ることができる。このような変化を敷地ごとに見ていくことで、その変容過程を検討していきたい。

飯田河岸では、ひとつの敷地において何度も更新が繰り返されるケースと、大規模な敷地の細分化を伴ってそれぞれの敷地の拝借人が変化していくという、ふたつの動きを確認することができる。前者の変化が、明治23年に大規模区画の細分化によって生成された小規模な敷地に対しての動向であるのに対して、後者の動きは各ブロックの大規模な敷地、要するに細分化前から存続する4人の初期拝借人の敷地に対しての動向である。表4-3は、明治22年から明治33年までに、初期拝借人の敷地規模とその区画内の筆数の推移を示したものであるが、段階的に規模を減衰しながら最終的に河岸地を手放している。例えば、三号地の吉村吉右衛門借用1142.09坪（編入前）では、2回の分割を受けて107.59坪まで規模を縮小し、最終的に借用自体を辞めている。

また、このような傾向と連動して、飯田河岸内の筆数が増加傾向にあることを指摘したい。細分化直前の明治23年の29筆から、明治33年までに9筆の増加を確認できる。その段階で、飯田河岸では最初期の拝借人と、その区画を更新し、段階的に多数の新規拝借人を受け入れていった。

表4-3 明治22年から明治33年における初期拝借人の借用河岸地の筆数と坪数の推移

初期拝借人	明治22年		明治23年		明治27年		明治33年	
	借用河岸地数/全	借用河岸坪数/全	借用河岸地数/全	借用河岸坪数/全	借用河岸地数/全	借用河岸坪数/全	借用河岸地数/全	借用河岸坪数/全
熊澤 尚吉 / 四号地	1/1 筆 100%	387.79/387.79 坪 100%	1/3 筆 33.33%	200.39/369.39 坪 54.25%	1/4 筆 25.00%	100.39/369.39 坪 27.18%	0/4 筆 0.00%	0/369.39 坪 0.00%
山嶋 久光 / 一号地	3/3 筆 100%	947.23/947.23 坪 100%	1/5 筆 20.00%	511.59/947.23 坪 54.01%	2/5 筆 40.00%	586.51/947.23 坪 61.92%	0/8 筆 0.00%	0/968.93 坪 0.00%
平田 貞次郎 / 二号地	1/1 筆 100%	1142.2/1142.2 坪 100%	2/9 筆 22.22%	406.53/1265.88 坪 32.11%	0/13 筆 0.00%	0/1361.63 坪 0.00%	0/13 筆 0.00%	0/1361.63 坪 0.00%
吉村 吉右衛門 / 三号地	1/1 筆 100%	1142.09/1142.09 坪 100%	1/11 筆 9.09%	209.94/1373.76 坪 15.28%	1/13 筆 7.69%	107.59/1380.69 坪 7.79%	0/13 筆 0.00%	0/1380.69 坪 0.00%
総河岸地数	6筆/6筆 100%	3619.31坪/3619.31 坪 100%	5/28筆 17.86%	1328.45坪/3974.66 坪 33.42%	4/35筆 11.43%	794.49坪/4077.34 坪 19.43%	0筆/38筆 0.00%	0坪/4099.04 坪 0.00%

第4章 独自に展開する土手空間

一 明治期における飯田河岸の成立とその変容過程一

表4-2 明治23年～明治33年までの拝借人の一覧

号	用途	借借人	借借人所在地	拝借期間	坪数
三	木造住宅地	熊澤 出吉	穂町区飯田河岸第一号ノ一	明治二三年十二月～明治二四年一月二一日 ※明治24年1月21日に四ノ三ノ四ノ四に分割	200.39
	木造住宅地	永持 明徳	本郷区元町一丁目十八番地	明治二四年一月二一日～明治二四年三月三十日	100
	木造住宅地	榎本 武雄(子爵)	本郷区須崎村二百九番地	明治二四年三月三十日～明治二七年七月一四日	
	木造地→物揚場	三浦 泰輔 (甲武鉄道株式会社専務取締役)	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治二七年七月一四日～ 明治二四年一月二一日～明治二九年七月二八日	100.39
四	木造地(3.75)+物揚場(88.72)	三浦 泰輔 (甲武鉄道株式会社専務取締役)	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治二四年一月二一日～明治二九年七月二八日	130
	木造住宅地	青柳 庄五郎	小石川区諏訪町四十一番地	明治二三年十二月～明治二四年一月一五日	
	木造住宅地	永持 明徳	本郷区元町一丁目十八番地	明治二四年一月一五日～明治二四年三月三十日	
	木造住宅地	榎本 武雄(子爵)	本郷区須崎村二百九番地	明治二四年三月三十日～明治二七年七月一四日	
二	木造地→物揚場	三浦 泰輔 (甲武鉄道株式会社専務取締役)	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治二七年七月一四日～	39
	木造住宅地	山田 久光	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治二三年十二月～明治二九年七月二八日	
	木造地(2)+物揚場(37.63)→木造地(5.75)+物揚場(33.88)	西山 彌	穂町区上六番町十三番地	明治二九年三月二二日～明治三二年八月十五日	
	木造地(5.75)+物揚場(33.88)	三浦 泰輔 (普梅鉄道株式会社専務取締役)	武蔵国西多摩郡青柳町青柳百九十二番地	明治三二年八月十五日～	
五	木造住宅地(270.24)+物置場(256.77) →木造地(510.57)+煉瓦地(16.5)	山島 久光	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治三三年十月三三日～明治三二年七月八日	511.59
	木造住宅地	山島 久光	小石川区小石川指ヶ谷町百三十六番地	明治三二年七月八日～明治三二年九月三十日	192.13
	木造住宅地(59.5)+庭地(28.41)	佐野 久右衛門	小石川区小石川指ヶ谷町百三十六番地	明治三二年九月三十日～明治三三年十二月六日	87.91
	煉瓦造(16.5)+木造地(43)+庭地(28.41)	西山 彌	穂町区飯田河岸第六号	明治三三年十二月六日～ 明治三三年九月三十日	104.23
一	一居室(50)+物揚場(291.15)	三浦 泰輔 (普梅鉄道株式会社専務取締役)	穂町区上二番町十五番地	明治三二年七月八日～	341.15
	一居室(104.31)+石造地(162.7)+物揚場(77.14)	坪川 由太郎	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治三二年十二月二二日～明治二四年六月四日	74.92
	木造住宅地(37.37)+物揚場(其他)	山島 久光	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治二四年六月四日～明治三二年十二月六日	34.67
	木造家屋(25.57)+庭地(51.89)	佐野 久右衛門	穂町区飯田河岸第六号	明治三二年十二月六日～ 明治三三年十月三三日	97.4
二	居室地(25.5)+庭地(其他)	西山 彌	牛込区牛込湯場町五番地	明治三三年十月三三日～ 明治三三年十二月二二日	238.65
	居室地(46.75)+物置場(44.9)	山島 久光	穂町区飯田四丁目三十一番地	明治三三年十二月二二日～ 明治三三年十月三三日	321.45
	居室地(46.75)+物置場(44.9)	漆畑 彦三郎	穂町区飯田河岸第八号	明治三三年十月三三日～ 明治三三年十二月二二日	258.89
	居室地(119.17)+物置場(其他)	熊澤 出吉	穂町区飯田河岸第一号ノ一	明治三三年十月三三日～ 明治三五年七月二七日	(91.55)
一/甲 (一/甲ノ内)	木造住宅地(161.76)+渡船発着所(7)	小山 長造	本所区錦糸町一番地	明治三五年七月二七日～ 明治二五年七月二七日	62.56
	木造地	小山 長造	本所区錦糸町一番地	明治二五年七月二七日～明治三二年八月二七日	
	木造平屋(53.59)+外庭廻り路地に使用(9)	飯塚 仁兵衛	牛込区横寺町七番地	明治三二年八月二七日～ 明治二五年七月二七日	
	木造住宅地	菅井 繁源	穂町区飯田河岸第二号ノ一	明治二五年七月二七日～ 明治三二年八月二七日	
二	木造住宅地	中村 善七	牛込区下町比叟一番地	明治三二年八月二七日～明治三二年十月二九日	61.8
	木造地(4)+庭地(57.52)→木造地(16.5)+庭地(45.02)	山口 嘉三	京橋区本湊町七番地	明治三二年十月二九日～明治三三年三月十日	
	木造地(16.5)+庭地(45.02)	飯塚 田兵衛	穂町区飯田河岸十五号地	明治三三年三月十日～ 明治三二年七月二八日	
	渡船通行地(43.51)+木造住宅地(15.25)	近田 半兵衛	牛込区箕土前町十五号地	明治二六年六月九日～明治二七年十月十一日	
三	渡船通行地(43.51)+木造住宅地(15.25)	水野 利三郎	南葛飾郡船橋村元東船橋村千七百九番地	明治二七年十月十一日～明治二九年二月二十日	58.76
	木造地(21)	石川 小三郎	穂町区飯田河岸二十号	明治二九年二月二十日～明治二九年三月十日	
	木造地(21)+空地(35.6)	田中 伊三郎	穂町区飯田河岸二五号	明治二九年三月十日～ 明治二九年二月二二日	
	木造地(43.35)+渡船通行地(15.25)	山口 嘉三	京橋区本湊町七番地	明治二九年二月二二日～ 明治三三年三月十日	
四	木造地(28)+庭地(35.6)	飯塚 由次郎	穂町区飯田河岸十四号	明治三三年三月十日～ 明治三二年七月二八日	46.49
	木造住宅地	渡瀬 昌八	穂町区飯田河岸十三号地	明治三二年七月二八日～明治三二年八月十六日	
	木造地(30)+庭地(17.02)	熊澤 留吉	穂町区飯田河岸九号	明治三二年八月十六日～明治三二年一月二七日	
	木造地(30)+庭地(17.02)→木造地(33.84)+庭地(其他)	飯塚 仁兵衛	穂町区飯田河岸七番地	明治三二年一月二七日～ 明治二六年十月二四日	
二	木造住宅地	矢島 伊之助	本郷区西竹町七番地	明治二六年十月二四日～ 明治二三年七月二八日	110.2
	木造住宅地	平川 兵衛	牛込区湯場町七番地	明治二三年七月二八日～ 明治二三年七月二八日	
	木造住宅地(24)	田邊 又兵衛	牛込区市ヶ谷町二百十三番地	明治二三年七月二八日～ 明治二三年七月二八日	
	木造住宅地	平田 貞次郎	南葛飾郡淀橋町角管村百二十四番地	明治二三年七月二八日～明治二三年十二月 ※合併して練堀大	



### 拝借人からみた飯田河岸の変容とその特質

以上のような変容を、それらを更新する主体に着目しその動向を検討したい。拝借人の性質は、その借用地と所在地との関係から、河岸地隣接型、非隣接型、そして借用河岸地内所在という三つの種類に大別することができる。しかし、飯田河岸においては高い頻度で拝借人の更新が行われているものの、彼らの性質に偏った傾向は認められず、近隣の町やその周縁にいたるまで多様な主体による借用を受け入れることで推移してきたといえる。このような状況について、さらに主体ごとの動きに注目していくことで、飯田河岸の特質を明らかとしていきたい。

#### ①対岸からの拝借人

飯田河岸における特徴的な性質として、対岸の河岸地からの借用を挙げることができる。二ノ五号地の平戸長兵衛や、三ノ九号地の菊池栄蔵がこれに該当する(図4-5)。まず、平戸長兵衛は対岸の神楽河岸を明治14年から借用し、飯田河岸は明治26年10月から借用している。これは、神楽河岸の借用地が市区改正用地として、明治26年に河岸地から削除されたことを受け、その代替地として対岸の飯田河岸を借用したものである。明治26年9月に飯田河岸を借地した菊池栄蔵も同様の事情であった。両者とも神楽河岸の隣接町である揚場町と、明治期の新開町である下宮比町を所在とし、地先の河岸地を稼業のために利用してきた人物である。菊池栄蔵に関しては、薪炭を用いて下宮比町で稼業を行っていたものの、資材置場の不足に難渋し、明治15年によく神楽河岸を借用した人物である(注36)。彼らの代替地として円滑に借用が進んでいく状況は、拝借人が固定的ではなく、流動的であった飯田河岸の性質をよく示している。

加えて、対岸の揚場町所在である一ノ三号地の富山豊甫のように、初期拝借人の大規模敷地の細分化に乗じて、新規に一ノ五ノ三号地を拝借し規模を拡大していく動きも同時に確認できる。対岸からの拝借人は、飯田河岸の性質を示す特徴的な主体であった。

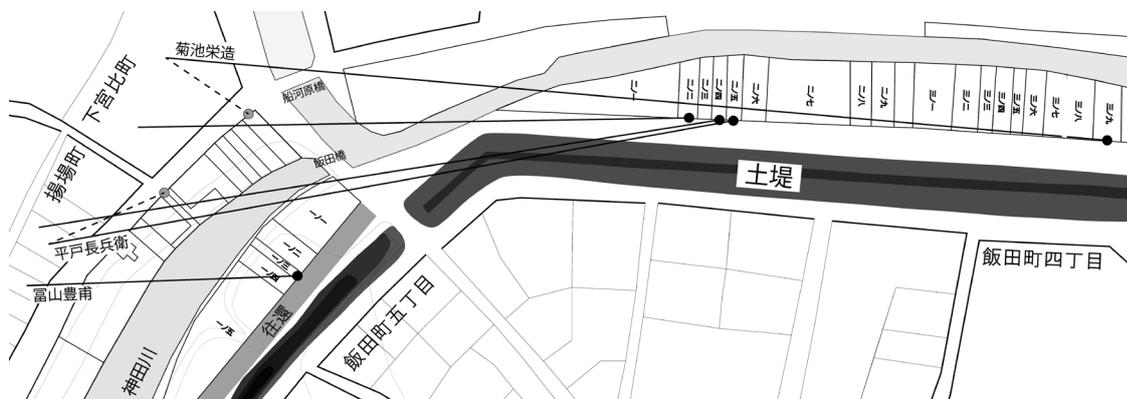


図4-5 明治26年にける対岸からの借用(点線はそれ以前の借用地)

## ②河岸地内所在者

このような動向からも理解できるように、飯田河岸ではその地勢的な条件から、町地—揚場—一川という利用形態をとらない拝借人によって、借地されているケースが多い。その特徴的な事例として、飯田河岸に多数存在する、河岸地内所在の拝借人を取り上げる。

飯田河岸の拝借人は、表に示した期間中で重複も含めると101名であるが、その内で河岸地内所在となっている人物は32名にのぼる。河岸地内所在にいたる経緯としては、河岸地内で転居を繰り返している場合と、他の土地から移り住んでくる場合とが想定されるが、三号地の初期拝借人である吉村吉右衛門の所在地が、明治26年で飯田町六丁目から飯田河岸内に変更されていることに加え、三ノ六号地の水野利三郎が二ノ九ノ甲号の拝借の際に神田区だった所在地が河岸地内に変更されていることなどから、周辺から移り住んでくるケースが一般的である。また、明治23年の「河岸地貸渡規則」によって、河岸地を常居、すなわち所在地とすることが可能な状況となっていたことも、その要因のひとつとして挙げられる。

このとき、大規模敷地の細分化に伴って創出された河岸地へ入り込むことで、河岸地内所在へと至るケースも確認することができる。その具体的な動向を、二ノ七ノ乙号の芹沢半蔵を例に検討したい。芹沢半蔵は明治24年頃に飯田河岸を拝借した人物で、元の所在地であった神田猿楽町では、薪にする材木の運搬に不便という理由で、飯田河岸を借用し材木屋と下宿を設置するために移住してきた。彼の自伝である『私の一生』<sup>(注37)</sup>では、「薪でも炭でも、枚方から来ると、水道橋から猿楽町までは、いやでも車力を用いなければならぬ。(一部略) 憊うしても水道橋の近所へ、来なければならぬと思って、飯田河岸の十八号地を借りて家を立て、下を材木屋、二階を下宿屋にしようと思って、此処へ家を建てることにした。」と述べられ、遠方の町から、河岸地の利便を求めて移り住んでくる様子が詳しい。飯田河岸の十八号地とは、表2の二ノ七ノ乙号に該当し、明治24年に平田貞次郎の大規模敷地を細分化した際に区画された敷地で、比較的大きな規模を維持している。芹沢半蔵はその後、この地に湧いた水を使った滝を見世物にした露店をきっかけとして、富士見楼(図4-6)<sup>(注38)</sup>と名付けられた料理屋を開業している<sup>(注39)</sup>。

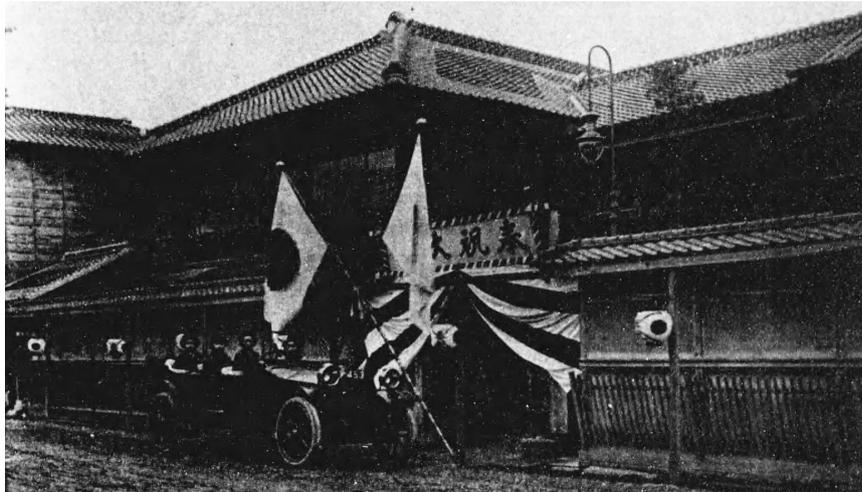


図4-6 富士見楼外観(背面が神田川)

こうして生成された河岸地の利用形態は、内陸の営業地と河岸地がセットになったものではなく、河岸地内において完結した形態をとる。芹沢半蔵も富士見楼を開業した段階で主たる営業地は河岸地内であった。さらに、富士見楼を発端として設立された飯田河岸三業会においても、その領域は河岸地内に留まっている。時代は異なるが、大正12年における飯田河岸三業会の店舗の分布を示すと、図4-7のように5件中4件が飯田河岸内に立地していることが分かる<sup>(注40)</sup>。土堤に隔たれ、その内側のみを展開する利用状況は、町地—揚場—川といった従来の河岸地とは異なる構造が、徐々に生成されていったことを示している。

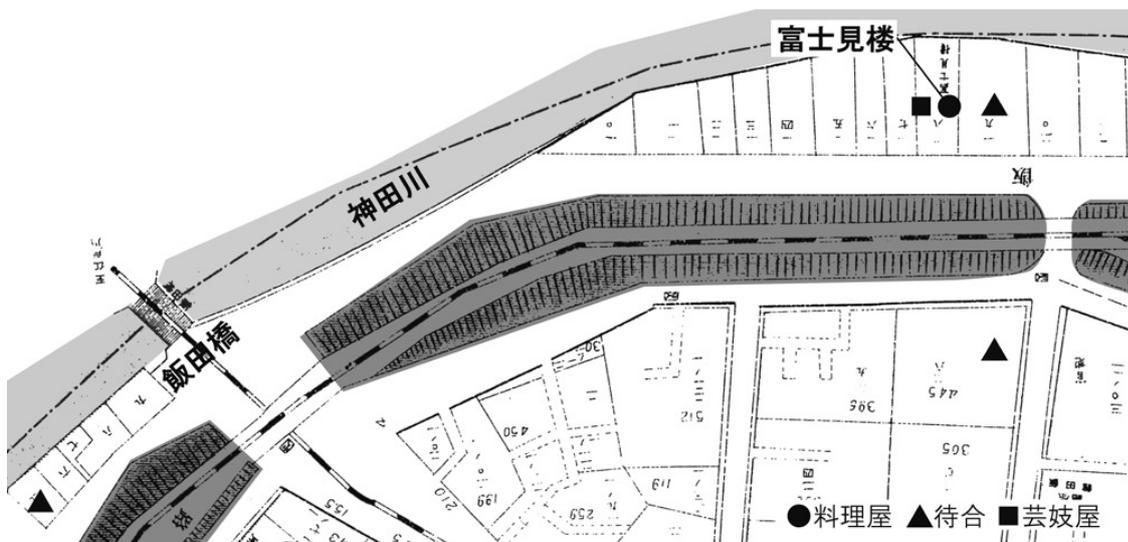


図4-7 飯田河岸内の三業の分布

#### 土地利用と利用形態の考察

最後に、上述のような拝借人の動きを前提としながら、土地利用や利用形態といった空間的な性質を考察する。本稿の主資料である河岸地台帳には、用途という名目で土地利用が記されているため、その利用状況を知ることができる。特に、明治27年頃以降の借地に関しては、詳細な用途区分と坪数が記述される傾向にあるため、これらを用いることで空間の輪郭を復元的に見ていくことができる。

飯田河岸の土地利用でまず気が付くのは、「木造居宅地」や「木造地」がそのほとんどを占めているということである。これらは決して専用住宅のようなものを指しておらず、例えば料理屋である富士見楼が「木造居宅地」となっていることから、商店のようなものも含んだ広い意味での木造家屋全般を指していると理解できる。飯田河岸では、土蔵や煉瓦造はほとんど見られず、河岸地を構成する建物のほとんどが木造家屋であったことが指摘できる。

次に、その規模と敷地内の構成を見てみたい。表4-2の用途欄で坪数が記載された敷地を参照すると、物品置場や庭地といったいわゆる空地が多いことが読み取れる。空地に対する建物の規模は、同等かそれ以下の場合がほとんどで、例えば同時代の日本橋の河岸地のように水際に蔵が建ち並ぶ光景とは、その様子が大きく異なっていたことが分かる<sup>(注41)</sup>。図4-8<sup>(注42)</sup>は、明治32年の飯田河岸四ノ一・二号地周辺を示したものであるが、水辺側に物揚場と見られる

空地が広くとられ、家屋が密集した利用状況ではなかったことが理解できる。

空地部分の利用方法は、物置場系であれば薪炭、石材、材木等の資材や商材を積置きするスペースであったと見られるが、四号並びに一号地内では、甲武鉄道社長三浦泰輔による鉄道事業用の資材置場や、初期拝借人の大規模な物揚場が幾つか見られる。その一方で、三・四号地の空地では、物置場よりもむしろ庭地としての利用が目立つ。ここでいう庭地とは、作業場のようなスペースが想定されるが、本来の意味での庭も多く存在していた<sup>(注43)</sup>。「庭地」という用途は他の河岸地にはほとんど見られず<sup>(注44)</sup>、庭を配する商家のような構成は、三・四号地周辺の大きな特徴のひとつであるといえよう。

以上のような空間構成のもとで、個々の敷地はどのように結びつき、空間利用が行われていたのだろうか。上述の河岸地内へと移住する拝借人のその後の動向を見てみると、移住後に新たに敷地を拝借していく動きを確認することができる。菊池栄蔵は、明治30年に所在地を河岸地内へと移すと同時に物品置場を備えた三ノ五号地を拝借しているし、二ノ八号地の水野利三郎に関しては、明治24年に所在地を飯田河岸地内へと移し、二ノ九ノ甲号の土蔵地、二ノ三号の木造地、二ノ九ノ乙号の物品置場を拝借し機能を拡充している。こうした動は、飯田河岸を拠点としながら事業を拡大し、ひとつの町のように河岸地を利用する意図があったことを示している。元の所在地を離れ、河岸地内へと移り住むこのような新たな拝借人の存在が、飯田河岸の特徴的な利用形態の成立に寄与していった。

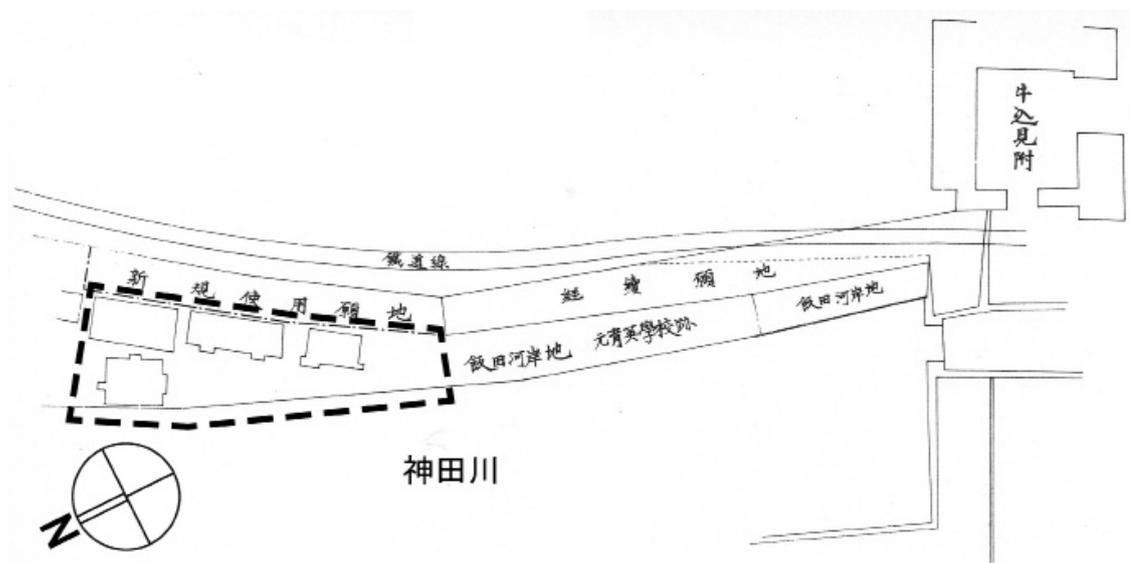


図4-8 明治32年の四ノ一・二号地周辺の土地利用（点線内）

#### 4-5 まとめ

本稿では、明治期に新設される飯田河岸の形成と変容の過程から、その空間的な特質を探ることを試みた。飯田河岸は、幕末期からの連続的な利用はなされておらず、同時に土堤に囲まれるという地勢的な条件を備えている。このような状況のなかで飯田河岸は、拝借人の更新が頻繁で、広範な地域から借用されるといった流動的な土地の性質と、河岸地内において利用が完結する、内在的な利用形態を形成するにいたった。このような飯田河岸の特質は、河岸地の形成過程からその要因を説明することができる。

飯田河岸の初期構造は、近世期からの連続的な利用がないために、初期拝借人による大規模区画の借用によって、きわめて短期間のうちにその基盤が形成される。彼らは、明治22年から23年にかけて、借用地の段階的な拡充を計り、場合によっては通路の開削を実施するなど、河岸地の空間形成に主導的な役割を果たしていく。そのとき設定された河岸地の利用や区画は、その地勢条件から、町地—揚場—川のような一般的な利用形態を拒み、河岸地としては不規則で、巨大な敷地が最初期に設定されていた。

明治23年以降に、「河岸地規則」並びに「河岸地貸渡規則」が適用されると、大規模区画の再編とそれに伴う敷地の細分化によって、河岸地として体裁が整えられていくことになるが、この過程で生成された小規模な敷地群が、新規に多様な拝借人を受け入れていくことに寄与していく。彼らは、河岸地に割り振られた各ブロックのなかで、それぞれに完結した場を築き、新たな利用と建築によって水辺の風景を変貌させていった。

さて、本稿は以上のような河岸地の形成過程を、主にそこに関与していった人々の動向に焦点を当てることで、空間変容の実像に迫ることを目指したものである。明治政府や東京府による一連の制度整備の過程は、河岸地を単に水際の個別の土地として位置づけ、全体を一元的に管理していくものであったが、こうした制度的な背景とは異なる次元で、自発的に空間的な基盤を築き、独自の空間を飯田河岸に創出させた、明治期の河岸地拝借人の出現は注目される。

例えば、山嶋久光のような初期拝借人は、飯田土手を河岸地というよりは広大な空地と見立て、全体の輪郭や道路の新設までを独自に築き上げた、近代におけるデベロッパーと呼べる存在であったし、河岸地編入後に見られた対岸の菊池栄蔵や猿若町から移り住んだ芹沢半蔵などは、自らの所在地に依拠せず、あるいは河岸地内へと移り住むことで、地先利用を前提としない新たな空間変容の担い手となっていった。こうした明治期に特有の拝借人の出現と、彼らによってひとつの町のように河岸地内が活用されていく状況を、近代東京における水辺空間の新しい局面として指摘したい。

また、城郭である飯田土手に飯田河岸が成立していく過程は、地域にとって水辺空間の意味が大きく転換したことをも同時に示している。初期拝借人の所在地に旧武家地である飯田町が多いことや、菊池栄蔵の所在地が明治期の新開町である下宮比町であったことから理解できるように、こうした水辺の転換過程は、周辺の地域構造の変化と連動した問題として捉えることができる。その後、鉄道と結び付きながら地域構造を大きく転換させていく飯田町境界にとって、本稿で示された河岸地の成立とそこに関与する人々の動向は、江戸の都市空間が東京へと変容していく過程における、水辺を舞台とした最初期の様相のひとつを示しているといえよう。

注釈

- (注 1) 本稿では、「神田川」を牛込見附橋から、隅田川との合流地点までの流路と定義する。
- (注 2) 甲武鉄道の飯田町停車場は、神田川・日本橋川の水運と結びつけることを目指し計画されている。また、近隣に陸軍砲兵工廠が存在したこともあって、物資の流通センターとして機能していくことが知られている。鈴木理生『明治生まれの町 神田三崎町』青蛙房、1978年、pp. 116-118。
- (注 3) 明治期における日本橋の河岸地に関する研究としては、鹿内京子氏や岡本哲志氏が土地利用や所有に関する研究を行っているが、このなかで対象とされているのは、明治以降も連続的に利用されている近世期以来の河岸地であり、本稿のように区画や土地利用、拝借人が新規に生成されていくプロセスを検討するものではない。鹿内京子・石川幹子(2003)「明治以降の日本橋における魚河岸の歴史の変遷に関する研究」『平成16年度日本造園学会全国大会 研究発表論文集(21)』、並びに岡本哲志「明治期における日本橋の河岸地構造の変容に関する研究 明治初期と明治末期との比較」法政大学エコ地域デザイン研究所編『水辺都市再生に向けた地域デザインの構図 Vol14』法政大学エコ地域デザイン研究所、2007年、pp. 153-197。また、伊藤裕久氏が明治初期の日本橋の河岸地について、社会構造や所有権に触れながら空間構造の変容について研究を行っているが、こちらも近世期以来の区域や敷地を引き継いだ河岸地を対象としているため、本稿の企図する旧土手に対する河岸地の生成過程と、その空間的な特質の検討とは狙いを異にする。伊藤裕久「日本橋魚市場の空間構造—近世から近代へ」『都市史小委員会二〇〇六年度シンポジウム「都市と建築—内と外」梗概集』日本建築学会、2007年、pp. 153-197。
- (注 4) 飯田河岸の対岸に位置する神楽河岸・市兵衛河岸を対照とした研究に、拙稿が挙げられる。両河岸は近世期の部分的な利用域を中心とし、土手の未使用部分が周辺の主体によって段階的に借地されることで河岸地が生成されていくのに対して、飯田河岸の借地は短期間のうちに集中的に実施されているため、区画が巨大で、なおかつ神楽河岸・市兵衛河岸ではみられないような土地利用が存在する。本稿では、神田川を挟んだこれらの河岸地との相違にも注目しながら考察を進めた。高道昌志「明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程」『日本建築学会計画系論文集』第712号、2015年6月。
- (注 5) 伊藤好一『江戸のまちかど』（平凡社、1987年、pp. 77）には、江戸の幾つかの河岸地は、もともと空けておかなければならなかった河岸端が、物置場や蔵地として地先の人々に利用されることで成立していったことが指摘されている。また、鈴木理生『江戸の川・東京の川』（井上書院、1989年、pp. 153）によれば、江戸の河岸地の性質として、地先の町地から河岸地の水際までを一体的に使用できたとあり、本稿の時代や場所でもその状況に違いはない。
- (注 6) 東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・麹町区、芝区、麻布区、牛込区、小石川区・全16冊の内全1冊、東京都地理課、1889年、請求番号601.B4.13。
- (注 7) 参謀本部陸軍部測量局『五千分一東京図測量図』日本地図センター、1984年（明治16～17年作成のもの複製）。
- (注 8) 地図資料編纂会編『明治前期 内務省地理局作成地図集成』（柏書房、1999年）に所収された、

内務省地理局作成の『東京実測全図』（明治18～20年作成のもの複製）。

- (注9) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第76冊』東京都、1983年、pp.926-928。
- (注10) 図4-2の写真はマリサ・ディ・ルッソ・石黒敬章監修『大日本全国名所一覽—イタリア公使秘蔵の明治写真帖』（平凡社、2001年）に収められた「水道橋」の写真（pp.43）。
- (注11) 鈴木理生『江戸の川 東京の川』井上書院、1989年、pp.177-178。
- (注12) 手塚五郎編『近代土地所有権—法令・論説・判例—』日本加除出版、1984年、pp.38。
- (注13) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第58冊』東京都編、1966年、pp.695-703。
- (注14) 前掲9)、pp.338-352。
- (注15) 前掲9)、pp.926-927。
- (注16) 「河岸地規則」では、河岸地をさらに細かく、「貨物陸揚舟積ノ用ニ供スル物揚場」を第一類、「宅地其他ノ用ニ供スル地」を第二類として分類している。個人や民間に貸し与えられる一般的な河岸地は第二類として位置づけられており、本稿で取り扱う飯田河岸もこれに該当している。また、第一類とされたのは、共同物揚場や臨時物揚場といった公的な性格が強い河岸地で、個人借用されるような性質のものではない。
- (注17) 藤森照信『明治の東京計画』（岩波書店、1982年、pp.195）によれば、東京府区部内の官有河岸地の売却費が、市区改正事業遂行の主要な財源となったことが述べられている。
- (注18) 「河岸地規則」による河岸地の定義では、先述の第二類「宅地其他ノ用ニ供スル地」を、さらに第一條「借用河岸地」と第二條「自用河岸地」に分類しており、本稿で扱うような一般に貸渡される河岸地は、第一條として位置づけている。本文中の「河岸地規則」の第四章とは、この「借用河岸地」に関する規則を記述した箇所に相当する。
- (注19) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第80冊』東京都、1989年、pp.457。
- (注20) 「河岸地規則」では最大5年であった借地期限が、「河岸地貸渡規則」では、「石造煉瓦石造土蔵造ノ家屋」を建築するものは30年、「其他ノ家屋」は10年、「家屋ヲ建築セサル者」は3年と、借地期限を改めている。
- (注21) 東京都公文書館所蔵：明治22年願伺届録・河岸地 麴町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・本郷区、庶務課、第二八 飯田河岸拝借願 山嶋久光、請求番号617.C8.03。
- (注22) 例えば、明治15年の岩崎忠照による水車場設置の申請を、東京府は「お郭の土手」であるなどの理由から却下しており、飯田土手の貸渡しに慎重な態度をとっていたことが知れる。東京都公文書館所蔵：明治15年願回議録・人民願ノ部・4ノ内第1号、租税課、第十一 岩崎忠照より牛込門より飯田橋まで土手願伺之部、請求番号612.B4.01。
- (注23) 東京都公文書館所蔵：明治15年願回議録・願伺之部、地理課、第十一 牛込門外堀端水車取設の為拝借地願 大森義、請求番号613.B2.04。
- (注24) 東京都公文書館所蔵：明治13年回議録・市街地理・改7、租税課、第七 国友某より牛込門統土堀外へ射的銃獵銃修理所建設并射的場築立度旨出願の件、請求番号610.A8.09。
- (注25) 明治9年の飯田橋の架橋は、井上清相と他3名を総代とした飯田町の地主39名の申請によって実施されたものである。架橋位置の土堤は開削され、土手と周辺地域は一部ではあるが空間的に接続されることになった。東京都公文書館所蔵：明治9～11年架橋願・井上清相 牛込船河原橋、土木課、第八 土手開削願 飯田町五丁目一番地井伊直、請求番号609.D4.07。

- (注26) 明治22年2月に提出された一号地の使用換願には、当該地を明治21年3月から馬場として利用していたことが述べられている。前掲21)の、「第六 飯田河岸地使用換願 山嶋久光」。
- (注27) 明治22年2月に出された、平田貞次郎と吉村吉右衛門による七号地と八号地の拝借申請に添付された図面には、この段階ですでに一号地が平田貞次郎の拝借地であることが示されている。また、二号地も吉村吉右衛門の拝借地であったこともその状況から判断できる。つまり、当該地は明治22年3月の河岸地成立以前からの借用であったことが分かる。前掲21)の、「第三一 飯田河岸拝借願 平田貞次郎外一名」。
- (注28) 前掲21)の、「第十八 飯田河岸貸渡ノ件」。
- (注29) 前掲21)の、「第三五 飯田河岸拝借願 杉坂喜共」。
- (注30) 前掲21)の、「第二八 飯田河岸拝借願 山嶋久光」。
- (注31) 前掲27)。
- (注32) 前掲21)の、「第四十 飯田河地均ノ件 山嶋久光」。
- (注33) 前掲21)の、「第四八 富士見河岸道路取設ノ件 山嶋久光」。
- (注34) 吉村吉右衛門は、明治22年「河岸地台帳」から飯田河岸、佐久間河岸、日本橋中洲河岸の拝借人であったことが分かり、複数の河岸を同時に運用する人物であったことが知れる。東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・神田区・全1冊、東京都地理課、1889年、請求番号601.B4.14および、東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・日本橋・16冊の内4冊の4、東京都地理課、1889年、請求番号601.B5.02。
- (注35) 前掲6)によれば、一・五・六号地はともに山嶋久光の所有となっている。一号地は明治21年3月から馬場として利用されているが、五・六号地は拝借申請の出された明治22年4月の段階で、すでに居宅地となっている。この3つの敷地は、明治23年10月に所有者を山嶋久光のまま統合し分筆されている。つまり、拝借申請が提出された段階で、一・五・六号地を一体に居宅地として開発していくことが、すでに視野に収められており、申請段階で敷かれた区割り線は便宜的なものであったと解釈できる。
- (注36) 菊池栄蔵は、明治14年に飯田河岸の対岸に位置する船河原橋の袂の土手に対して、営業の物品置場に難渋しているという理由から利用申請を提出し、その直後の明治15年に神楽河岸の借用を実施している。東京都公文書館所蔵：明治14年回議録・第一号、租税課、第五四 菊池栄造ヨリ牛込区舟河原橋上流沼地営業物品置場ニ拝借願ノ件、請求番号611.D2.01。
- (注37) 芹澤半蔵『私の一生』富士見楼、1915年、pp.34-35。
- (注38) 前掲37)に掲載の、「富士見楼正面」の図。
- (注39) 朝倉治彦・槌田満文編『明治東京名所図会』（東京堂出版、1992年）によれば富士見楼の開業は明治20年とある。これが正しければ、飯田土手の利用は飯田河岸の成立以前からということになるが、先述の通り河岸地編入前の飯田土手には明確な利用が見当たらないため、これはおそらく仮設的な床店のようなものを示していると思われ、やはり明治24年の段階での借地が、その規模も大きいことから、正規の富士見楼の開業時期であったと見られる。
- (注40) 『三業名鑑』日本実業者、1922年、pp.92。
- (注41) 前掲3) 鹿内京子氏の研究によれば、同時代の日本橋の河岸地の用途は、そのほとんどが蔵地であることが分かる。

- (注42) 本図は、土堤際の土地を借用したいという甲武鉄道の申請を、市区改正委員会において議論する際に提示された図である。藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全11巻』本の友社、1987年、pp.107-108。
- (注43) 明治32年以降の台帳を参照すると、「庭地」が「庭園敷」に改められている事例が見られ、本来の意味での庭の存在を確認できる。
- (注44) 例えば、対岸に位置する神楽・市兵衛河岸を見ても、明治10年代から30年代の期間で、用途が庭となっている敷地は一筆も存在しない。





## 第5章

### 市ヶ谷濠・牛込濠の変容

—甲武鉄道の敷設事業から見る近代外濠空間の成立—



## 5-1 はじめに

### 本章の目的

江戸城の総構えを形成する外濠は、巨大な水面と広大な土手によって構成され、都市空間の巨大な要害として存在する。近世期まで、城下町の重要な都市施設、つまり防衛上の拠点として幕府の厳格な管理の基に置かれた外濠は、明治以降に管理主体を失い、その空間的な意味を喪失する。都市空間に取り残されたこの巨大な空地は、いかにして近代東京のなかに取り込まれていったのか、本稿ではこうした変容過程に焦点を当てていく。

外濠といってもその範囲は広い。一般的に外濠とは、江戸城内堀の外側を囲い込み、外郭を形成する堀群のことを指している。その様相は多様で、虎ノ門周辺のように水路のように幅員の狭いものから、赤坂の溜池のように巨大な池のような堀も存在する。本論では特に市ヶ谷濠と牛込濠というふたつの濠に注目したい。このふたつの濠は、1636年に開鑿されたもので、自然地形に添いながら造成された人口の掘割である。内郭側に高さ十数メートルにもなる巨大な土手が構築されており、現在はJRの中央線並びに総武線の軌道となっていることで知られている。

土手は本来、江戸城の防衛の為に築かれたいわば城壁であるが、近代への移行期において、その存立基盤は揺らいでいく。単に都市空間における物理的な空地となった巨大な土手には、いかなる営為が働きその空間を変容させたのか、そうした一連の空間変容の過程を、主に鉄道敷設の経緯に触れながら明らかとしていくことを本稿の目的とする。なお、3、4章で対象とした土手は、このふたつの濠に隣接するものであるが、それらが舟運利用の可能な実利的な機能を備えた場所であったのに対して、市ヶ谷濠・牛込濠の土手は堰によって囲まれた純然な堀である。本稿では、これまでとは条件の異なる対象に焦点を当てることによって、明治移行期の土手をめぐるより多様な動向に迫ることを目指したい。

### 方法と資料

分析にあたっては、主に甲武鉄道関連の資料<sup>(注1)</sup>を用いて、対象の土手が軌道用地とされていく過程と、実際の工事をめぐっての動向から、都市的機能の転換過程と、その空間特性を読み解いていく。

甲武鉄道がそれまでの起点であった新宿から、牛込、飯田町方面に延伸を計画していたのは明治24年頃のことである<sup>(注2)</sup>。この時期は、市区改正委員会の設置に伴い、それまで滞っていた市区改正計画がいよいよ事業化されつつある段階にあたり、甲武鉄道の市内への新規敷設に関しても、委員会内で議論が頻繁に行われていく。このとき甲武鉄道側や市区改正委員、さらには陸軍といった複数の主体それぞれの意向が交錯する。本稿ではこの三者を、土手空間を転換させる主要な主体と位置づけ、相互のやり取りのなかから、当時の土手に対する認識を探り、どのような意向が作用したことで、いかなる空間や新たな風景を獲得していったのか、その過程を読み解いていく。

また、先行研究に目を向けてみると、上記のような土手とそこに関与する主体という視点から、土手空間の成立過程を検証する試みはこれまでほとんど行われていない。甲武鉄道の敷設に関する計画史的なアプローチは幾つか存在するものの、本項とはその狙いを異にしている。

そのなかで丸茂弘幸氏の研究は、甲武鉄道による市街延伸計画を取扱い、市区改正委員や陸軍とのやり取りのなかから、計画に内在された美観という意識の表出過程を、議事録を中心とした文献資料から精緻に描き出したものであり、本稿でも多くの箇所でもその成果を参照している<sup>(注3)</sup>。しかし本稿の狙いは、その計画の性質を問うものではなく、土手を改変させた主体を鉄道計画という事業を透過して見ることで、外濠・土手に対する意識、さらには土手空間の転換と生成をできる限り復元的に描き出すという点にある。こうした観点から、本稿では甲武鉄道、市区改正委員会、陸軍省を同位の主体として扱い、それぞれの意向を別々に読み込むかたちで論旨を進めていく。また、土手空間の復元作業も、重要な作業として位置づけられる。

### 対象地について

対象となる濠は、先述のとおり市ヶ谷濠と牛込濠のふたつであるが、厳密には明治21年頃に牛込濠を分割するかたちで新見附橋という土橋が架橋され<sup>(注4)</sup>、それ以降の対象地は市ヶ谷濠、新見附濠、牛込濠によって構成される(図5-1)。

濠を分割する橋には堰が設けられているため、それぞれで水位が異なり、舟を利用した相互に行き来することは不可能な状態となっている。対象となる土手は、濠を挟んで東側にあたる右岸に立地しており、外濠通りに面して水面が近い対岸に対して、切り立った崖のような地形をしていることに特徴がある(図5-2)。

むき出しの土手が続く法面に対して、その上面には樹木が植えられ、特徴的な水辺の風景を形成する。その風景は、例えば作家の永井荷風に称えられるほど美しいものであったが<sup>(注5)</sup>、不思議なことに江戸時代の土手の様子を描いた絵図などは、ごく一部を除いてほとんど存在しない(図5-3)<sup>(注6)</sup>。対照的に明治以降は、鉄道が開通したこともあって、積極的に写真等に収められ、東京のひとつの名勝ともなっていたようだ。都市の要害からこうした親しみのある都市風景として変容していった事実だけみても、土手という場所の意味がドラスティックに転換していったことが分かる。

さて、上記のとおり本濠は舟運利用ができない純然な濠である。そのため、下流の神田川沿いの土手が、官有地でありながらも明治政府による河岸地政策のなかで処理されていくのに対し、市ヶ谷濠と牛込濠の土手はこれには該当せず、あくまでも土手として、河岸地とは異なる次元で推移していくことにな



図5-2 新見附濠の土手の様子



図5-3 近世期の牛込御門と外郭側の土手の様子

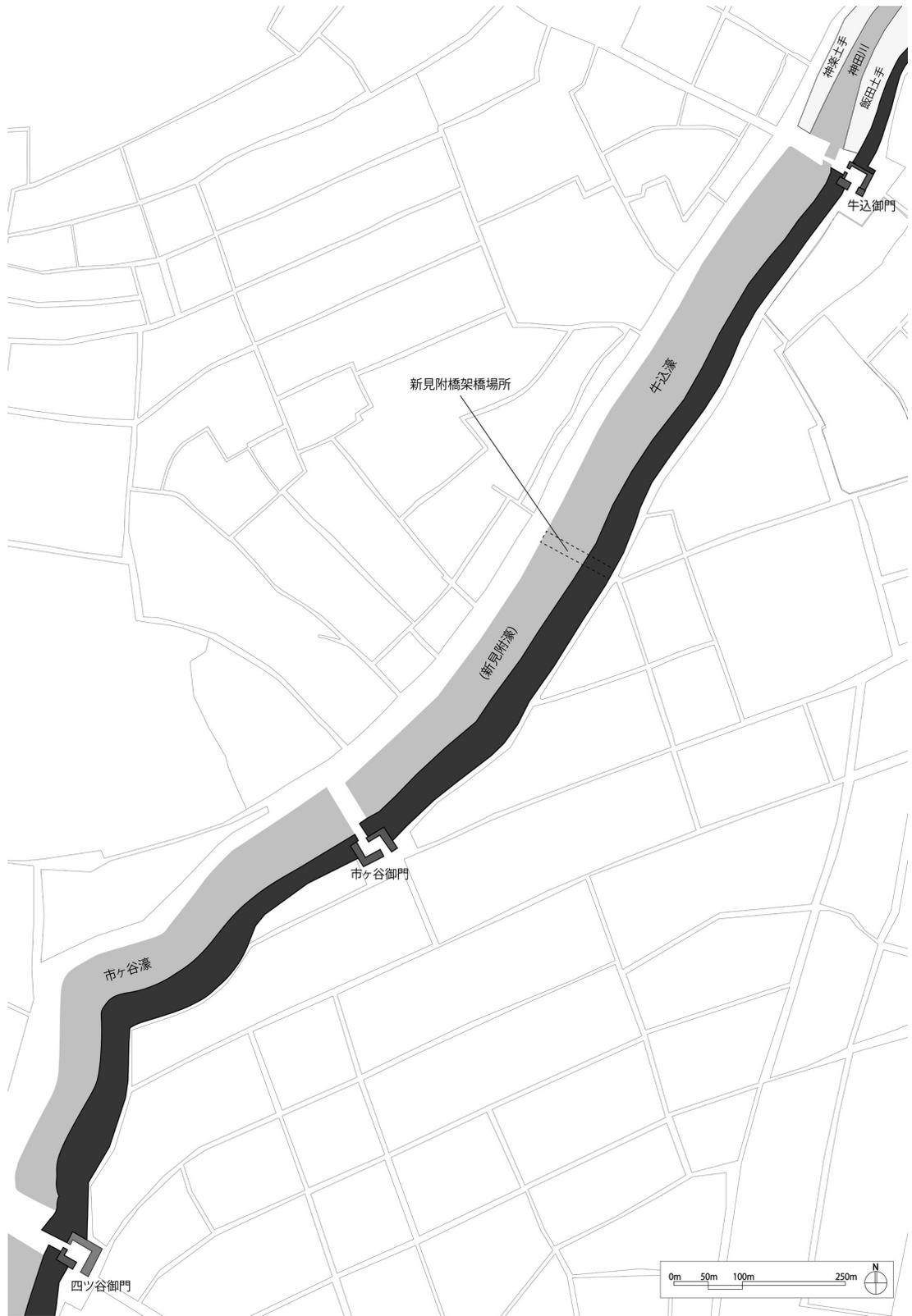


図 5-1 明治初年頃の対象地（黒部分が土手を示す）

る。明治5年に、明治政府が実施した「河岸地其他取締」<sup>(注7)</sup>を見てみると、「御郭周」と「濠端」に関して、「一、御郭廻り堀端ノ儀ハ、無税ノ官地ニ付、是迄許可ヲ請相立候番屋ノ外、總テ建物日數三十日限り取拂可申、尤置場ノ分ハ追テ相達候事。」とあるように、他の河岸地とは区別して、その処置に取り組んでいた様子が読み取れる。明治政府が、幕府から引き継ぐかたちで新たな主体となり、土手を官有地として管理していた。

こうして、市街地に取り込まれることなく、その形状を留めながら明治政府へと引き継がれていった市ヶ谷濠・牛込濠の土手であったが、実際には、陸軍による意向や、鉄道の敷設事業といった動向に取り込まれ、その影響下においてその性質を転換させていくことになる。本項で対象とする土手は、こうした異なる主体による意向が交錯する場所として推移していく。近代への転換期において、土手という特殊な場所にどのような力が作用し、またどのような空間がそこに表出することになったのか、以下本論で確認していく。

## 5-2 都市の空地としての土手—甲武鉄道路線決定の経緯

### 甲武鉄道の市内への延伸決定

明治初年頃、外濠の空間は近世以来の姿をほぼ留めていた。巨大な水面は、明治という時代においては無用の長物であるとして、埋め立てて市街地にしようという動きが、民間や個人レベルでは幾つか散見される。しかし、これらは実現することなく、市ヶ谷濠・飯田濠の広漠な空間は保たれていく。こうした経緯は、そもそも当時の明治政府や東京府が、これらの空間をいかに活用し、東京の都市機能として取り込んでいくかといった展望を持ち得ていなかったことが、その要因として考えられる。明治初期の外濠は、地目のうえでは官有地とされながらも、具体的な意味づけのないニュートラルな場所として存在していた。

こうした土地の性質が大きく転換するきっかけとなるのが、甲武鉄道による市街線の敷設計画である。甲武鉄道はもともと、新宿～羽村間の玉川上水の土手を利用した馬車鉄道の計画を発端として設立された鉄道会社である<sup>(注8)</sup>。明治22年の新宿～立川間の営業開始を最初に、同年には八王子までの延伸を終え、その後新宿以東にあたる東京市街地への延伸が計画される。この延伸計画は、当時甲武鉄道の役員であった雨宮敬次郎と岩田作兵衛が、明治22年に日本鉄道が陸軍省の大山巖から小石川の砲兵工廠内に鉄道を敷設したいという相談を受けたことを聞きつけ、これをきっかけに両氏によって企図されたものである<sup>(注9)</sup>。

ここで想定されている路線は、「新宿停車場二起リ同所光國神社東北ノ裏手ヲ廻リ自證院ノ前通りヲ過キ坂町本村町ヲ経テ外濠ヲ横切り市ヶ谷二出テ夫レヨリ外濠ノ内側ニ沿ヒ牛込門ヨリ小石川橋近傍ヲ経テ神田三崎町練兵場ニ達スル」<sup>(注10)</sup>のように、外濠の土手を利用するものであった(図5-4)。土手を利用するという発想自体は、市区改正委員会において既に前例のあるものではあったが<sup>(注11)</sup>、甲武鉄道は設立当初の明治16年にも他の路線で玉川上水の土手を利用することを提案しており(実現せず)、土地の選定に関してはその場所性を特に考慮せず、地勢的な条件から計画遂行のために合理的な判断を下していたといえよう。こうした甲武鉄道による着想を通じて、外濠の土手は都市空間の空地としてみなされ、近代の鉄道計画のなかに取り込まれていく。

その後の路線計画は、最初期とは微妙にその全容を変えながら推移していくこととなるが、

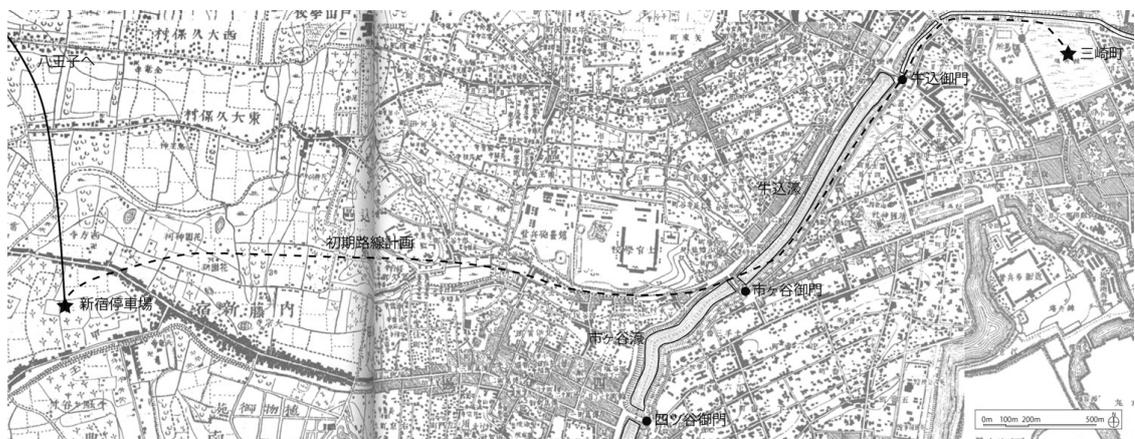


図5-4 甲武鉄道による市内延伸計画の初期案(明治22年)

その背景には市区改正委員会や陸軍といった主体の意向が強く影響している。次項では、まず市区改正委員会において、甲武鉄道による路線計画案がどのように扱われたのかを概観していく。

### 市区改正委員会での議論

甲武鉄道の市内への延伸に関して、最初の議論が執り行われるのは、明治22年の6月の委員会においてである<sup>(注12)</sup>。その題目は、先述の甲武鉄道による「新宿停車場ヨリ神田三崎町迄鉄道布設ノ件」に関して鉄道局から照会を受け、委員会が意見を求められたものである。この一連の議論は、土手上の軌道と一般の道をいかに立体交差させるのかという点と、同時期に計画されていた新橋停車場と上野停車場を結ぶ市街鉄道の妨げにならないよう留意するという点の確認に終始し、詳細な検討は工事が具体化した段階で実施しようということで終了する。この過程で注目されるのは、まず外濠の土手を利用するという点に対して、異議が唱えられることなく、甲武鉄道の原案に示された路線計画がそのまま受け入れられているという事実である。市区改正委員会では、これに先立って検討されていた新橋停車場と上野停車場を結ぶ市街鉄道の路線計画についての議論で<sup>(注13)</sup>、道路交通の妨げにならぬよう「外濠沿ヒノ塘堤」に軌道を設けることを一時的に構想しており、路線は異なるものの、外濠の土手を活用するという点において甲武鉄道側の意向と見識が一致していたといえる。こうした過程を見ても、このとき外濠が特別な御郭濠ではなく、計画遂行に好都合な空地として委員会側に概ね認知されていたことが読み取れる(図5-5)。

そしてもうひとつ注目されるのが、路線の選定において、一般の道路と鉄道をいかに立体的に交差させるかということに対して、盛んに意見が交わされているという点である。甲武鉄道の路線案に対して、委員会ではまず「鉄道路線ノ踏切ハ甚タ危険ナルカ何ニトカ都合ヲ為シ高架鉄道ノ様ニハナラサルヤ」という意見から議論がはじめられ、その過程で外濠の土手をうまく利用すれば可能ではないかという意見が述べられる。「小石川橋ノ所ヲ踏切ニセサルニハ牛込邊ヨリ勾配ヲ付シ漸次ニ上ル様ニナサルヘカラス尤モ飯田町ノ所ハ到底踏切ニセサルヲ得サレトモ牛込市ヶ谷邊ハ所謂高架ニシテ車馬



図5-5 土手を利用した鉄道敷設の様子(現在)

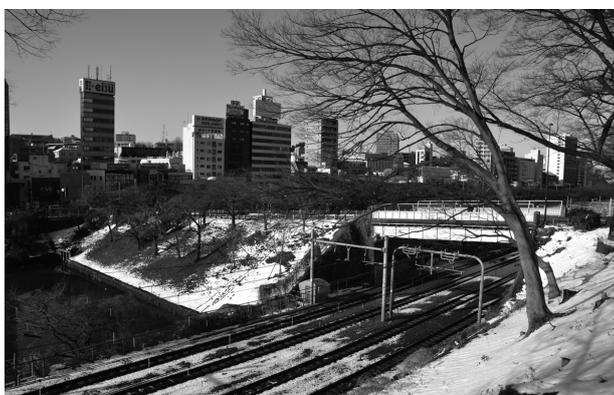


図5-6 土手の高低差を生かした立体交差の様子(現在)

ハ鉄道ノ下ヲ通ルコトニモ相成」<sup>(注14)</sup>とあるように、外濠の勾配のある土手は、鉄道と道路の立体交差に最適な形状なのではないかということが指摘され、最終的にもこのようなかたちで施工されていくことになる(図5-6)。こうした外濠の地勢的な特性は、円滑に事業を遂行したい委員会にとってはまさに好都合な条件であるといえ、土手に対するこのような見方が、計画の事業化を後押しするかたちになったという事実は見逃せない。ここでも、外濠の土手が特別な場所ではなく、都市内における便利な空地として、近代の新たな主体の基で事業に取り込まれていったことが指摘できる。

以上、都市内における空地という性質と、立体交差の問題を解決してくれる地勢的に好都合な性質という市区改正委員会による見方によって、鉄道計画が事業化され、土手空間の意味が大きく転換していく様子を明らかとしてきた。次項では、もうひとつの重要な主体である陸軍の意向から、さらに詳細な土手の空間的変化を見ていきたい。

### 陸軍の意向

市区改正委員会において、外濠への路線計画が概ね了承された後、甲武鉄道では土手との兼ね合いから具体的な敷設方法の検討が進められていく。起伏の激しい外濠の土手に如何にして軌道を敷くのかという問題に関しては、立体交差の重要性を示唆した先述の市区改正委員会の意向に加えて、路線周辺に多数の軍事施設を抱えていた陸軍省の要請が強く作用することになる。ここでは一連の動向と、その影響について確認していく。

甲武鉄道によって最初に提示された明治22年の路線計画は、陸軍省の意向によってその内容を変更していくことになる。以下の引用は、当時甲武鉄道の役員を努めていた雨宮敬二郎が、路線に関して陸軍大将川上操六から受けた要請を、後に自伝のなかで回想しているものである。

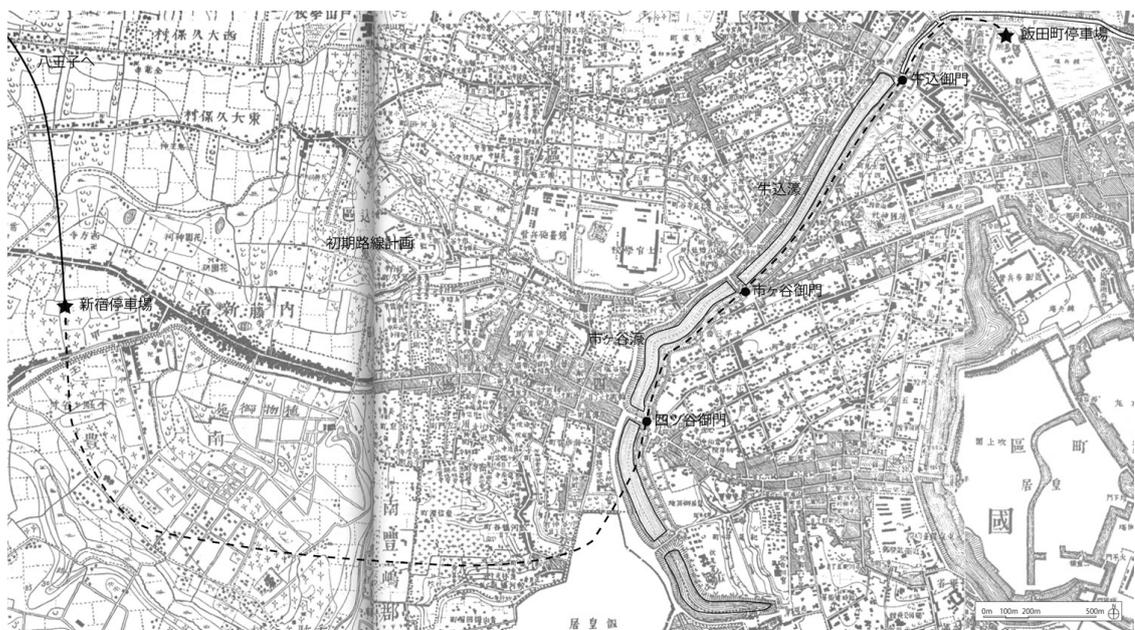


図5-7 明治25年までに変更された路線案

「東京には今軍事停車場と云うものがない（一部略）。就ては青山の練兵場、あすこへ新宿から持って来れば陸軍省は十分保護してやるがどふする」<sup>(注15)</sup>。さらに、先述のとおり、そもそも市街地への延伸計画は、日本鉄道が陸軍省から水道橋の砲兵工廠内に鉄道を敷設したいという相談を受けたことを、上記の雨宮らが聞きつけ、これに乗じて計画されたものである。その他にも、陸軍としては後に設置される飯田町停車場を、砲兵工廠で生産される物資の供給地として活用していこうという意図があったことも、市区改正委員内での飯田町停車場をめぐっての議論から明らかである<sup>(注16)</sup>。甲武鉄道の路線計画はこうした経緯から、新宿から信濃町を経て大きく湾曲しながら四ツ谷に至り、そこから外濠に沿って飯田町に至るルートが描き出されていった（図5-7）。つまり、本計画はその初期段階から陸軍省の意向を強く意識したものであったことが指摘できる。

これらを踏まえたうえで、次に土手への具体的な敷設方法という段階において、いかに陸軍がその内容に関与していったのかを見ていきたい。市区改正委員会において、陸軍の土手に関する要請に対しての検討が試みているのは、明治25年10月の「甲武鉄道線路延長ノ件調査ヲ了シタルニ由リ引續キ議事ヲ開ク」についての議論がその最初期のものとして確認できる<sup>(注17)</sup>。本案件は、その9日前に開かれた「甲武鉄道会社線路延長ノ件」を受けて実施された工事

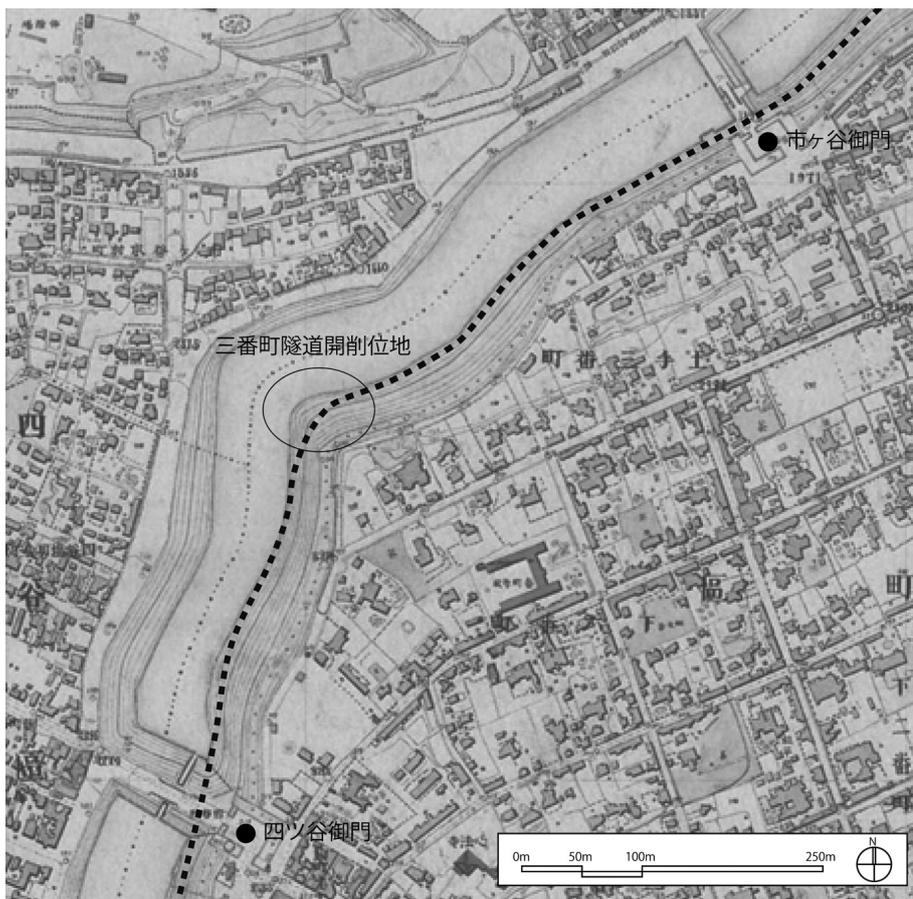


図5-8 三番町隧道の開削位地

に向けての現地調査の報告と、それに対しての意見並びに修正案の検討が行われている。ここで問題とされている事例のひとつに、四ツ谷見附から市ヶ谷見附の間への軌道設置についてのやり取りを挙げることができる。この区間の土手は、四谷から市ヶ谷方面に向かって北東へ大きく湾曲した形状となっており、この土手を崩して切り通しの軌道とする計画の原案に対して、湾曲部の手前からトンネルを掘って開通させる新たな案が本会のなかで検討されている（図5-8）。このとき、土手の現地調査を行った委員から、以下のような要請が陸軍省から提示されたことを踏まえ、トンネル案への修正を求めたいという意見が報告されている。「彼ノ市ヶ谷門ノ處へ出ル軌道モ此角ヲ曲リナリニ布設スル為メ濠ヲ埋ルトノコトナルカ此角ヨリ市ヶ谷門ニ至ルノ間ハ濠モ斜メニ狭クナリ居リ殊ニ陸軍省ニテモ軍事上狭ムルヲ好マサル由ニ付キ恰モ本員等ノ意見ト暗合スルヲ以テ此場所ハ是非隧道ニ改メラレコトヲ欲ス」<sup>(注18)</sup>。こうした意見を受けて、当区間には隣接地の町名から三番町隧道と名付けられたトンネルが開通することになる。図5-9<sup>(注19)</sup>、図5-10<sup>(注20)</sup>は当隧道を示しているが、土手の湾曲した部分をくり抜いて開削されていることが分かる。トンネル案を推す委員会の意見に対して、濠幅が減衰することを嫌う陸軍省の態度が一致し、そのことが計画案をとりまとめていくうえで重要な動機となっていた。さて、陸軍省の濠幅を減衰することなく留めておきたいという意見は、市区改正



図5-9 白丸内が三番町隧道の入り口（明治中期頃）

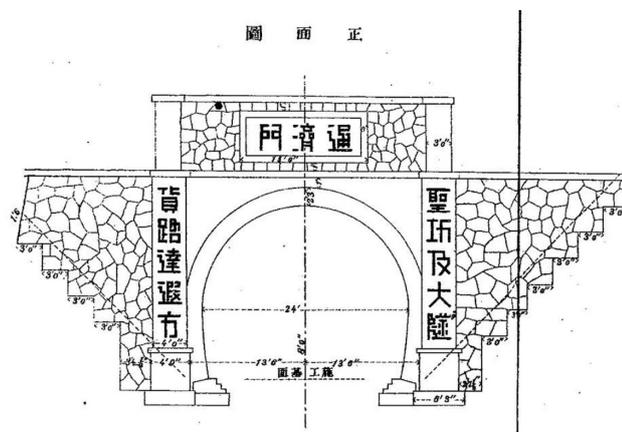


図5-10 三番町隧道入口の立面図

委員会での議論に先がけること一ヶ月前、甲武鉄道に対して既にその旨が伝えられている。陸軍省は明治25年9月に、甲武鉄道に対して市街延伸計画の設計に対する六カ條の要請を提出している<sup>(注21)</sup>。そのうちの第三條は、「四谷見附ト市ヶ谷見附ノ中間ニ線路ノ凸出スルハ濠幅ヲ減スルヲ以テ線路ヲ移變シ隧道ヲ設クヘキ事」となっており、先述の委員会での議論の際に示された意向が、この段階で既に提示されていることが確認できる。さらに注目されるのは、第二條の内容も、四谷停車場の設置にあたって「要塞地ノ障碍力」を維持するために濠幅を減衰させないということをも求めたものであり、六カ條のうち二カ條までが濠幅の維持に関する要請であったことが分かる。こうした陸軍の意向は、土手への軌道敷設方法の具体案に影響を及ぼし、外濠全体の輪郭を近世期のまま留めるかたちで工事が遂行されていくことに寄与していった。

以上、陸軍省の外濠の土手に対する意向が、路線計画の特に具体的な敷設方法という段階で、その内容に影響を与えていったことを明らかとした。このとき、鉄道による輸送力を期待する陸軍にとって、外濠の土手とは鉄道計画遂行のための好都合な場所であると同時に、都市防衛のための障壁という外濠本来の意味をも同時に内包させた多義的な空間であったことが伺える。明治期に管理主体とその意味を喪失した外濠は、このような近代の新たな主体による意向の基で、新たにその空間的な輪郭を帯びていく。

#### 市区改正委員会の意向

次に、全体の計画に影響を与えた主体として市区改正委員に注目し、土手に対する意向とその動向を確認していきたい。

市区改正委員会で最初に甲武鉄道の延伸計画に関しての議論が行われるのは、先述のとおり明治22年の6月の委員会においてである<sup>(注22)</sup>。これ以降、委員会での議論は一旦中断となるものの、より計画案がより具体化しつつあった明治25年10月19日に、内務大臣から再度照会を求められたことをきっかけに、「甲武鉄道会社線路延長ノ件」に関しての議論として再開される。そして、その9日後の明治25年10月28日、現地調査を踏まえての「甲武鉄道線路延長ノ件調査ヲ了シタルニ由リ引續キ議事ヲ開ク」の議論のなかで、より詳細な検討が実施されていく。まずは、このときの議論の内容を追ってみたい。

市区改正委員会では、10月19日の議論の際に、甲武鉄道対して次の四カ條の条件を提示することを検討している<sup>(注23)</sup>。

- 第一 市区改正ノ道路等ニ関係ヲ有スル場所ニシテ鉄道線路ニ該ル所ハ他日市区改正起工ニ際シ会社ノ自費ヲ以テ改築セシメ改正事業ニ毫モ障害ヲ與ヘサル様東京市參事會ト協議セシメ豫メ約束ヲ定ムルコト
- 第二 市ヶ谷門外ノ鐵道線路ハ市區改正ノ設計タル五等道路ヲ斜メニ踏切り不都合ノミナラス本道路ハ車馬ノ通行モ自然頻繁ヲ告クヘキ場所ナレハ後來大ナル差間ヲ生スヘシ故ニ東京市參事會ト協議ノ上今少シク位置ヲ變更シ成ルヘク石垣ヘ添フテ軌道ヲ敷設セシムル様ナスヘキコト
- 第三 壘上ノ樹木ハ古来ヨリ養成シ來リタルモノニテ殊ニ人口稠密ノ市内ニ在リテハ多ク得難

キノ老樹ノミナラス之レカ爲メ大ニ其風景ヲ増シ雅致愛スヘキモノナレハ成ルヘク樹木  
ヲ伐採セサル様注意セシムヘキコト

第四 壘頂壘裾等總テ往時ノ大計畫ニ成リタルモノニテ殊ニ四ツ谷牛込間ノ眺望ノ如キ實トニ  
無類ノ風致ヲ有シ一層全市ノ美觀ヲ添フルモノナレハ軌道布設其他一切ノ工事ニ於イテ  
モ充分ノ注意ヲ加ヘ風致ヲ損セサル様起工スヘキコト

本条件は19日の議論では先送りとなり、委員による現地調査を経た28日の議論において、内容についての修正、ならびに検討が加えられていく<sup>(注24)</sup>。このとき、第三條・第四條に見られる土手の風致に関する議論、特に重要な争点として樹木の伐採に関して意見が交わされている。

例えば、第三條に関連した議論のなかでは、「飯田橋ヨリ小石川橋ノ間ニ係ル軌道ハ土堤ノ中心ヲ通スル設計ナレハ其木立ハ無論取拂ヲ要スルトノコトナリ果シテ然ラハ實ニ美觀ヲ損シ殺風景ノ至リナラスヤ依テ土堤ノ中腹ニ軌道ヲ移セハ此害ヲ免カルヘケレ成ヘク美觀ヲ損セヌ様爲シタキ」という意見が見られる。土手の樹木を伐採しないために、軌道は土手の中腹に設置しようという提案であるが、風致に配慮したこうした意見に対して、他の委員からは「風致ヲ損セサレハ差間ナシ」といったように、概ね好意的な意見が寄せられていく(図5-11)<sup>(注25)</sup>。



図5-11 水道橋から見た飯田橋～小石川橋付近の土手と樹木の様子

また、第四條にあたる、四ツ谷市ヶ谷間のトンネル設置に関する議論のなかでも、風致という観点から土手形状の維持にこだわっている様子を伺うことができる。先述のとおり、濠幅の維持にこだわっていた陸軍に対して、市区改正委員の意向は「風致ヲ殺クノ處アルモノナレハ隧道ニ改ムルハ至極結構ナリ」という態度に起因するものであった。それぞれに事情は異なるものの、委員会では「双方ノ利益ナルヘシムト思惟セリ」として、この条件を甲武鉄道に提示することで決議していく。

こうした一連のやり取りのなかで注目されるのは、全体の路線計画において、立体交差という観点から土手の活用を奨励していた市区改正委員会が、実際の軌道布設という段階にあたっては、風致といった観点からむしろ土手の形状を維持すべきであるという態度を示したことである。先の陸軍と同様に、近代事業を推し進めたい委員会にとって、外濠の土手がそうした時節に応じた要請を容易に受容し得る好都合な場所である同時に、一方で江戸城の御郭濠でもあるという特別な見方が混在しているという状況をそこに垣間見ることができる。その後、委員会によって提示されたこの四カ条は、多少の修正も加えられながら<sup>(注26)</sup>、明治25年の11月25日には甲武鉄道に対して正式に提示され、その後の軌道布設工事に対して一定の拘束力を持ちながらその内容に影響を与えていく。

以上のように本節では、市区改正委員会や陸軍、そして甲武鉄道といった存在が、土手空間の改変や維持を担う主体として影響力を発揮していたことを、鉄道の市街延伸計画をめぐっての動向から明らかとした。次節では、ここまで見てきたような土手空間を規定する主体による意向が、実際の工事の段階でいかに影響力を発揮し、全体の空間特性にどのように左右していったのか、主に甲武鉄道による実際の土手改変の取り組みから見ていきたい。

### 5-3 都市の要害から開かれた土手空間へ

#### 開放された土手

前節で見てきたように、甲武鉄道による路線計画は、市区改正委員並びに陸軍による意向に左右されるかたちで事業化されていった。土手に関わる主体相互の意向が交錯するなかで、甲武鉄道によって導き出された土手の処理は、既存の形態・状況を可能な限り留めるということを条件としながら、軌道用地として活用していくものであった。こうした経緯を経て、明治26年3月1日、甲武鉄道に新線布設の本免状が通信省より下付されることになる。これを受けて、同年7月5日に新宿～飯田町間の工事が始められ（図5-12）<sup>(注27)</sup>、明治28年4月3日には飯田町駐車場の営業が開始される<sup>(注28)</sup>。完成した飯田町停車場は、図5-13<sup>(注29)</sup>、図5-14<sup>(注30)</sup>が示すとおり、甲武鉄道の終点であると同時に、貨物船を引き込んだ広大な物流の拠点ともなっていた。

およそ一年半に及ぶ工期を経て、築き上げられた市ヶ谷～飯田橋間の土手は、現況に配慮することが意図されながらも、実際には土手の形状や状況を大規模に改変している箇所が幾つか存在している。例えば、牛込停車場では牛込区側からホームへと渡る通路とする目的で、牛込見附橋傍の濠の一部が埋め立てられているし、市ヶ谷並びに牛込停車場には、それまでの土手に見られないツツジの木が植樹され、その景観を一変させている。こうした変化は、それまで都市空間における障壁であった外濠の土手が、ある種のオープンスペースとして開放され、場の性質を大きく転換させたことを意味しているといえよう。

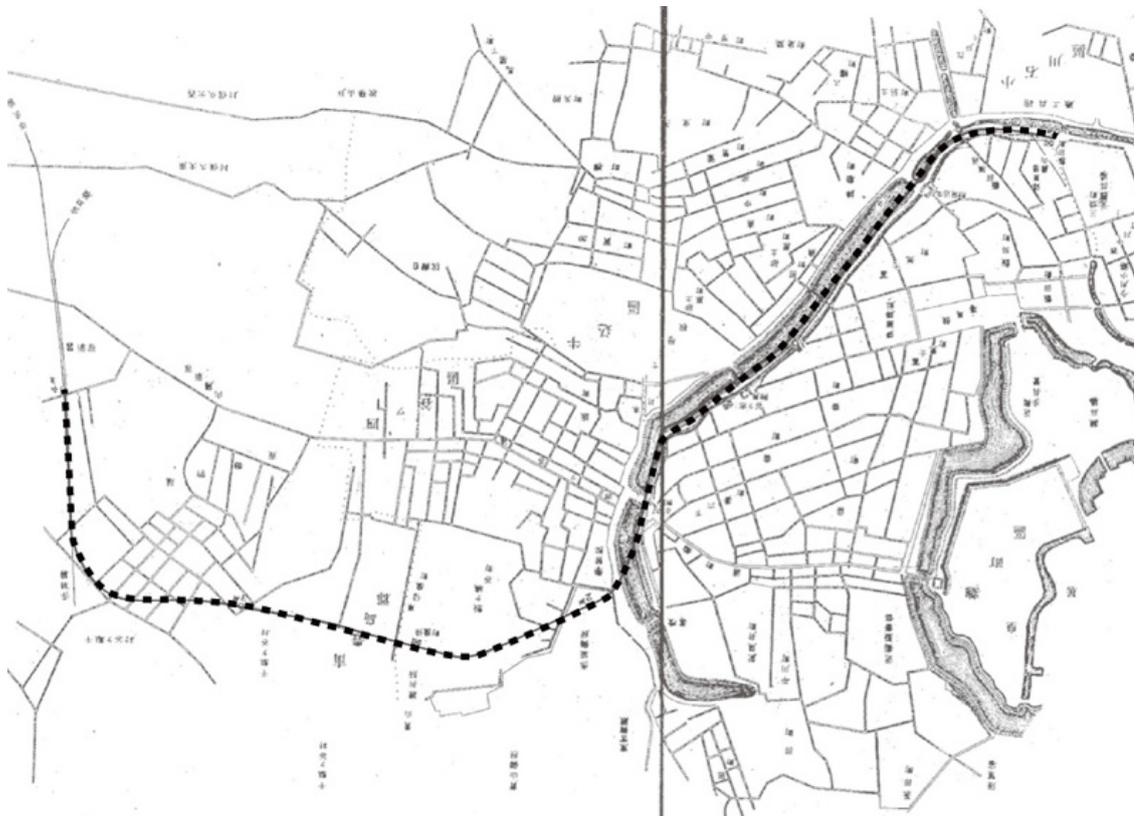


図5-12 明治28年までに敷設された甲武鉄道の路線

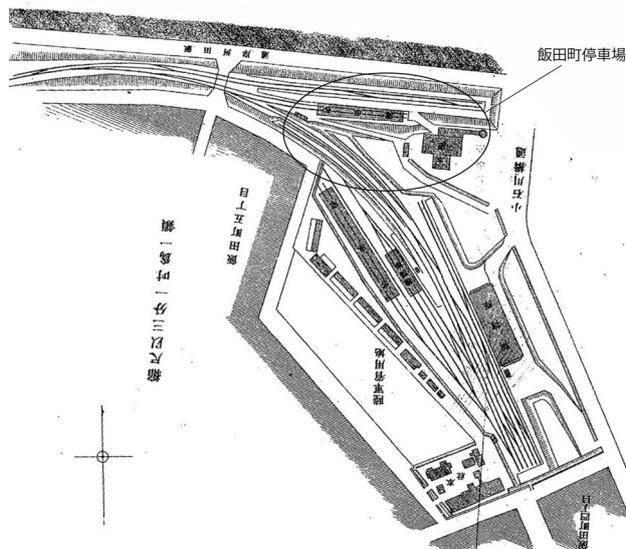


図 5-13 飯田町停車場の配置図



図 5-14 飯田町停車場駅舎

しかし、これらの空間は、甲武鉄道の意向が全面に反映された結果生じたものではなく、前節と同様に、市区改正委員といった異なる主体の意向が、その工事期間において、実際の現場レベルで影響することで導かれたものである。本節ではこうした経緯に焦点を当て、近代の土手空間が形成されていったその過程を明らかとしていく。

#### 風致という観点からの鉄道工事への制約

甲武鉄道による市ヶ谷～飯田橋間の鉄道敷設工事が始められると、市区改正委員では前節で示した四カ条が厳守されているのかを定期的に監視していくことになる。明治 27 年 7 月 12 日に実施された委員会では、5 名の調査員による調査結果を通じて、委員会による四カ条の内容に抵触する工事状況が、以下の 5 項目のように報告された<sup>(注 31)</sup>。

- 一、牛込門外道路ニ係ル勾配ハ成ルヘク舊形ニ比シ大差ナカラシムルタメ阪下ヨリ盛土ヲ為シタルモノナルヲ以テ曾テ本會ヨリ答申シタル趣旨ニ反スルノ點ナシト認ム
- 一、牛込橋以西右側ノ外濠ヲ埋立テ以テ同停車場ニ達スヘキ通路ヲ設ケ及市ヶ谷門外へ停車場ヲ設ケントスルハ諮問外ノ事柄ナリト認ム
- 一、四ツ谷門内紀尾井町六番地先ヨリ同停車場ニ達スヘキ通路ノ開鑿ヲ為サス却テ之ヲ杜塞スルカ如キ工事ヲ為シタルハ諮問ノ事實ニ反スルモノナリト認ム
- 一、土堤削落、外濠埋築其他總テノ工事ハ粗畧ニシテ大ニ風致ヲ損スルコトナキ能ハス殊ニ石垣ノ築造ハ粗材ヲ供用シ不整理少ナカラスト認ム
- 一、土堤削落、外濠埋築ハ往々許可ヲ経タル区域以外ニ渉ルモノアリト認ム

ここで提示された 5 項目は、いずれも外濠の風致を損なうことを懸念する委員会の意向を反映した内容となっている。本会議では、こうした状況を改善するため、東京府知事の照会を経て

甲武鉄道に対して一定の処置を講じることが可決されるが、その議論の過程では、やはり風致という観点から、甲武鉄道による土堤の処置を問題視する意見が目立つ。

例えば、調査委員を務めた松田秀雄は議論の冒頭で甲武鉄道の工事状況について、「其工事に設計ニ違ヒタル場所アルノミナラス大體上頗ル粗畧ナルヲ以テ本會カ希望ノ一要件タル美觀ヲ損スル所少ナカラス」<sup>(注32)</sup>と述べていることから、甲武鉄道による工事が想定を超えた範囲で実施され、粗略な工事が執り行われている実態から、土手の風致が損なわれていく状況を危惧する様子が読み取れる。さらに松田は、第三項の四ツ谷停車場に至る通路開削についての案件を提示した理由として、「同會社ハ偏ニ金ノ費ヘサル仕方ヲ為シ同石垣中ニモ甚シキ粗石ヲ用ヒタル箇所アリテ自然風致ヲ損スル」<sup>(注33)</sup>と述べており、今後の土手の状況に不都合をきたさないためにも、工事状況を十分に監視することが必要であると訴えている。甲武鉄道の工事状況、あるいはその計画に対しての問題点が、主に風致という観点を前提としながら議論が進められていることが伺える。

こうした意向は、土手に植生する樹木への配慮へも見出すことができる。同会議では、甲武鉄道が市区改正委員の照会を得ずに、市ヶ谷停車場の設置工事を独自に進めていることが問題視されるが、その一連の議論の過程で重点的に意見が交わされたのが、土手の樹木の伐採をめぐっての事項である(図5-15)<sup>(注34)</sup>。その議論では、「伐採シタル樹木ハ果シテ其許可以内ノ区域ニ於テセシヤ将タ以外ニモ伐採セシモノアラハ其時ハ實ニ不都合ナラスヤ」<sup>(注35)</sup>と述べられているように、委員会の感知していない区域で、樹木の伐採が不許可で進められることを懸念している様子が読み取れる。既に認可されていた軌道用地とは別に、停車場用地として甲武鉄道が独自に樹木の伐採を進めていたことが問題視されたようだ。この問題は、委員会による再調査の後に、停車場の設置と樹木の伐採がともに承認されていくことになるが、再調査を提案した森田委員によれば、本問題は「帝都ノ外貌山水ノ明媚等ニ關係ヲ有スルモノナレハ充分取調フルノ必要アリト信ス」<sup>(注36)</sup>としており、東京の風致に関わる問題として、土手の樹

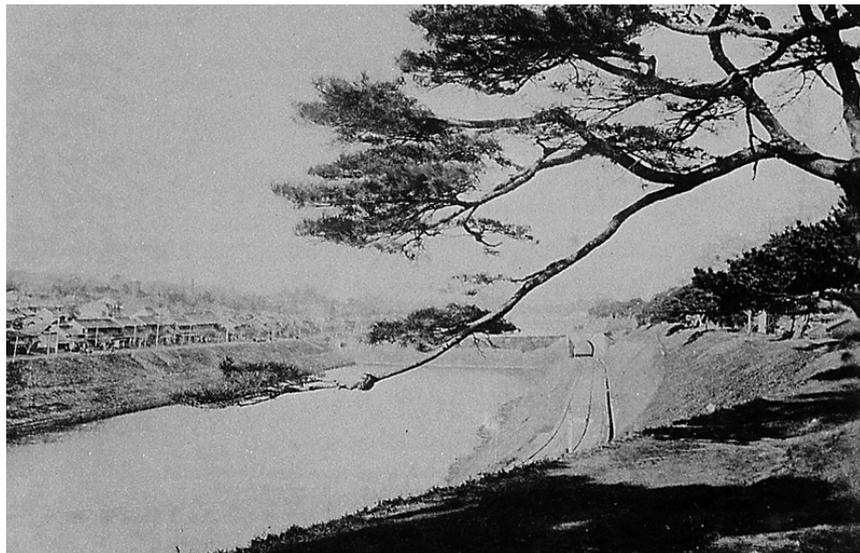


図5-15 市ヶ谷停車場付近の樹木の様子

木の伐採に関わる問題を見ていたことが分かる。

さらに、新宿～飯田橋間の営業が始められた後でも、市区改正委員による土手の樹木に関する要請は見受けられる。図5-16・5-17、図5-18・5-19、図5-20・5-21<sup>(注37)</sup>はそれぞれ四ツ谷、市ヶ谷、牛込の各停車場に新たに設置される通路を示しているが、飯田町停車場が開業して約1年後の明治28年6月25日の委員会では、これらの通路に関しての検討が行われている。本議論は、東京府に対して甲武鉄道社長三浦泰輔が申請した土手借用の願い出を、市区改正設計に関わる問題として東京府知事から委員会が照会を受けたことで実施されたものであるが、ここでも美観という観点から、土手の樹木を必要以上に伐採することを危惧する姿勢を見出すことができる。結果的に議論自体は、美観を損ねないことを徹底するために、調査員を派遣することに決定するが、曾根委員の「樹木ヲ伐採セヌト云ウ処ハ判然セス又大ニ懸念ネキ能ハサレハ充分調査セラルル様致シタシ」<sup>(注38)</sup>という発言からも、樹木を美観上重要な要素と位置づけ、



図5-16 四ツ谷停車場への通路開削位地

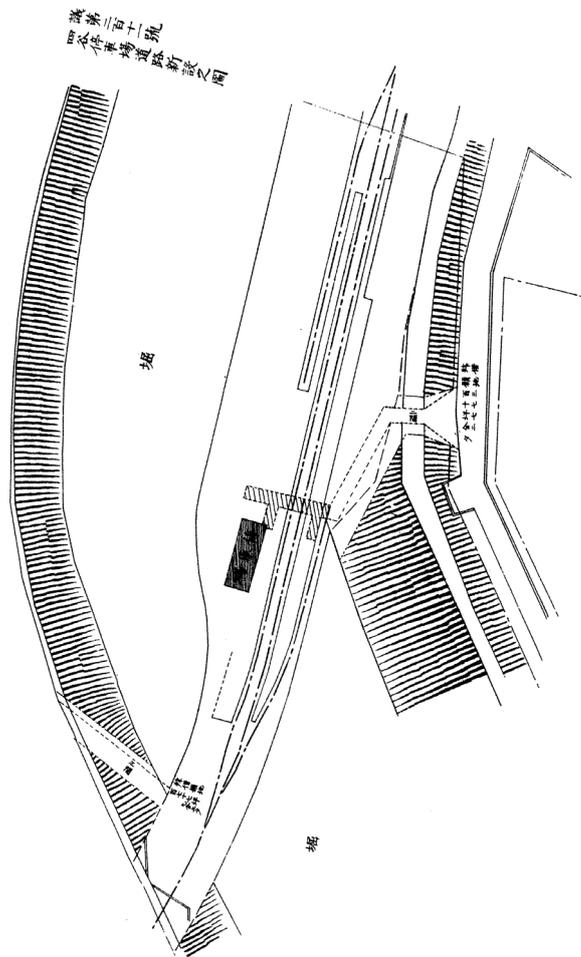


図5-17 四ツ谷停車場の開削通路計画図



図 5-18 市ヶ谷停車場への通路開削位地

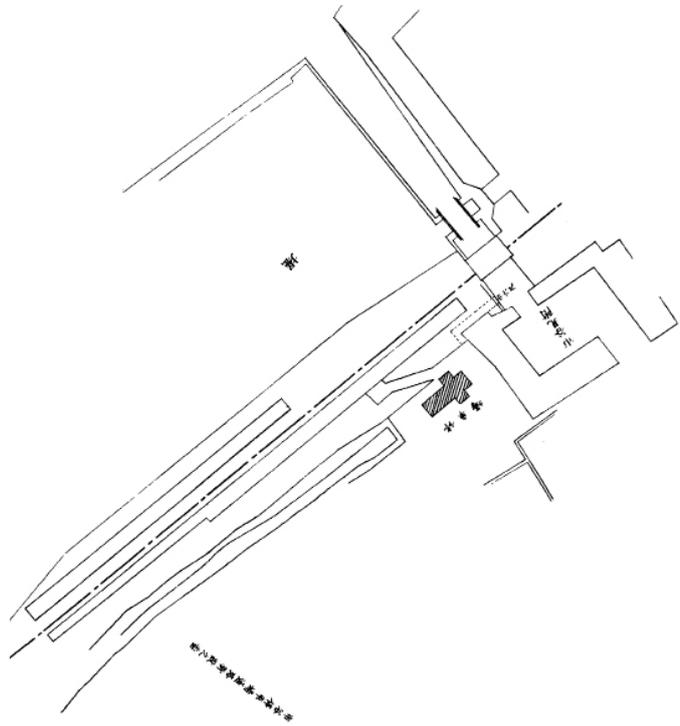


図 5-19 市ヶ谷停車場の開削通路計画図



図 5-20 牛込停車場への通路開削位地

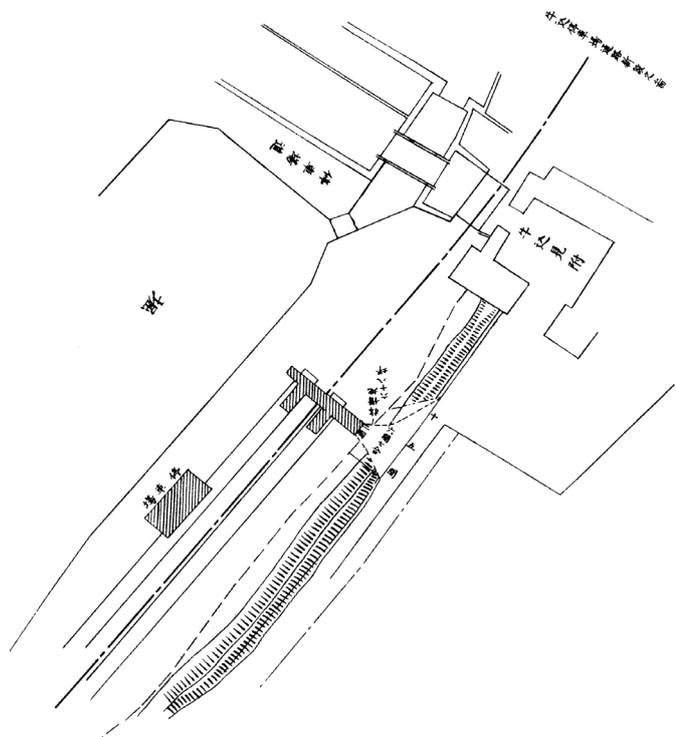


図 5-21 牛込停車場の開削通路計画図

配慮を求めていく姿勢を伺い知ることができる。このように、甲武鉄道による実際の工事段階においても、市区会委員は風致という観点から、特に土手の樹木に対して度々の要請を行っていたことが明らかとなった。

さて、このような樹木に関する案件が、市区改正委員会において取り上げられているのは、土手に新設される各通路が市区改正設計による道路と交わっていることによるものである。つまり、上記のような市区改正委員の土手の風致に対する意向は、あくまで市区改正計画の管轄内においてのみ見られるものであり<sup>(注39)</sup>、それは濠全体の景観を捉えたものではなく、植栽や土手の保全を通じて、局所的に体裁をなすことに注力していることを意味している。上記の停車場通路に関する議論のなかで、森田委員が停車場の調査方針を述べているがその内容は、利便にのみ執着し、濠の美観を損ねるような鉄道計画なのであれば、少なくとも各停車場はその風致に十分に配慮したものでなくてはならないといった意図の発言を行っている<sup>(注40)</sup>。結局それぞれの停車場通路は、特に問題がないとされ、概ね計画案のとおり実現することになるが、市区改正委員のこうした意向は、鉄道全体の路線計画とは異なる位相で、土手の部分的な空間変容に影響を与えていったと言えよう。

### 近代の土手空間の成立

鉄道計画という近代の新たな都市機能を受容していく過程において、外濠の土手空間がそれまでの輪郭を概ね留めていった背景には、これまで見てきたような、濠全体の形態と停車場を介しての部分において、風致という観点からコントロールしようとする市区改正位の意向が存在していたことが明らかとなった。本節では、こうした背景のもと、甲武鉄道によって実際に築かれた土手空間を復元的に見ていくことで、近代の外濠空間の特質に迫りたい。

まず、甲武鉄道によって築かれた、四谷～牛込停車場までの土手とその路線を見てみたい。

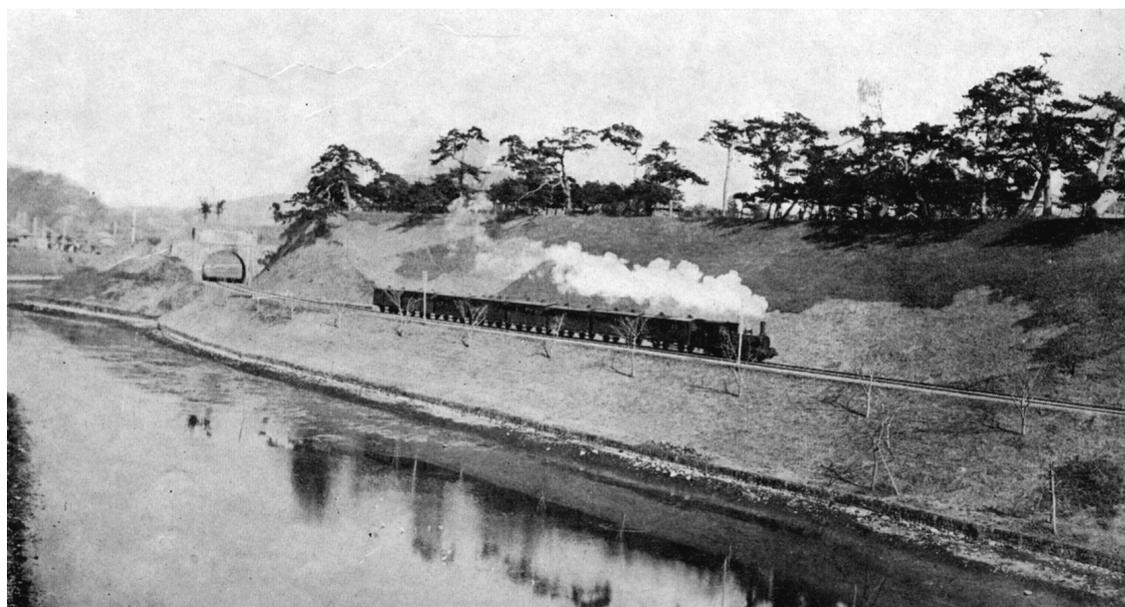


図 5-23 四ツ谷～市ヶ谷停車場間の土手に植樹された桜の若木

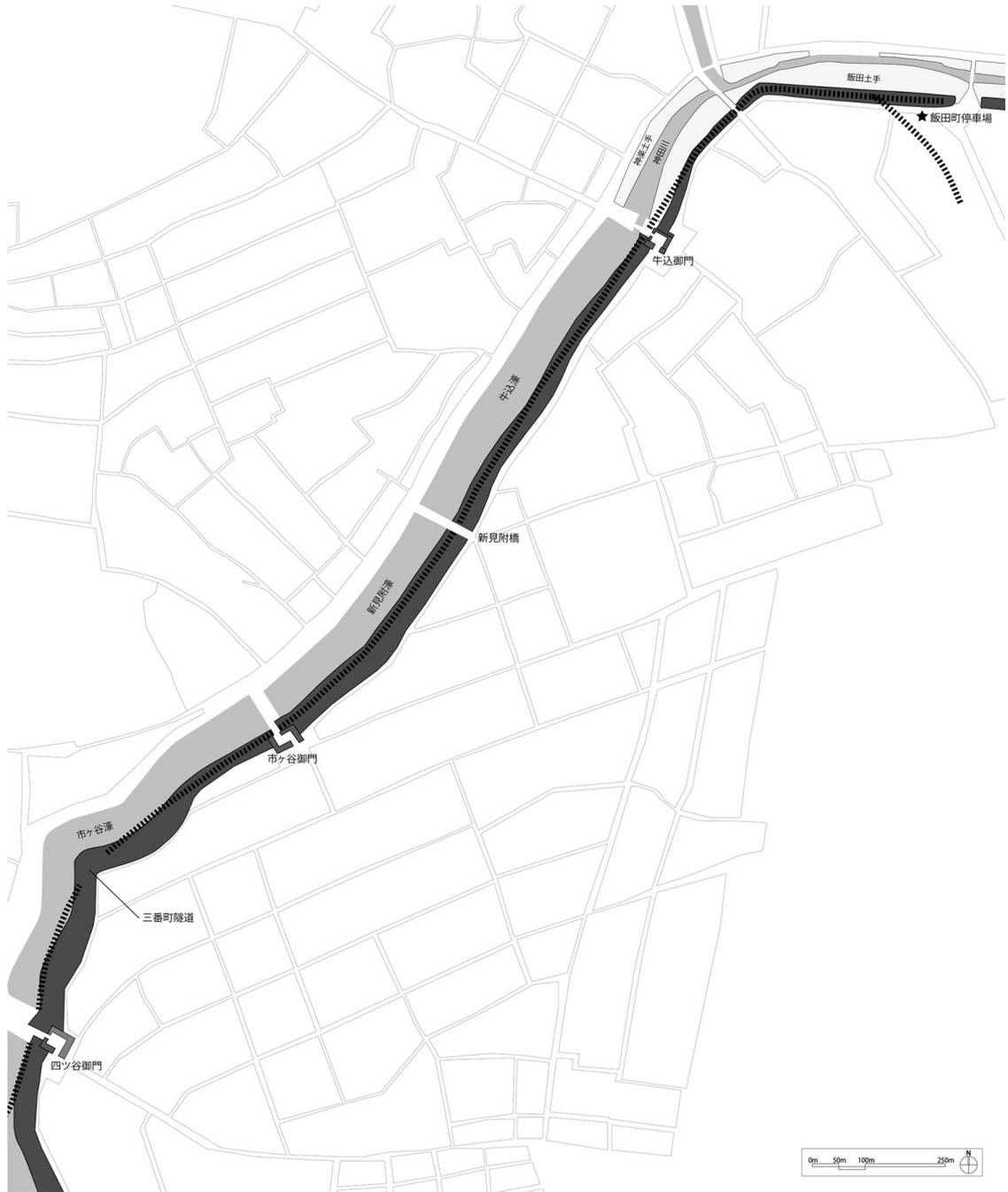


図 5-22 四谷～飯田町停車場間の土手に敷設された鉄道軌道の位置

図 5-22 を見ると、四谷停車場から土手の中腹部に通された軌道は、市ヶ谷見附橋と牛込停車場の下をくぐり、そこから土手の上面へと抜けていくような路線をとり、終点である飯田町停車場では、軌道は完全に土手の上面へと移動することが分かる。こうした立体的な軌道は、道路との立体交差を容易にすることを目的に意図的に設置されたものである。また、濠幅を減衰しないために、土手をくり抜いた箇所を軌道位置とし、障害がある場合はトンネルを設けることでこれを開通させている。こうした軌道計画は、既存の地形条件や、これを無視できない場合はトンネルを設けるなどの配慮を行うことで、濠全体の輪郭を概ね留めることに寄与していったといえよう。しかし、土手の部分に目を向けてみると、幾つかの改変を伴ってこの鉄道事業は完遂されていることが見えてくる。

図 5-23<sup>(注41)</sup> の写真は、四谷～牛込間の開通直後の土手の様子であるが、線路に沿って複数の桜の若木が植樹されていることが確認できる。これは、明治 27 年 10 月 9 日の四谷～牛込間の開通記念として植えられたものであるが<sup>(注42)</sup>、このような取り組みは、鉄道会社によって主体的に実施された土手の環境への配慮として見ることができる。こうした動向の背景には、

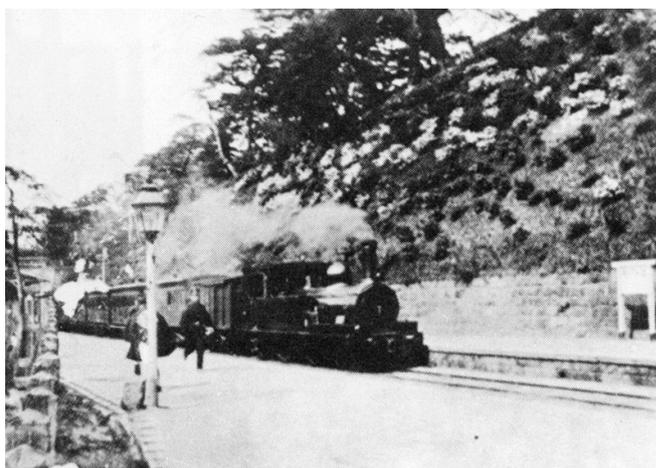


図 5-24 四ツ谷停車場の土手の法面に植樹されたつつじ

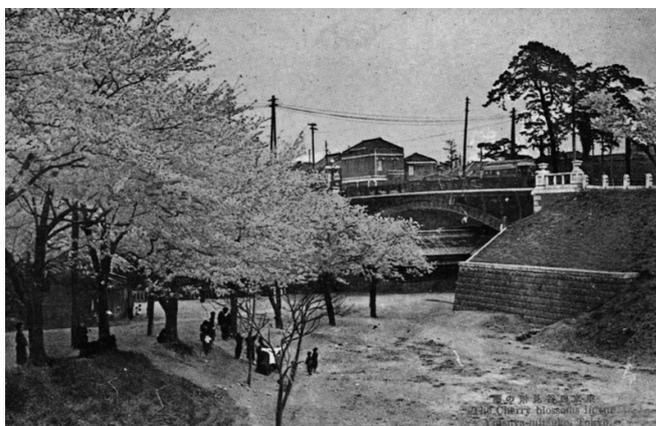


図 5-25 四ツ谷停車場前に植樹された桜

甲武鉄道が土手への処置をめぐって、市区改正委員から風致と樹木に対して度々の要請を受けてきたという事実が影響していたのではないだろうか。

植樹による土手環境の整備は、外濠沿いの各見附に設置された停車場にも見ることができる。甲武鉄道の路線計画においての各停車場は、それぞれが土堤の内側に設置されているため、そこまでの通路は土手を切り開き改変することで設置されることになる。先述のように、線路沿いに桜を植樹した甲武鉄道は、鉄道利用者の顔ともなるこの場所に対して、つつじの木を植樹している<sup>(注43)</sup>。図5-24の写真<sup>(注44)</sup>は、その頃の四ツ谷停車場の様子を写したものであるが、土手の法面いっぱい植えられたつつじの光景は、近世期までは城壁として、一般の人々が立ち入ることのない閉鎖的な場であった土手内部の空間が、人々に利用される開かれた空間へと変質したことを示している。さらにその後、牛込、四ツ谷の両停車場前には、桜も植樹されたようで、明治後期までには当地域の桜の名所として大いに賑わったという(図5-25)<sup>(注45)</sup>。

先述のとおり、甲武鉄道は工事の段階においても、濠全体の形状や樹木に対して、市区改正委員からの要請を強く受けてきている。土手全体の輪郭は留められるかたちで鉄道事業は完遂

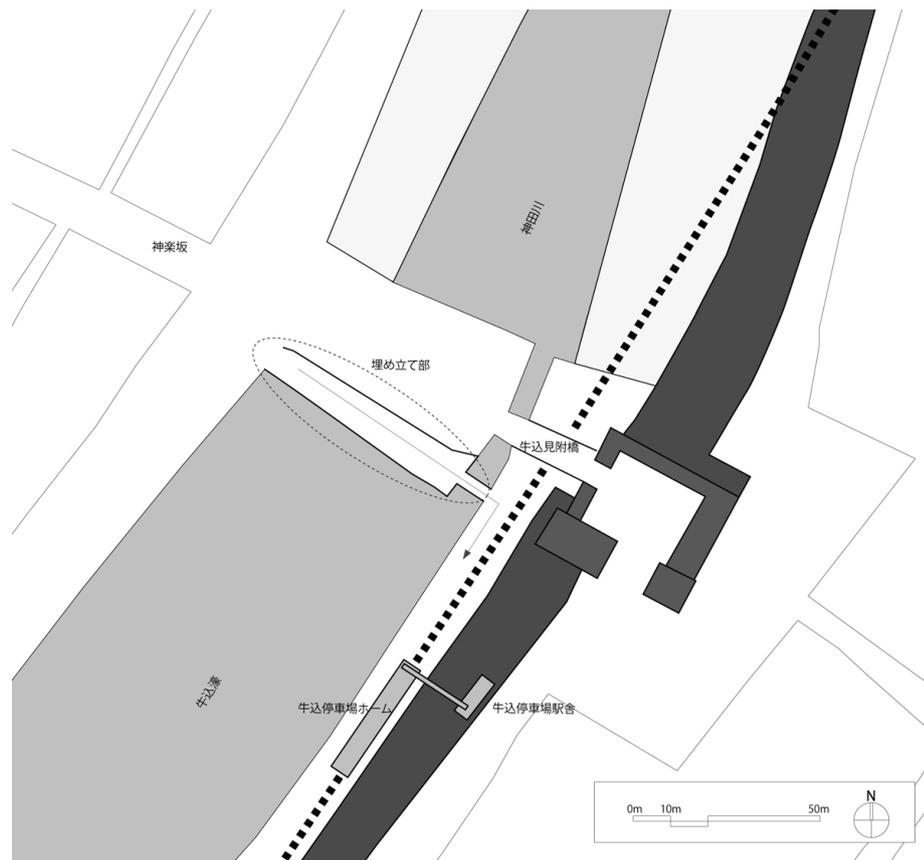


図5-26 停車場ホームへの通路として埋め立てられた牛込濠の一部

されたが、こうした局所的な部分では、市区改正委員による度重なる風致に対する要望も背景としながら、自発的に土手の環境に対する配慮と改変を行い、場の性質を大きく転換させてきた。特に、停車場という近代の鉄道事業と、一般の人々が交わる要所を舞台に、植樹や通路の新設等を通じて、土手空間が市民に開放されていったという事実は、外濠の性質と空間的な転換過程を捉えるうえで、重要な留意点といえよう。

ここまで見てきた土手の改変事例は、市区改正事業のなかで取り扱われたものであり、委員会の意向を汲みながら近代の土手空間が輪郭を帯びていく様子を示してきた。こうした事例とは別に、甲武鉄道は市区改正計画に直接影響を与えない箇所においても、外濠の改変に取り組んでいる。その代表的な例として、牛込濠の一部埋め立てを挙げることができる。この埋め立ては、牛込停車場の神楽坂側からの通路として利用するために、牛込見附橋脇の濠の一部を埋め立てたものである（図5-26）。当事業は、委員会の中で一応は照会され、議題としては挙げられているものの、あまり大きな問題とはされず、特に検討もしないままに承認されている（注<sup>46</sup>）。おそらく、濠の形状や市区改正通路に直接かかわるものではないために、大きく取り上げられなかったのであろう。こうした事例からは、市区改正委員における土手の風致という観点から、全体の風景や景観を俯瞰的に捉えたものではなく、事業管轄内において局所的に捉えられる場の問題として扱われていたことを示唆している。市区改正のみならず部分的な空間変容においても、土手においては外濠空間全体の特性を改変する主要な主体として、甲武鉄道の存在が浮かび上がる。こうした一連の鉄道敷設事業が、都市の障壁であった土手の性質の転換を推進していった。

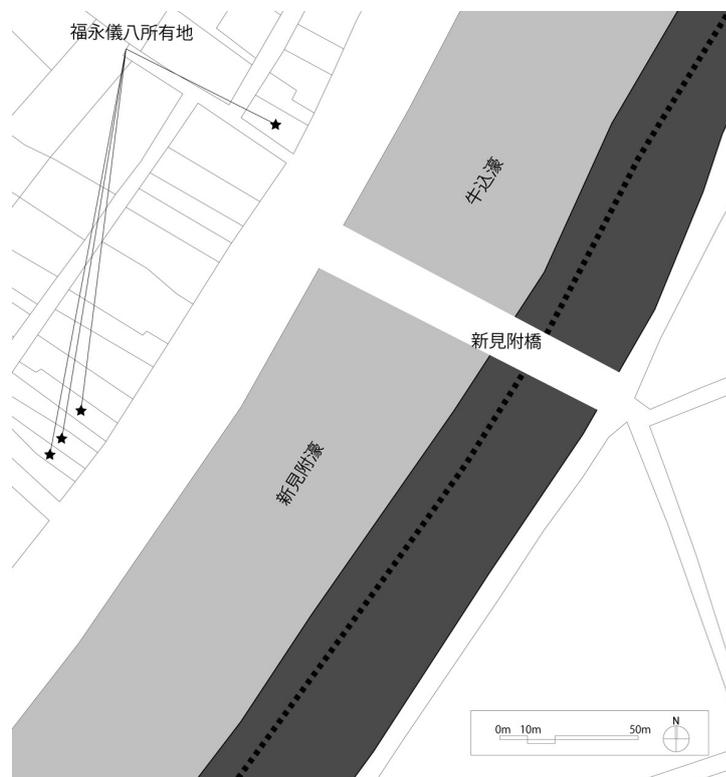


図5-27 新見附橋と福永儀八の土地所有

### 周辺住民による土手空間の改変

最後に、土手に関わる主体として周辺の地域に目を向けてみたい。新見附橋は、明治27年頃に、周辺地域の住民を中心とした23名の有志により実費で架橋された橋である<sup>(注47)</sup>。橋の架橋位置に隣接する、市ヶ谷田町二丁目並びに同三丁目の地主であった福永儀八<sup>(注48)</sup>を代表に、東京市参事会へ申請されたものを、東京市からの照会を受けた市区改正委員での検討を経て実際に施工された(図5-27、図2-28)。工費を削減する目的で、その工事には牛込濠の浚渫等で発生した土が利用されたという。

さて、新見附橋が架橋される以前の当地区は、牛込濠の水面によって交通の往来が困難で、特に牛込区側の住人にとっては大変不便な場所であった。もともと城壁であることから、こうした性質はある意味では当然といえるが、明治以降においてはむしろ周辺の人々にはとって好ましくない状況として捉えられ、これを改善する目的で当事業は企図された。市区改正委員会においては、松田委員が「牛込市ヶ谷間ハ随分長キ處ナレハ有志者ヨリ工費ヲ出シテ其間ノ道路ヲ新設セントスルハ誠ニ賛成ナリ」<sup>(注49)</sup>と述べているように、特に問題とされることもなく承認されており、水面の埋め立てに対して配慮を求められることはなかったようである。牛込停車場傍の埋め立てと同様に、甲武鉄道に対して執拗に土手の風致への配慮を迫った委員会の態度とは、その様子が大きく異なっている。これも、市区改正設計に直接関わるものではないために、その処置に対して一定の制約を課すことはなかったのであろう。周辺地域という存在が、外濠の土手空間の改変を担う主体であったと同時に、都市の障壁であった土手という場所が、これまで見てきたような多様な主体による意向が働き、近代における新たな意味が付与され、空間が改変されていく場であったことが理解できる。

以上、甲武鉄道の鉄道敷設事業、ならびに周辺地域からの働きかけに焦点を当て、そこで実際に築かれる土手空間の様子を復元的に見てきた。まず、市区改正委員と陸軍という異なる主体によるそれぞれの意向の狭間で導き出された土手空間の特質は、全体の輪郭を留める一方で、部分的には甲武鉄道が主体的に改変を加えることで変化したことであり、またこうした過程が



図5-28 現在の新見附橋の様子(著者撮影)

都市の障壁としての土手空間の変質に強く影響を与えたことが明らかとなった。さらに、甲武鉄道に限らず、周辺住民による働きかけをあって、土手は近代の都市機能を受容しながらより開かれた場へと変質していったのである。それぞれの主体の意向が働く場としての土手の存在、そしてその過程で空間的な基盤と新たな都市的意味を帯びていく過程、こうした一連の動向から、近代における外濠空間の新たな局面が示された。

#### 5-4 まとめ

幕府という管理主体を失い、空間的な意味を喪失した江戸城外濠。本稿では、都市空間に取り残されたこの巨大な空地が、いかにして近代東京のなかに再定着していくのかを、主に甲武鉄道による鉄道敷設事業を通じて明らかとしてきた。河岸地をはじめとした実利的な活用を拒む市ヶ谷濠と牛込濠の土手は、鉄道敷設という近代事業が立ち上げられた段階から、様々な主体の意向が絡む場所として、再び都市的な意味を帯びていくことになる。本項ではこうした過程を、主にふたつの時期に分けて考察を行った。

まず、新宿～飯田橋間の延伸が立案され、事業化していくまでの計画期では、甲武鉄道による路線計画に対して、陸軍、そして市区改正委員という異なる主体の意向が交錯することで、計画の全容が整えられていったことを確認した。ここで注目されるのは、それぞれの主体が、それぞれに外濠の土手に対して異なる見解を示しているという点である。事業を円滑に推進したい甲武鉄道、防衛上の観点から土手形状の維持を望む陸軍、そして土手の風致という観点到に拘る市区改正委員、こうした構図から導かれた計画の全容は、軌道用地として積極的に活用しながらも、土手の形状や樹木に関しては極力現状維持を求めるものであった。空白となっていた土手の場所性が、こうした近代化事業のなかでそれぞれの主体の意向が表面化し、再び都市的な意味を帯びていく過程が明らかとなった。

ここで付与された土手に対する見方は、その後の実際の工事期間においても、一定の影響力を発揮していく。特に、市区改正委員による風致という観点からの樹木に対する要請は、工事期間においても執拗に配慮することを甲武鉄道に迫った。結果として、甲武鉄道は自発的に停車場並びに線路沿いの土手に植樹を行い、外濠の風景を一変させていく。市区改正委員の度重なる要請が、こうした対応を促した事は想像に難くない。また、甲武鉄道が植樹した桜やツツジは、東京の市民に親しまれた名所となり、それまでの閉塞的な場から開かれた場へと、外濠空間を変質させていくことを担っていった。また、甲武鉄道は牛込濠の一部を埋め立て通路として利用するなど、部分的には大規模な改変も行っているが、こうした場所も外濠空間の変質、即ち都市空間の障壁からオープンスペースへと変質させることに大きく関わっていた。甲武鉄道による鉄道敷設の工事期は、土手全体の輪郭を留める一方で、部分的な改変を加え、外濠を近代の都市空間へと再定着させていく性質を孕んだものであった。

以上、牛込濠・市ヶ谷濠の土手空間が、近代の鉄道事業用地として利用されていくことをきっかけとして、様々な主体の意向が交錯し、空間的な輪郭と都市的な場の意味が再定義されていく過程を明らかとしてきた。存立基盤が確定しないニュートラルな状態から、社会的な要求に応える好都合な空地という実利的な見方と、江戸城の御郭濠であったという史的な見方、さらには都市の要害であるという物理的な見方が混在するのなかで、鉄道事業をひとつの触媒としながら近代の土手空間は築かれていった。河岸地をはじめとした水辺利用が困難な純然な堀であるという特殊な条件下で、空間変容を遂げていく外濠空間の近代におけるひとつの局面が示された。

注釈

- (注 1) 市区改正委員会での議論については、藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全34巻』(本の友社、1987年)に掲載の委員会議事録を、甲武鉄道に関する資料に関しては、菅原恒覧『甲武鉄道市街線紀要』(甲武鉄道株式会社、1896年)を主に用いた。
- (注 2) 鈴木理生『明治生まれの町 神田三崎町』(青蛙房、1978年、pp.116-118)によれば、甲武鉄総は日本鉄道から独立することになった明治24年に、路線の「三崎町延長」が先決問題であったことが指摘されている。
- (注 3) 丸茂弘幸・青木太郎・木下光「甲武鉄道延伸に関わる審査過程に現れた東京市区改正委員会の景観思想」『日本都市計画学会学術研究論文集』第34号、1999年10月。
- (注 4) 新見附橋は、明治21年に福永儀八を中心とした他22名により申請があり、架橋されたものである。なお、土橋の造成にあたっては、外濠の浚渫で得られた土を使用することが公言されている。藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 第6巻』本の友社、1987年、pp.36-38。
- (注 5) 作家の永井荷風は、著書『日和下駄』(靑山書店、1915年)の一節で、「私は四谷見附を出てから迂曲した外濠の堤の、丁度その曲角になっている本村町の坂上に立って、次第に地勢の低くなり行くにつれ、目のとどろかざり市ヶ谷から牛込を経て遠く小石川の高台を望む景色をば東京中での最も美しい景色の中に数えている。」と述べ、外濠と土手の織りなす景観を評価している。
- (注 6) 安藤広重作の『広重東都坂尽』に収められ「牛込神楽坂乃図」(国立国会図書館所蔵)。
- (注 7) 河岸地其他取締のなかでは、外国人居留地区内河岸地、御郭廻り堀端、府下往還井下水上川中等の三つについて、一般の河岸地とは別に言及がなされている。東京都編『東京市史稿 市街篇 第53冊』東京都編、1962年、pp.614-616。
- (注 8) 菅原恒覧『甲武鉄道市街線紀要』甲武鉄道株式会社、1896年、pp.2-3。
- (注 9) 前掲8)、pp.7。
- (注 10) 前掲9)。
- (注 11) 前掲3)によれば、明治21年11月の市区改正委員会において東京府区部会議員の田口卯吉は、将来の市街鉄道の路線として、外濠に軌道を設けるという考えを示している。本構想はそのまま明治22年6月の委員会で設定された、「将来布設ヲ要スベキ市内鉄道路線」の下地として受継がれていく。なお、明治22年5月に鉄道局に申請された甲武鉄道による最初の路線計画案が、どの程度委員会の案を取り入れたものなのかは定かではない。
- (注 12) 藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全2巻』本の友社、1987年、pp.254-256。
- (注 13) 前掲12)、pp.15-20。
- (注 14) 本意見は鉄道局技師である松本壮一郎が、本文に示した通り、どうすれば高架を実現できるかという問いに対して、その具体案を返答したものである。前掲12)、pp.255。
- (注 15) 雨宮啓次郎「過去六十年事跡」武蔵野社、1976年、pp.166。
- (注 16) 例えば、明治27年市区改正委員会の「甲武鉄道会社飯田町停車場近傍道路開廢ノ件」についての議論では、将来陸軍省が砲兵工廠内に鉄道を延伸することを想定しているために、飯田町停

車場前の広場を開けておくべきであるというやり取りが見られる。藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全7巻』本の友社、1987年、pp. 19。

- (注17) 藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全5巻』本の友社、1987年、pp. 59-65。
- (注18) 前掲17)。
- (注19) 本図は、石黒敬章編『明治・大正・昭和 東京写真大集成』(新潮社、2001年)に収められた「四ッ谷見附より士官学校を望む」の写真(pp. 110)。
- (注20) 前掲8)に掲載の「三番町隧道立面図」。
- (注21) 前掲8)、pp. 9-19。
- (注22) 前掲12)。
- (注23) この四カ条は、その日の委員会の冒頭に、東京府書記官である銀林綱男委員から提示されたものである。前掲17)、pp. 52-58。
- (注24) 前掲17)、pp. 59-70。なお、本文中の引用はすべて当委員会における発言である。
- (注25) 本図は、マリサ・ディ・ルツ・石黒敬章監『大日本全国名所一覧—イタリア公使秘蔵の明治写真帖』(平凡社、2001年)に収められた「水道橋」の写真(pp. 146)。
- (注26) 市区改正委員会によって提示された四カ条は、最終的に第四条を「堤上ノ樹木ハ可成伐採セサル様注意ヲ加ヘ止ムヲ得ス伐採シタル場合ニ於テハ東京市参事會ニ協議シ線路ヲ妨ケナキ場所ニハ樹木ヲ植ヘ風致ヲ損セサル様致スヘキ事」と変更する。その議論の過程については、前掲3)に詳しい。
- (注27) 前掲8)に掲載の「新宿飯田橋間平面図」。
- (注28) 甲武鉄道に新線布設の本免状が通信省より下付され、実際に工事が実施されていく様子は、前掲3)に詳しい。
- (注29) 前掲8)に掲載の「飯田町停車場図」。
- (注30) 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年写真史』交通協力会、1972年。
- (注31) 前掲16)、pp. 29。
- (注32) 前掲16)、pp. 29。
- (注33) 前掲16)、pp. 30。
- (注34) 『写真の中の明治・大正—国立国会図書館所蔵写真帳から—』<http://ndl.go.jp/scenery/index.html> (2015/11/22 アクセス)
- (注35) 前掲16)、pp. 43。
- (注36) 前掲16)、pp. 45。
- (注37) 各停車場の計画図は、明治28年6月25日の市区改正委員会の際に提示されたもので、議事に掲載されたものを引用している。藤森照信監『東京都市計画資料集成 明治大正篇 全8巻』本の友社、1987年、pp. 50。
- (注38) 前掲37)、pp. 52。
- (注39) 四ッ谷・市ヶ谷・牛込停車場に設置される通路が議題に挙げられている要因は、それぞれの通路が市区改正道路に接道することによると見られる。なお、本議論のなかでは、市区改正法規には停車場に関する記載はないが、本案が市区改正設計に関わる事項であることから議論すべきであるという意見が述べられている。前掲37)、pp. 51。

- (注40) このような意見に該当するのは、本議論のなかの「停車場設置ニ就テハ其交通便否ヲ顧ミサル場合アルノミナラス強テ外廓ノ美観ヲ破ルモ之ヲ築造セントナラハ是等ノ諸點モ充分ニ考慮ヲ要スルモノナラン」という森田委員からの発言である。前掲37)、pp. 52。
- (注41) 川上幸義『新日本鉄道史(上)』鉄道図書刊行会、1966年。
- (注42) 『甲武鉄道市街線紀要』には、「十月九日新宿牛込間ノ営業ヲ開始セリ即チ之レカ記念トシテ無数ノ躑躅ヲ四谷及牛込停車場ニ植ヘ線路ニハ又数百株の櫻樹ヲ植付ケ風致頗ル掬スヘキアリ」とあり、土手への植樹の経緯が分かる。前掲8)、pp. 13。
- (注43) 牛込・四ツ谷停車場につつじが植樹された経緯は、前掲42)に記載あり。
- (注44) 日本国有鉄道『日本国有鉄道百年写真史』交通協力会、1972年、pp. 120。
- (注45) 本図は、前掲19)に収められた「東京四ツ谷見附の桜」の写真(pp. 108)。
- (注46) 牛込見附橋脇の濠一部を埋め立ては、甲武鉄道が設計は独自に変更し、委員会の照会を得ずに東京府知事の照会のみで実施したもので、委員会内ではその一連の手続きを問題視しているものの、埋め立て自体の是非を問うような議論はなされていない。前掲16)、pp. 24-25。
- (注47) 前掲4)、pp. 36-38。
- (注48) 福永儀八は、明治11年の段階で、新見附橋の牛込区側に隣接する市ヶ谷田町二丁目、同三丁目に、4筆の土地を所有する地主層の人物である。東京都公文書館所蔵：明治11年 区分町鑑 東京地主按内 全 山本忠兵衛輯、請求番号なし(資料ID000101786)。
- (注49) 前掲4)。





## 第 6 章

### 河岸地から見た周辺地域の変容



## 6-1 はじめに

### 本章の目的

本論文では、東京の外濠・神田川を対象として、近代移行期にその兩岸の土手がいかに再編され、東京の都市空間の一部として取り込まれていったのかを明らかとしてきた。そこでは利用や権利、さらには地形といった近世期から引き継がれる状況を大幅に改変することで、水辺の空間構成を大きく転換させてきたことを示した。これらを踏まえたうえで、より深く近代都市空間の特質に迫るため、水辺自体のみならず、それらを含んだ周辺地域に注目しながら、その相互の関係と変遷のプロセスに迫りたい。

都市内部における河川や掘割といった水辺は、実利的な側面から主に隣接地や近隣の人々によって関与を受け利用されることで、空間的な基盤を築いていくのが一般的である。こうした性質を背景に、河川や掘割などの水辺を、都市活動にとっての基本的資源として位置付け、そこに関与する人々の動向とその影響を、周辺の都市空間の変容過程にまで視野を広げ観察し、都市内部の水辺空間の変容が、陸上の都市空間との相互関係の基で成立しているということを本稿では示していく。

以上のような狙いから、本項では近代東京の都市空間の変容過程を水辺という視点から描き出し、新たな地域構造の骨格と成立の仕組みを明らかとしていく。具体的な対象としては、本論文で扱ってきた神田川の神楽河岸、市兵衛河岸、飯田河岸に加えて、郭内側に新設された三崎河岸を取り上げ、その周辺地域に焦点を当てていく(図6-1)。これらの地域は旧武家地に属しており(図6-2、図6-3)、明治以降にその性質を大きく転換させた町である。河岸地が成立していく過程で、その変容を担った主体は、彼らの所在地である周辺地域においてもまた空間変容に影響を与えていたと考えられる。

例えば第3章では、神楽河岸が隣接地の人物によって借用されることで、明治以降に変容を遂げたことを明らかとしたが、その拝借人の所在する地域には旧武家地が多く含まれている。また、比較的遠隔地からの拝借を受けて成立した飯田河岸においても、彼らの所在地は旧武家地に属していることがほとんどである。つまり、神楽河岸の発展や、飯田河岸の成立過程といった水辺の変容は、旧武家地が市街地化していく過程と、連関する問題として見るができる。武家地が商業地化していく過程において、あるいは新規に町が築かれた際に、そこに位置する水辺がその地域の人々によってどのように扱われ、また地域の空間構成にどのような影響を与えていったのかが重要な視点となる。

本稿ではこうした前提にたって、都市空間を根底で基底していく場として水辺を見る立場をとり、その相互の関係から導かれる地域の空間生成と変容過程を、明らかにしていくことを目的とする。

### 方法と資料

水辺から周辺地域の変容に迫るという視点は、都市史の分野において、これまでも何度か試みられてきている。特に、伊藤裕久氏の日本橋の河岸地に関する一連の研究<sup>(注1)</sup>は、明治以降に出現した河岸地拝借人という新たな社会層が、隣接街区の開発に積極的に関与していったことを、河岸地-街区空間の精緻な復元作業を通じて明らかとしており、これは本稿の方法論

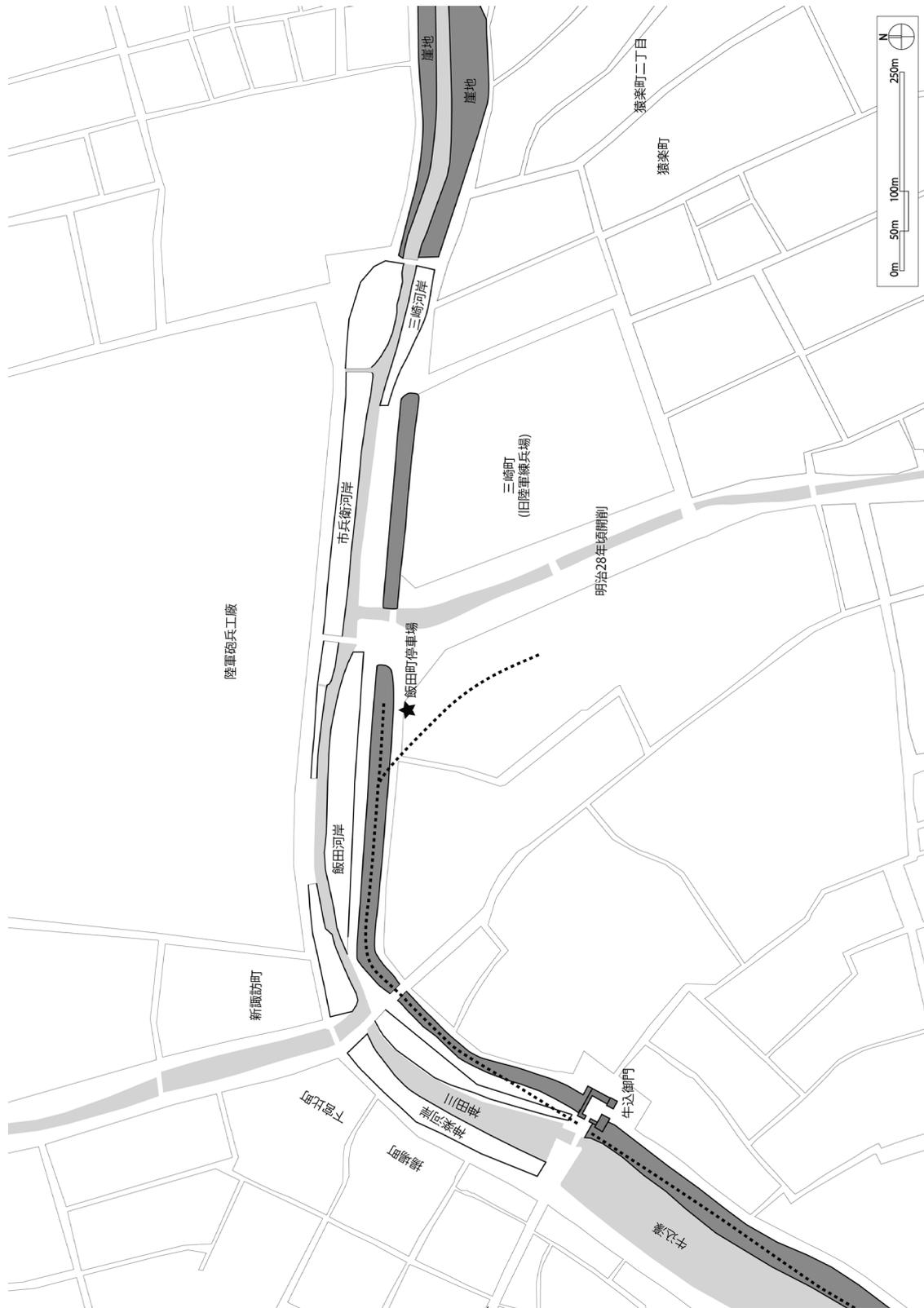


図 6-1 明治中期頃の神楽・市兵衛・飯田・三崎河岸

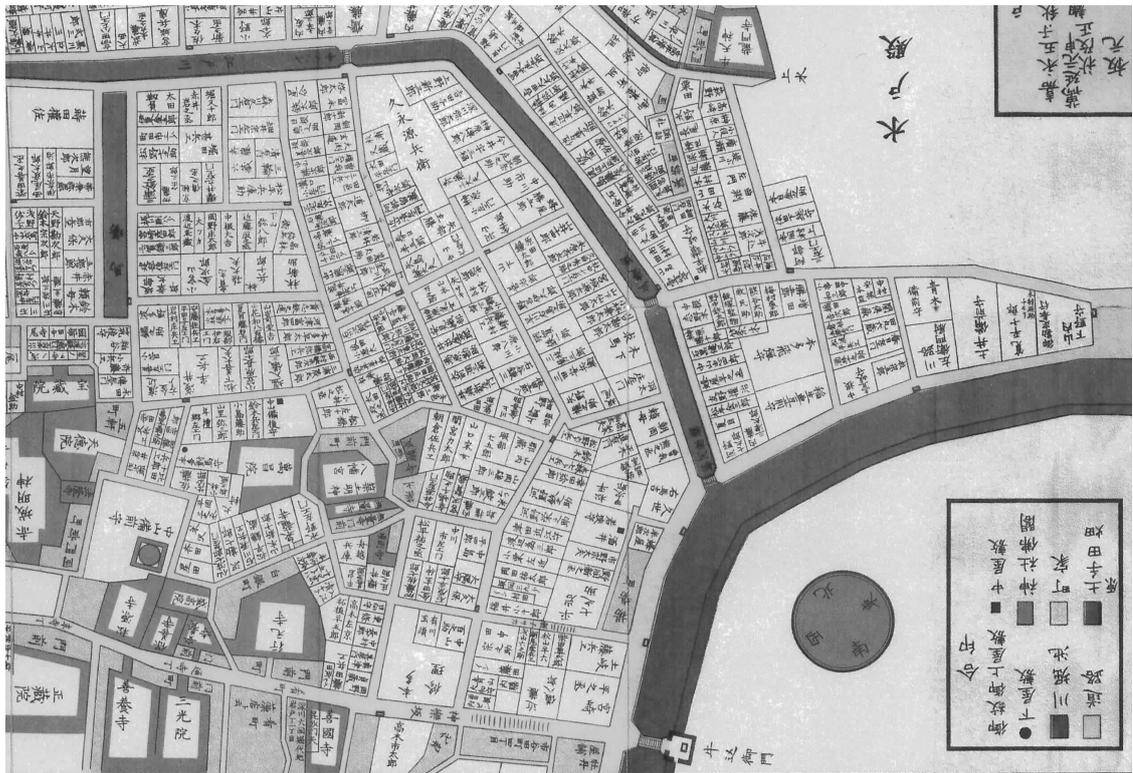


図6-2 幕末期における牛込御門外周辺の武家屋敷

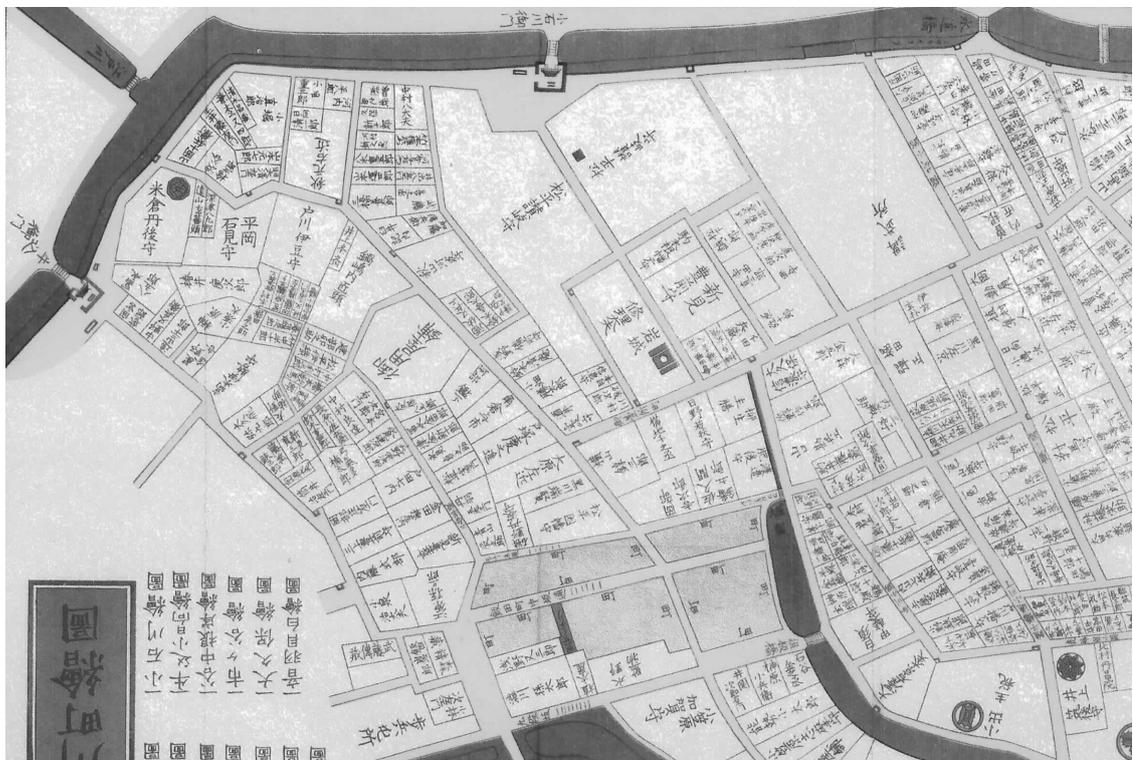


図6-3 幕末期における牛込・小石川御門内の武家屋敷

にとっても重要な視座を与えてくれるものである。水辺、あるいは水そのものの在り様から、都市空間の骨格を探っていくという陣内秀信氏による水都学の提唱も<sup>(注2)</sup>、本稿と同様の問題設定を見出すことができる。具体的に難波匡甫氏の研究<sup>(注3)</sup>では、江戸東京の物流を支えた内川廻しを対象に、小見川の河岸地の存在が流域ネットワークを前提にしながら、酒造業をはじめとした産業の隆盛による地域の変質過程が示されており、近代における都市空間の変容過程に、水辺という視点から迫ろうという姿勢が強く表れている。

また、河岸地ではないが、小林信也氏の研究<sup>(注4)</sup>では、明治初期の神田川の柳原土手が、近接する町屋敷の表店での営業から外れた店借層にとって、簡易ながら往来に面した営業地を確保する場として性格づけられた商業地であったことを明らかとしており、隣接地と水辺との関係から、近代移行期における東京の都市空間の変質過程に迫ることが試みられている。しかし、舟運機能や物揚場を備えた、水辺の湊としての土手という見方はあまり強調されていない。

これらの成果を参照としながら、本稿では特に拝借人の性質と市街地の土地所有から、河岸地拝借人が街区レベルでの空間変容にいかに関与したかに焦点を当てたい。こうした方法をとることで、陸上の市街地の土地所有にのみ焦点を当て分析が試みられてきた従来の研究手法とは異なる視点から、近代東京の都市空間の変容を描き出すことを目指したい。主資料としては、「河岸地台帳」<sup>(注5)</sup>を用いながら、周辺地域の土地所有者が知れる沽券図（東京都公文書館所蔵）と地籍台帳<sup>(注6)</sup>を参照し、河岸地拝借人の土地取得とそこでの都市的動向について分析を進める。分析にあたっては、河岸地拝借人の所在地を、隣接地、その周辺地、加えてさらに遠方の遠隔地に分類し、それぞれの動向を見ていく。

隣接地からの拝借人が顕著なのは、神楽河岸である。当河岸は、明治以降に隣接地の人物によって地先として借用されることで変容を遂げた河岸地であるが、その隣接地である揚場町と下宮比町は、それぞれ町人地と旧武家地という異なる来歴を持った町であることが知られている。本稿2節では、こうした先行する土地の性質の違いにも考慮しながら、河岸地拝借人達が周辺の土地開発に関わっていった様子を示していく。また、神田川の対岸、水道橋の袂に成立した明治期の河岸地である三崎町の動向なども参照しながら論考を進める。

周辺地、遠隔地からの拝借人については、本稿3節で主に飯田河岸を対象としながら考察を進める。周辺地、遠隔地からの河岸地拝借人の所在地は、旧武家地である場合や、深川や本所といった近世以来の物資の集散地からの場合と見受けられる。こうした傾向は、旧武家地の変質や、明治以降の舟運による流通体系の変化を前提としながら進行する。こうした変化を担う主体としての河岸地拝借人の存在と、都市空間の変容を関連づけながら、その動向を示していく。

## 6-2 河岸地の成立過程に見る周辺武家地の変容

本節では、土手に河岸地が成立していく過程を、特に隣接地に所在する拝借人の動向に注目しながら見ることで、水辺空間の転換が周辺市街地の空間構造の変容に強く作用していったことを明らかとしていく。

### 神楽・市兵衛河岸の成立

水辺空間の変容過程を、周辺地域との関係から見ていくために、まずは隣接地型の拝借人と河岸地空間との相互の関係性を、具体的な河岸地を対象に確認していく。

神楽河岸と市兵衛河岸は、近世期の部分的な利用を引き継ぎながら成立し、明治初期から段階的に発展を遂げてきた河岸地である。第3章で示したとおり、その過程は隣接地の主体が土手を地先のように取り込んでいくことで、全体の空間的な基盤を築いていった。図6-4は、明治15年頃の両河岸の拝借人の所在地を示したものであるが、地先のなるべく近い河岸地を借用している様子が読み取れる。神楽河岸では特に、揚場町と下宮比町からの借地が顕著で、稼業の用地として積極的に水辺を活用していた様子が伺える。

河岸地内の土地利用に関しては、個人借用のものと共同物揚場とで異なっている。図6-5<sup>(注7)</sup>は、明治23年頃の神楽河岸第五号地を示したものであるが、100坪程の敷地内いっばいに家屋が建てられている様子を見て取ることができる。これらは、木造の蔵や倉庫、あるいは作業場であったと推察され、隣接する揚場町四番地を所在地とする升本喜兵衛によって、町・河岸

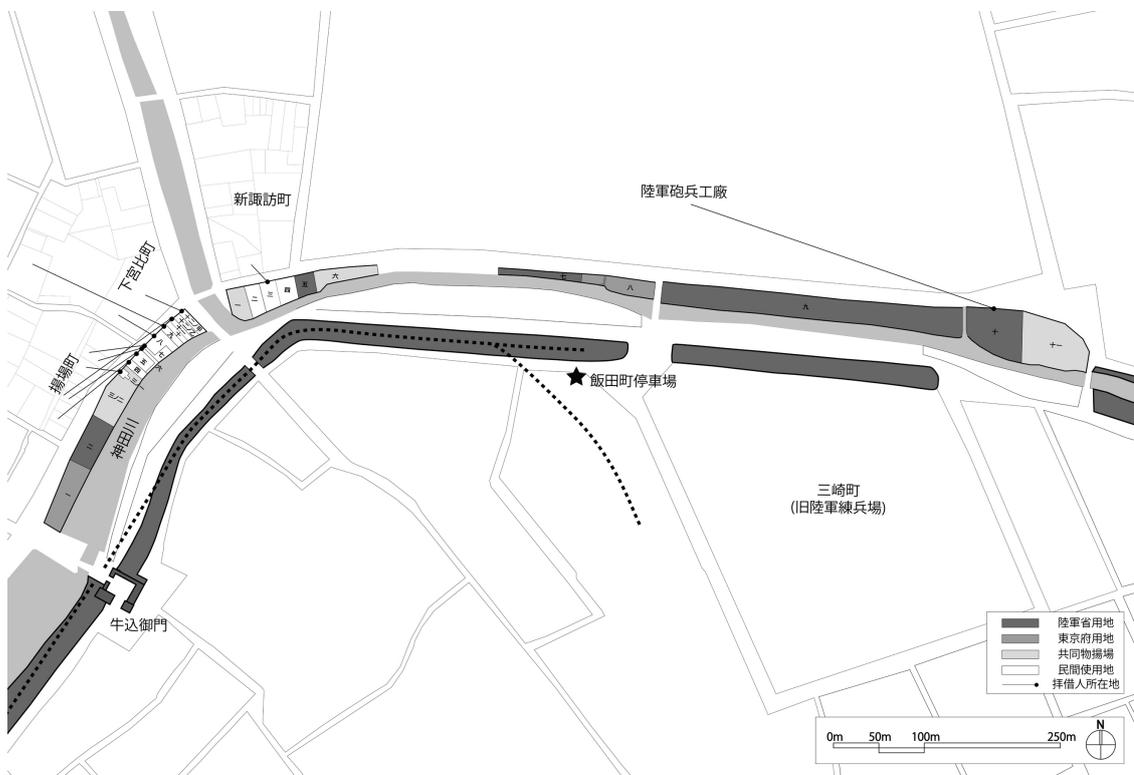


図6-4 明治15年頃の神楽・市兵衛河岸の土地利用と拝借人の様子

- 川といった一体的な土地利用が行われていた。これに対して、共同物揚場内の利用は、定常的な建物はほとんど見られず、一定のルールのもとで、複数の利用者が物揚場・物置場として部分的に活用していたと見られる。図6-6<sup>(注8)</sup>は対岸の三崎河岸の様子であるが、資材が積置きされ、個人借用地とは様相が異なることが分かる。多くの共同物揚場ではこうした土地利用が行われていたのであろう。また、神楽河岸の共同物揚場では、「当区居住人而已ナラス麹町區四谷區南豊島郡北多摩郡等ニ至ルマテ運漕ノ荷物陸揚ノ際乙号揚場有之ニ不拘概此地ヨリスルノ要地ニ有之候」<sup>(注9)</sup>とあるように、広範な地域の人物からも利用されていたようである。図6-5のような土地利用と比べると、専有的な利用は行えないものの、個人借用が出来ない隣接地の商人にとっては、地先の物揚場として重要な役割を担っていた。

明治14年、神楽河岸が正式に河岸地へと編入されたころ、陸軍省用地の神楽河岸地内への設置をめぐって、隣接地の住人からは以下のような抗議文が東京府に対して提出される。住人の意向は、「牛込神楽河岸之内東京府道路修繕御用砂利置場ハ陸軍省御用物揚場トノ間ニシテ共同物揚場有之候処今般陸軍省御物揚場ト御差換御模様替ニ相成候趣承知仕驚キ私共一同ヨリ其難渋ヲ當区役所ニ御難願仕候処各区役所ニ於テ御明許アリテ書面御脚下ニ相成遺憾当惑之際座テ傍観スルニ堪サル故ニ恐縮ヲ顧ミス奉歎願候」<sup>(注10)</sup>とある。つまり陸軍省用地が神楽町

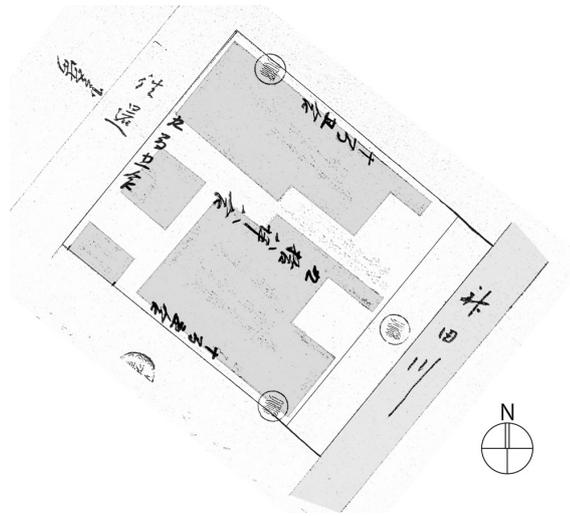


図6-5 神楽河岸五号地の土地利用（明治22年頃）



図6-6 物資が積み置きされた三崎河岸の様子（明治31年）

一丁目前に設置されると、それぞれの所在地から共同物揚場が離れてしまうため、地先利用ができず困るということを、当該地の人物が連盟を組んで、東京府に計画の見直しをするよう迫っているのである。隣接地で稼業を行う人物にとって、地先の河岸地がいかに重要であったかを知ることができる。

こうした河岸地と隣接地との結びつきは、市兵衛河岸においても同様で、明治初年頃から専有的に地先を利用してきた陸軍省の存在が、全体の河岸地の空間構成を大きく規定している。神楽・市兵衛河岸では、土地の利用形態から、その場所を求めていく意識的な側面まで、河岸地と隣接地との間に相互の強い結びつきが築かれていることを確認した。

### 三崎河岸の成立

三崎河岸は、水道橋傍の神田川南岸に立地した、比較的小規模な河岸地である。第4章で取り上げた飯田河岸と同様に、江戸城の城郭を構成する広大な土手に立地しているため、近世期まで物揚場をはじめとした水辺を積極的に活用するような利用はなされてこなかった。上述の神楽・市兵衛河岸とは成立の背景が異なるが、ここでも河岸地が隣接地との相互関係のもとで成立していく様子を確認することができる。

まず、三崎河岸の立地する土地を、ここでは便宜的に三崎土手と命名し(図6-7)、河岸地成立直前までの状態を確認していく。三崎土手では、物揚場や物置場といった河岸地のような

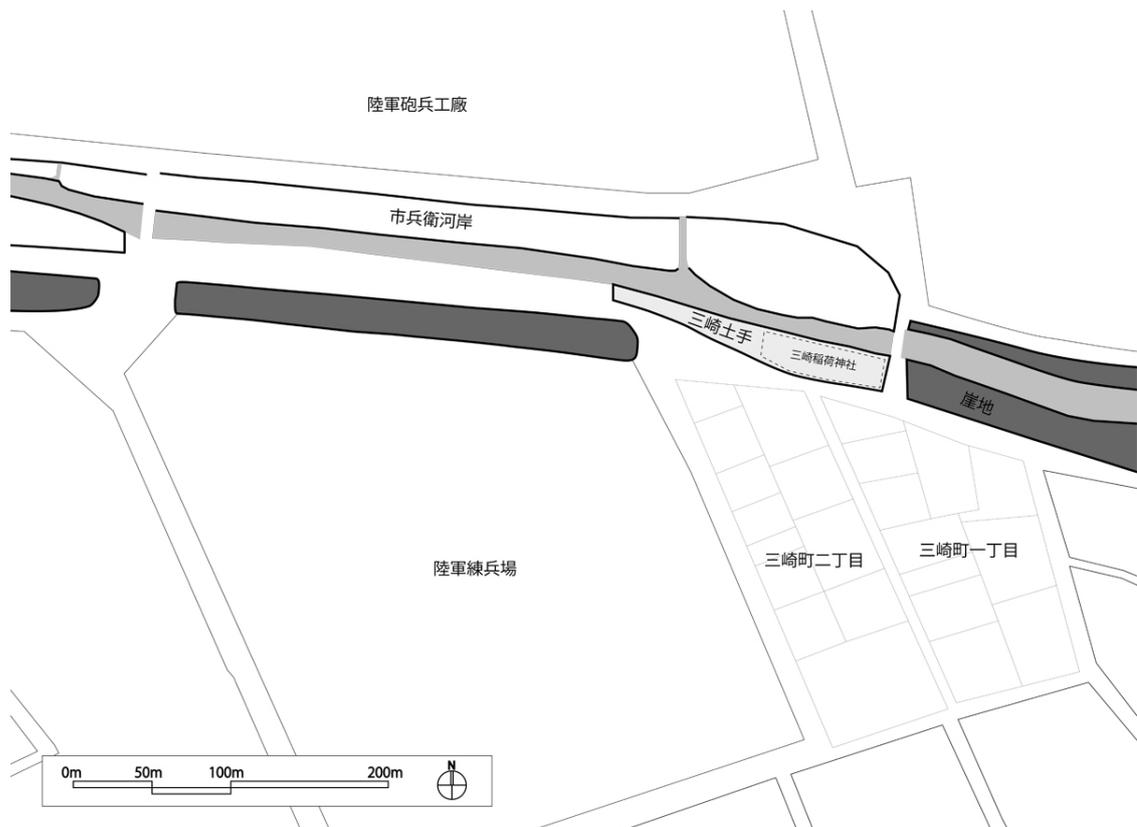


図6-7 明治12年頃の三崎土手の様子(通路架け替え後)



地の一部として三崎稻荷神社の敷地の一部が取り込まれていく。これをきっかけとして、本殿の建て替えや一部の借地人の敷地が削られ、それまでの空間構成が組み替えられていった。また、本事業によって境内地に隣接する土堤が一部取り払われ、通路と河川の両方に面する土地が創出されたことも重要である。大部分が境内地であった土手空間は上記のような改変を受けることで、河岸地としての性質を徐々に帯びていくことになる。こうした近代事業を通じて引き起こされた既存の土地利用の解体によって、三崎河岸ではこれ以降隣接地の人々から土手利用の要請を積極的に受けていくことになる。

三崎土手の拝借申請を最初に確認できるのは、明治15年の遠藤吉方からの申請である<sup>(注14)</sup>。遠藤吉方は、三崎土手の目の前にあたる飯田町二丁目八番地を所在地とする人物で、図6-10のように地先の土手を樹木植込地として利用したいと申請を東京府に提出している。本申請は、お郭の土手であるという理由から、東京府によって棄却されているものの、通路架け替え事業以降に、隣接地と地先の土手という関係が三崎土手において築かれつつある状況に

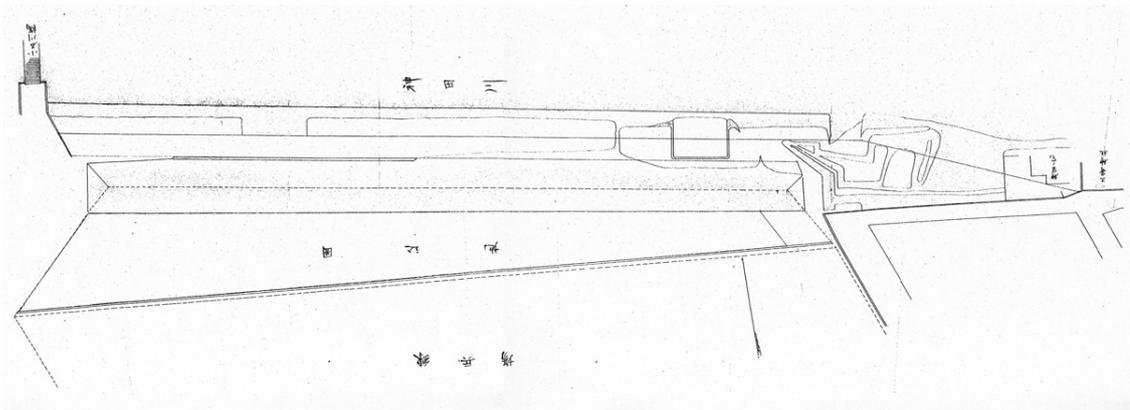


図 6-9 通路架け替え計画図（土堤南側の通路を囲い込み神田川に新たな往還が設けられた）

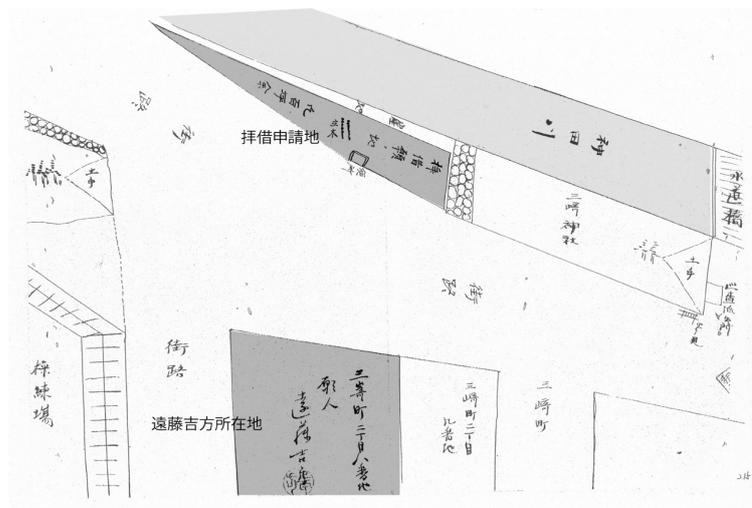


図 6-10 遠藤吉方の三崎土手への拝借申請に添付された絵図

あったことを示している。

三崎土手の河岸地への正式な編入は、明治17年頃に三崎河岸という呼称が東京府によって命名されていることから<sup>(注15)</sup>、遠藤の申請から数年の内に実施されたものと見られる。実際に、河岸地の拝借人や用途、坪数などが記載される「河岸地台帳」において、三崎河岸に関する記述が最初に見られるのも、明治18年からのことである<sup>(注16)</sup>。図6-11、表6-1は、本台帳に記載の三崎河岸の情報を記したものであるが、注目されるのは拝借人のほぼ全てが河岸地に隣接する敷地を所在としていることである。

三崎稲荷神社の境内地を、ほぼそのまま引き継ぎながら成立した三崎河岸にあって、七・八号地は新規に創出された敷地となっている。この七号地の最初の拝借人である古宇田健は、隣

号	用途	拝借人	拝借人所在地	拝借期間	坪数
壹	居宅地	○穂積 耕雲	神田区三崎町一丁目九番地	明治十八年七月七日～明治二十二年十一月十四日	119
式	井戸敷 (3.975坪) 下水敷 (1.325坪)				5.3
参		※番号と同一			
四	休憩所 居宅地	○村本 周助 ○村本 クマ	神田区三崎町一丁目九番地 神田区三崎町一丁目九番地	明治十八年七月七日～明治十九年二月 明治十九年二月二十五日～明治二十三年十二月	5.8
五		三崎神社使用地			92.11
六	居宅地	○服部 多喜	神田区三崎町一丁目九番地	明治十八年七月七日～明治十九年四月 ※死亡に付、明治19年4月名義換え	30.79
七	居宅地 居宅地 居宅地	○古宇田 健 加藤 傳次郎 ○加藤 傳次郎	神田区三崎町二丁目八番地 神田区錦町壹丁目十二番地 神田区三崎町二丁目八番地	明治十八年十月～明治十九年三月 明治十九年三月二日～明治二十一年七月 明治二十一年七月二六日～	132.16
七ノ内(1)		樹木敷地			5.9
七ノ内(2)		電信敷地			2
八	石置場 (101.52) 居宅地 (17.1)	保科 宗兵衛	本郷区元町二丁目七三番地	明治十八年十月～	118.62

○は隣接町の拝借人

表 6-1 最初期の三崎河岸の拝借人（明治17年頃）

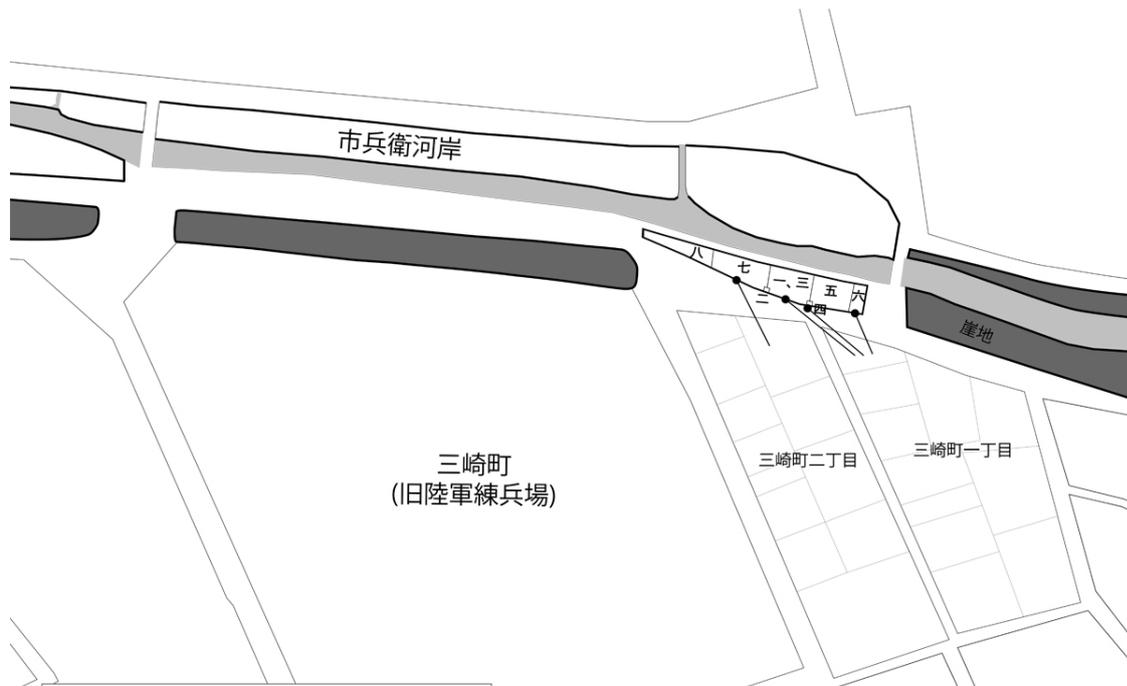


図 6-11 三崎河岸の拝借人とその所在地

接する三崎町二丁目八番地の所在で、道路架け替え事業によって道・河川の両方に面する土手となった当敷地に対して、拝借申請を行い実際に借用に至っている<sup>(注17)</sup>。それまで三崎稲荷神社に隣接した、手つかずの土手であった当地に対して、古宇田は地盤を固めるために樹木植込地を設けるなど、河岸地として整備を進めており、おそらく地先の物置場のような利用がなされていたものと見られる。また、八号地も同様の背景の基で成立した敷地であるが、拝借人は本郷区の保科宗兵衛となっている。保科は、床店葦簾張り経営者から対岸の市兵衛河岸の拝借人となっていった家系のひとりであるが<sup>(注18)</sup>、物置場・物揚場などの機能を補填する為に対岸からの借地に至ったと見られる<sup>(注19)</sup>。

次に、三崎稲荷神社の境内地であった一〜六号地を見てみると、個人借用となっている敷地のすべての拝借人が三崎町一丁目九番地であることに気が付く。実は、このうちの2人は図6-8に見られた境内利用者であり<sup>(注20)</sup>、河岸地となった三崎稲荷神社に対して拝借申請を行い借地に至ったものである。彼らがいつの段階で三崎町一丁目九番地の所在となったかは明らかではないが、境内地が河岸地となったことで、外面的には地先の拝借地という構成が築かれていった。そこでの土地利用は、物揚場のようなものではなく、従前どおり境内地として商売等を営んでいたと見られる。

以上のように、三崎土手では通路の新規開削事業による水辺空間の転換をきっかけとして、周辺の拝借人の影響によって河岸地が成立していく様子を明らかとした。神楽・市兵衛河岸とその過程こそ異なるものの、同様に河岸地と隣接地との間に相互の結びつきが築かれていることを確認した。

### 拝借人の所在地の性質

ここまで、神楽河岸や市兵衛河岸、さらには対岸の三崎河岸まで、隣接型の河岸地拝借人の存在が、水辺空間の変容に強く影響していたことを明らかとした。稼業の用地として積極的に水辺を取り込んでいくことで、町 - 河岸 - 川という構成が築かれていたといえよう。では、彼らの所在している隣接地の町とは、いったいどのような性質の場所であったのであろうか。ここでは、そうした河岸地拝借人の所在地に焦点を当て、水陸の結節点である河岸地を媒介としながら、いかにして隣接地とその町は空間変容を遂げていくのか、その相互の関係を読み解いていきたい。

上述の河岸地が立地しているのは、小石川御門や牛込御門が配された、神田川の最上流部であるが、この周辺は近世期までは主に旗本を中心とした中下級武士の武家地がその大変を占めていた。図6-12は、河岸地周辺の近世期における土地利用を示したものであるが、隣接型の河岸地拝借人の所在地を見てみても、ほとんどが旧武家地に立地していることが見て取れ、周辺地域の性質が大きく転換したことを伺わせる。旧幕臣が明治以降もかつての屋敷地をそのまま拝領している可能性もあるものの、幕末の武家屋敷と明治初年頃の土地所有者を照査しても<sup>(注21)</sup>、両者が一致することはほとんどなく、やはり明治初年から河岸地拝借までの期間に、旧武家地の解体が進んでいったと見られる。旧武家地の、新たな権利者となったそれぞれの地主や借家人は、それまでとは異なる土地利用によって、地域の構造を大きく転換させていく。このとき、こうした動きを促した重要な土地として、水辺としての河岸地の存在を見ることがで

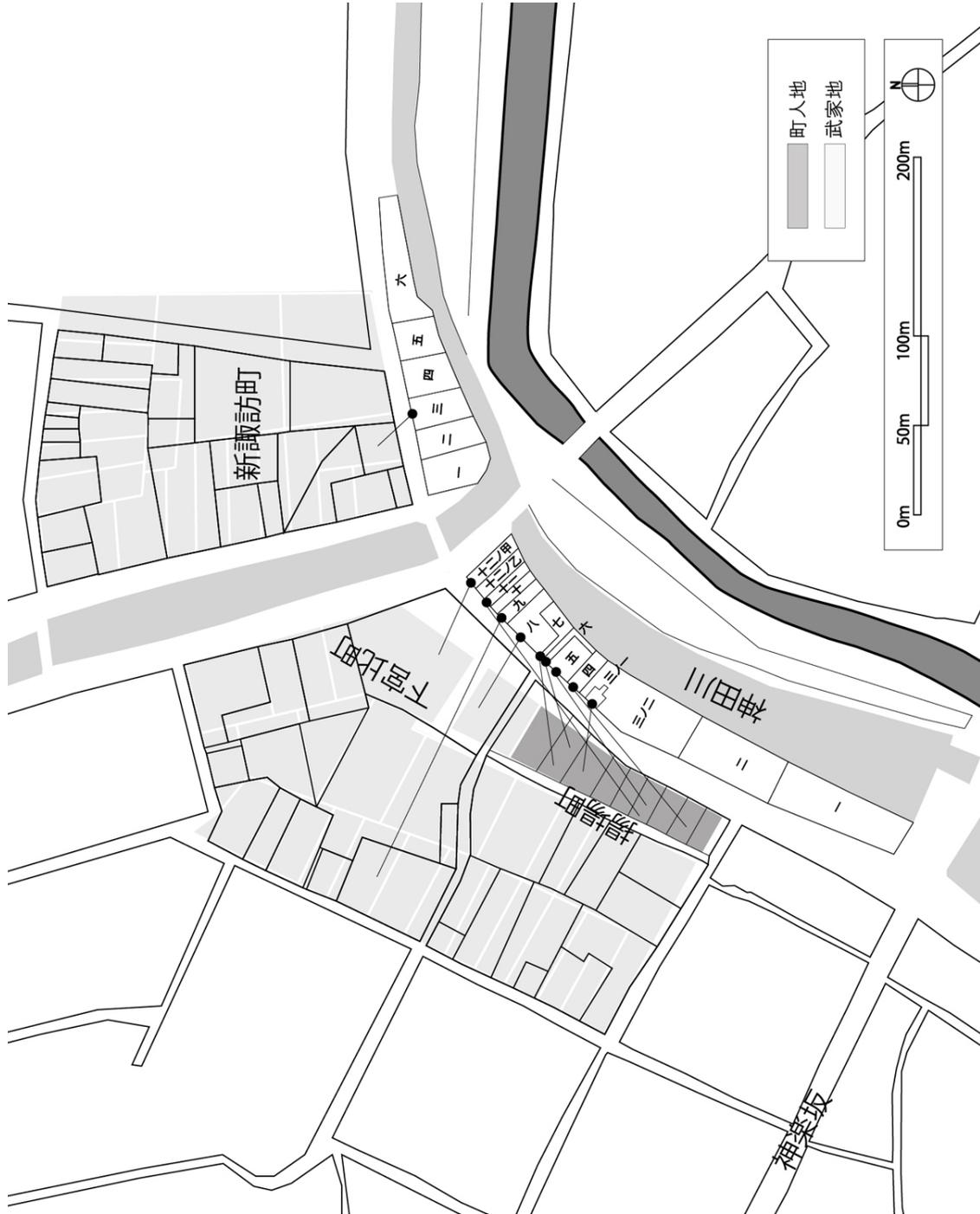


図 6-12 河岸地拝借人所在地の近世期における土地利用

きる。

このような動向が最も顕著に表れているのが、水戸藩上屋敷跡に設置された陸軍砲兵工廠の事例であろう（図6-13）。当施設は、神田川に面した水戸藩上屋敷跡を基準に、周囲の武家地を合筆することで、明治4年に設立された巨大な軍需工場である。陸軍省は、隣接する神楽河岸などにも広大な物置場・物揚場を備えているが、地先の市兵衛河岸に関しては、とりわけ大規模な区画を専有し、創設当初から積極的に活用していた。敷地内には神田上水が引き込まれ、また目の前を神田川が流れる当地は、動力、輸送力を水に頼っていた明治初期において、生産拠点としてまさに好都合な立地であったといえよう。大名屋敷という場所の性質は、陸軍省という近代における新たな主体によって読み替えられ、水辺と強固に結びついた空間特性を築いていった。

大名屋敷のように大規模なものではないが、旧武家地に開発された新開町をめぐっての事例も見るができる。下宮比町一丁目は、多くの河岸地拝借人を抱えた町であるが、当地は明治2年に久世平九郎の屋敷跡約1200坪に設置された新開町である<sup>（注22）</sup>。火除け地であった市ヶ

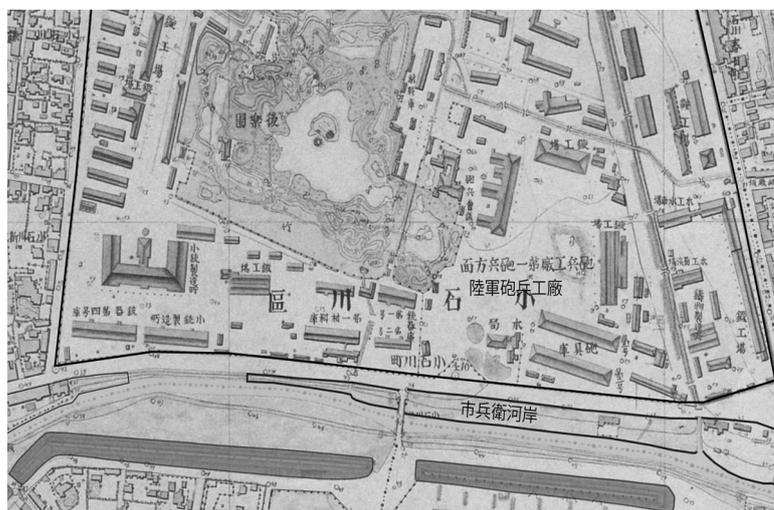


図6-13 地先の市兵衛河岸を明治初年から活用した砲兵工廠

谷田町四丁目に設置されるはずだった当町は、五人組持地借政次郎の願い出によって下宮比町へ移転となり、その政次郎を地主として武家地から町へと変質していく。このとき開発された敷地内の詳細を知ることは資料的な制約から難しいが、明治12年頃には米穀問屋や米穀商、菓物商や煙草商といった多様な商人を確認できることから<sup>（注23）</sup>、明治初年頃から敷地内で町人地化が徐々に進行していたことは明らかである<sup>（注24）</sup>。神楽河岸に、当町を所在とする拝借人が出現するのがちょうどこの時期にあたり、町人地の機能を充実させていくうえで、河岸地が重要な役目を担っていた。例えば、鍋田清次郎は明治14年から神楽河岸八号地を借地する最初期の拝借人であるが、拝借河岸地約108坪のうち80坪あまりを薪炭置場としており、これらを用いて下宮比町内で稼業を営んでいた。神楽河岸十二号地を借用する菊池栄蔵も同様に、下宮比町内で薪炭を用いた商売を行っている。彼は、資材置場に難渋した挙句、三好八十吉借用の十二号地の一部を分け与えられるかたちで、ようやく河岸地の借用に至っているが、

河岸地拝借の際の申請を見てみると、周辺の河岸地が次々と貸し与えられる状況にも関わらず、自身の物揚場がないことを嘆いており<sup>(注25)</sup>、数の限られた個人借用の河岸地を借用することは案外に難しかったことが推察される。実際に神楽河岸の個人借用地の大半は、近世期からの町人地である揚場町を所在とする町人からとなっており、詳しくは後述するが、立地的な特性と近世からの財力を根拠にしながら、地主層として周辺地域にまで影響を及ぼしていく。また、こうした影響力は、多くの町人が借家人であった下宮比町とは明らかに異なっている。つまり、下宮比町をはじめとした旧武家地において、水辺と地域を結びつけていったのは、借家人型の河岸地拝借人であり、その潜在的な財力や立地の面で近世以来の町人地の人物には劣る彼らが、地域を変質させる重要な担い手であったのである(図6-14)。

では、その他の隣接型の拝借人が所在する旧武家地においてはどうかであろうか。例えば、市兵衛河岸第三号地を明治13年から借用している椎名藤兵衛は、米穀商を稼業とする人物である。椎名が所在する小石川区新諏訪町もまた、旧旗本屋敷跡に成立した町であるが、先述の下



図6-14 下宮比一番地から神楽河岸を借用した鍋田清次郎と菊池栄蔵

宮比町のように、町ごと新規に移転してきたものではなく、それまでの敷地割を踏襲しながら、武家屋敷一筆ずつの所有者が変更されることで成立してきた。椎名藤兵衛も菊池栄蔵らと同様に地主ではなく、借家人型の河岸地拝借人であった。これは、旧来の武家地が新たな町人層の出現によって、水辺との回路を築きながら変質していったという点で、下宮比町と共通した事例として位置づけられる。対岸の三崎河岸においても、旧旗本屋敷である三崎町二丁目八番に所在する借家人である古宇田健が、明治以降に新設された地先(三崎河岸第七号地)を稼業の用地として借用しており、同様の動きを確認することが出来る。

以上、隣接型の拝借人の所在地の性質と彼らの動向から、水辺と周辺地域が相互の関係のなかでいかに空間変容を遂げてきたのかを見てきた。旧武家地を所在とする借家人型の新たな町人層の出現は、それまで水辺との空間的な関係性が希薄であった土地に、地先の河岸地という

新たな回路を生成させることを牽引した。変質しつつある地域構造のなかで、地先の土手空間が彼らの要請を受け止める場として取り込まれていったのであった。こうした動きは、江戸以来の土地が、新たな町人によって河川に隣接する水辺の町として読み替えられていく過程であったともいえよう。

### 河岸地拝借人による地域開発

隣接地型の拝借人は、地域構造の変質に大きな役割を果たした重要な主体であったことが明らかとなった。これを踏まえながら、本節ではそうした拝借人が、地域のなかでどのように振る舞い空間的な展開を見せたのか、特に土地の集積過程から地域開発の様子を具体的に検討していきたい。

ここまで見てきた、旧武家地を所在とする隣接型の河岸地拝借人は、基本的には土地を所有しない借地人あるいは借家人が多くを占めていた。これに対して、旧町人地を所在とした河岸地拝借人は、所在地に加えて、周辺地域の土地を複数所有する地主層である傾向が強い。ここでは、神楽河岸に面した近世期以来の町人地である揚場町の河岸地拝借人の動向から、都市空間の変容を見ていく。

まず、神楽河岸第五号地を借用する野崎治兵衛に注目したい。野崎治兵衛は、明治五年の段階から揚場町二番地と、近隣の下宮比町五番地（新開町の部分とは異なる）、さらに津久戸前町二五番地の土地を所有した地主層である。神楽河岸第九号地の拝借人に、同性の野崎重兵衛という人物が確認できるが、彼の所在地が治兵衛所有の下宮比町の土地であることから、親類にあたる人物であると考えられる。野崎重兵衛が、明治五年の段階で治兵衛の土地である揚場

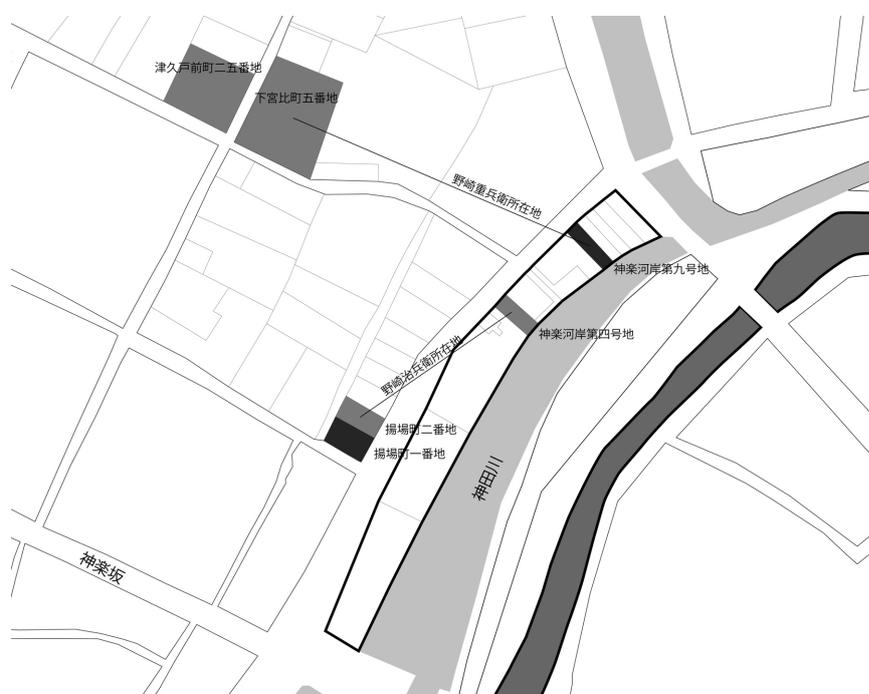


図 6-15 野崎治兵衛（灰色）と重兵衛（黒色）の揚場町周辺の土地所有

町二番地に隣接した一番地を所有していることから、この野崎家が揚場町を拠点としながら、周辺の旧武家地の土地を取得していった様子が浮かび上がる。河岸地を地先として水辺と固く結びつきながら、土地を集積し周辺の都市空間へと展開していったのである（図6-15）。

こうした河岸地拝借人による都市空間への展開は、揚場町という近世以来の町人地を拠点としていることに、重要な意味を見出すことができる。揚場町八番地の所在とする平戸長兵衛は、野崎家のように周辺の土地取得に乗り出した地主層ではないものの、所在地を所有する居付の地主である。地先の神楽河岸第六号地を船宿として活用しているが<sup>(注26)</sup>、こうした稼業は、当地においては少なくとも幕末のころからその存在を確認することができ、揚場町を構成するひとつの要素として明治期まで引き継がれてきた。後述する揚場町四番地の升本喜兵衛も、神楽河岸を活用しながら、近世期から続く当地の酒問屋の事業を拡大した人物であり、こうしたことから野崎家が揚場町を拠点とした有力な商人であった可能性を指摘できる。神楽河岸の個人借用地は、明治以降に成立したものであるから、近世期と比して営業地の立地や営業主といった諸々の条件は変化しているものの、揚場町という地域に蓄積された商業地としての資質と財力、さらには水辺利用にあたっての環境的な利点が、野崎家のような明治以降に見られる都市空間への重要な展開する根拠となっていたと考えられる。

野崎家以上に、こうした展開が顕著なのが上述の升本喜兵衛である。升本喜兵衛は明治初年頃に当地にあった酒問屋を引き継ぎ、事業を拡大させた人物にあたる。図6-16かわも分かるように、明治15年までに周辺の土地を多数所有しており、明治初期の神楽坂地域における旧武家地の変容に与えた影響は大きい。図6-17<sup>(注27)</sup>は明治五年頃に、高井清典の拝領となっていた神楽町一丁目十一・十二番地の、神楽坂に沿う間口二十八間奥行七間の土地を、親族である升本喜太郎が借地していた様子を示している。当地は、明治15年までに升本喜兵衛の所有となっており、旧旗本屋敷が徐々に町化していく様子が伺える。こうした事業拡大の動きと並行するように、神楽河岸の拝借も同時に進められており、明治中期頃までに借用河岸地の数を増やしている。神楽河岸はその後、明治26年の市区改正事業によって大きく改変され、個人借用の河岸地を減らしていくが、升本喜兵衛の借用していた五号地周辺だけは、一般の市街地に組み込まれ、そのまま当地の地主となることでその権利を存続させており<sup>(注28)</sup>、水辺の河岸地利用が、周辺市街地の開発と連動した動きであったことが理解できる。

こうした動きは、先述の旧武家地において見られた、借地人型の河岸地拝借人とは大きく異なっている。居付き地主である明治期の揚場町の商人が、かつての町人地を核としながら、水辺を一体的に活用しながら事業を拡大し、土地を集積しながら地域の空間変容を担っていったのである。

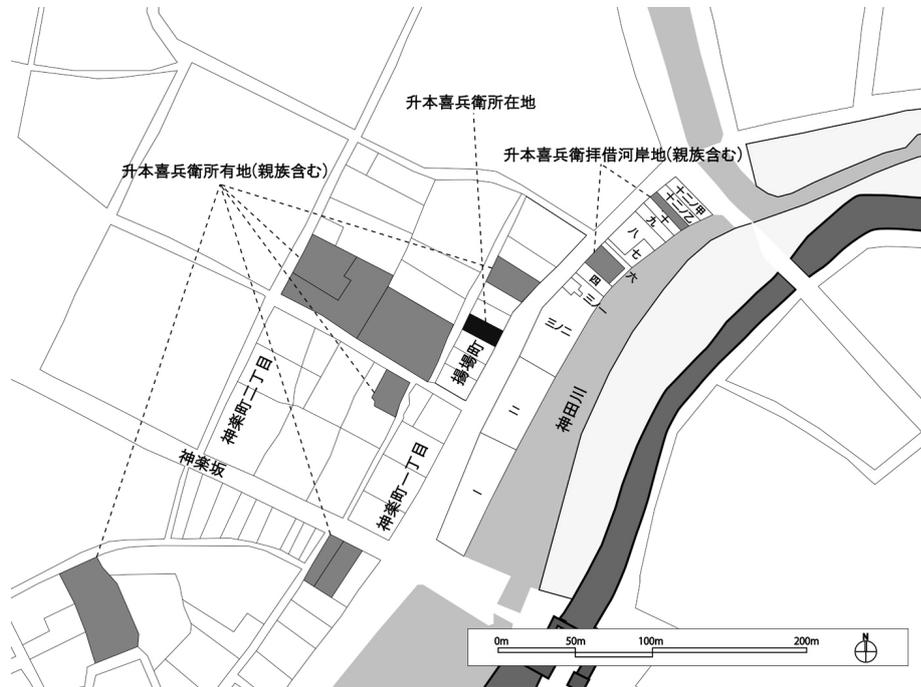


図 6-16 升本家による神楽河岸周辺の土地所有（明治 15 年）

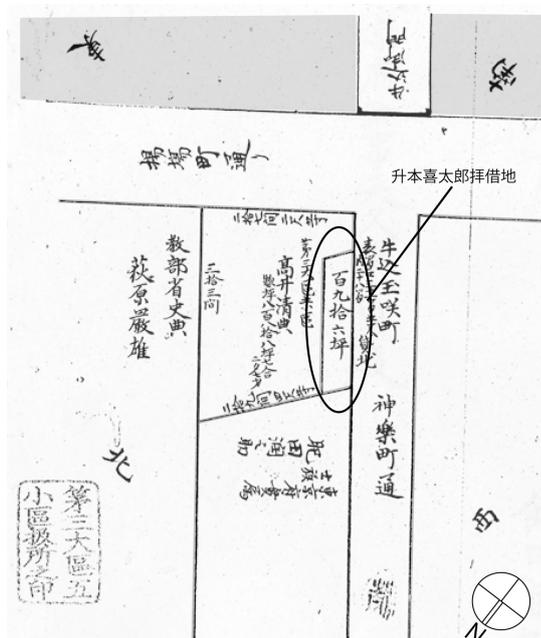


図 6-17 升本喜太郎が借地した神楽坂沿いの土地

### 6-3 河岸地拝借人の存在形態

河岸地の存在が、より広範な地域とどのような関係を築いたのか、主に土地の性質と拝借人の動向から考察する。

#### 河岸地周辺所在者による土手空間への関与

地先の土地として、主に隣接地の主体によって取り込まれ成立したのが、先項までの神楽河岸や市兵衛河岸とすれば、対岸の飯田河岸では、隣接地ではない周辺からの拝借人の存在が河岸地の成立過程に大きく関わっていく。本項では、こうした動向から、河岸地とその周辺の市街地との間に成立した、相互の関係性に焦点を当てていきたい。

飯田河岸の成立は、神楽・市兵衛河岸よりも遅く、明治22年によく河岸地へと正式に編入される<sup>(注29)</sup>。最初期の拝借人を見てみると、飯田町四丁目や五丁目といった隣接する町の人物は少なく、いたとしても河岸地に隣接しない敷地を所在とするなど、むしろ河岸地からは離れた場所を所在とする人物が、その多数を占めていることに気が付く。こうした傾向は、飯田河岸の立地する土手が、土堤によって市域と空間的に隔たれていることに起因しており、最初期の大規模な拝借人であった山嶋久光が河岸地を馬場として利用していたことが示すとおり、地先の物揚場というよりは個別の土地としての利用が顕著である(詳しくは4章)。地先利用が困難という場所の性質上、水辺の利用にあたっては、隣接地の人物が専有的に利用することが効率的とは限らず、こうした条件が、対岸も含めた広範な地域から借用される飯田河岸の特性をかたちづくってきた。

さて、土堤に隔たれ、市域と一体的に利用されてこなかった飯田河岸の周辺環境は、対岸の揚場町などとは異なり、そもそも水辺の町としての資質を本来的に備えてはいない。水辺に連なる土堤と手つかずの土手空間は、周辺の町にとっては依然として大きな障害であり、江戸城外濠という都市の障壁として聳えていた。飯田河岸周辺が水辺の町として変質していく様子を、こうした障害は取り除き、改善していく過程として捉えれば、例えば土堤の開削事業などもその一連の動向として見ていくことができる。

近世以来、手付かずであった土堤は、明治9年の飯田橋の新規架橋を通じて、橋台部分と通路新設のために一部が切り崩されることになる<sup>(注30)</sup>。当事業は、土堤に隣接する飯田町五丁目所在の井上清相を中心に画策された計画で、井上の他3名を加え



図6-18 井上清相らによる新道(灰色部)申請図

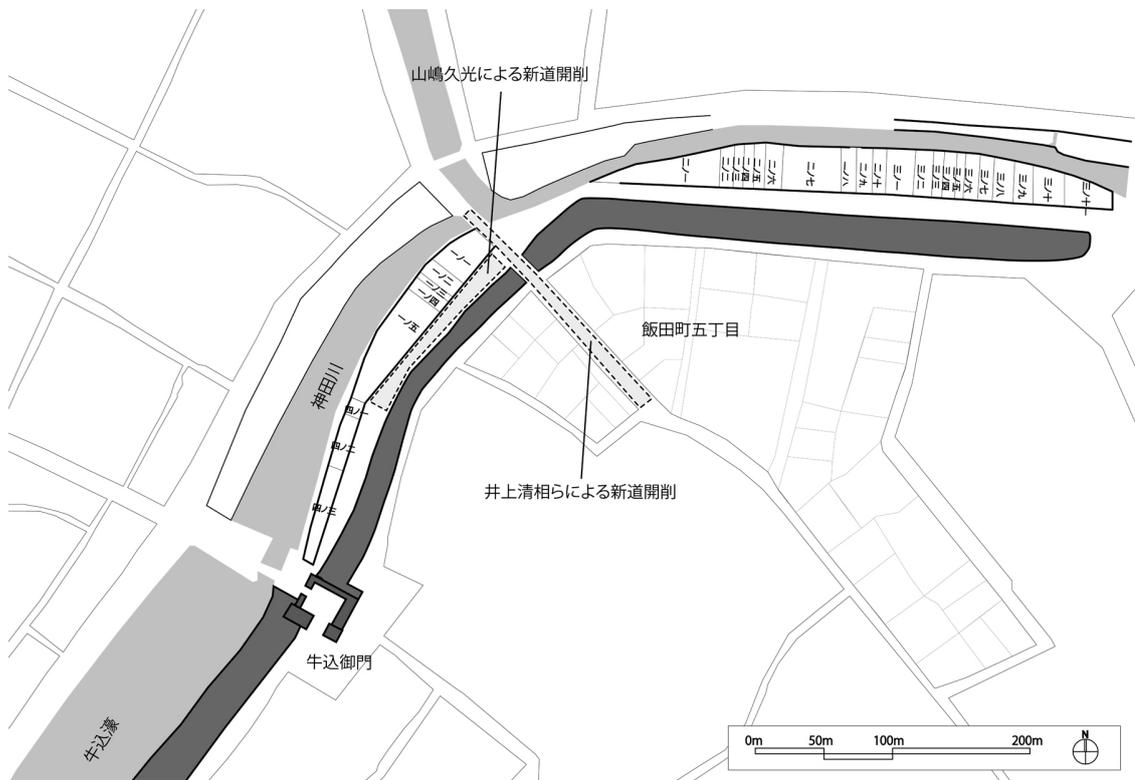


図 6-19 井上清相らによる飯田町五丁目の新道と山嶋久光による飯田河岸内の通路

た4名を総代に、飯田町の地主39名の協力者として名を連ねたもので、注目されるのは、本申請が同時に飯田町五丁目内に新設通路を設けることが計画されていることである（図6-18）<sup>（注31）</sup>。飯田橋の架橋は、生活上の便益を計ってのことであるが、こうした計画と街区構造の改変の動きが連動し、一体的な事業として計画が推進された。こうして事業によって、土堤の一部は切り開かれ、同時に街区を貫く主要通りを通すことで、水辺との空間的な結びつきが、周辺地域の住民自らの取り組みによって築かれていった。

土手空間の改変事業は、河岸地の拝借人にも見られる。図6-19に見られるような飯田橋袂の南西側に伸びる通路が初期拝借人である山嶋久光によって設置されたものであることに加え<sup>（注32）</sup>、東側に伸びる通路も、同じく初期拝借人である平田貞次郎と吉村吉衛門によって整えられていったものである<sup>（注33）</sup>。こうした動きは、土手空間の貸渡しが始められた明治20年頃に、直ちに実施されたもので、水辺利用者によって借地と環境改善の動きが同時期に、自発的に実施されたことを示している。飯田河岸の周辺環境は、土手空間に関与してく周辺地域の人物や、河岸地の拝借人の手によって、徐々に水辺の町としての基盤を確立していったといえよう。

こうした取り組みの後、明治23年以降に飯田河岸の敷地は細分化され、多数の新規拝借人を受け入れていくことになる。飯田町境界の当事者による環境改善によって、飯田河岸は単独の河岸地としての空間的な基盤を築いてはいたが、隣接地との関係という点では、依然として土堤が両者を隔てていたために、拝借人の所在地はむしろ広範な地域に拡散している傾向が強い。制度上は河岸地となった飯田河岸が、こうした拝借人たちといかなる関係を結ぶのか、次

項では、彼らがいかに河岸地を利用し、周辺地域の変容に影響を与えていったのか、その所在地の性質を考慮しながら考察する。

### 周辺型拝借人からみた地域変容

明治23年以降の飯田河岸の拝借人を見てみると、神楽・市兵衛河岸とは対比的に、河岸地からはすこし離れた周辺地域を所在とする人物が多くを占めていることが読み取れる。こうした拝借人が、河岸地としての水辺と如何なる関係を結んでいたのか、まずは彼らの動向からその様子を探りたい。

二ノ七ノ甲号を拝借する芹沢半蔵は、飯田河岸で富士楼と呼ばれる料理屋を開業し、その後成功を収めた人物であるが、もともとは神田区猿楽町二丁目八番地で油売りと材木商を営んでいた人物である<sup>(注34)</sup>。河岸地を正式に拝借するのは明治24年からであるが、おそらくその数年前から河岸地内の一部を間借りするかたちで、薪炭の物揚場として当地を利用していた。地理的に決して近いわけではないが、それでも最寄りの物揚場であった飯田河岸を、飛び地の搬入口として利用していた(図6-20)。地先利用とは異なるかたちで、遠方の商業地と結びついていった様子を伺える。

神田区猿楽町を所在とする人物には、この他にも隣の三崎河岸などで、まとまった人数を確認することができる。三崎河岸は、明治18年に正式に河岸地へと編入された新設の河岸地であるが、明治30年頃までに規模を拡大し、新規に開削された日本橋川の河岸地としても一部が組み込まれている。この拡大部分を拝借していた人物に、五味保や稲富テウといった人物を確認できる。両者はともに、猿楽町三丁目三番地を所在としながら、三崎河岸の十一号地から十五号地(正確な位置は不明)までをそれぞれが拝借している(表6-2)。その稼業が不明であるため、芹沢半蔵のように物資の搬入口として利用していたかは定かではないが、比較的遠方の土地から水辺と結び付いていく形態としてその特性が類似する。こうした特性は、水辺

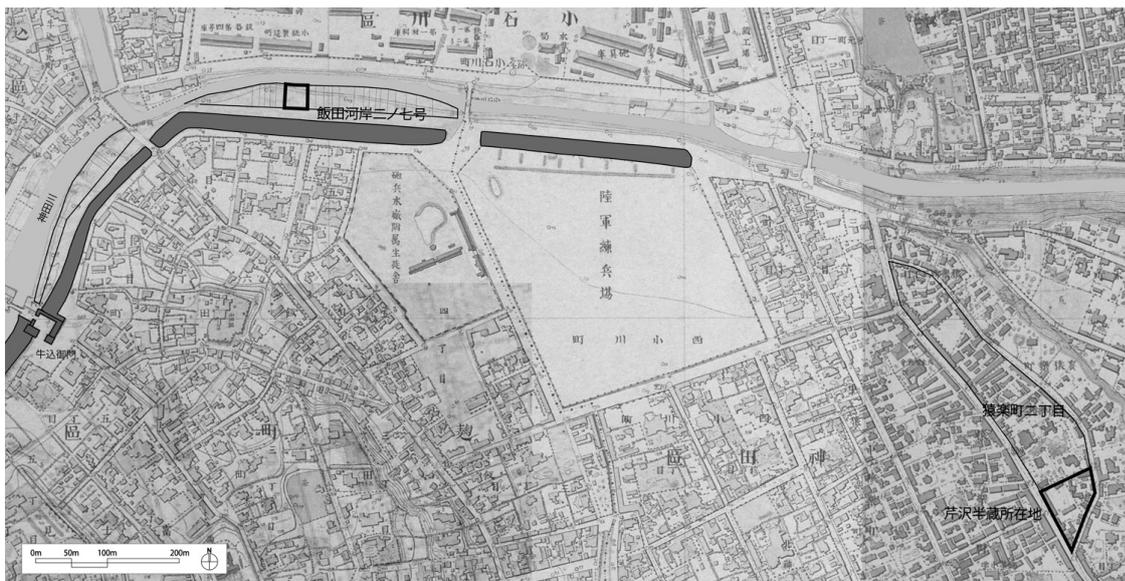


図6-20 飛び地の物資搬入口として芹沢半蔵が借用した飯田河岸二ノ七号地

が河岸地へと変質したことをひとつのきっかけとして、磁極のように周囲の土地からの関与を受けていくことで成立した水辺との相互の結び付きである。水辺が隣接地のみならず、その周囲の空間変容にも、その影響力を發揮していたことが想定できる。

こうした変化による深く迫るために、次に河岸地拝借人の所在地の性質に注目してみたい。図6-3からも明らかなように、飯田河岸の周辺地域はほとんどが旧武家地に属している。周辺地域からの河岸地拝借人の出現は、こうした土地の変質過程と、相互の関係にあるものと思われる。上述の猿楽町周辺を見てみたい。近世期までの猿楽町は、駿河台の西側の麓に立地し、全域が旗本屋敷によって構成されていた一帯である。また、隣接する小川町も、近世期まで大名系の屋敷地を中心に大規模な屋敷地が隣接した地区であり、商業的な施設が集まるような場ではなかった。こうした場所の性質が大きく転換していくのが、明治初期の新開町の開発による街区構造の変化である。

小川町の大規模な屋敷地は、明治5年に新開町として開発されることになる<sup>(注35)</sup>。明治後期頃の当地を写した図6-21<sup>(注36)</sup>からも分かるように、当地は明治後期まで賑やかな商業地として隆盛していく。こうした影響は、隣接する猿楽町などにとっても無縁ではなく、両地区を結ぶ通り沿いには多くの商家が軒を連ね、場所の性質を大きく転換させていた。上述の河岸地拝借人は、こうした土地の変質過程に出現した人物である。芹沢半蔵は、猿楽町に最初の店を出すまでは、万世橋あたりで屋台のおでん屋を



図6-21 明治中期頃の小川町通りの様子

号	用途	借地人	借地人所在地	拝借期間	坪数
一(旧八)	木造居宅地 (60坪)	保科 宗兵衛	神田区三崎河岸第八号	明治二三年一月一日～明治二六年五月十日	118.62
	石置場 (58.62坪)	※明治24年7月に保科シンへ変更			
	木造居宅地 (160.41坪)	杉山 直次郎	神田区美土代町四丁目五番地	明治二六年五月十日～明治二九年九月三日	219.03
	石置場 (58.62坪)				
二(旧七ノ二)	木造居宅地 (160.41坪)	高島 新吉	神田区連雀町十一番地	明治二九年九月三日～	
	石置場 (58.62坪)				
	居宅地	樹木敷地			5.9
	居宅地	保科 宗兵衛	神田区三崎河岸第八号	明治二三年八月五日～明治二六年五月十日	
三(旧七ノ二)	木造居宅地	※明治24年頃に保科シンへ変更			
	木造居宅地	杉山 直次郎	神田区美土代町四丁目五番地	明治二六年五月十日～明治二九年九月三日	
	木造居宅地	高島 新吉	神田区連雀町十一番地	明治二九年九月三日～	
	木造居宅地	加藤 傳次郎	神田区三崎町二丁目八番地	明治二三年一月一日～明治二六年五月三十一日	132.16
四(旧巷・三)	木造居宅地	※明治22年12月に加藤鑑之助へ変更			
	木造居宅地	小倉 嘉平	神田区淡路町二丁目四番地	明治二六年五月三十一日～明治三十年三月十一日	
	木造居宅地	保坂 かの	本郷区元町二丁目六七番地	明治三十年三月十一日～	
	居宅地	内田由太郎	神田区裏神保町五番地	明治二二年十一月十四日～	119
五(旧二)	井戸敷地	※明治28年2月に内田平次郎へ変更			5.3
六(旧四)	木造居宅地	村本 クマ	神田区三崎町一丁目九番地	明治二四年一月一日～	5.8
七(旧五)		三崎神社地	※神田区三崎河岸第六号へ変更		92.11
八(旧六)	居宅地	服部 キム	神田区三崎町一丁目九番地	明治二三年一月一日～	30.79
		※明治25年11月に服部幸太郎へ変更	※神田区三崎河岸第八号へ変更		
九		共同物置場			50
十	木造地	稲富 テウ	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十四日～	45.5
十一	木造地	五味 保	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十六日～	81
十二	木造地	五味 保	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十六日～明治三一年十一月九日	96
	—	五味 保	神田区猿楽町三丁目三番地	※一ノ一、一ノ二に分割	
	木造地	亀井 忠一	神田区裏神保町一番地	明治三一年十一月九日～	30.67
	木造地	五味 保	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年十一月九日～	65.35
十三	木造地	横尾 勝右衛門	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十六日～明治三一年七月二三日	
	木造地	戸塚 忠六	麹町区上六番町三番地	明治三一年七月二三日～明治三四年一月十一日	99.75
	木造居宅地	戸塚 忠六	神田区三崎河岸第十三号	明治三四年一月十一日～	
	木造地	稲富 テウ	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十四日～	99.5
十五	木造地	稲富 テウ	神田区猿楽町三丁目三番地	明治三一年一月十四日～	101.25

表6-2 明治23年以降の三崎町の拝借人（新設された九～十五号地に五味保や稲富テウを確認できる）

商っていたが、立ち回らなくなり明治20年頃に猿楽町に移り住んだという。また、隣の敷地には、その後芹沢が買い取ることになる、本所木場中川屋勘兵衛の材木屋があったようで<sup>(注37)</sup>、当地の商業地的な性質を伺い知ることができる。以上のような、地域構造の変質を担う人物のなかから、遠方型の河岸地拝借人は出現する。当該地周辺の旧武家地から水辺という新たな方向性を、彼らが主体になって確立し、水辺と遠隔地という空間的なひとつの形態を構築していった。

### 地主層としての周辺型拝借人

周辺からの河岸地拝借人のなかには、さらに直接的に都市空間の変容に影響力を発揮していた人物の存在も確認できる。飯塚仁兵衛は、明治31年以降に飯田河岸の複数の敷地を借用した人物にあたる。飯田河岸第二ノ一ノ甲ノ内号の約90坪をはじめに、親族である飯塚由次郎と合わせて、合計4筆の河岸地を、明治33年までに拝借している。その所在地は、飯田河岸とは神田川を挟んで対岸に位置する牛込区横寺町七番地であり、上述の芹沢半蔵などと同様に、遠方型の河岸地拝借人であるといえる(図6-22)。

飯塚仁兵衛は、牛込区随一の酒造家としても知られまた、東京府の酒造組合の頭取を歴任するなど、区内屈指の舊家であった<sup>(注38)</sup>。こうした酒造業の興隆を背景に、飯塚仁兵衛は周辺地域の土地取得を積極的に行い、明治後半までには横寺町周辺だけでも、10筆以上の土地を所有するに至る<sup>(注39)</sup>。明治5年の沽券図では、牛込区袋町二十七番地約2500坪を新規に取得していることが確認できるに留まっているものの、明治15年の段階では既に神楽町一丁目や二丁目の敷地を取得していることから、明治初年頃から段階的に所有地を拡大していったこと

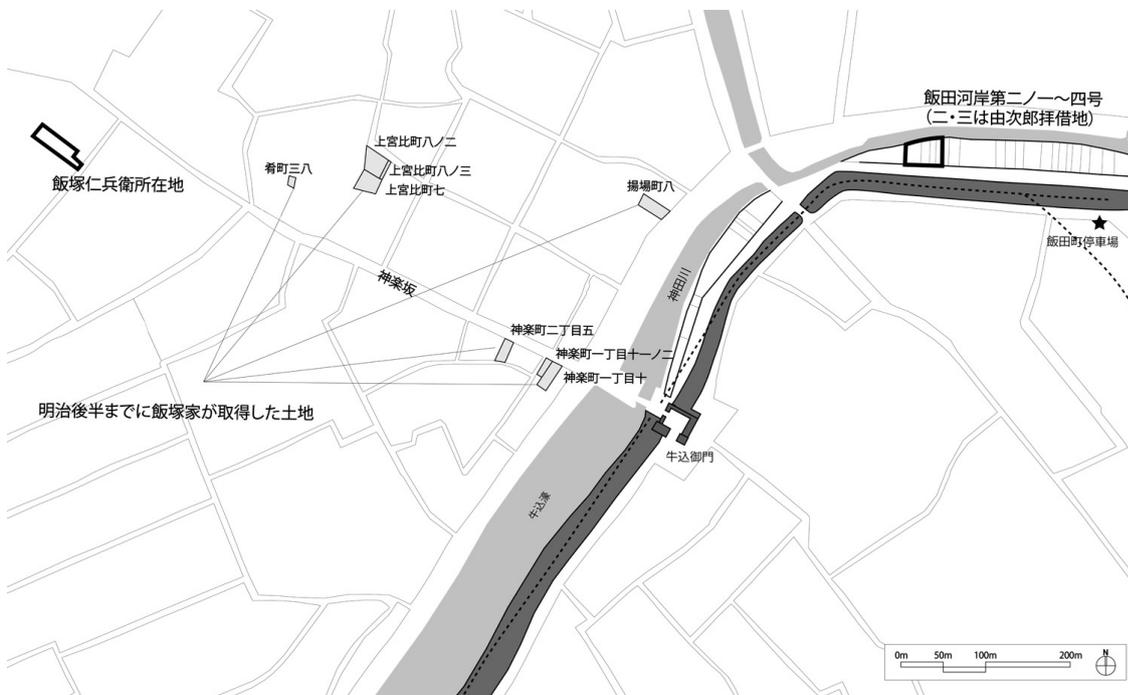


図6-22 明治33年までに飯塚仁兵衛(親族含む)によって拝借された河岸地と取得した周辺の土地

が分かる。時代は異なるが、大正期の飯塚仁兵衛所有の土地のひとつにあたる、神楽町一丁目十一番地を見てみると、敷地内には全10棟の建物が建てられ、そのうち飯塚が所有するものは1棟となっている<sup>(注40)</sup>。その他の土地では、敷地内に飯塚所有の建物が無いケースも見られ、こうしたことから、おそらく土地取得の目的は、借家人に貸し渡す土地経営的な利用を主眼においたものだったのであろう。神楽坂の三業が分布する地区の土地も複数所持し、地主層として周辺地域の空間変容に多大な影響力を発揮していた様子が理解できる。

地主層として所有地を拡大させていくこうした動きと、明治31年からの飯田河岸の河岸地の取得は、時期的に連動した動きとして見る事ができる。飯塚仁兵衛の所在地である横寺町から見て、最も近場の河岸地は神楽河岸であるが、明治30年に当地は既に市区改正事業によって個人借用地の大半が削除されており<sup>(注41)</sup>、やむを得ず対岸の飯田河岸の借用に至ったと見られる。借用河岸地の用途を見てみると、家屋や物揚場のみならず庭地としての利用が多く、純粋な物資の搬入口というよりは、商店や住居といった性格の強い利用が行われていた可能性が高いことを指摘できる。上述の芹沢半蔵などのように、稼業用地のための機能的な飛び地として取得に至るといふよりは、土地取得という展開のなかでのひとつ選択肢として、河岸地という場所があったようだ。

以上のように、隣接地のみならずより広範な地域においても、それぞれの主体がいくつかの要因によって、都市的な動向の過程で水辺を視野のなかに取り込み、相互の関係を築いていった

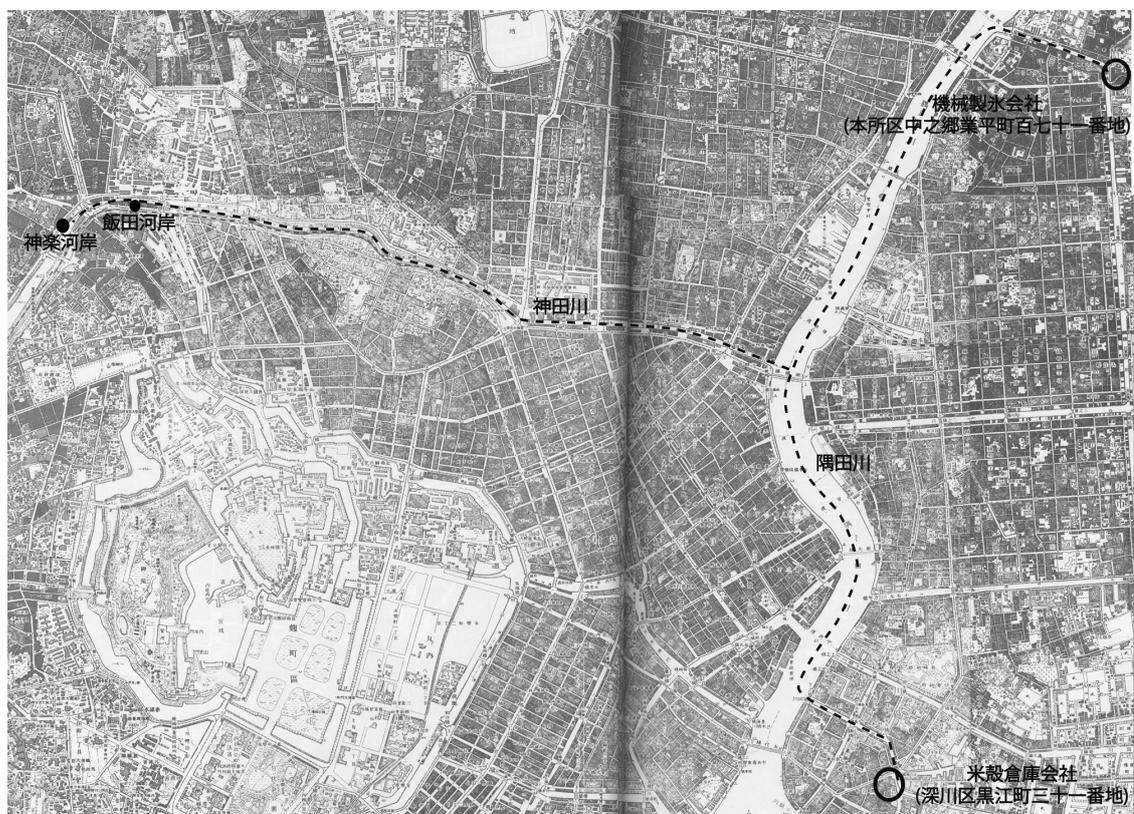


図 6-23 神楽河岸を拝借する深川区黒江町の米穀倉庫会社と飯田河岸を拝借する本所の機械製氷会社

ことが明らかとなった。上述の芹沢半蔵などの事例と合わせて、明治以降の地域の変容を担っていた人物が、同時に水辺と結びついた河岸地拝借人としての顔をも持ち合わせていたことは重要である。

### 地域無縁の拝借人

本章の最後に、河岸地の周辺に所在しない人物、つまり地域にとって無縁の人物に焦点を当て、その動向を見てみいく。神楽河岸や飯田河岸が立地する牛込区や麴町区などといった地区より、さらに広範な地域に目を向けてみると、こうした地域からは企業や会社による河岸地の拝借が多く見いだせる。例えば、神楽河岸三ノ内ノ三号地を、明治24年から代わり替わり拝借する3人の名義は、深川区黒江町の米穀倉庫会社支配人となっているし、飯田河岸二ノ八号地を拝借する中川佐兵衛の名義は、機械製氷会社社長となっている。このような、一見地域とは無縁の地区からの会社による拝借は、神田川の舟運による水路体系による結びつきを考慮すると、その関係性が浮かび上がって見えてくる（図6-23）。

神田川は、東京の牛込地区や小石川地区、さらには飯田町や番町といった地域にとって、唯一の水路として機能している。まだ市内の流通の大部分を舟運に頼っていた明治期の東京にとって、神楽河岸や飯田河岸という河岸地は、とりわけ重要な地位を占めていた。大正12年に東京府が行った調査によると、神田川の2日での総通船数は1009隻にのぼっている。これは調査が実施された東京市内全59流路のうち、上から10番目に多い数値であり、神田川がいかに重要な水路として機能していたかが理解できる<sup>(注42)</sup>。こうした水路としての神田川の重要性は、飯田町停車場が明治28年に設置されたことによってより強化されてく。大正12年頃の飯田町停車場の集荷品と発送品の多くは石炭や木炭であるが<sup>(注43)</sup>、こうした資物品の東京市内への発送には舟運が活用されていたことは容易に想像がつく。深川の米穀倉庫会社や本所の機械製氷会社は、上記のような神田川が担う水路としての重要性を背景に、神楽河岸や飯田河岸の拝借に至っている。つまり、水路体系による結びつきから、牛込、飯田町地域への流通拠点としてそれぞれの河岸地が機能しているといえよう。

こうした、水路をひとつの軸としながら、沿革地から河岸地の借用に至る他のケースとして、平田貞次郎の動向が興味深い。平田貞次郎は、豊島郡淀橋町角筈村百二十四番地を所在としながら、飯田河岸が河岸地に編入される以前から土手を使用した初期拝借人のうちの一人である。河岸地拝借人として、飯田河岸の空間的な基盤を築き上げた彼は<sup>(注44)</sup>、同時期に富士見町で英華舎（図6-24）という牛乳採取所を経営する人物でもあった<sup>(注45)</sup>。他に水路を持たない、富士見町に立地した当牧場地から、最も近くの河岸地が飯田河岸であり、商品や飼料の運搬目的に河岸地を利用していた可能性は高い（図6-25）。また、河岸地の拝借自体もそうした用途を兼ねて計画され実施されたものではないか。このような動向が示すのは、神田川の存在と河岸地という機能が、事業用地という場所の意味を地域の性質に付加しているということである。平田貞次郎のように、地域にとって無縁である遠隔地の人物が、同一地区の河岸地と市街地の土地の取得を同時期に実施しているという事実は、飯田河岸を唯一の河岸地とする飯田町や富士見町といった界隈の、水辺の町としての側面をつよく特徴づけるといえよう。

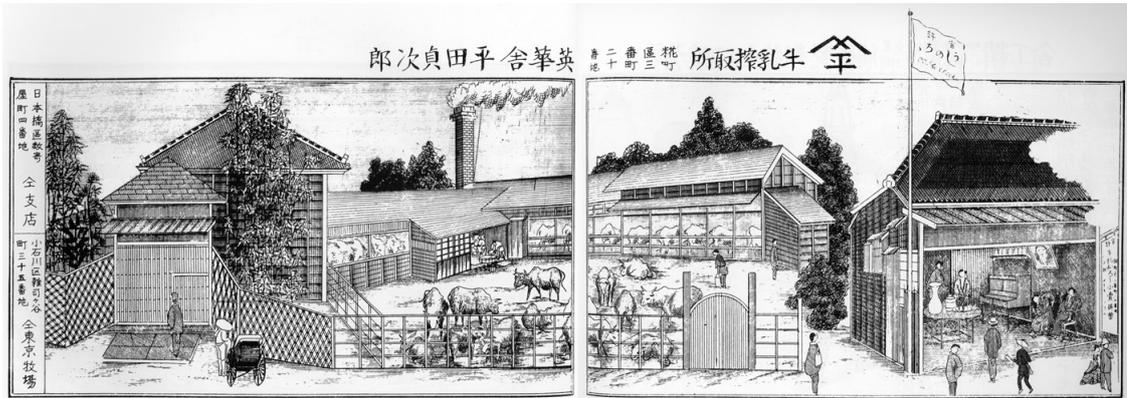


図 6-24 平田貞次郎経営の英華社と名付けられた牧場



図 6-25 平田貞次郎の最初期の飯田河岸拝借地と三番町の牧場

## 6-4 まとめ

本稿は、河岸地拝借人という存在に焦点を当てながら、神田川周辺の旧武家地を中心とした地域が、空間変容を遂げていく様子を描き出すことを目指したものである。明治以降に水辺空間の変容を担い、空間的な基盤を築くことに寄与していった河岸地拝借人たちは、一方では地域の変質をも担う重要な主体であり、それぞれの所在地で、稼業や土地経営を通じて水辺と結びつきながら、地域構造の再編に強く関わっていった。

河岸地拝借人には、その位置関係から、隣接型、周辺型、遠隔型のタイプが見られ、水辺との結びつき方という点においてそれぞれ異なった存在形態を確認できる。隣接型の河岸地拝借人では、地先の稼業用地として、隣接地と一体的に利用されるまとまりのある場を築き上げる。地先の河岸地を取得することは、町の発展に欠くことのできない条件であり、こうしたことが隣接型拝借人の重要なモチベーションであった。周辺型では、遠方の商業地からの飛び地の搬入口や、土地取得のひとつの選択肢としてなど、事業用地を補填するように、点と点を結ぶような関係性を都市内部に築き、そして遠隔型では、物資の生産地や供給地から水路網を介して結びつく、物流の場としての関係を築くに至った。

明治以降に見られたこのような水陸の新たな関係性の生成は、それぞれの地域の変質過程と連動した動きとして捉えることができる。例えば、地先の河岸地を稼業の用地として取り込んだ隣接型の拝借人は、新開町をはじめとした旧武家地跡に成立した新興の町に出現した人物が多くを占めており、明治以降の町の変容を担う重要な主体であったことが明らかとなった。新開町である下宮比町所在の菊池栄蔵が、地先の神楽河岸を拝借しながら稼業を発展させていく様子は、こうした動向をよく示している。また、近世以来の町人地を所在とする河岸地拝借人は、より直接的に広範な地域の空間変容に関わっていく。揚場町所在の升本喜兵衛は、地先の神楽河岸と強固に結びつきながら、周辺の土地開発から土地取得までを積極的に行い、神楽坂境界の明治以降の空間形成に多大な影響を与えていった。

周辺型の河岸地拝借人も、地域の変容を見るうえで重要な存在である。飯田河岸の飯塚仁兵衛は、上記の升本喜兵衛と同様に複数の土地を取得していった地主層であるし、同じく飯田河岸の芹沢半蔵も、明治以降に新開町を発端として商業的な地域へと変質していった、小川町に隣接する猿若町で材木商などを営み稼業を発展させた人物である。両者はその性質こそ異なるものの、水辺との関係を築きながら、それぞれの町、あるいは地域の空間変容において特徴的な人物であった。機械製氷会社や米穀倉庫会社、さらには平田貞次郎による英華舎の牧場といった遠隔型の拝借人も、それぞれの所在地や事業地が、近代以降に生産地・供給地として土地利用を大きく転換させたことを考えれば、同様に地域の空間変容を担う主体としての性格が浮かび上がるといえよう。

以上のように、河岸地拝借人は水辺の空間変容を担うだけでなく、所在地を中心とした地域の変質過程に際しても影響力を発揮していく存在であったことが明らかとなった。これまで、別々の問題として扱われがちであった水辺と一般市街地の変質過程が、それぞれ連関しながら進行する問題であったこと、そしてそれが明治初期の東京の再編過程を捉える上でのひとつの重要な視角であることを本稿では指摘したい。また、こうした動向の背景には、河岸地としての水辺が、都市空間におけるある種の磁極のように作用し、それぞれの拝借人を引き寄せるこ

とで、所在地と水辺とが結びついた水辺利用者の新たな存在形態を築き上げたという事実も重要である。水辺の視点から明治期の東京を捉えることで、従来とは異なる地域構造の姿が浮かび上がった。

また、それぞれの河岸地ごとに拝借人の性質の違いは顕著であったが、3章、4章の成果も踏まえれば、こうした違いは河岸地の隣接する町の歴史的条件や立地的な条件に左右されるといえる。川と陸地の接地面として河岸地をみたとき、水辺と都市空間に挟まれた緩衝材のように相互を結び付けていく場所として、河岸地を見ていくこともできるだろう。この緩衝材に作用する人々の営為や実際の空間変容から、近代東京の都市空間に迫ることを本研究は目指している。

注釈

- (注 1) 伊藤裕久「都市空間の文節把握」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市4 文節構造』日本建築学会、2007年、pp. 87-90。
- (注 2) 水都という枠組みにおいては、水辺はどんな文化圏でも、多様で多彩な性格を示し、人々の暮らしや営みと密接に結びつき地域の個性ある風景と多様な文化を育む、都市空間における根源的な場として位置づけられている。陣内秀信「「水都学」をめざして」陣内秀信・高村雅彦編『水都学Ⅰ』法政大学出版局、2013年、pp. 139-184。
- (注 3) 難波匡甫「江戸東京と内川廻し—河川舟運からみた市域形成」陣内秀信・高村雅彦編『水都学Ⅲ』法政大学出版局、2015年。
- (注 4) 小林信也『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社、2002年。
- (注 5) 本稿では、明治15年発行と、明治22年発行の「河岸地台帳」を使用する。東京都公文書館所蔵：河岸地免許証台帳・麹町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・全 明治十五年、東京都租税課、1882年、請求番号633.A5.10。並びに、東京都公文書館所蔵：第1種・河岸地台帳・麹町区、芝区、麻布区、牛込区、小石川区・全16冊の内全1冊、東京都地理課、1889年、請求番号601.B4.13。
- (注 6) 東京都公文書館所蔵：明治11年 区分町鑑 東京地主按内 全 山本忠兵衛輯、請求番号なし（資料ID000101786）。
- (注 7) 東京都公文書館所蔵：明治22年願伺届録・河岸地 麹町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・本郷区、庶務課、第二四 神楽河岸地年期継願、請求番号617.C8.03。
- (注 8) 本図は、『風俗画報 第352号』（東陽堂、1906年、pp. 10）に収められた、「火事場の写真」。
- (注 9) 本引用は、牛込区長秋山則白から東京府に対して、神楽河岸内に設置予定の陸軍省用地の立地について出された伺いの一部である。東京都公文書館所蔵：明治15年回議録・願伺、地理課、「第十～二十四 牛込区神楽河岸内共同物揚場位置復旧願」、請求番号612.B3.04。
- (注 10) 前掲9)。
- (注 11) 東京都公文書館所蔵：明治12年稟議録・市街地理・第1号、租税課、「第三 小石川橋水道橋中間土手附道路練兵場へ囲込に付更に道路陸軍省於て開設の件」、請求番号610.D3.01。
- (注 12) 前掲11)によれば、陸軍省が当地での訓練の際に、土堤を障壁として利用すれば都合が良いため、練兵場の敷地として取り込みたいという要望があったことが分かる。
- (注 13) 当図は、前掲11)に掲載された計画図のうちのひとつである。
- (注 14) 前掲9)、第十五 神田区三崎河岸拝借願 遠藤吉方。
- (注 15) 三崎河岸の命名は、明治17年の東京府による河岸地命名の際に実施されている。東京都編『東京市史稿 市街篇 第68冊』東京都編、1976年、pp. 359。
- (注 16) 東京都公文書館所蔵：第1種 河岸地台帳・神田区・全1冊、地理課、1884年、請求番号601.A6.12。
- (注 17) 東京都公文書館所蔵：明治18年回議録・(河岸地) 神田区、地理課、「第四十二 三崎河岸所属崖地並樹木敷地拝借願 古宇田健」、請求番号614.A4.02。
- (注 18) 本論文の第3章4節を参照。

- (注19) 前掲17)、第三十二 三崎河岸拝借願 保科惣兵衛。
- (注20) 図からは、三崎稻荷神社の境内を拝借する人物として、村本周助と服部文之助の名前を確認することが出来る。服部文之助の拝借地は、台帳記載の六号地拝借人である服部多喜の拝借地と、位置と規模がほぼ一致するため、二人は親類関係にある同類の拝借人であると判断した。また、一号地拝借人である穂積耕雲は神官であったことが判明しており、同時に拝借地が本殿の傍であったことから、三崎稻荷神社の重要な役職に就いていた人物であったと推察できる。
- (注21) 明治5年の『沽券図』(東京都公文書館所蔵:第三大区沽券地区(第三大区五小区)、東京府地券課、1873年、請求番号ZH-656)に記された地主と、嘉永4年発行の『尾張屋版切絵図』を照査すると、当該地ではほとんどの武家屋敷で拝領主が入れ替わっていることが分かる。
- (注22) 東京都編『東京市史稿 市街篇 第50冊』(東京都編、1961年、pp.815-824)に、市ヶ谷田町四丁目が替地となり、下宮比町へと移転していく様子が詳しい。
- (注23) 下宮比町一丁目内の商人は、横山錦柵『東京商人録』(大日本商人録社、1880年)から確認した。
- (注24) 新開町とは、武家地の商店化によって特徴づけられた存在であるが、単純にそれまでの町人地を拡充したものではなく、既存の建築を転用しながら、多様な職種の人々が入り混じる性質の場であった。松山恵「近代東京における広場の行方—新開町の簇生と変容をめぐる」吉田伸・長島弘明・伊藤毅編『江戸の広場』東京大学出版会、2005年、pp.67。
- (注25) 当申請は、菊池栄蔵が神楽河岸を拝借する直前に、船河原橋の袂を物置場として用用したいという内容のものである。そのなかで菊池は、「方今川附地新規御貸附モ有之ヲ観レハ図面川附ノ地所御貸附有之候テモ可然」と、周囲の状況に関わらず、自身の河岸地がないことに対する憤りを述べている。東京都公文書館所蔵:明治14年 回議録・第一号、租税課、「第五四 菊池栄蔵ヨリ牛込区舟河原橋上流沼地営業物品置場ニ拝借願ノ件」、請求番号611.D2.01。
- (注26) 前掲23)から、揚場町七番地の平戸長兵衛は、船宿商であったことが分かる。なお、隣接する揚場町六番地も澤柳熊次郎の船宿であったことが分かる。
- (注27) 東京都公文書館所蔵:明治5年 管民願伺届・第4部、土木掛、第一百五十明治5年5月 第三大区五小区土族高井清典より東京府庁へ牛込揚場町附属賜邸の内別紙絵図面朱引の通り同所神楽町通り表間口28間奥行7間の間第三大区五小区牛込神楽町3番地地借升本喜太郎へ貸付建家補理仕度に付町規は勿論場所相当の割合を以て区入用等差図次第出銀仕る旨届申上、請求番号605.D5.03。
- (注28) 第3章を参照。
- (注29) 飯田河岸の河岸地への編入は、明治22年に「区部共有河岸地規則」の制定を受けて、東京府の基本財産に組み込まれることで実施された。詳しくは第4章2節を参照。
- (注30) 東京都公文書館所蔵:明治9~11年架橋願・井上清相 牛込船河原橋、土木課、「第八 土手開削願 飯田町五丁目一番地井伊直」、請求番号609.D4.07。
- (注31) 前掲30)。
- (注32) 本申請は、土堤際に幅6間の道を新設したいと、山嶋久光と杉坂喜共との連名で提出されたものである。東京都公文書館所蔵:明治22年願伺届録・河岸地 麴町区・芝区・麻布区・牛込区・小石川区・本郷区、庶務課、「第四八 富士見河岸道路取設ノ件 山嶋久光」、請求番号617.C8.03。

- (注33) 前掲32)、「第三一 飯田河岸拝借願 平田貞次郎」、請求番号617.C8.03。
- (注34) 芹澤半蔵『私の一生』富士見楼、1915年、pp.27-32。
- (注35) 小川町の新海町の開発は、明治5年頃実施されたものである。なお、同年には小川町の対面に位置する神保町でも新開町が見られ、一体的に場所の特性が変質しつつある状態にあったことが分かる。前掲24)、pp.68-69。
- (注36) 図2の写真は、マリサ・ディ・ルッソ・石黒敬章監『大日本全国名所一覽 - イタリア公使秘蔵の明治写真帖』(平凡社、2001年)に収められた「神田小川町」の写真(pp.149)である。通りに沿って幾つもの商家が建ち並び、武家地としての様相が大きく転換したことが理解できる。
- (注37) 芹澤半蔵が、万世橋での屋台営業から始まり、猿楽町に店を開き、隣接地の材木屋の店を買い取っていく様子は、前掲34)のなかに詳しい。
- (注38) 飯塚仁兵衛の来歴は、古林亀治郎『現代人名辞典』(中央通信社、1912年、pp.110-111)より引用。
- (注39) 地図資料編算会編『地籍台帳・地籍地図〔東京〕第6巻』(柏書房、1989年)から、明治年時点における、横寺町周辺の飯塚仁兵衛とその親族所有の土地を拾い出すと、神楽町一丁目一〇、神楽町一丁目十一ノ二、神楽町二ノ五、筑土八幡町五ノ三、揚場町八、筑土八幡町一ノ一、筑土八幡町五ノ二、上宮比町七、上宮比町八ノ二、上宮比町八ノ三、肴町三十八の、全11筆が確認できる。
- (注40) 大正11年時点での、神楽町周辺の土地所有者と建物所有については、牛込区史編算会『牛込町誌 第一巻』(1922年)に記載の情報を基に分析を行った。
- (注41) 神楽河岸の個人借用地の大半は、明治26年に市区改正事業に伴って大部分が削除となった。しかし、揚場町と神楽町一丁目の地先部分に相当する箇所は、共同物揚場と一般の市街地として(升本喜兵衛所有)組み込まれ存続している。詳しくは第3章を参照。
- (注42) 東京市役所編『東京市内外河川航通調査報告書』東京市、1923年、pp.70-77。
- (注43) 本文で示した飯田町駐車場の集荷品は、『大正十二年東京市貨物集散調査書』から引用したものである。なお、本稿ではその復刻版にあたる、山口和雄監・高村直助編『近代日本商品流通史資料第7巻 東京市貨物集散調査書』(日本経済評論社、1978年)を参照している。
- (注44) 平田貞次郎の飯田河岸成立までの動向に関しては、第四章を参照。
- (注45) 平田貞次郎の経営した英華舎は、富士見町地域で大変に繁盛した牛乳採取場で、明治18年刊行の『東京商工博覧絵』にも掲載されている。なお、本稿では以下の復刻版を参照している。山田忠『東京商工博覧絵』湘南堂書店、1987年、pp.366-367。





## 第7章

### 水辺から見た都市組織と都市風景の変容



## 7-1 はじめに

### 本章の目的

外濠・神田川は、近代以降に水路としての性質が強化され、河岸地をはじめとした湊機能のより一層の発展に伴って、周辺の地域形成に強い影響を及ぼしてきたことを本論文では明らかとしてきた。神楽河岸や市兵衛河岸、さらには飯田河岸といった近代の「河岸地」は、それぞれの歴史的な背景や、立地する場所による先行する条件の違いに左右されながら、市街地と多様な結びつきを築き上げてきた。このとき、河岸地を伴わない市ヶ谷濠や牛込濠といった純然な堀へと視線を移してみると、その周辺市街地ではどのような水辺との相互関係が見いだせるであろうか（第5章図5-1参照）。

第5章で明らかとしたように、当地は鉄道用地として活用されながら、停車場等の鉄道関係施設を介して部分的に開放され、近代における新たな空間的な基盤を築いてきたが、水路としての機能は備わっていないために、直接的な営為の対象として周辺地域に水辺が取り込まれるような動きは見られない。主に、旧武家地によって構成される周辺地区は、学者、政治家、軍人など、近代の有力者の新たな屋敷街として再編され、優良な生活空間として推移していくことになるが、こうした動きは主に明治20年代頃から顕著となり、明治40年頃までにその輪郭をかたちづくっていく。このとき、その開発を担った主体の一連の動向から、外濠という水辺と周辺地域との関係性を見出すことを本項では試みたい。

近代東京の屋敷街といえば、早くには番町や駿河台など、明治政府の官員向けに供出された郭内の旗本屋敷跡などの活用が一般的によく知られるが<sup>(注1)</sup>、その後東京の拡大に伴って徐々に周縁へとその範囲は拡大していく。こうした動きはより良い生活環境を求める動きとして見ることができるが、その前提には地租改正によって土地が不動産として扱われるようになったこと、そして鉄道をはじめとした土地交通の発展という要素が大きく関わっていたと考えられる。土地の取得を進めるにあたって、利便性や風致といった水辺であることに起因する場所の特性が、その選択に影響を与えていたとすれば、土地取得の経緯やその所有の関係から、水辺と都市空間の相互関係を見出していくことが出来るのではないか。

明治20年頃の牛込濠・市ヶ谷濠でいえば、土手を利用した甲武鉄道の開通や各河岸地の発達、さらには屋敷街として望ましい地形的な条件など、土地の資質という点から屋敷街の形成に関わる要因を幾つか見出すことができる。この場合、地域にとっての水辺の持つ意味は、交通という実利的な側面のみによらず、鉄道用地となった場所的な特性や、景観や風景といった意識的な面も多分に関わってくるといえよう。本項では、こうした動向に焦点を当て、武家地から屋敷街へと空間変容していく過程を、外濠からの視点で描き出し、都市空間にとっての水辺の意味を探っていきたい。

### 方法と資料

分析にあたっては、主に土地所有の分析から復元的に地域構造の解明に迫り、同時にこうした土地取得の動きの根拠として、対象地の水辺としての環境があったことを、実際の土地利用やその開発主体の言説等から読み解いていく。

まず2節では、明治初年から明治後期にかけての土地所有の変化を動的に見ていき、旧武

家地としての都市組織が徐々に解体され、近代の仕組みのなかで新たな空間的な輪郭を帯びていくことを明らかとしてく。特に、当地区の武家地としての敷地規模が、近代の屋敷街としてのスケールに読み替えられていく過程から、地域構造の変質を捉える。

こうした分析を踏まえて3節では、実際の土地利用と成立した空間特性を復元的に見ていく。屋敷構えや水辺に相対する建築の空間的特徴から、水辺と都市空間の相互の関係を見出していきたい。また、こうした水辺が、実際の彼らの生活のなかにおいて、どのような存在であったのか、あるときは景観的な意識が表出する場として、またあるときは実利的な交通の要として存立し、相互が関連しながら全体が築かれていった様子を読み解いていく。

## 7-2 明治期における土地所有の動態と屋敷街の構造

### 明治初期から中期にかけての土地の状況

明治以降、東京の大部分を占めた旧武家地の再編を担っていったのは、実業家や学者などの有力者達である。彼らの土地取得といった動きは、屋敷や住宅地としての開発や不動産経営を前提としながら、都市空間に対しての影響力を発揮していく。外濠周辺においても、多くの土地はこのような経緯によって邸宅あるいは住宅地として開発され、明治後期には大規模な屋敷が点在する場となっていく。本章ではまず、明治後期に形成される外濠周辺の屋敷街の構造を理解するため、明治初期から中期にかけての土地所有と、その開発主体に焦点を当て、一連の動向を分析していく。

東京の人口は、明治初年には江戸の最盛期の半分にまで落ち込み<sup>(注2)</sup>、市街地は衰退する。これは江戸に居住する武士階級が、明治維新によって離散していったことに起因するが、これに伴い武家地の各屋敷は大きく荒廃することになる。このような状況下で、明治2年(1869)に明治政府は武家地に対して桑茶政策を施行する。これは、申請さえすれば身分を問わず誰でも武家地を桑茶畑として開墾できるというものであったが、実状としては申請者には素人が多く、すぐに枯らせてしまうことが多かったようで、わずか2年のうちに廃止となってしまう。次いで、明治6年(1873)に武家地処理の最終段階として、地租改正が行われることになるが、当政策をもって以降の土地は不動産として扱われることになり、旧武家地の土地の流動化が進行することになる。

こうした政策を背景に、土地の規模と所有者が知れる明治6年の「沽券図」(東京都公文書館所蔵)を参照し、同時代の大規模な土地所有者を抽出すると図7-1のようになる。本図からは、この段階ですでに多数の大規模な地主が出現していることが読み取れ、またその人物の多くは江戸以来の旧大名や実業家などではない商人層であることが特徴で、後に神楽河岸の重要な拝借人となる升本喜兵衛の存在も確認することができる。土地の不動産化に伴って対象の武家地は、複数の地主によって取得され運用が始められていることが明らかである。

このような土地運用の初動に伴って、実際の空間レベルではどのような土地利用が行われていたのだろうか。図7-2は明治17年作成の「参謀本部作成東京実測図」と明治20年作成の地籍図(内務省地理局 東京実測図)をもとに、外郭側で江戸から敷地割が大きく変化した箇所をプロットしたものである。小さな土地の統合、あるいは大名屋敷跡のような大規模な土地の細分化が進んでいることが分かる。さらに図7-3は、同様の参謀本部の地図から各敷地の土地利用を抽出したものであるが、外郭の大部分が畑となっていることが分かる。興味深いのは、図7-2において、敷地の変化が著しい箇所に、畑としての利用が顕著であることである。つまり、地租改正以降に土地を取得してきた主体の意向が、積極的な宅地等の開発を前提としたものではなく、土地経営に主眼を置いた土地取得であったことが読み取れる。この段階で土地を統合し大規模な屋敷地を造成している例も見られものの、大部分ではほとんどは敷地規模の改変のみに留まり、土地利用に関しては非常に消極的な状況であったといえる。

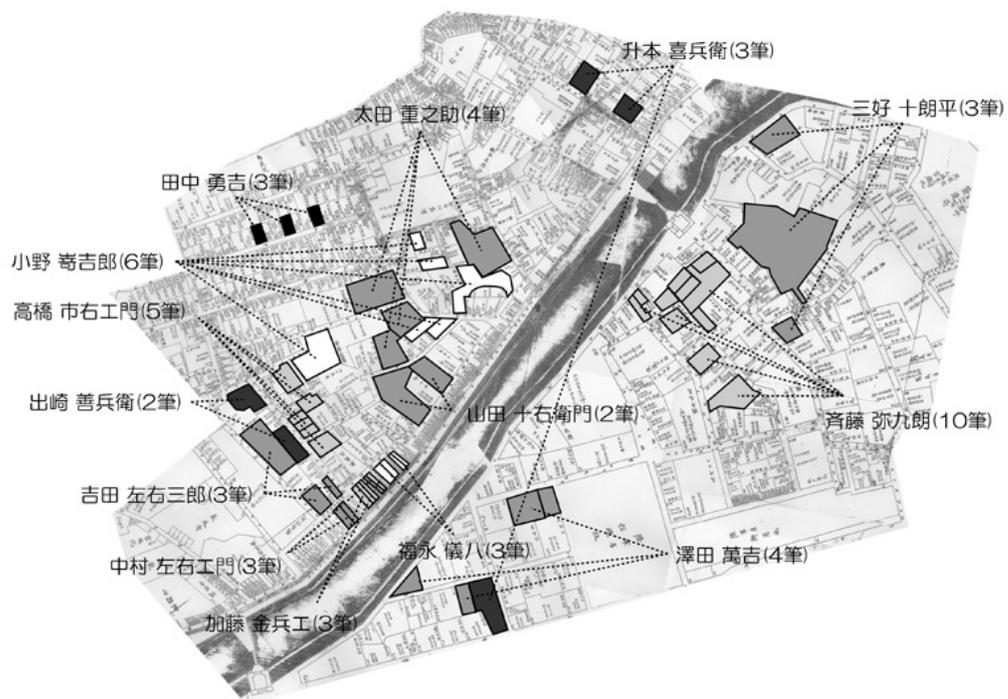


図 7-1 明治 6 年の段階で複数の土地を所有する地主層を示す



図 7-2 外郭側で江戸から明治 17 年までに敷地割が大きく変化した土地



図 7-3 明治 17 年における外郭側の土地利用

#### 明治後期までの土地所有と屋敷地の開発

こうした空疎な土地利用の状況は、明治中期以降にかけて大きく転換していくことになる。まずは、明治 20 年代から 40 年ごろにかけて、外濠周辺の土地が誰にどのように取得されてきたのかを、明治 45 年 (1912) の『東京市及接続郡部地籍台帳』<sup>(注3)</sup>を参照し読み解いていく。なお、分析にあたっては、台帳に記載された外濠周辺 36 町の土地 1111 筆 (内郭 287 筆、外郭 824 筆) を対象範囲 (図 7-4) として設定する<sup>(注2)</sup>。

本台帳によれば、明治 43 年の段階で外濠周辺の土地を 3 筆以上所有する地主の数は、内郭で 24 名、外郭で 50 名の計 74 名にのぼることが分かる (表 7-1)。その総筆数は 373 筆であり、全体の役 34% の土地が彼らによって所有されている。さらに、上述の明治 6 年の段階における地主層は、このときほとんど見る事ができない。つまり、明治中期以降にそれまでの土地所有者が更新され、新たな地主層によって土地は所得され地域が再編されてきたことが読み取れる。また、一人の所有者に対して一筆の土地のみが対応する所有形態も見られるが、彼らの多くもまた明治 6 年の土地所有者との関連は見られず、明治中期以降に新たに土地を取得してきた人物であることが分かる。その総数は 383 筆で、対象範囲の土地全体の 35 パーセントに

のぼる（表7-2）。この居付地主による土地の利用と、大規模土地所有者による土地集積とが全体に占める面積が大きく、実際の都市空間に対して影響力を発揮していたと考えられる。



図7-4 土地所有の分析対象範囲である36町1111筆（町名は明治期のもの）

	地主数(三筆以上)	総筆数	一人当たりの筆数
内郭	24名	90筆	3.75筆
外郭	50名	283筆	5.66筆

表7-1 明治後期における3筆以上の土地所有者の数とその筆数

	総筆数	居付地主	不在地主	官有地
内郭	287	97 33.80%	187 65.20%	3 1%
外郭	824	286 34.70%	510 61.90%	28 3%

表7-2 明治後期における居付地主と不在地主の割合

次に、これらの開発主体による土地利用に注目する。まず、大規模地主による土地所有の傾向を見てみると、隣接する複数の土地を取得し、全体で一つの大きな敷地を形成する集積型の土地所有が多く見られる（図7-5）。これらの開発主体は、主に軍人や学者や実業家といった明治期の新たな名士であり、土地利用は近代建築による屋敷地としての利用が中心である。集積型土地所有の代表的な例としては、穂積陳重邸があげられる。法学者である穂積は、明治22年外郭側の町である牛込区拂方町の土地を取得し移転してきた人物であり<sup>(注4)</sup>、6筆の土地を集積することで約1800坪の屋敷地の規模を確保している（図7-6）。

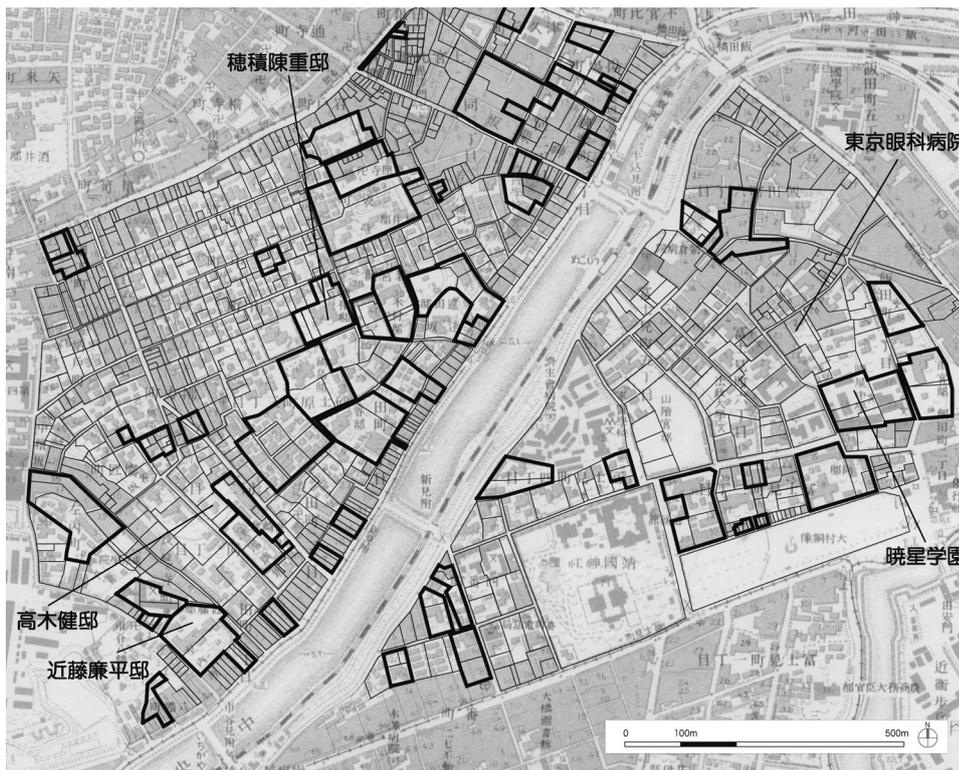


図7-5 明治後期において見られる複数の土地で構成される集積型の土地所有



図7-6 6筆の土地で構成された穂積邸



図7-8 5筆の土地で構成された近藤邸

これに対して、一筆の土地のみを所有する居付地主の土地利用はこれより小規模で、官員や会社員などの専用住宅としての土地利用が中心となる。図7-7は、三菱銀行の銀行員である高木健邸の図面および写真である<sup>(注5)</sup>。その規模は320坪程度で、集積型の屋敷に比べれば比較的の小規模ではあるが、門構え、洋館、和館などを備え、ちょうど大規模邸宅をそのまま小さくしたような土地利用である。また、実業家である近藤廉平の屋敷は<sup>(注6)</sup>、一見すると5筆で3118坪の集積型だが(図7-8)、この土地は明治中期の段階では一筆の土地によって構成されていた。近藤の土地の取得は明治30年であり、おそらくその際に何らかの理由で分筆されたものと考えられる。

以上のような土地取得と屋敷地としての積極的な開発は、先述の明治中期までに敷地形状が大きく改変され、主に桑茶畑として活用されていた箇所に集中している。例えば、先に見た高木健邸の敷地は、明治6年ですでに敷地の統合が進み、明治17年までに畑地として利用されていた箇所である。当地はそれ以降に再び細分化され、敷地形状の変化が著しいが、こうした流動的な土地が明治中期以降に屋敷として変質していった。

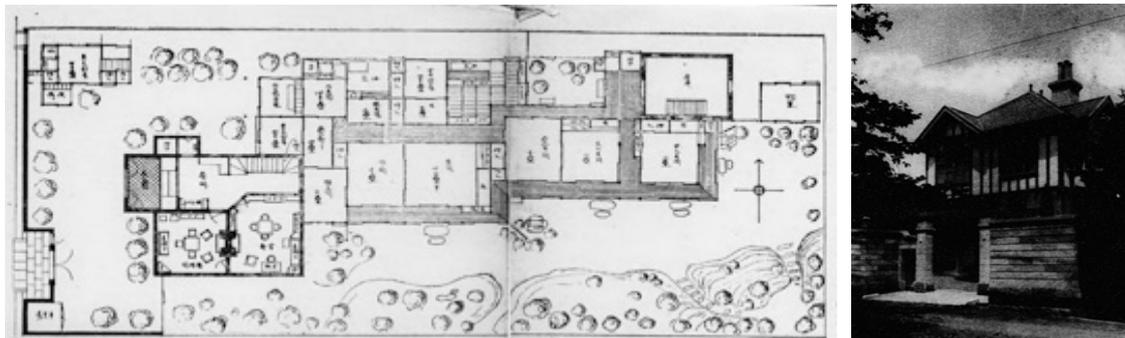


図7-7 高木邸の平面図(左)と正面写真(右)

#### 内外郭による開発主体の相違

ここまで主に明治期の有力者による屋敷地の開発を中心に見てきたが、このような利用が多く見られるのは外濠の外郭側に集中している。対岸の内郭側に見られる集積型、あるいは一筆型の土地利用は外郭側とはその傾向が異なり、学校や民間の病院といった土地利用が多くなる。

例えば明治23年に内郭側の土地に移転してくる私立の学校である暁星学園は、複数の土地を集積しながら大規模な校地を確保している(図7-9)<sup>(注7)</sup>。学園の母体であるマリア会が所有する集積型の土地は、明治45年の段階で9筆の役5000坪という広大なものになっている。また、眼科医である井上豊太郎が明治29年に設立した東京眼科病院は<sup>(注8)</sup>、居付地主である井上の861坪の土地に築かれた施設で、敷地内には井上の自邸や二階建ての看護師のための宿舎などが建てられていた(図7-10)。

このような主体と用途の違いは、江戸以来外濠に引き継がれた境界性に起因すると考えられる。明治政府は、桑茶政策・地租改正の段階で、官員の屋敷としてすぐに転用できるようにと、内郭の土地の取得に対してある程度制限をかけていた<sup>(注9)</sup>。近世期から引き継がれた内外郭の差異が、明治政府による政策の違いとして反映され、土地所有とその開発主体の違いとして実体化したといえよう。

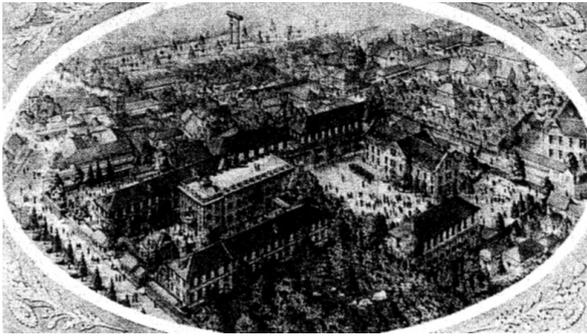


図 7-9 明治期の暁星学園

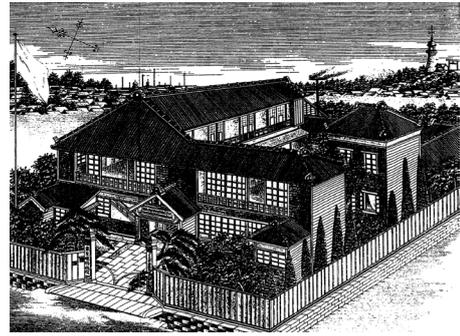


図 7-10 明治期の東京眼科病院

### 盛り場の形成

以上、土地の所有状況から、明治以降に外濠周辺の空間構造が改変されてきた状況を見てきた。主に屋敷地としての開発が進んだこれらの地区に対して、商業的な開発が進んだ地区として神楽坂界限を見ることができる。

神楽坂とは江戸城外濠と神田川の合流する牛込見附から牛込台地へと上る坂の名称であり、地域を示す場合はその周辺部を含んだ界限を意味する呼称であるが、江戸時代まで武家地や社寺地であった大部分が、明治期に町として開かれ、その後山の手随一の盛り場として繁栄する。界限の大部分に待合や置屋を備えた花街として開発され、戦前までは「山の手銀座」と称されるほどの賑わいを誇った。ここでは、土地の所有状況に焦点を当て、江戸から明治へと地域の構造が変化していく仕組みを分析することで、先述の屋敷街とは異なる変遷を示し、同時に両地区の発展を連関する動きとして位置づけたい。

神楽坂が町として本格的に開かれるのは明治期のことである。江戸時代から町人地は幾つか存在するが、その大部分は旗本屋敷によって構成されていた。「江戸名所図会」には坂に沿って門塀が連なる様子が描かれ（図 7-11）、現在とは様子が大きく異なることが分かる。また、

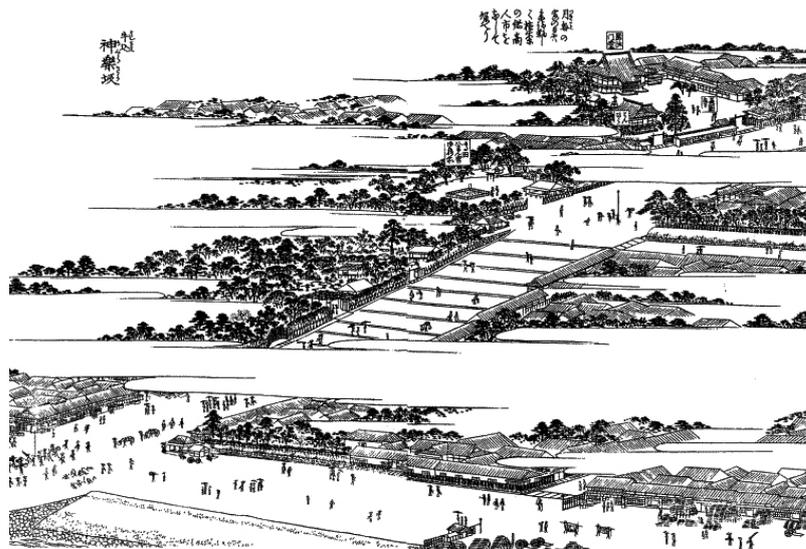


図 7-11 江戸名所図会に描かれた神楽坂の様子

本多対馬守の屋敷をはじめ、坂沿いに比較的規模の大きい武家屋敷が幾つか存在し、間口の広い敷地が坂沿いに連なっていた。時代が幕末から明治になっていくと、江戸の武家地の多くはその主を失い荒廃していくことは先に確認した通りであるが、神楽坂界限の武家地も同様の状況であったと考えられ、こうしたなかで神楽坂の開発ははじめられていく。

『牛込町誌 第一巻』<sup>(注10)</sup>には、この頃の神楽坂の開発の様子が詳しく記されている。

維新ノ当時曲馬師水吉ノ後妻お亀、始メテ文字越スル藝名ニテ肴町ニ常盤津ノ師匠トシテ軒燈ヲ出シ次デ小代七（中村てつ）同ジク師匠トナリ酒席ニ待スルニ至レリ其ノ後相次デ、りよ吉（文字越ノ弟子）小竹（小代七ノ弟子）等ノ出現ヲ見タリ。

明治二年ノ頃（一部略）りよ吉ノ抱妓鶴吉ハ容姿及技藝ヲ以テ盛名ヲ走スルニ至リ間モナク「りかく」ト称スル藝妓屋ヲ開業セリ

明治十七年肴町二十一番地ニ稲本ナル看板ヲ掲ゲタリ是レ此ノ地待合ノ元祖ナリ

明治二十九年神楽三丁目ノ伯爵松平家ノ四谷ニ移転スルヤ其ノ他ニ大弓場、寄席等ノ設置ト共ニ其ノ他一帯ヲ更メテ花柳界ノ許可地トナリ今日ニ及ベリ

神楽坂が幕末から明治へと段階的に拡大していった様子が読み取れる。肴町とは、行元寺と坂を挟んで向かい側の旧町人地一帯にあたり、岡場所があつことでも知られている。神楽坂の花街としての開発は、こうした土地の磁場を根拠に、坂上の旧町人地から進行していった。

ここで土地所有を見てみたい。明治6年の沽券図を見ると（図7-12）、敷地の細分化や統合はほとんど見られず、江戸の地割りを引き継ぎながら所有者だかけが入れ替わることで推移してきたことが分かる。複数の土地を所有する地主層も、幾つもの土地を統合する大規模な開発

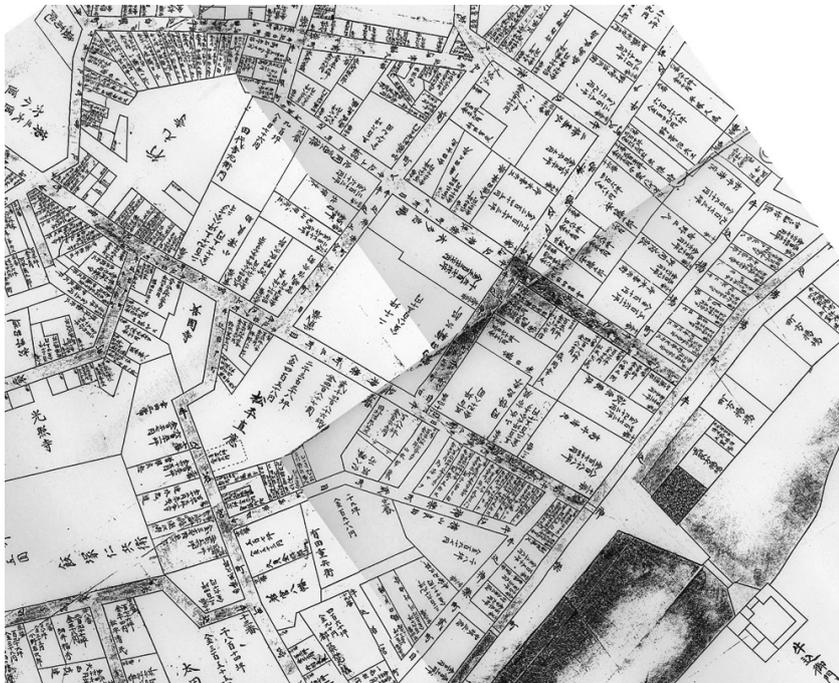


図 7-12 沽券図に描かれた神楽坂の土地所有

も見られず、個々の敷地内での所有者と土地利用の更新によって地域構造の再編が図られていた。次に、明治42年の地籍図・地籍台帳をしてみる（図7-13）。神楽町三丁目（旧武家地）を中心に細分化に伴う敷地規模の減衰が見られるが、土地の所有者自体は同一の人物であるのに対して、肴町の土地所有は細かい敷地にそれぞれ異なる所有者が存在し、所有形態に大きな違いが生じている。つまり、明治中期頃から始まる旧武家地に対する開発は、先行した肴町のような個々の敷地に対しての動きではなく、街区規模で一体的に行われる傾向にあることが指摘できる。

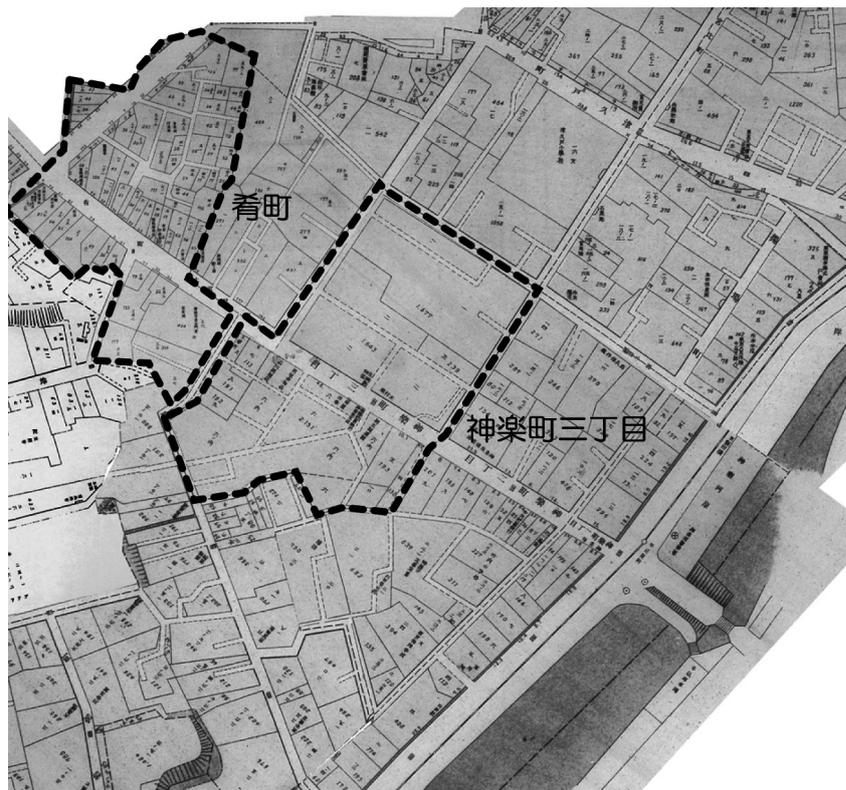


図7-13 明治42年の神楽坂の敷地割

#### 土地運用に基づく街区規模の花街開発

この肴町と神楽町三丁目は、神楽坂における花街の中心的な場所であるが、前者が江戸の町人地に形成されたのに対して、後者は旧武家地に形成されており、土地の条件によって異なる推移を辿ってきた。ここではそれぞれの街区の構造について分析する。

昭和初期の「火災保険特殊地図」を見ると（図7-14）、肴町の街区には細かく幅が均一ではない路地が通され、小規模な待合・置屋が並んでいる様子が分かる。一方神楽町三丁目の街区は、建物の規模こそ大きな違いはないが、直線的で幅が均一な路地によって構成され対照的である。さらに、『牛込町誌 第一巻』から大正期の神楽町三丁目の建物の所有・規模・構造を参照する<sup>(注11)</sup>。まず建物所有について神楽町三丁目一の敷地を見てみると、88棟の建物に対して55人もの建物所有者が存在しており、敷地内で細かく貸地を区分けしている様子が分かる。

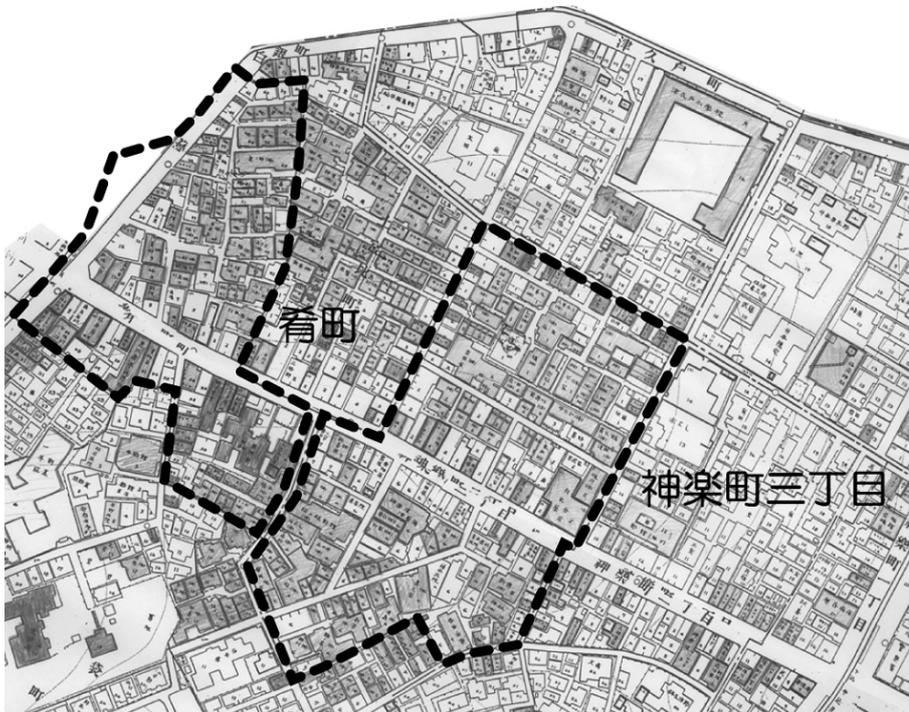


図 7-14 昭和初期の神楽坂（路地に沿って小規模な建物が連なる）

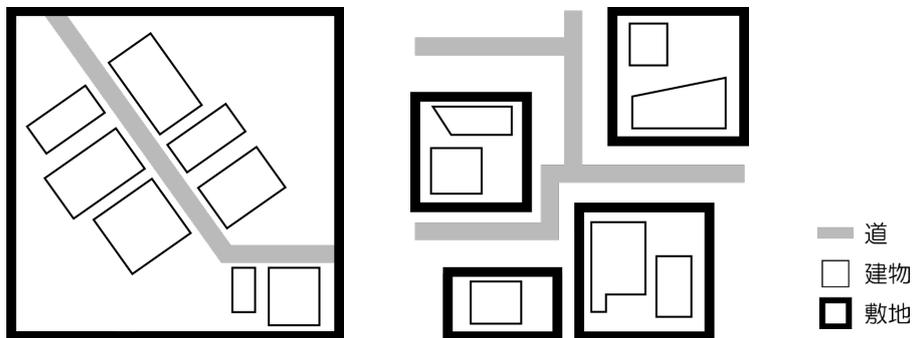


図 7-15 神楽坂のふたつの花街の街区構造を示す概念図（左・武家地跡、右・肴町）

次に、建物の規模・構造を見てみると、大半が木造瓦葺2階建てで、建坪20～30坪前後の母屋に対して、10坪前後の付属屋が2、3棟付随するというのが一般的な構成のようである。このような建物が軒を連ねて神楽坂の花街の街区は構成される（図7-15）。

さて、こうした神楽坂境界の土地所有と開発の状況は、先述の屋敷街の推移とはその仕組みが大きく異なっている。しかし、明治20年ごろから大規模な開発が見られるという点では、両者の動向は時期的に連動していることが伺える。神楽坂の町としての発展はこうした周辺の屋敷街の消費に依存する側面が強かったのではないか。実際に、普段の生活のなかで神楽坂は地域の商店街として良く利用されており、買い物や食事などに出向く様子が当時の日記などに記されている。「明治三十二年 十二月二十日（水）快晴されども大に寒し。午前重遠貞三晴子

うめてつとビシャモンテン（神楽坂）前の新勸工場に行く。百戦百勝の画本と進物帯どめ二つ求む。晴子の人形古くなり損じたれば、此度重遠と律之助にて歳暮として求めて遣したり。」<sup>(注12)</sup>。当日記は、集積型の大規模屋敷地の開発を行った、拂方町の穂積陳重の妻歌子によって記されたものであるが、このほかにもちょっとした散歩で立ち寄ったことや、中華料理を食べに行ったことなど、生活の舞台として神楽坂の描写が幾つも登場する。

また、神楽坂がこのような気軽に訪れる地域の商店街という側面を備えていたことは下記の引用からも窺える。「普段着のまま散歩する夥しい人の群れでなまめかしいお座敷着の藝妓衆が、その人中を縫って、右から左、左から右へとお出先への行き戻りに、ふりまく脂粉の香りといふものは、大変親しみ易い情感を興へていますが、これも神楽坂ならではのみられぬ風俗でございます。」<sup>(注13)</sup>。なお、神楽坂のこうした発展が進行する明治20年以降は、神楽坂の重要な物流の拠点であった神楽河岸の発展が著しい時期にも相当する<sup>(注14)</sup>。坂上の寺町を拠点にはじまった神楽坂の開発の動きは、明治20年代を境にむしろ坂下の商業的な発展も一体となり、全体として重要な生活の拠点としての外濠界限を築いていった。

### 7-3 外濠界隈の土地利用と水辺から見た場の特性

#### 外濠周辺の屋敷街としての資質

土地の所有形態から、近代の外濠空間には複数の土地の集合による敷地群によって、有力者の屋敷が形成されてきたこと、そして神楽坂界隈においては、街区規模の花街の開発が進行したことが理解できた。本項では、これらを踏まえながら具体的な土地利用を復元的に分析し、これらの地区の水辺としての空間的得性を指摘していきたい。

図7-16は、明治45年段階で敷地群による屋敷地の一覧である。その主は、学者や軍人、さらには実業家といった近代の新たな有力者が中心となっている。ここではまず、これらの移転時期に注目し、土地をめぐる動向から、同時代の外濠周辺地域の性格について確認していく。正確な移転時期が明らかとなっているのは、穂積陳重の明治23年や、近藤廉平の明治35年であるが、こうした事例から屋敷地の成立は明治20年代から徐々に進行したものと推測できる。また、それ以前から居住している事例も確認できるが、これらは明治政府から下賜されるなど、明治初年から継続的に屋敷地として利用されていたものであると考えられる。自らの意思で敷地を選定できる前者を移転型、後者を拝領型とすると、移転型では敷地の選定経緯とその後の敷地改変から、拝領型では下賜された後の敷地の変化に注目することで、同時代の外濠の土地に対する性格が浮かび上がる。

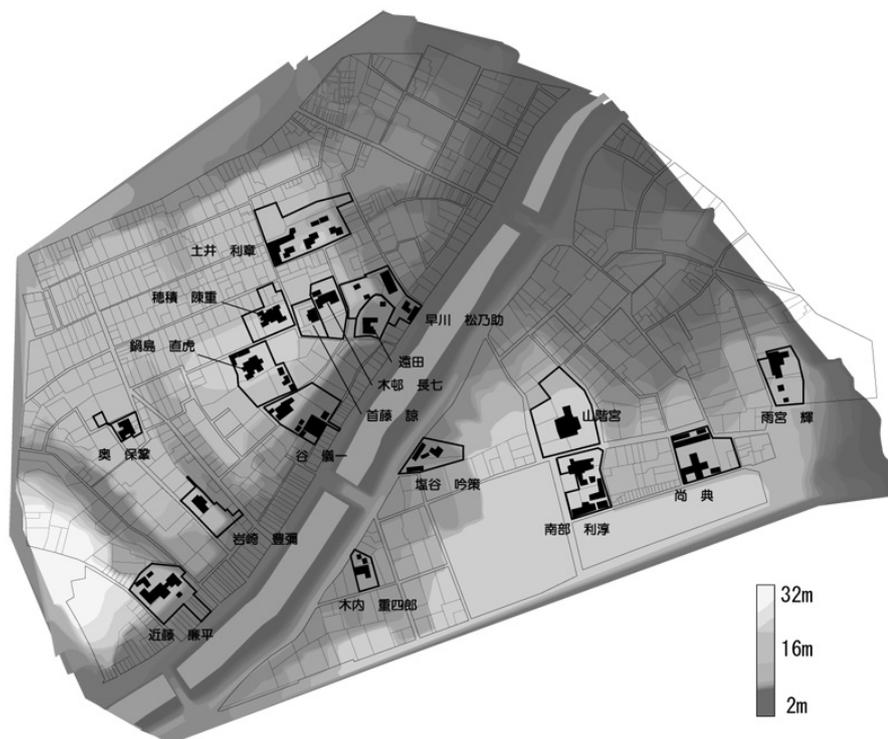


図7-16 明治後期の外濠周辺の大規模屋敷地

まず、移転型の有力者には、穂積陳重、近藤廉平、雨宮敬次郎<sup>(注15)</sup>、木村長七<sup>(注16)</sup>などが挙げられる。穂積陳重は明治期を代表する法学者で、その他の三名は実業家である。彼らの屋敷は複数の土地による敷地群で、どれも1000～2000坪と大規模であり、外濠一帯の旗本屋敷

が400～700坪程度であったことを考慮すると、いかにこれらが異質なスケールであったかが分かる。規模的な不釣り合いにも関わらず、外濠周辺に屋敷地を求めた経緯には、明治35年に外濠に移転してくる実業家・近藤廉平が屋敷の移転について語った言葉にその意図が表れている。

「三井・三菱等の大會社には輪奐の美を盡した別邸又は倶楽部があつて、それへ御客を招くといふ仕組みになつて居る。然るに郵船會社にはそれがない。さりとして偶まのお客の為に、株主に迷惑を掛けるのも心苦しいから、據ろなく倶楽部兼用の私邸を造つたわけである。さもなくば斯る手廣の邸宅を造營することは夢にも欲しない所である。」<sup>(注17)</sup>

良好で風致的な環境でありながら、手広な土地が求められている事が読み取れ、同時に外濠空間がこのような条件を満たした場であったことを示しているといえよう。

また、法学者・穂積陳重は明治22年に市ヶ谷佛方町に移転してくる。彼は、明治15年には実業家・渋沢栄一の娘である歌子と結婚した後、しばらくは深川の渋沢栄一邸で暮らしていた。しかし、明治21年に渋沢邸が兜町に移転したことを契機に、外濠へと屋敷を移転する事となる。渋沢のこうした動きと、土地の購入とは時期的に同時に深く関わっていた可能性が高いが、ここでは彼らの居住地に対する意識に注目したい。穂積陳重の妻が記した『穂積歌子日記』<sup>(注18)</sup>から関連する言説を取り上げ考察する。

「明治三十八年 四月二十八日（金）

半晴、昼頃一寸雨ふり後やみ快晴。寒し。午後四時より旦那様と電車にて兜町邸へ行く。同属会開会。尊大人始め一同出席。議事の末深川邸移転問題出づ。深川は健康上も子弟教育上も宜しからず、永遠の居住地にあらざれば、山の手辺りに追て地所を求め深川邸建物を引越すべき計画の由。篤二君は勿論一同賛成なれど（以下一枚白紙）

帰りも電車にてと思ひしが、後段の話長くなりし為甲部線に間に合わずなりしかば、送りの人力車にて十一時十分過帰宅す。」

これは深川に住まう甥の篤二の屋敷の移転について歌子が記した記事である。山の手が、下町に比べて健康、教育などの面で優れた環境であるという認識が一般としてあったことが伺える。穂積家自身も深川から外濠に地所を求め移転してきた経緯がある。山の手という意識の中からの外濠の地が選ばれたことは容易に想像がつく。また、敷地である市ヶ谷佛方町周辺についても記事があるので引用する。

「明治三十六年 四月十四日（火）

半晴、夕風あり。午前旦那様と共にさびしき道の辺散歩す。元山内侯の地面内に路を通し小さくしきり、貸家らしき家数十軒建つべき計画の様なり。大なる邸に作らばいとよくなるべき地面なるに惜しき事なり。午後三時旦那様と共にグリフィン氏のアットホームに行く。同氏邸は小石川水道町岡の上にあり。隣邸の庭の桜を始め牛込小石川の花一目に見え、誠によき場所なり。」

これは、現在の法政大学市ヶ谷田町校舎の向かいにあった山内邸（これも敷地郡による屋敷）が他に移転し、跡地が住宅地として開発された際の記事である。さびしき道とは、穂積邸の南側の道のことで、山内邸はその先のほど近い場所である。屋敷地が細分化され住宅街となってしまうことを惜しんでいるが、後半のグリフィン氏の屋敷を賞賛していることから、この周辺が屋敷街として風致的に優れているという認識がある事が読み取れる。外濠に向かって傾斜する斜面地という特性が、こうした生活環境に評価に結びついていることは想像に難くない。良好な環境を備えかつ風致的で、手広な土地を取得がしやすい手頃な山の手という資質を外濠周辺は備えていた。

### 屋敷街としての土地利用

こうした場の特性を踏まえながら、ここからは実際に見られた土地利用から空間的な特性を考察していく。まず、外郭側の拝領型の屋敷を見てみる。

谷儀一郎は、西南戦争や戊辰戦争で活躍した土佐の軍人である谷干城の長子の屋敷で、明治6年以前に下賜された屋敷地であると考えられる。市ヶ谷田町三丁目二十一番地に在り、明治6年の段階での敷地の規模は756坪である。しかし、明治45年の段階では周囲の土地を取得し、3038坪にまで規模を拡大している（図7-17）。

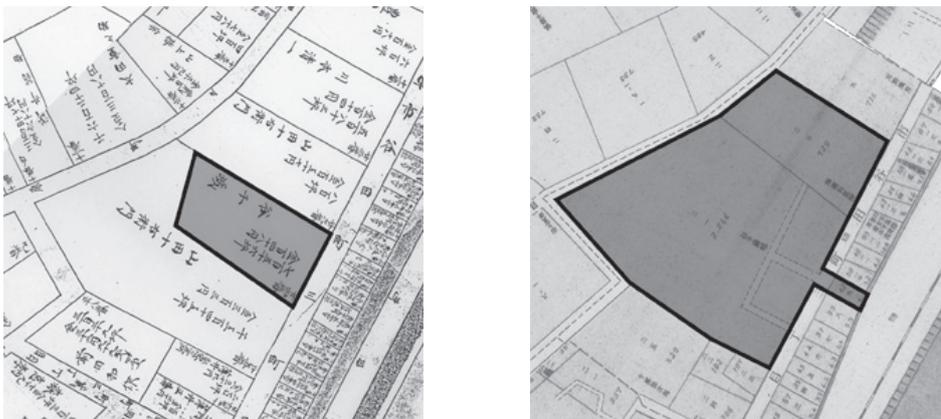


図7-17 谷儀一郎（左・明治6年、右・明治45年）

遠田注は、幕府の奥医師として、脚気治療などで名を馳せた遠田澄庵の子孫であると考えられ、その屋敷は江戸から明治にかけて変わっておらず、江戸の屋敷がそのまま拝領された数少ない例の一つである。市ヶ谷船河原町十五番地に在り、明治6年での敷地規模は656坪で、これが明治45年になると1268.78坪まで規模を拡大している（図7-18）。

川田鷹は、明治の漢学者である川田剛の長子で、その屋敷は明治六年の段階で隣接する二筆の1460坪である。これが、明治45年の地積台帳によれば、川田邸の元々の敷地の一部が、隣の首藤諒邸の敷地1160坪に組み込まれていることが確認できる。この首藤邸は敷地郡による屋敷地であり、その規模拡大の過程で川田邸の敷地は取り込まれていった（図7-19）。

次に、内郭側の屋敷地を見てみる。まず、宮家である山階宮は、明治12年に富士見町五丁目一番地の屋敷を拝領する。この屋敷は、同じく宮家である伏見宮の旧邸宅で、彼らが明治政



図 7-18 遠田注邸（左・明治6年、右・明治45年）



図 7-19 川田剛邸（左・明治6年、右・明治45年、薄灰色は隣接する首藤邸敷地）

府に掛け合いようやく手に入れた高燥で優良な土地であった<sup>(注19)</sup>。元々の敷地規模も2452坪にもなる大邸宅であるが、山階宮は拝領後に周囲の土地を獲得しながら、さらなる土地の拡充を計っている。明治30年に隣地の土地の購入をきっかけに、明治45年までには官有、私有を含めて4000坪近い土地を有するに至っている（図7-20）。

同じく内郭の拝領型の屋敷に尚典邸（図7-21）がある。尚典は琉球王国最後の国王である尚泰王の長子であり、明治になって華族に列せられた人物である。明治12年に父である尚泰に、明治政府から東京居住のための屋敷、1996坪が下賜された<sup>(注20)</sup>。富士見町二丁目八番地、靖国神社の参道のちょうど裏側である。明治45年の地積台帳を見ると、新たに三筆の土地739.31坪が取得され、合計で2700坪の屋敷地を築いていることが分かる。

さて、こうした土地を充実させるための敷地拡充の動きは、外郭において特に顕著である。新たに土地を取得し全体の規模を増加させた割合は外郭側が高く、また内郭側で取り上げた二つの事例も宮家と元王族という特権的な階級においてのもので、あまり一般的な動向とはいえない。明治初年以降、流動性の高い土地の性質を築いた外郭において、こうした屋敷地の拡充という動きは観察される。

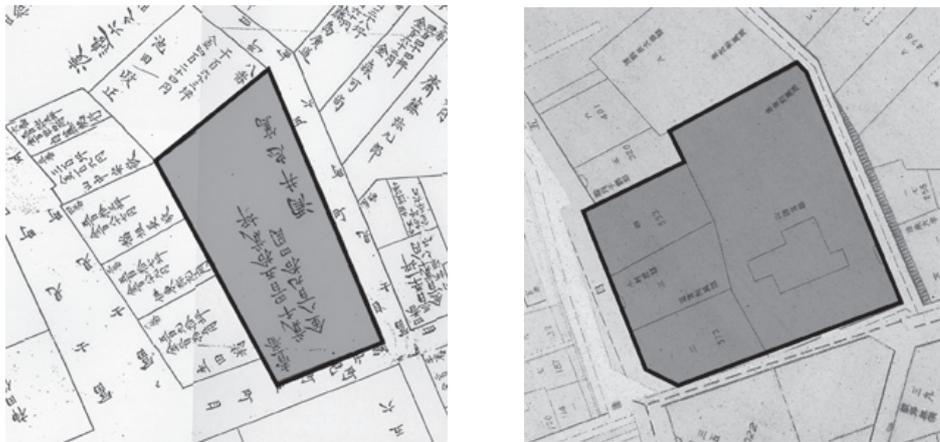


図 7-20 山階宮邸（左・明治 6 年、右・明治 45 年）

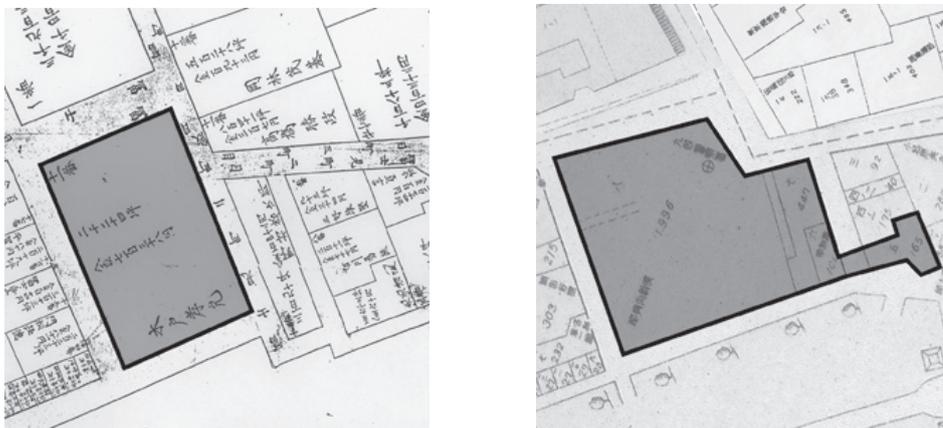


図 7-21 尚典邸（左・明治 6 年、右・明治 45 年）

### 水辺に開いた生活空間

以上のような土地の動きに対して、実際の屋敷地の構成である屋敷構えに注目することで、その特性を指摘していきたい。図 7-22 は、先節で見た対象も含めた、外濠周辺に位置する敷地群による屋敷地を抜き出したものである。どの屋敷も外濠方向に対して開放的に庭を配し、屋敷が敷地の奥にセットバックしている状態を読み取ることができる。こうした屋敷構えは、敷地規模の拡充という動きと連動して、徐々に構築されてきた構成である。ここでは具体的な例を幾つか取り上げ、その動態を準に見ていきたい。

木村邸は、足尾銅山の鉱業所長などを務めた実業家木村長七の居宅であり、若宮町三十番及び、市ヶ谷船河原町十九番地を合わせた約 1200 坪の土地にあたる。三つの土地を統合することで、外濠に対して角度をふりながら奥に長い敷地形状となっており、母屋が敷地の一番奥の北側に配置され、庭が外濠側の南に配置されていることが分かる（図 7-23）。

木村邸と同様に逢坂に隣接するのが遠田邸である。遠田邸は既出の遠田澄庵の子孫である遠田洼の屋敷で、三筆の土地を統合した約 1800 坪の敷地規模となっている。外濠に沿って平行にやや横長の形状をしており、間口も大きく、土地利用に比較的余裕がある。このため、母屋

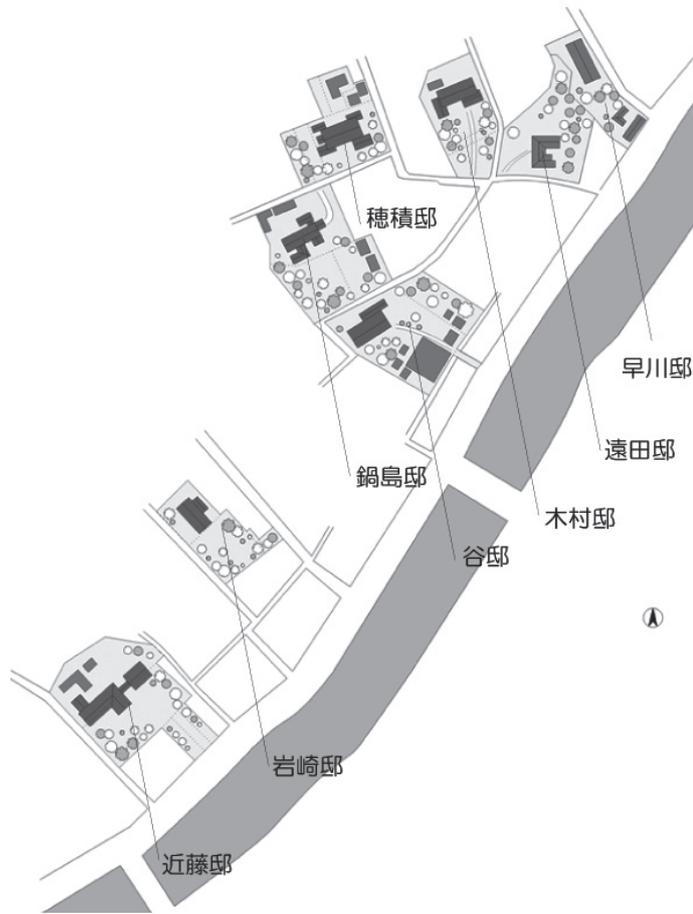


図 7-22 外濠方向に庭を設けた屋敷

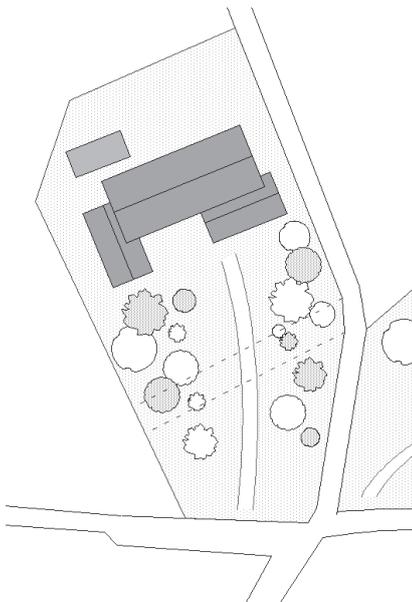


図 7-23 木村邸の配置構成

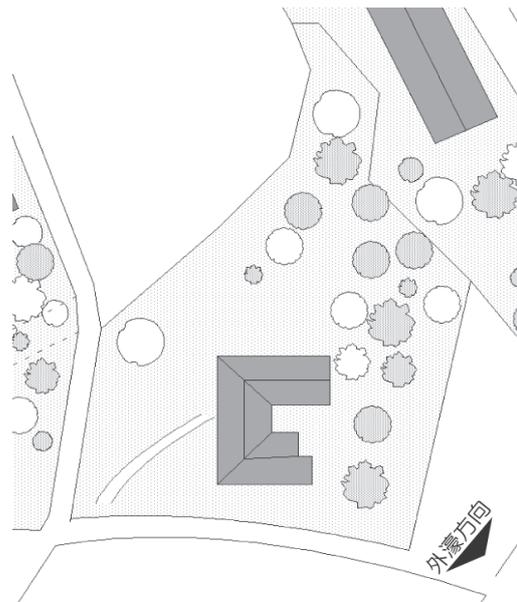


図 7-24 遠田邸の配置構成

はむしろ逢坂沿いに建てられ、外濠方向に向かって傾斜する東側の斜面地に庭が配置されることで、外濠、庭、母屋が段階的に連続する構成をとっていることが分かる（図7-24）。

次に、市ヶ谷砂土原町十八番地、十九番地、二十九番地の鍋島邸をみていく。鍋島直虎は、肥前佐賀藩主の鍋島直大の七男であり、自身も肥前小城藩も藩主であった明治期の政治家である。その屋敷地は約3000坪にもなる大規模なもので、三つの敷地を統合することによって成立した敷地群型の屋敷である。敷地形状はやや外濠に対して角度をふった比較的正方形に近いもので、屋敷構えを見てみると外濠方向である南側に広大な庭が位置し、反対側の北側に母屋が寄っている構成であることが分かる（図7-25）。

砂土原町二丁目の岩崎豊彌邸は、六つの土地を統合した約1600坪の敷地規模で、外濠に対して垂直方向に細長い敷地形状を持った屋敷である。外濠と反対側である敷地の北西側に屋敷が建ち、外濠側である南東側に庭が配置されており、その敷地条件から外濠、庭、屋敷という明確な構成をとる屋敷構えになっている（図7-26）。

最後に、拂方町の穂積邸は、高台に位置する敷地群型の屋敷地であるが、その屋敷構えはエントランスを東側の通りに向け、庭を敷地の西側と南側に対して開き、北東側に母屋が配されるという構成をとっている。ここで、この屋敷の増改築の年代を見てみると、明治23年の移転当時から存在するが黒枠内のもので、土蔵とその北の二部屋は20年代末、書斎と西南の日

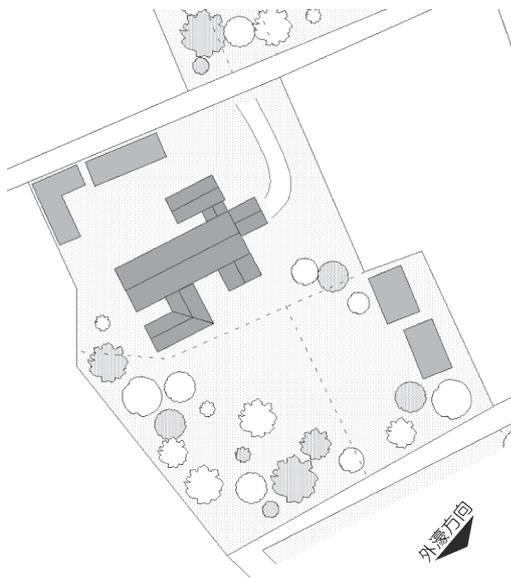


図7-25 鍋島邸の配置構成

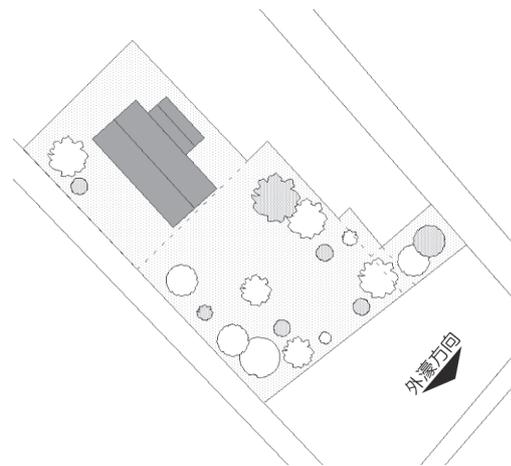


図7-26 岩崎邸の配置構成

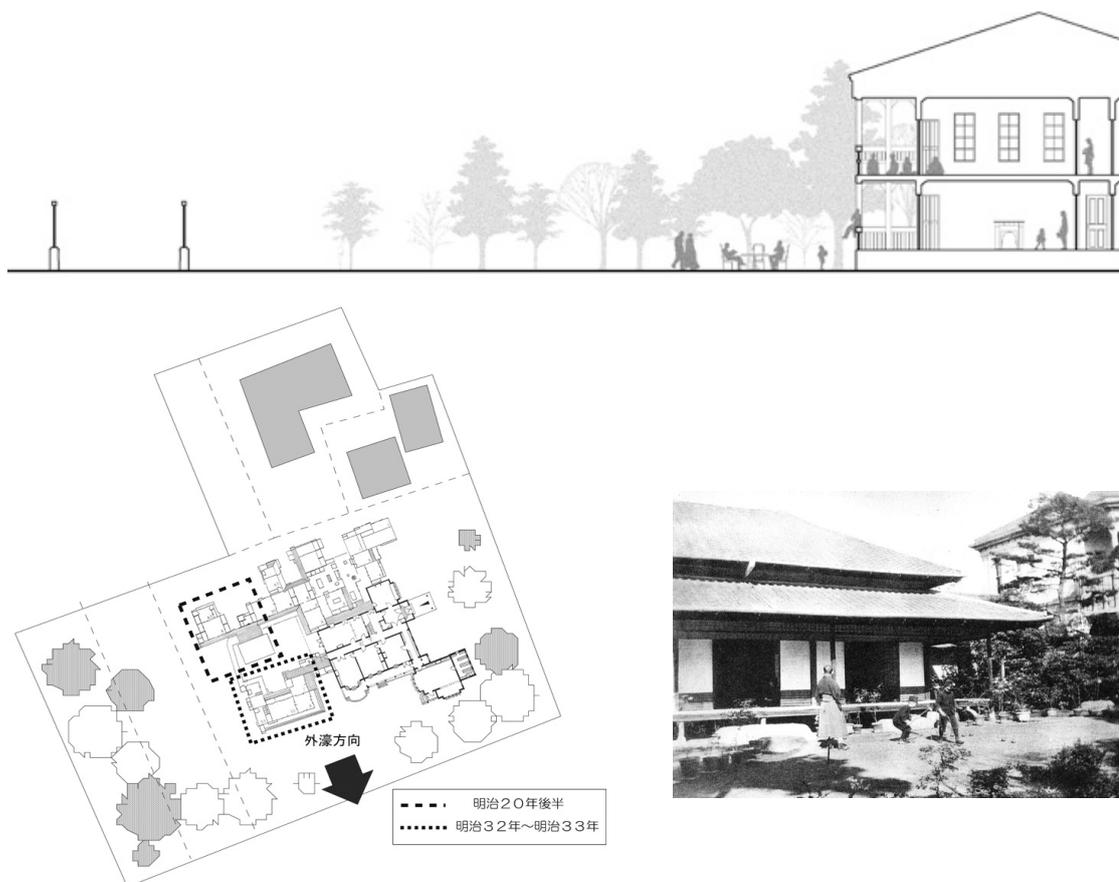


図 7-27 穂積邸の庭の配置（上・復元断面図、下左・庭まわりの増築の過程、下右・庭の様子）

本間は明治 32～33 年の増築によるものとなっている<sup>(注21)</sup>。こうした動きは、南側の庭を中心に増築が進められたことを示している（図 7-27）<sup>(注22)</sup>。

### 眺望としての外濠景観

以上のように、明治後期までに築かれた外濠側の屋敷群は、外濠に開かれた屋敷の構成を築いていることが明らかとなった。このとき、外濠方向に傾斜する斜面に面した高台であるという特性からも、土地と外濠との一体的な空間特性を指摘することができる。先の穂積陳重の妻である歌子の日記に、屋敷からの眺望に関する記述があるので以下にその一部を引用する<sup>(注23)</sup>。

「明治二十五年 四月十九日（火）

空に一点の曇もなく、日かげのどかにて実によき日和なりけり。大に暖し。今日より下着ぬぎて綿入一つになる。昨日の雨に一重は少し盛りすぎたれども、二階より見渡せば九段及び近隣の桜は今見頃なり。遠きは雲の如く近きは雪にまがひ、こき紅ひなる花に緑なる柳をこきまぜて、錦のとばりをはりわたせしが如し。度々二階に上りて花見す。暮方にはそよとの風もなく、

夕ばえの景色又えもいはれず。」

二階というのは、穂積邸の洋館の二階である（図 7-28）<sup>（注24）</sup>。当時、一層か二層の建物が主流であった東京の市街地において、高台に位置する穂積邸からの眺望がいかに開けていたかがよく分かる。また、九段及び近隣の桜とは、対岸の靖国神社周辺の桜を指しており、少し奥まった場所にある当地から外濠の対岸の桜が見渡せるのであるから、その眺望がいかに開けていたかが伺える。この他にも、旧暦の十五夜に、洋館二階のベランダに敷物をしてお月見をしたという記事等も見られ、高台からの眺望という空間特性が、普段の生活の中で強調されている。

さらに、こうした高台であるという地形的な条件を求めて、元々は低地部にあった屋敷を、周囲の土地の取得することで敷地を拡大し、高台に移動するという事例も見られる。外郭の市ヶ谷田町三丁目にある陸軍軍人である谷義一郎は、父である軍人谷干城が明治初年に明治政府から拝領された屋敷である。屋敷の位置する市ヶ谷田町三丁目は、外濠側方向に横長い街区形状を持ち、江戸までは外濠方向と高台方向で背中合わせに分割された街区構造であった。谷干城に拝領された段階では街区構造に変化は無く、屋敷は外濠側の低地部に建てられていた。図から、明治17年の段階では、低地部が屋敷で、高台の敷地は畑地となっている様子が伺えるが、

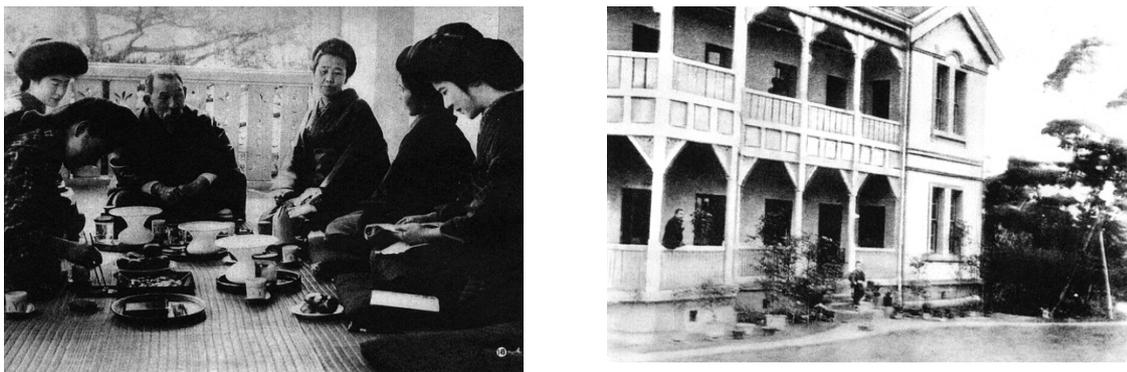


図 7-28 穂積邸の二階部分（左・二階ベランダでの食事の様子、右・洋館の外観）

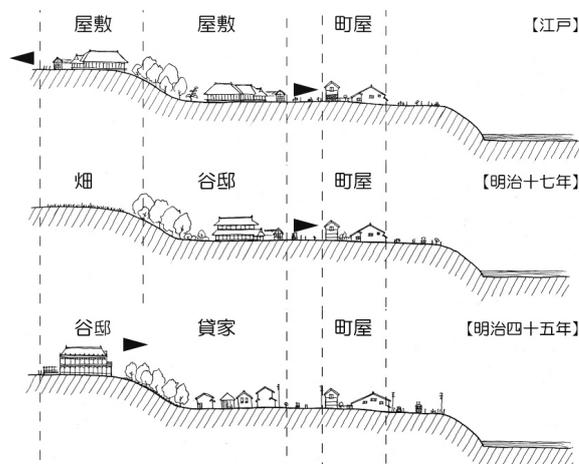


図 7-29 谷邸が高台へと移転する過程



図 7-30 高台へ移転した母屋の跡地には宅地が開発された（左・明治 17 年、右・明治後期）

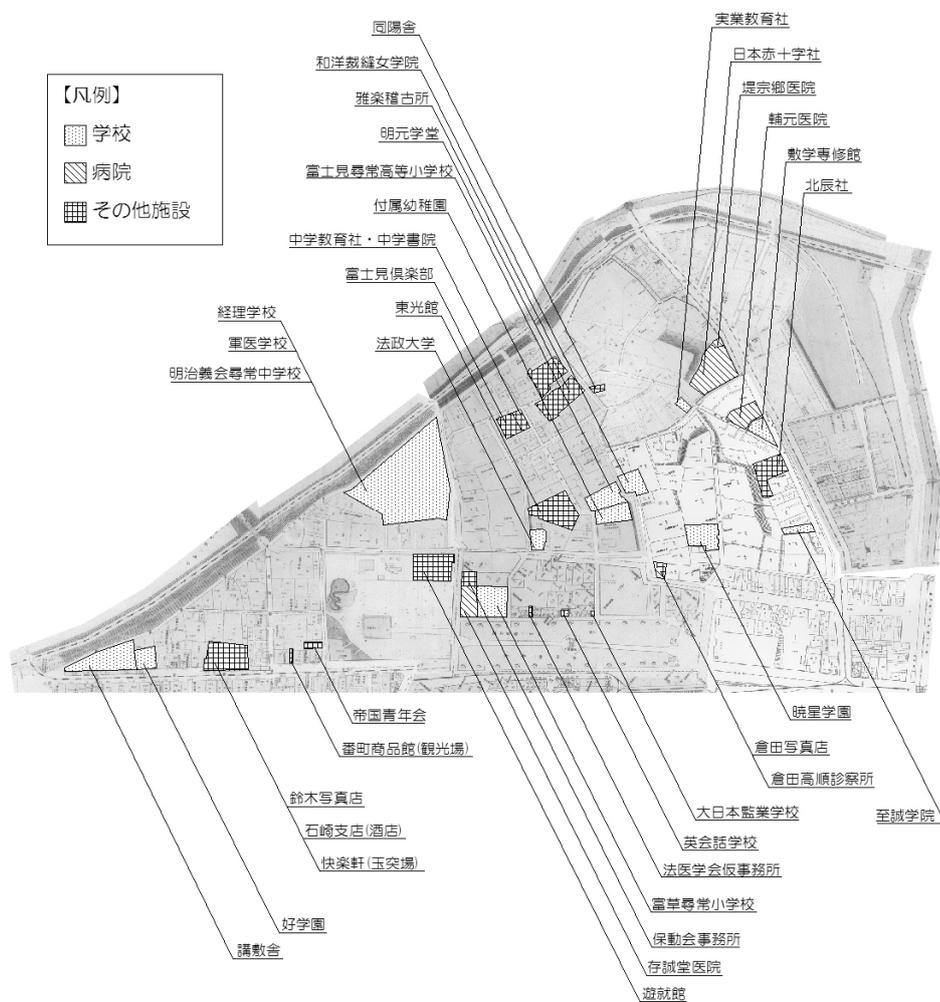


図 7-31 明治 25 年頃の内郭側の近代施設

明治後期の段階では、背後の高台部の土地は谷干城によって取得され、屋敷も高台の方へと移転されている（図7-29、図7-30）。つまり、谷邸における敷地の変遷は、高台へ屋敷地を移そうという意図が明確に表れているといえる。

### 象徴的にそびえる内郭側の近代施設

高台であるという条件から、外濠の空間的特性を位置づけることは、内郭側の近代施設においても同様の指摘を行うことができる。

そもそも内郭側の土地は、純然な屋敷地としての開発を積極的に受けた外郭側とは異なり、主に学校や病院といった近代施設がその主要な開発主体となっている。図7-31<sup>(注25)</sup>は内郭側に移転、あるいは設立された近代施設の一覧であるが、これらのほとんどは民間の施設で、官営や国営のものはほとんどなく、敷地の選定に関しては、外濠周辺の環境が十分に考慮されていたと考えられる。



図7-32 大正10年の法政大学の校地移転



図7-33 土手にそびえる法政大学の第一校舎

こうした背景のもと、明治20年代に神田駿河台から富士見町六丁目十六番地に移転してきた法政大学は、大正10年には富士見町四丁目十三番地へと移転していく。この移転の際の二つの敷地は、わずかな距離しか離れておらず、また周辺の地形的にはより低いほうへの移転となっている（図7-32）。こうした土地の選定は、多分に濠沿いにそびえる校舎の風景が意識されたとは考えることはできないか。つまり、外濠沿いに位置する富士見町四丁目を対岸である外郭から眺めたとき、内郭側の堤上に象徴的にそびえる建築の風景を描くことが、土地開発のひとつの動機となっていたのではないか。実際に築かれた法政大学の風景は、近世期の都市の要害としての外濠の風景とは全く異なる性質のもので、近代外濠の景観を強く印象づけるものであった（図7-33）<sup>(注26)</sup>。

### 都市交通としての河岸地の舟宿

以上、外濠周辺市街地の具体的な土地利用を、水辺との相互関係のなかで位置づけ、その空間的特性を示してきた。最後に、当時の重要な都市交通である舟運との関係から対象地を特徴づけたい。

外濠周辺は先節までみてきたように、特に外郭側において純然な屋敷街としての性格が強い

地域である。彼らの普段の生活のなかで、舟運という水辺の機能もまた重要な要素として存在感を示している。神楽坂に面して設けられた神楽河岸は牛込御門の下流、舟が入り込めない外濠にとって最も近場の舟運基地であった。この神楽河岸の船宿が、江戸時代から物流の重要な拠点であり、隣の市兵衛河岸、対岸の飯田河岸とも相まって、明治以降においても物流・交通の面で重要な役割を担っていたが、当地区の屋敷街での生活者によってもその存在が重要なものであったことは、以下の引用からも明らかである<sup>(注27)</sup>。

「明治二九年 八月二五日（火）

午前四時半頃深川より使来る。篤二君より書状、今晚三時安産男子誕生のよし。大慶の至りなり。旦那様お喜びかたがた長き手紙遣し玉う。午前十一時みね渡辺つれ出かけ、歩行にて富士見町丸屋（飯田橋の船宿）へ行く。川さらひのため先刻通船留になりしとて水道橋まで又あゆみ舟にのり深川邸へ行く。平河町両所来り居らる。あつ子さん少しも疲れなく、御小児も殊の外発育よく、いとよき御子にて渋沢家のため此上の大慶なしと皆々話し喜ぶ。夕飯後八時すぎ又舟にて帰る。富士見町にて上陸し、帰宅は十時半頃なり。」

「明治二九年 九月二六日（土）

半晴、午後晴れ夜月清し。午前かみゆひ風呂に入る。深川新盛座会場中ならば、今一夜とまり明日見物する様旦那様へおすすめ申さんとせしに、此頃休のよし。午前は支那料理馳走になる。午後両所と共に舟にて兜町へ行く。大人御機嫌よし。平河町も同時に来り、旦那様は少し後でお出、同族会開る。夕高木先生来る。大人キカンシは略御全快のよし。お寝汗も大に滅ぜしよし。ホテル料理にて晚餐後綾之助の浄りあり、酒屋かたる。夜十時半舟にて大川へまはり、富士見町河岸より上陸帰宅す。十二時すぎなりけり。」

明治28年から同29年までの、船宿で舟を利用したという記事を抜粋した。これらの描写からは、およそ普段の生活の中で舟が一般的に使われている様子が読み取れる。深川の邸宅に子が誕生した際に急遽舟を手配し駆けつける様子、天候不良で舟が出ず目的まで歩いたというふたつの記事が示しているように、公私を問わずに、様々な場面で舟が活用されている。特にふたつ目の記事は、目的地への移動だけではなく、乗り合いや、寄り道も可能で、さらには時間的な拘束も少ない手軽な交通手段であった様子が読み取れ興味深い。この他にも、競漕を見物した後に飛鳥山の別荘へと舟で向かう様子、家族で舟を利用して競漕の見物に向かう様子、明治座へ舟で歌舞伎を見に行く様子など、その利用頻度は高い。

「明治二五年 四月一六日（土）

終日うららかなる好天気なり。午前十字娘二人真六郎てけれんつれ、揚場より屋根舟にて出かける。引汐なりしかば思ひの外早く大川へ出づ。浅草へ上り大金にて昼食し、又舟にて隅田川へのぼり、商業学校競漕一二番見物し、なほ上に上りて王子へ行く。豊島川の岸に舟付きしは六時頃なり。それより歩行にて飛鳥山別荘へ行く。（一部略）

隅田飛鳥の花も今を盛りにて、またとなき遊山なりけり。舟の中にも子供ら殊の外おとなし

かりき。」

「明治二九年 四月十一日（土）

空うららかにいといとあたたかくよき日なりけり。午前十時半旦那様と共にふさでつ柏原氏つれ、飯田橋の船宿より中屋形と云う船にて乗り出す。舟出発に律貞真らは学校帰りがけ直にここへ来て舟に乗りたり。柳橋へ行くに丁度重遠は学校より来たり、少し待ち孝子光子ふみも来り、船中にて持ち行きたる弁当たべ、女子等衣服着かえなどする。こととひ辺に來り船をとめ、旦那様柏原氏上陸して艇庫にて番付をもらひお出、又舟を上へのぼせ、決勝点の辺にとどめて短艇競漕を見る。（一部省略）旦那様ここより上陸。帰りの舟中は子供ら疲れねぶけを催し、あたり暗ければ途中いと長きよう覺へたり。十時前帰宅。旦那様法科慰勞の宴へお出、例により大酔、一時すぎお帰り。」

「明治二九年 十月四日（日）

終日曇天、昼後より夕まで雨ふりたり。揚場丸屋前より船にて明治座へ行く。潮時あしく水少なきため同座五六丁前より上陸し歩行にて行く。総体皆にぎやかにて面白き方なれども、大蔵卿は先年慈善会の時程にあらず。鬼一は殊の外面白く、殊に左団次の知恵内は無類の出来なり。佐野は作はあしけれど芸よければ可なり。とにかく久々にて大楽しみなりけり。帰途座の前より丸屋前まで船にのり、帰宅せしは十字四十分頃なり。」

明治中期頃まで舟が普段の生活の中で、公的な場面でも遊びや花見といった私的な場面でも積極的に利用されているということが理解できる。舟宿の立地する河岸地とは、地先というような位地関係にはないものの、都市交通の拠点として河岸地という重要な機能を備えた場所であった。水辺であるという土地の資質が、外濠地区には備わっていたことを示しているといえよう。

#### 7-4 まとめ

市ヶ谷濠・牛込濠は、河岸地をはじめとした実利的な機能をもたない純然な濠である。隣接する地域にとって、直接的な営為の場とは成りえない条件のもとで、当地ではむしろ間接的に水辺と地域が相互に結びついていく過程を、本稿では明らかとしてきた。

外濠周辺の土地は、近世期においては大部分が武家地によって構成されていた。明治以降の地域再編の動きは、こうした先行する土地のかたちを解体することによって進行する。明治政府による桑茶政策をはじめとした土地処理の問題は、不動産として土地の流動化を招き、外濠周辺においては特に外郭側において、土地の代謝を促していく。こうした動きのなかで出現した大規模土地所有者は、土地を取得、さらには複数の土地を統合することで近代の屋敷地としての規模を確保し、外濠周辺の空間構造を決定的に改変していった。

ここで形成された大規模屋敷地の空間構成は、斜面地という地形的条件も相まって、外濠方向に庭を配し、奥に屋敷を建築する段階的な構成を築いていく。外郭側で見られた明治中期以降の土地取得による屋敷地の規模拡充は、こうした屋敷構成を築いていくことがひとつの動機となっていたのではないか。それぞれの敷地拡充の段階と、土地利用の状況は、開発主体によるこうした意向を示しているといえよう。さらに、高台からの眺望という観点からも、外濠周辺の空間を特徴づけることができる。外郭側の高台に位置する屋敷地からの眺望は、生活の一部として特徴的な場面に表れてくるし、内郭側の土手にそびえる建築の風景は、近代における外濠空間の特徴を強く印象づけている。

一方で、明治初期から商業的が執り行われた神楽坂界限では、大規模敷地は花街としての開発が顕著であった。もともとは坂上の寺町を中心にはじまった近代神楽坂の花街とは、周辺の屋敷地の成立、神楽河岸の発展に伴って、徐々に坂下へとその範囲を広げていった。このとき開発されたのが、上記の大規模敷地による街区型の花街であった。周辺の屋敷地の消費の場、さらには神楽河岸を中心として坂下の商業的展開のなかで、神楽坂界限という全体の空間特性をかたちづくられていった。また、神楽河岸と対岸の飯田河岸に存在した舟宿の存在も、地域にとっての重要な機能として位置づけることができる。鉄道開通以前の外濠周辺にとって、河岸地を拠点とする舟運は、主要な都市交通として頻繁に活用され、公私を問わず様々な場面で登場する。

こうした場の特性は、屋敷地の形成や神楽坂の発展など、地域全体の輪郭をかたちづくっていくうえで、重要な根拠となっていたのではないか。例えば、象徴的な土手の風景やそこからの眺望といった風致的な観点、さらには舟によるアクセスといった場の資質は、外郭側に大規模屋敷が他にはみられないほど密に集中したことや、神楽河岸が当該地域にとって唯一でかつ、東京北西部の最深部の物揚場であったという事実が深く関わっていたと考えられるのである。明治以降の開発主体にとって、こうした条件が土地の選定に一定の影響を与えていたとすれば、外濠という水辺は、地域の空間特性を規定する根源的な存在であったことが示されるといえる。都市空間の水辺におけるひとつの存在形態として、こうした事例を位置づけたい。

注釈

- (注1) 『都市紀要十三 明治初年の武家地処理問題』(東京都、1965年)に、内外郭での武家地処理の対応の違いと、主に内郭が官員の住居として優先的に上地されていく様子が詳しい。
- (注2) 小木新造『東京庶民生活史研究』(日本放送出版協会、1979年、pp. 37)を参照。
- (注3) 使用したのは、地図資料編算会『地積台帳・地積図東京 地図編』(柏書房、1989年)、並びに、地図資料編算会『地積台帳・地積図東京 台帳編』(柏書房、1989年)。
- (注4) 明治期を代表する法学者(1856～1926)。日本初の法学博士の五人のうちの一人で、和仏法律学校(法政大学の前身)講師、貴族院議員。枢密院議長を歴任。英吉利法律学校(中央大学の前身)の創立者の一人でもある。妻の歌子は渋沢栄一の娘。明治22年から払方町九番地に居を構える。
- (注5) 図面並びに写真は、岡本定吉編『新住宅図譜 第4集』(建築工芸協会、1919年)所収の、「高木邸建築平面図」と「高木氏邸正門及び本館(洋館)外観」。
- (注6) 徳島藩の生まれで、明治期に活躍した実業家である(1847～1921)。日本郵船会社社長を務めた人物。妻の従子は岩崎弥太郎の母・美和及び岡本寧浦の妻・ときの姪であるため、岩崎家とは姻戚関係にある。明治35年に佐内町二十一番地に居を構える。官位は男爵。妻の歌子は渋沢栄一の娘。明治22年から払方町九番地に居を構える。官位は男爵。
- (注7) 本文中の図版、並びに学園の概要については、暁星学園『暁星百年史』(1999年)を参照した。
- (注8) 本文中の図版、並びに病院の概要については、津田安治編『東京眼科病院年報』(東京眼科病院、1901年)を参照した。
- (注9) 松山恵「「郭内」・「郭外」の設定経緯とその意義 - 近世近代移行期における江戸、東京の都市空間(その5)」(『日本建築学会計画系論文集 第530号、pp229-234、2004年』)によれば、郭内は中枢にいる人物が占有する場として、郭外は民間が主体的に利用しやがて所有していく場として、近世近代移行期の東京の都市空間が二元構造化したことが指摘されている。
- (注10) 牛込区史編算会『牛込町誌 第一巻』1922年。
- (注11) 前掲10)には、若宮町及び神楽町の建物所有とその建物構造が記されており、ここからそれぞれのデータを算出した。
- (注12) 穂積重行『穂積歌子日記 1890-1906 明治一法学者の周辺』(みすず書房、1989年)より引用した。
- (注13) 蒔田耕『牛込華街讀本』(牛込三業会、1937年)より引用した。
- (注14) 明治20年は、市兵衛河岸、飯田河岸もそろい、物流拠点として神楽河岸周辺が一層賑わった時期に相当する。詳しくは本論文第3章を参照。
- (注15) 甲斐国山梨郡牛奥村出の、明治期に活躍した実業家である(1846～1911)。「天下の雨敬」「投機界の魔王」と呼ばれた。結束して商売にあたった甲州商人、いわゆる「甲州財閥」と呼ばれる集団の一人である。東京商品取引所理事長、東京市街鉄道会長、江ノ島電鉄社長、甲武鉄道社長などを歴任。明治30年に飯田町三丁目十三番地に居を構える。
- (注16) 京都出身の、明治期に活躍した実業家(1852～1922)。足尾銅山鉱業所長、古河鉱業会社理事長などを歴任。明治20年代頃、若宮町三十番地に居を構える。
- (注17) 末廣一雄『男爵近藤廉平傳』審美書院、1926年より引用した。
- (注18) 前掲12)。

(注19) 鈴木博之『東京の地霊』(筑摩書房、1990年、pp. 256-258)を参照した。

(注20) 東恩納寛惇『尚泰侯實録』(原書房、1970年、pp. 404-407)を参照した。

(注21) 前掲12)。

(注22) 図上、図左下は著者作成、図右下は渋沢篤二『瞬間の累積 渋沢篤二明治後期撮影写真集』(1968年)より。

(注23) 前掲12)。

(注24) 図右、図左ともに前掲22)より。

(注25) 本図は、松本徳太郎『明治宝鑑 全 明治廿五年版』(1882年)から、対象地周辺の施設を取だし作成した。

(注26) 移転の時期、並びに使用した図版は、法政大学百年史編纂委員会編『法政大学の100年:1880-1980』(1994年)を参照した。

(注27) 前掲12)。



## 第 8 章

### 結章



### 8-1 結論

都市空間の水辺は、人々の営為のなかで実に多様な表情を見せる。その根源的な資質から人々を惹きつけるのみならず、ときに地域のかたちする根本で変えてしまうような影響力を発揮する。都市の空間構造が変容・変質していく過程において、水辺という場所がどのような意味を持つのか、その影響の仕組みについて解明することを、本論文では試みてきた。

具体的な対象として取り上げた外濠・神田川は、既に本文のなかで何度も触れているように、近世期までは主に城郭として、積極的な都市活動のなかに組み込まれることのなかった水辺である。近世期からの重要な物流拠点である神楽河岸を除けば、その他の土手は近代初頭においては、都市的機能を帯びない空白地帯といった様相を呈していた。物揚場をはじめとした湊機能を備えず、また市街地でもないという性質によって、土地としてニュートラルな状態で取り残されてきた。城郭であることから、内と外、さらには隣接する地区の性質によってその条件は異なるものの、これらの土手は明治以降に様々なかたちでの営為を受容しながら、空間的な輪郭を再構築していくことになる。ここではまず、本論文で明らかとなった事実を以下のように整理してみたい。

#### 土手ごとに見られた営為の受容過程と近代水辺空間の形成

営為を受容し変容を遂げた土手のなかで、その動向が最も特徴的なのは、外郭側に面した近代の河岸地成立であろう。城郭である対象地の神田川において、部分的ではあるものの、近世期から連続的に湊機能を備えてきた当地区では、明治の早い時期から周辺地域の都市活動に取り込まれることになる。明治政府による包括的な河岸地制度である「河岸地規則」の発布前から、自発的にその機能を拡幅していく動きが本研究では明らかとなっている。神楽河岸では、近世期の物揚場を拠点に、土手の利用域を拡大し、隣接する町人地、さらには明治初期に武家地を切り開いた新開町から水辺利用が求められ、近代河岸地の基盤を築いていく。隣接する市兵衛河岸においても、その開発主体が個人ではなく、陸軍砲兵工廠という巨大な官営工場であるという点を除けば、神楽河岸と同様に、隣接地の主体により取り込まれ河岸地が成立していく様子を確認することができる。変容する地域構造のなかで、地先の土手の意味が読み替えられ、川—河岸—町という相互の結びつきを構築しながら一体的な空間利用がなされていった。

対岸の飯田河岸では、これらとは異なる状況を見出すことができる。近世期から連続的な土地利用がなされず、土堤によって囲まれる地勢的な条件は、地先というよりむしろ独立した個別の土地としての開発を招き、土堤内で完結する空間利用がなされていった。数名の開発主体による大規模な区画を基盤として形成された飯田河岸の初期構造は、「区部共有河岸地規則」をはじめとした、近代河岸地としての制度の確立に伴い、徐々に細分化されていくことになる。その過程で多様な拝借人を受け入れ、更新頻度の高い流動的な性質を築いた飯田河岸は、周辺地域に留まらず、対岸の河岸地も含めた広範な範囲から利用が求められることで発展していく。都市的なひろがりのなかで、ひとつの磁極のように様々なかたちで人々の営為を受けとめ、水辺空間の輪郭をかたちづくっていった。

近代への転換期において見られる土手空間の変容は、こうした河岸地成立を通じての動向に限ったものではない。舟の乗り入れが出来ない純然な堀である市ヶ谷濠・飯田濠を構成する土

手もまた、明治期においては都市活動のなかに取り込まれ、その空間的基盤を大きく改変していく。きっかけとなったのは、甲武鉄道会社による鉄道の市内延伸計画である。それまで都市の障壁として、むしろ手つかずの状態にあることを存立の根拠としていた当濠の土手は、鉄道計画という近代事業に取り込まれたとき、多方面から空間的な要請を受ける都市的活動の場として変質する。甲武鉄道会社、市区改正委員、陸軍といった異なる主体による土手に対する意向は、それぞれの立場を反映するかたちで主張され、計画の全容に一定の影響を与えていく。東京の近代化を推進するという全体合意に基づいて、鉄道用地としては積極的に活用されながら、一方で濠の持つ防衛力、あるいは風致に対する配慮が求められ、実際の現場レベルにおいて土手形状の維持が図られた。同時に、甲武鉄道による自発的な土手の改良も試みられ、近代における水辺空間は新たな輪郭を帯びていく。

こうした土手ごとに異なる独自の展開は、それぞれの水辺に備わっていた都市的な意味と機能が、明治期の一連の動向に影響を与えたことに起因する。神楽河岸・市兵衛河岸のように、近世期から湊機能を引き継いだ地区では、その性質をより強化しながら水路としての機能が強調されていったし、飯田河岸地区においては、河岸地としての資質を備えない土地であったがために、全体的な基盤を近代の新たな拝借人自らが築くことによって、土手の意味・機能を大きく転換させていった。市ヶ谷濠・牛込濠においては、空地としての側面から近代の事業用地に取り込まれながらも、土手の持つ城郭としての意味・機能が残照のように留り、土手形状の維持や土手への植樹といった対応を生みだした。都市空間の要害から開かれた土手空間への転換は、こうした背景の結果として導かれたものであった。

一方で、明治政府による水路や河岸地に対する政策は、水辺ごとの先行する性質の違いを考慮したものではなく、神田川に関しては一律に水路と位置づけ、その両岸をすべて河岸地とすることで処理していくものであった。それにも関わらず、それぞれの水辺で実態化してきた空間に違いが生じたのは、場所ごとに培われた水辺の性質が、河岸地成立の段階において、区画や土地利用、拝借人の属性といった傾向に作用し、影響を与えていった結果に他ならない。市ヶ谷濠・牛込濠に関してはやや特殊で、官有地に組み込まれる以外には特別な処置はなされていないようであるが、むしろ開発主体側が場の特性を読み替えることで空間形成は進行する。神楽河岸の発展も、飯田河岸の読み替えも、土手に関与する主体側の意向によって導かれたものである。明治初頭、それまでの意味的・機能的な拘束から放たれたとき、水陸の結節点である土手空間は、水辺が潜在的に備える資質から様々なかたちで営為を受け止め、都市空間との有機的な結びつきを再構築していった。

### 近代水辺利用者の都市的な展開

ここまで、江戸から明治への転換期において、先行する土地の性質に左右されながら、土手空間が大きく変容してきたことを整理してきた。本論文は、こうした一連の動向を、主にそこに関与した開発主体に焦点を当てることで解明を試みたものであるが、特に河岸地の生成を主導してきた水辺利用者の出現という事項は、近代の水辺空間の特質を指摘するうえで重要な問題として位置づけられる。神楽河岸において見られた、升本喜兵衛をはじめとする揚場町を拠点とした河岸地拝借人や、飯田河岸の初期開発を担った山嶋久光などの初期拝借人、同じく飯

田河岸に三業会を築いた富士見楼の創業者である芹沢半蔵など、彼らは近代外濠・神田川の土手空間の新たな展開を主体的に牽引していった人物である。城郭としての土手を読み替え、都市における生産活動の場として活用することで、新たな空間利用を築いていった。

このとき、河岸地を介して水陸の有機的な結びつきを築いた彼らのなかに、地域開発を担う地主やデベロッパーとしての一面も持ち合わせた人物が多いという事実は注目される。神楽河岸では隣接型の拝借人である升本喜兵衛や野崎治兵衛、さらには対岸の飯塚仁兵衛のように、明治初期から神楽坂周辺の土地を集積し、地主層として地域開発の一端を担う主要な主体として影響力を発揮していた。また、下宮比町から神楽河岸を拝借した菊池栄造や、飯田河岸に移り住む以前に猿楽町を所在とした芹沢半蔵などのように、旧武家地跡に成立した新開町のなかで商業的な展開を見せた人物が、近代の河岸地拝借人として影響力を発揮していく様子も見られる。こうした動きは、武家地再編という明治初期の都市的動向が、水辺空間の変容と連関する問題であったことを示唆している。

さらに、市ヶ谷濠・牛込濠周辺の土地所有の変容からは、水辺としての場の特性が、屋敷地の形成や神楽坂の発展など、地域全体の輪郭をかたちづくっていくうえでの重要な根拠となっていたことが明らかとなった。外濠方向に開放的に構成された屋敷地や、神楽河岸を介した神楽坂の発展、さらには土手に築かれた近代建築による新たな風景の獲得にいたる動向は、開発主体側が水辺としての特性を読み解き、自発的に水辺の空間を築いていく過程であった。本研究では、土地所有を前提とした都市組織の変容から、その解明を試みた。こうした視点から、水辺の持つ風致や境界性といった歴史的特性、さらには地勢的な問題といった、河岸地を通じた直接的な結びつきとは異なる次元での、水陸の一体的な空間利用が抽出された。

近代河岸地拝借人によるそれぞれの所在地での都市的な展開、さらには土地所有者による水辺を意識した開発行為から、彼らが水辺のみで完結しない地域変容の担い手でもあったことが明らかとなった。こうした都市空間改変の主体としての水辺利用者の存立と、彼らの意向を受け止める場としての水際、そしてそれを一体的にみたときの水辺空間の動きは、明治期に成立した地域の新たな空間特性として指摘することができる。都市空間の生成と変容の過程に対して、水辺という視点を挿入することで、近代における東京の発展過程の一端が明らかとなった。

### 外濠・神田川から見た近代東京

本論文では、外濠・神田川をめぐっての水際の動向を、そこに作用する主体の存在と、彼らによって再構築される水陸の相互の結び付きから、都市構造が変容していく過程に検討を加えてきた。ここではその視点をさらに広げ、明治期東京の全体像のなかで捉えたときの、水辺としての外濠・神田川の意義について考察を加えたい。

これまでの整理でも明らかとなっているように、明治期の外濠・神田川に作用した様々な動向のなかで特に重要なことは、土手の利用者がその周辺地域の改変・再編を促進するひとつの駆動力となっていたという事実である。神楽河岸で見られた升本喜兵衛による神楽坂での開発や、飯田河岸の芹沢半蔵のような三業会の開発は、水辺利用者である河岸地拝借人が、既存の地域構造を転換させていく主要な主体であったことを示している。それまで城郭であった外濠・神田川の土手が、近代においてそれまでの制約から解放されたとき、明治期の法制度のなか

で再び構造化されながらも、自発的に水辺を取り込み地域のかたちを変えていった主体こそ、まさに近代に出現した水辺の利用者であった。その際、水陸の相互の結びつきは、土地所有という観点から見れば、旧武家地の土地集積による不動産開発であるし、空間利用の実態として見たとき、隣接する稼業用地として取り込まれた地先の土手利用や、河岸地内のみで展開するひとつの町のような利用といった様態を見いだすことができる。

外濠・神田川の場合、近世から近代へと転換することで、その機能・意味を大きく変異させているという点が、こうした動向を見ていくうえでの前提として重要である。周辺の大部分を占めた旧武家地の変容、加えて武家屋敷跡に設置された近代施設の誕生など、外濠・神田川の存在は、周辺の地域構造の転換と密接な関係を築いている。おそらく、東京という都市全体でみた場合においても、これほど水陸の空間変容がダイナミックに連関しながら展開した地域は、他には見られないのではないか。日本橋などの水運の強化を前提とした地域変容を、近世からの連続的な展開としてみれば、外濠・神田川でみられた変容は、そうした連続性も内包しつつ、一方では開発主体や空間利用の新規性も兼ね備え、江戸にはみられない新たな都市像が生成されていく過程であるといえよう。近世以来の舟運利用や土手の地先利用から、工場生産や遊興といった近代のアクティビティ、さらには鉄道の敷設やターミナルの設置をはじめとした近代事業など、それを統合しながら全体を築いていった外濠・神田川という場所の意義は、東京のなかでも特異で、また同時に重要な水辺であったことを指摘できる。

神田川の舟運量が近代以降に増加したことは本文中でも既に触れたとおりであるが、こうした水路としての性格が強化されながらも、同時に周辺地域、特に旧武家地の再編過程に与えた影響から、単に水路としての実利的な側面のみならず、より多様な意味を内包しながら都市空間に影響を与えてきたことが、近代東京にとっての外濠・神田川という場所の重要な意義である。言い換えれば、武家地、町人をはじめとした近世城下町の骨格を失った東京が、再度その基盤を構築する際のひとつの軸としての役割を担ってきたのが、水辺としての外濠・神田川であった。近代の生活空間としての市ヶ谷・飯田橋地区の生成、河岸地を拠点とした商業地や盛り場としての神楽坂の生成、さらには水辺の風致や景観といった意識的な側面や鉄道用地をはじめとした近代事業との関連など、諸要素の有機的な影響関係のもので全体の基盤は築かれていく。こうした多面的な姿を備えつつ、江戸以来の下町商業地と、近代の象徴としての山ノ手を接続し、東京全体のひとつの軸となっていく一連の動態を、近代東京のひとつの局面として位置づけたい。

### 都市にとっての水辺とは

以上の成果を踏まえながら、都市にとっての水辺の意味を考えてみたい。本研究を通じて、水辺は都市空間における様々な生産活動や営為を受容する場であることが見えてきた。地先の物揚場として取り込まれる、土地運営のひとつの選択肢として取得される、さらには都市風景として獲得される場合など、その様態が多様であることが、水辺空間の最大の特徴である。こうした特性は、逆の見方をすれば、水辺の存在が都市内での様々な活動にとっての根拠となりうることを示している。人間活動に不可欠な資質を根源的に備えた水にとって、都市空間と物理的に接触する直接の結節点を土手とするならば、この水際の土地に対して作用する人間の営

為が、地域のかたちを築き上げていくという見方ができる。

さらに、この水辺は土地所有や土地利用の代謝が高く流動的であるが故に、その空間の輪郭自体も頻繁に更新されていく。周辺地域と水辺がこのような関係にあるとすれば、都市空間の変容といった動的な変化を、積極的に促していく存在としても水辺を位置づけることができる。つまり、つねに揺れ動く都市空間の挙動を、共鳴しながら拡幅し、全体の運動をより一層掻き立てていくうえでのひとつの核として、水辺という場の姿が浮かび上がる。外濠・神田川においても、水の持つこうした柔らかな性質が、人々を惹きつけ、その活動を受容することで、つねにその姿を変容させていく流動的な空間の様子を読み取ることができた。土手という場所の持つ歴史性や地勢的な条件に左右されながらも、個人事業から近代の公的事業まで幅広く人々の営為を受け止め、水と陸の結節点にあって両者を緩やかに結び付ける潤滑油として、地域構造の変容に重要な役割を果たしてきた。

また、本論文では詳細に検討することはなかったが、水の持つ危険性や畏怖の対象としての側面を考慮することも、都市の水の意味を考える際には重要なことである。水陸を結び付ける潤滑油としての水辺という場の特殊性は、こうした負の側面を持ちあわせることによって、その存立基盤が容易に解除されかねない不安定な場であったことが、前提として関係している。今回、外濠・神田川で見られたような空間の動的な変化は、こうした不安定な場を管理・コントロールしようという公的な立場からの視線と、むしろそうした条件を乗り越え自発的に自らの営為のなかに取り込もうとする人々からの視線という、双方のせめぎ合いのなかで進行してきた動きである。本論文で触れてきた外濠・神田川を介しての両者のせめぎ合いの様子は、単にひとつの水辺をめぐる個別解を示すものではなく、様々な地区でも対応できる、都市の水辺における普遍的な動向として位置づけられる。こうした立場から見たとき、都市にとっての水辺の意味とは、こうした流動性を備えながら水陸を緩やかに結び、地域ないし都市そのものの発展・変容に寄与していくひとつの力点であると定義することができるであろう。

#### 外濠・神田川地区の再生に向けて

本論文では、外濠・神田川を通じて都市にとっての水辺の意味を問いてきた。これまでの整理を通じて見えてきたのは、外濠・神田川という地区が、東京という都市が発展を遂げていくうえでの重要な拠点であったという事実である。水陸の密接な関係は、江戸から東京へと転換し、現在まで通じる東京の基盤となる部分を築きあげることに大きく貢献してきた。こうした見方は、これまで歴史遺産として、保全という観点からの評価に留まっていた当地区の価値を、濠だけでなく周辺地域も含んだ一体的なものへと広げ、より意義深い地域像を提示することに寄与できると思われる。水陸の相互の関係で見られた、動的で更新を繰り返しながら地域の発展を後押ししていく、こうした水辺空間の在り方を再評価し、その歴史的なメカニズムから得られた知見を考慮しながら、外濠・神田川地区の再生に結び付けていく、積極的な取り組みがいま必要であろう。

しかし、外濠・神田川とその周辺地域を取り巻く状況は、水辺再生という点においてはひどく立ち遅れ、多くの問題を抱えていることは否めない。序論で示したとおり、外濠・神田川はこれまで、水辺としての評価がほとんど進んでいなかった。神田川下流域では、船着き場の設

置や、旧萬世橋停車場跡の再開発などもあって、新たな展開を幾つか見ることが出来るが、本論文で対象とした地区では、事態が硬直化し、具体的な動きは立ち現れていない。そればかりか、近年では土手への立ち入りすら禁じられてしまい、問題の根は深いように思われる。こうした硬直化した空間の状況を、上記のような視点に立ちながら今一度解きほぐし、都市活動の主要な舞台として積極的に位置づけ、地域との結びつき再構築していくことが求められる。

本研究の成果、即ち都市空間における力点としての外濠・神田川の意義を、こうした状況を乗り越えていくうえでのひとつの足がかりとしたい。流水が決して腐らないように、水辺の存在が活発な人間活動を引き寄せ、都市空間の代謝を促すとすれば、こうした原理から新たな地域像を導くこともまた可能であろう。かつての外濠・神田川の水辺空間を一方的に褒め称える郷愁的な思想に陥らず、紐解かれた空間の仕組みから、新たな水辺の在り様を求める創造的な視点をより深めていきたい。

## 8-2 論文初出

### 第1章 序論

(新稿)

### 第2章 制度・管理体制からみる近代における外濠・神田川の土手空間

(新稿)

### 第3章 周辺地域に取り込まれた土手

—明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程

(原題「明治期における神楽河岸・市兵衛河岸の成立とその変容過程」『日本建築学会計画系論文集第80巻・第712号』2015年6月、pp. 1483-1492をもとに加筆)

### 第4章 独自に展開する土手空間

—明治期における飯田河岸の成立とその変容過程

(原題「明治期における飯田河岸の成立とその変容過程」『日本建築学会計画系論文集第81巻・第720号』2016年2月、pp. 509-518をもとに加筆)

### 第5章 市ヶ谷濠・牛込濠の変容

—甲武鉄道の敷設事業からみる近代外濠空間の成立—

(新稿)

### 第6章 河岸地から見た周辺地域の変容

(新稿)

### 第7章 水辺の存在から見る都市組織と都市風景の変容

(原題「江戸東京のまち「外濠」—復元的考察から読み解く近代の空間・生活とその歴史性」『平成22年度「千代田学」調査・研究実績報告書』法政大学エコ地域デザイン研究所、2011年3月、pp. 35-111をもとに再構成)

### 第8章 結論

(新稿)

## 8-3 謝辞

自分が歩んできた道を、建築関係以外の友人や知人に伝えるとき、「都市の水辺研究」という言い方をすると大概是意外に思われてしまう。著者の舌足らずに問題があるとはいえ、一般的に「建築」というと、建物のデザインや構造設計といったものが最初に思い浮かぶらしい。無理もない、かく言う自分自身も、建築学科に入るまでは同じような考えだった。

建築学科は多忙である。毎週のように設計課題の提出に追われ、薄暗い製図室のなかで汗を拭い製図台へと向かった日々は、今でこそいい思い出だが、当時の自分に余裕はなかった。徐々に建築生活に慣れてくると、今度は少し生意気になって、「建築を造る意味とは？」なんてことを考えるようになる。青さゆえの驕りに違いないのだが、製図や模型の作成に奔走するばかりで、生の建築の持つ迫力や感動と、自分が「設計」と思い込み取り組んでいる桌上的「建築」とが、あまりに乖離していることへの不満が募っていたのかもしれない。

そんな中で取り組んだのが、片瀬海岸の海の家のフィールドワークであった。学部3年時の授業「都市史演習」の課題の一環であったが、それまで何もなかった海岸線に、日ごと建築（小屋）が建ちあらわれてくる様子は、生きた空間の迫力として今でも鮮明に心に焼き付いている。調べてみると、組合ごとのテリトリーや運用形態の違いもあるらしく、建築を成立させるうえでの可視化されない諸要素、とりわけ地域と歴史との関係が深く根付いていることを実感した。建築と向かい合う自分なりの手掛かりを得て、私は建築や都市の歴史・意匠を専門とする高村雅彦教授の研究室の門戸をたたくことを決め、このときから外濠・神田川に関する研究にのめり込んでいった。

しかし、なぜ外濠・神田川だったのだろうか。思い返してみると、生まれ育った富山県の生家は、小さな山すその集落だったが、いつもそばに水が寄り添い絶えずせせらぎの音が聞こえる、そんな町であった。地区中を巡る舟倉用水は、江戸の文化年間に開削された現役の灌漑用水であるが、幼少期の自分にとっては格好の遊び場ただけでなく、地域のかたちや場所を教えてくれる羅針盤でもあった。高校生になって行動範囲が増えても、自転車での通学路の道すがら、常に傍にあって自分の居場所を思い起こさせてくれるのが、常願寺川と神通川というふたつの大河だった。そんな水の原風景が、これまでの研究活動の潮流をかたちづけてきたのかもしれない。

こうした幼少期からの経験のひとつひとつが、今回の博士論文の執筆までつながっていると、妙に感慨深い気持ちになる。もちろんまだまだ課題も多く、より一層の努力が必要なことは言うまでもない。しかし、新たなスタートラインに立ったという身が引き締まる思いの一方で、ひとまず書き終えたのだという安堵感と、そして何よりお世話になった方々への感謝の念がこみあげてくる。

まず、研究のみならずあらゆる面において終始ご指導いただいた恩師、高村雅彦先生には感謝の思いが尽きない。建築・都市研究の面白さと魅力、またときにその厳しさを長きにわたってご教示いただいた。私が研究の道に進むことになったのは、ひとえに高村先生の存在が大きいの。

都市にとっての水の重要性を常に社会の先頭に立って説いてこられた陣内秀信先生と、近い環境で研究に取り組むことができたことは、私にとって何物にも代えがたい貴重な財産となっ

た。陣内先生には、研究に対して示唆に富むアドバイスを頂戴したばかりか、法政大学エコ地域デザイン研究所での地域活動を支援していただくなど、多岐にわたって後押しをしていただいた。深く感謝申し上げたい。

同研究所での活動に際しては、福井恒明先生にも大変お世話になった。大学院の専攻が異なるにもかかわらず、外濠研究に関して理解を示していただいたばかりか、大学と地域との連携に際して多大なご支援をいただいた。水辺や河岸地に関して先駆的な取り組みをされてきた岡本哲志先生や、外濠を中心に添えた歴史・エコ回廊の構想を提言されてきた高橋憲一先生にも、多くのアドバイスも頂戴し、研究を進めるうえでの大きな力を得た。本論文のような水辺研究は、先生方のご理解がなければとてもなしとげることではできなかった。

千代田区の小藤田正夫さんには、外濠の近代計画史に関してご教示をいただいたばかりか、地図や写真などの歴史資料を幾つも参照させていただいた。また、神楽坂商店会の福井清一郎さんには、地域の歴史をはじめ貴重なお話を頂戴し、研究に大いに役立てることができた。長く外濠に携わってこられた皆様からのご意見には、ほんとうに多くのことを学ばせていただいた。

研究と並行して取り組んでいた地域での外濠市民塾の活動では、自身の研究の地域に対する意義を考えるうえで貴重な経験となったばかりか、研究の大きなモチベーションともなった。大日本印刷株式会社ソーシャルイノベーション研究所の亀田和宏さん、滝川芳男さん、廣田幸司さん、渡辺安広さん、新宿区立四谷図書館の遠藤ひとみさん、中都留彩音子さん、陣内研究室OGの小松妙子さんとは、外濠市民塾の実行委員として、またときに一人の外濠市民として、地域への眼差しを共感し合うことができた。加えて、外濠市民塾に参加して頂いている地域の皆様のご意見からも、研究活動に関しての多くの刺激を頂いている。これからも外濠地区の未来について有意義な議論ができればと思う。

また、ときに苦しい研究活動をなんとか続けてこられたのは、様々な場面で支えてくれた友人や仲間の存在が大きい。意見や議論を交わすだけでなく、ときにお酒を酌み交わす機会が、私の研究活動の大切な糧となった。心より感謝したい。

そして、最後になったが、自分がここまで好き勝手にやってこられたのは、なによりまず父母の支えと深い理解があったからに他ならない。遠く富山の地でから思いを寄せてれている父母に、心からの感謝の気持ちを伝えたい。

平成 28 年 2 月 28 日 高道昌志